「地域建設産業のあり方検討委員会（福島県）」

報告書

平成 28 年 3 月

一般財団法人 建設業情報管理センター

一般財団法人 建設業技術者センター

目次

はじめに 1

エグゼクティブ・サマリー 2

第１章　建設産業の市場環境

１．建設産業を取り巻く情勢 3

１－１．建設投資について 3

１－２．建設企業について 9

１－３．建設業就業者数について 15

２．建設産業のあり方に関する国の政策・方針 20

２－１．国土政策におけるビジョン 20

２－２．社会資本整備の基本的考え方 23

２－３．地方創生における方向性 24

２－４．建設産業に関する制度改正への対応 26

３．建設産業のあり方に関する企業の方針と過去の取組事例 28

３－１．建設産業の潮流 28

３－２．建設企業の方向性 29

３－３．過去の取組事例 32

第２章　福島県の建設業の現況

１．福島県の人口及び経済状況 38

１－１．人口動向 38

１－２．産業動向 41

１－３．県及び市町村の財政状況 47

２．福島県の建設産業の動向 52

２－１．建設投資について 52

２－２．建設企業について 58

２－３．建設業就業者について 61

２－４．福島県発注工事の概況 64

２－５．東日本大震災の復旧状況 69

２－６．福島県の入札制度の変遷 70

２－７．建設企業に対する福島県の支援制度について 83

第３章　福島県の建設産業の見通し

１．福島県の将来の建設市場環境について 89

１－１．建設投資の将来予測（試算）について 89
１－２．建設業就業者の将来予測（試算）について 92
１－３．福島県の建設産業における人材の過不足について 97
２．建設市場構造や国の方針について 100
２－１．市場構造の現況と今後の市場構造の変化の見通し 100
２－２．国における建設産業に関連する方針 106
３．市場構造の変化を踏まえた起こりうる変化の見通し 111

第４章　福島県の建設産業の維持・拡大に向けた提言
１．課題の整理と方向性 114
２．人材確保の強化 116
２－１．人材確保のために産業界が行うべき取組 117
２－２．人材確保のために県が行うべき取組 122
３．生産性の向上 126
３－１．生産性向上のために産業界が取組むべきこと 126
３－２．生産性向上のために県が取組むべきこと 130
４．市場構造変化（更新投資・維持管理）への対応 133
４－１．市場構造変化に対する産業界の対応 133
４－２．市場構造変化に対する県や市町村の対応 136
５．アウトソーシング/包括化への対応 137
５－１．アウトソーシング及び包括化に対する産業界の対応 137
５－２．アウトソーシング及び包括化に対する県や市町村の対応 138
６．建設企業の組織及び経営基盤強化 141
６－１．建設企業の組織及び経営基盤強化に対する建設業界としての取組 141
６－２．建設企業の組織及び経営基盤強化に対する県や市町村としての取組 142
７．地域毎の取組 143
７－１．浜通り地域における重点施策 143
７－２．中通り地域における重点施策 145
７－３．会津地域における重点施策 147
８．施策の推進方法 149
８－１．建設産業を維持・発展させるビジョン・ロードマップの策定 149
８－２．各施策を統合的に推進するプラットフォームの設立 150
９．その他関係機関への提言 151
９－１．国への支援要望 151
９－２．金融機関との連携強化 152

【資料編】

１．地域建設産業のあり方検討委員会委員 155
２．福島県地域区分 156
３．第１回検討委員会資料 157
４．地域建設産業のあり方検討委員会（福島県）現地視察記録について 167
　４－１．現地視察日時 167
　４－２．参加者 167
　４－３．「協同組合いしかわの風」との意見交換 168
　４－４．「宮下地区建設業協同組合」との意見交換 178
　４－５．「Change！どぼく実行委員会（會津✿美Lady)」との意見交換 193
５．人材確保の取組事例 195

はじめに

(一財)建設業情報管理センター及び(一財)建設業技術者センターは、都道府県からの要望に応えるため、地域ごとの建設産業の特徴を分析した上で、学識経験者等から今後の地域の建設産業のあり方を提言いただき、建設業行政をサポートすることを目的とした「地域建設産業のあり方検討委員会」を平成 22 年度に設置した。設置以来 6 年目にあたる今年度は、平成 22 年度モデル県であった福島県を、再び、モデル県に選定し、検討委員会を設置して報告書を作成することとした。

（委員会の設置趣旨）

福島県の建設産業を取り巻く環境は、平成 23 年に急変した。3.11 の甚大な被災からの復旧・復興事業の実施に伴い、建設投資額が大幅に増加した。その結果、復旧・復興事業が概成した後、反動があるおそれが強い。こうした状況に鑑み、改めて、福島県の建設産業のあり方を調査研究する意義は、大きいと考えられた。

「地域建設産業のあり方検討委員会（福島県)」は、ストック効果が大きいインフラストラクチャの整備・維持修繕の担い手である建設産業の重要性に鑑み、将来の状況を見通し、県内各地域の特性に十分配慮しつつ、福島県の建設産業のあり方及び県、建設業界等の取組みのあり方を可能な範囲で具体的に示すことを目的として設置した。

（調査研究内容及び調査研究方法）

建設業を取り巻く情勢、福島県の社会・経済情勢、建設産業の動向等について、全県及び県内地域別に各種データを収集・分析するとともに、その結果を基に、福島県における建設投資の将来予測を行った。また、それらを踏まえ、地域建設産業のあり方にを多角的に考察し、望ましい方向とそれを実現するための方策を提言した。

調査研究に当たっては、合計 3 回の会合において、各委員から有益なご意見を頂くとともに、委員が、郡山市及び会津若松市へ出張し、協同組合いしかわの風幹部、宮下地区建設業協同組合幹部、Change！どぼく実行委員会（會津✿美 Lady）の女性建設技術者、福島県幹部及び(一社)福島県建設業協会幹部の皆様と意見交換会を行った。

この場をお借りして、多忙な中ご対応頂いた福島県の皆様に、深く、感謝申し上げます。

エグゼクティブ・サマリー

- 一般財団法人建設業情報管理センター（CIIC）及び一般財団法人建設業技術者センター（CE）は、都道府県からの、「地域毎の建設産業の特徴を分析した上で、学識経験者から今後のあり方を提言してもらう委員会を開催してほしい」との要望に応え、平成22年度以来モデルとなる都道府県を選び、地域建設産業のあり方検討委員会を設置し、検討を実施し、その成果を公表している。
- 平成27年度は、平成22年度モデル県であった福島県を、再び、モデル県に選んだ。3.11被災からの復旧・復興事業の実施によって、福島県の建設産業の環境は、様変わりした。復旧・復興事業が概成した後には、再度の大きな変化が見込まれるため、ストック効果が大きい社会資本の整備・維持修繕の担い手である建設産業の重要性に鑑み、将来の新しい状況を見通し、浜通り、中通り及び会津各地域の特性に十分配慮しつつ、福島県の建設産業のあり方及び県、建設業界等の取組みのあり方を検討する必要があると認められたためである。
- 「第1章建設産業の市場環境」、「第2章　福島県の建設産業の現況」及び「第3章　福島県の建設産業の見通し」における、我が国の建設投資及び建設産業就業者数の推移、関連法制の整備、政策の拡充等の分析、福島県の建設産業に係る同様の分析並びに福島県における建設投資及び建設産業就業者数の将来見通し、維持更新需要の増大等の分析を踏まえ、「第4章　福島県の建設産業の維持・拡大に向けた提言」を取りまとめた。
- 先ず、福島県の建設産業の課題を、10項目に整理した。
  ① 人口減少及び高齢化
  ② 建設産業就業者の不足が将来的にも継続する傾向
  ③ 建設産業就業者の高齢化
  ④ 女性建設産業就業者の確保が困難
  ⑤ 発注者側技術者数の減少
  ⑥ 他産業と比較し労働環境が悪い。
  ⑦ 将来的に、建設投資が減少する傾向
  ⑧ 市場構造の変化（新設から維持管理・更新投資へシフト）
  ⑨ 自治体の財政状況は、厳しくなる。
  ⑩ 小規模な建設企業が多い。（特に、会津地域）
- 次に、これらの課題を解決する方向性を、人材不足の解消、市場構造変化への対応、官民役割分担の見直し及び組織基盤の強化に大括りした。
- 更に、個別の施策を、次のように提案した。
  - 若年層・女性技術者を中心とした人材不足の解消策を、より一層強力に進める。具体的には、入職者増加策を一層拡充するとともに、生産性の向上（プレキャストコンクリートの活用、ICTの推進、工事発注平準化等）を通じ、建設産業就業者のワークライフバランス及び処遇の改善を図り、建設産業の魅力を高め、入職者の増加及び離職者の減少を図ることが重要である。
  - 更新投資・維持管理業務の拡大、発注者支援業務（アウトソーシング）の増加、発注の包括化の拡大等の動きに早急に対応する。関連する技術・ノウハウを高め、これらの動きに関連して発注拡大が見込まれるCM及びPPP／PFIに係るノウハウの獲得及び実績づくりが重要である。
  - 福島県においては、これらの市場構造変化を踏まえて、地域企業育成を重視した発注の強化、県と市町村の共同発注の拡大等を推進することが期待される。その際、官民間のプラットフォーム（地域の支援機関による中小建設企業支援のための連携体）及び県と市町村共同のプラットフォームを設立し、幅広い連携を進めることが期待される。
  - また、福島県による今後の発注見通しの共有を積極的に図り、各企業が投資を行いやすいように工夫することも重要である。
  - これらの取組みは、浜通り、中通り及び会津各地域の特性に応じて、地域毎に優先順位を決め、取り組むことが、重要である。

第１章　建設産業の市場環境

１．建設産業を取り巻く情勢

１－１．建設投資について

日本国内の建設投資は、平成 4 年度の 84 兆円をピークに減少基調となり、平成 22 年度にはリーマンショック後の急激な景気悪化を反映し、平成 4 年度の半分程度の 42 兆円まで減少している。その後は東日本大震災の影響の下、東北地方を中心とした復興需要や大型補正予算による政府建設投資、景気の回復等により、近年は持ち直している（図表 1－1－1）。また、発注者別にみると、政府建設投資は、平成 2 年の日米構造協議を契機として、内需拡大とそのための公共投資の拡大を図るべく、平成 3 年度から 10 年間で総額 430 兆円の公共投資基本計画が策定され、バブル崩壊後の平成 7 年度からは 13 年間で 630 兆円の規模に見直された。平成 7 年の阪神・淡路大震災の復旧及び復興のための財政支出も重なり、平成 7 年度が政府建設投資のピークとなった。その後、平成 13 年に誕生した小泉内閣は、財政再建を掲げ、歳出削減の一環として公共事業費の抑制政策が進められた。さらに、平成 21 年に誕生した民主党政権では、「コンクリートから人へ」のスローガンのもと、公共事業費の大幅な削減を実施し、平成 22 年度の政府建設投資はピーク時の半分程度まで減少した。次に、民間建設投資はバブル崩壊と共に減少局面に入り、阪神・淡路大震災後の平成 8 年度には一時的に増加に転じたものの、デフレの進行に伴って長期に亘り一貫して減少を辿ってきた。またリーマンショック後の平成 22 年度には、ピーク時の半分以下の水準まで減少した。近年では、東日本大震災の復興需要、防災・減災対策、インフラ老朽化対策、非製造業を中心とした民間投資も増加に転じ、建設投資は増加傾向にあるが、ピーク時と比較すると依然として低い水準である。

図表 1－1－1　政府・民間による建設投資の推移

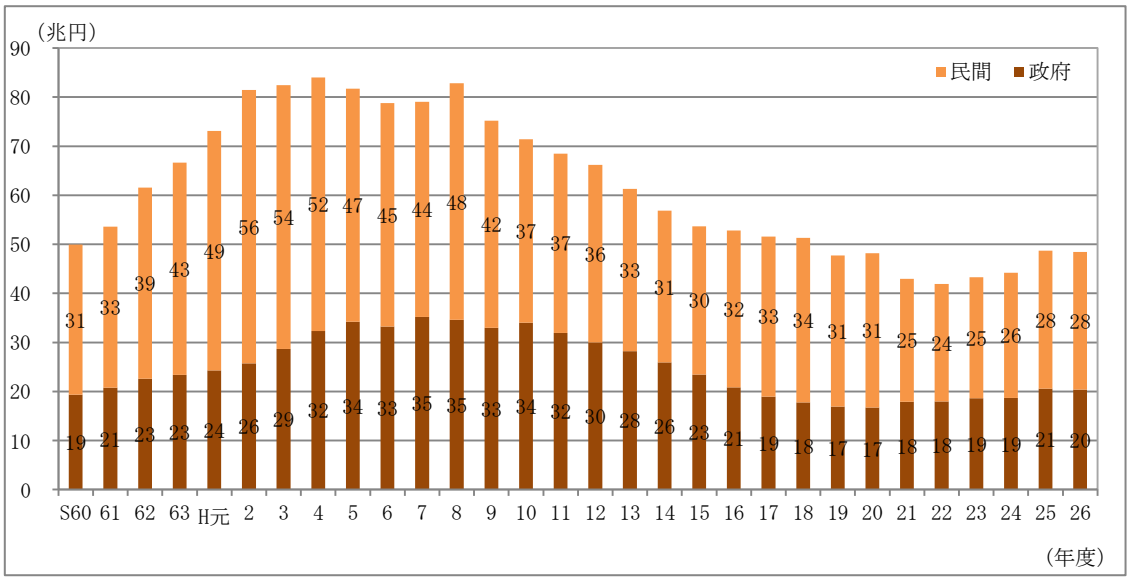

出典）国土交通省　平成 26 年 6 月　平成 26 年度の建設投資の見通し

図表 1－1－2　土木・建築別建設投資の推移

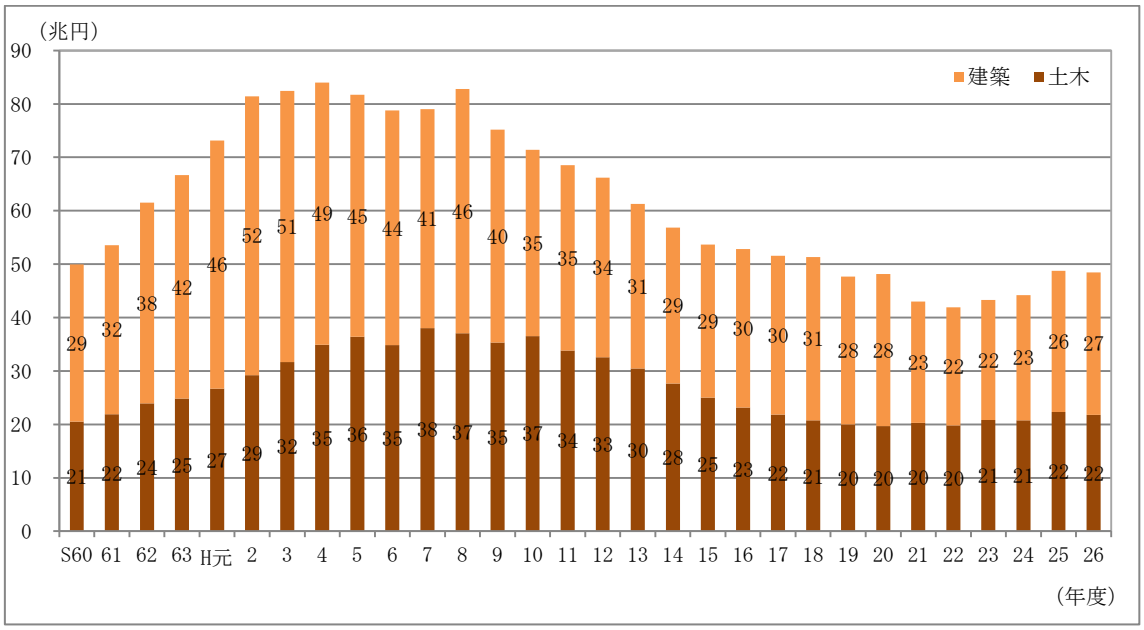

出典）国土交通省　平成 26 年 6 月　平成 26 年度の建設投資の見通し

図表 1－1－3　民間建設投資の内訳

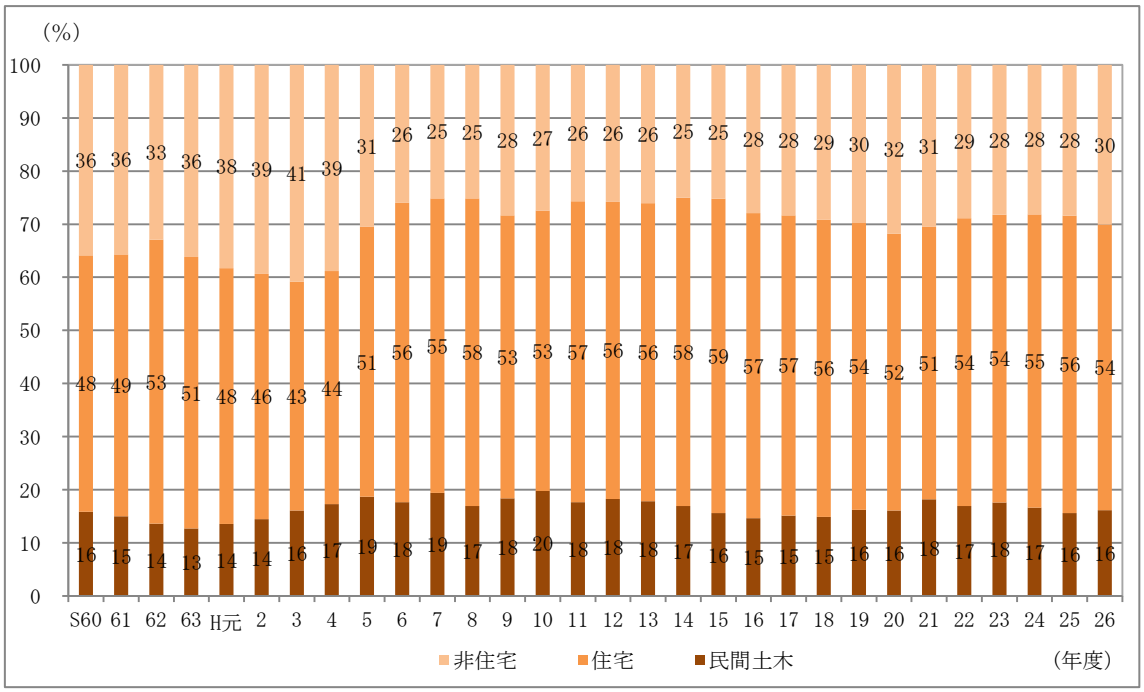

出典）国土交通省　平成 26 年 6 月　平成 26 年度の建設投資の見通し

図表 1－1－4　政府建設投資の内訳

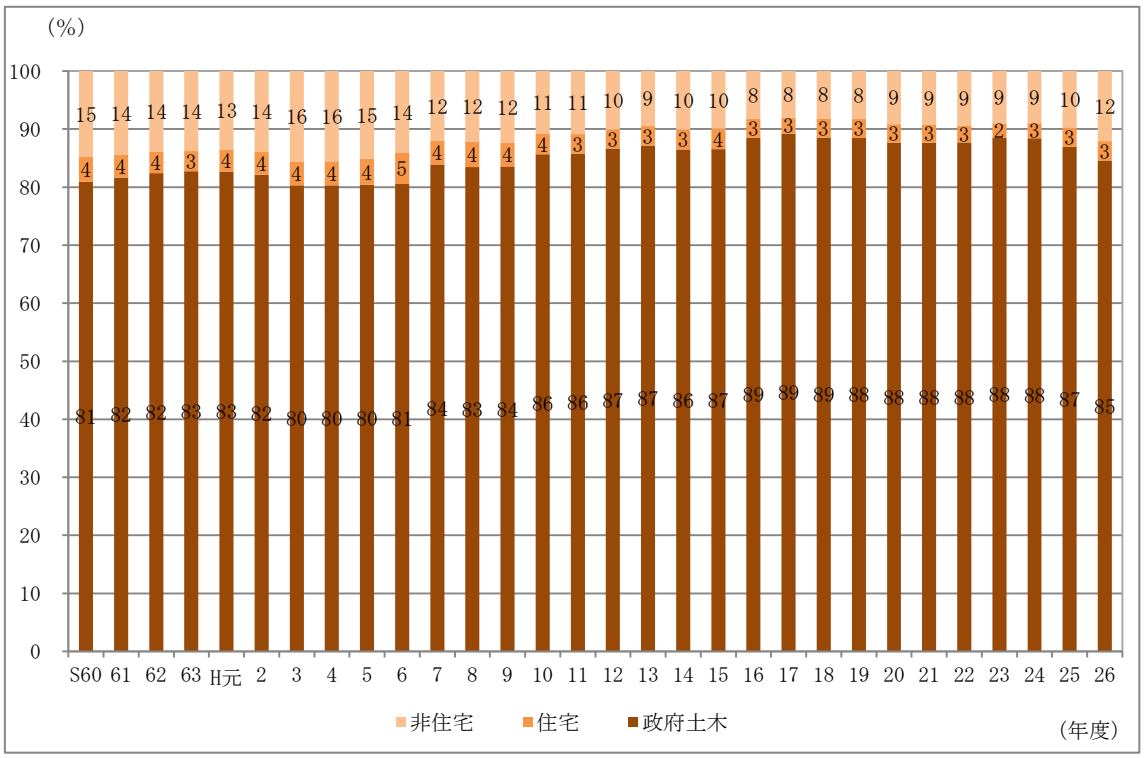

出典）国土交通省　平成 26 年 6 月　平成 26 年度の建設投資の見通し

また、土木及び建築の分野別（図表 1－1－2）でみると、土木関連建設投資は平成 7 年度がピークであり、平成 26 年度はピーク時の約 43%減、建築関連建設投資は平成 2 年度がピークであり、平成 26 年度はピーク時の約 49%減と、持ち直しているとは言え低い水準である。なお、民間建設関連投資については、約 80%以上（図表 1－1－3）が建築関連工事であり、逆に政府建設関連投資については、約 80%以上（図表 1－1－4）が土木関連工事となっている。

図表 1－1－5　新規住宅着工戸数の推移

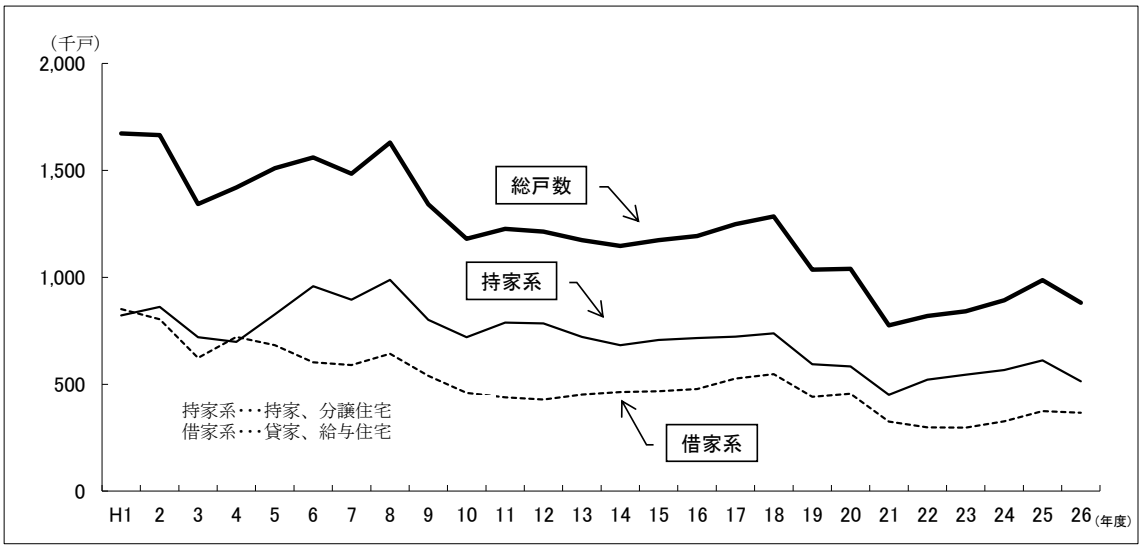

出典）国土交通省　住宅着工統計

さらに、民間建設投資の約 50%以上を占める住宅は、減少基調であるが、消費税率改定前の平成 25 年度に駆け込み需要により増加しており、翌年度の平成 26 年度は反動減となっている（図表 1－1－5)。

前述のように、新規の建設市場の縮小が続く中、安定した需要が見込める維持修繕工事の市場が注目を集めている。建設市場全体に占める割合をみると、平成 12 年度に約 20%台で推移していたが、上昇傾向にあり平成 25 年度には約 30%程度を占めている（図表 1－1－6)。

図表 1－1－6　維持修繕工事（土木及び建築）の推移

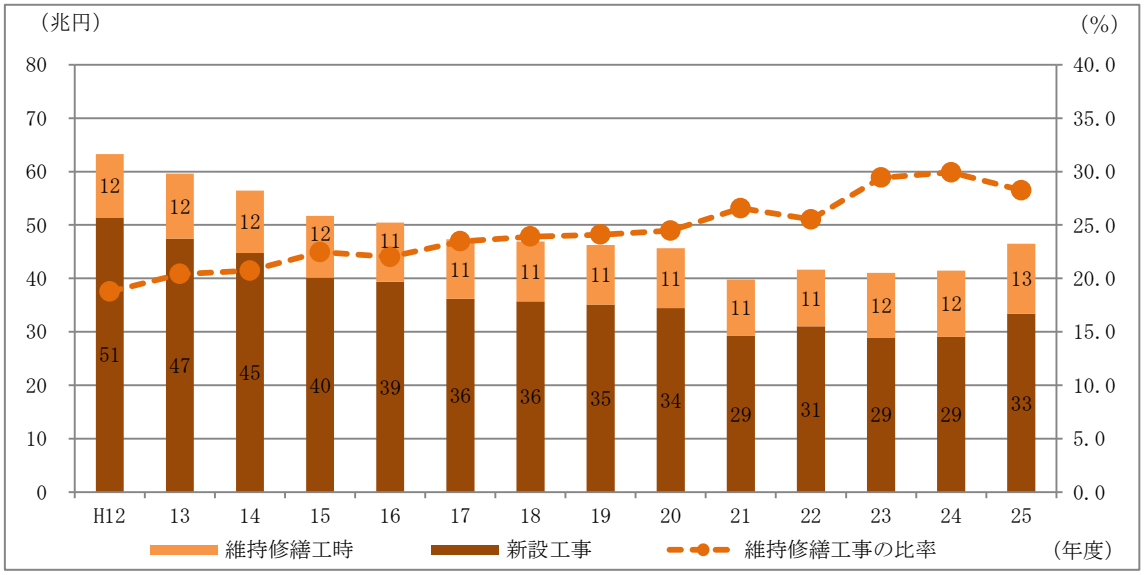

出典）国土交通省　建設工事施工統計

図表 1－1－7　維持修繕工事（土木）の推移

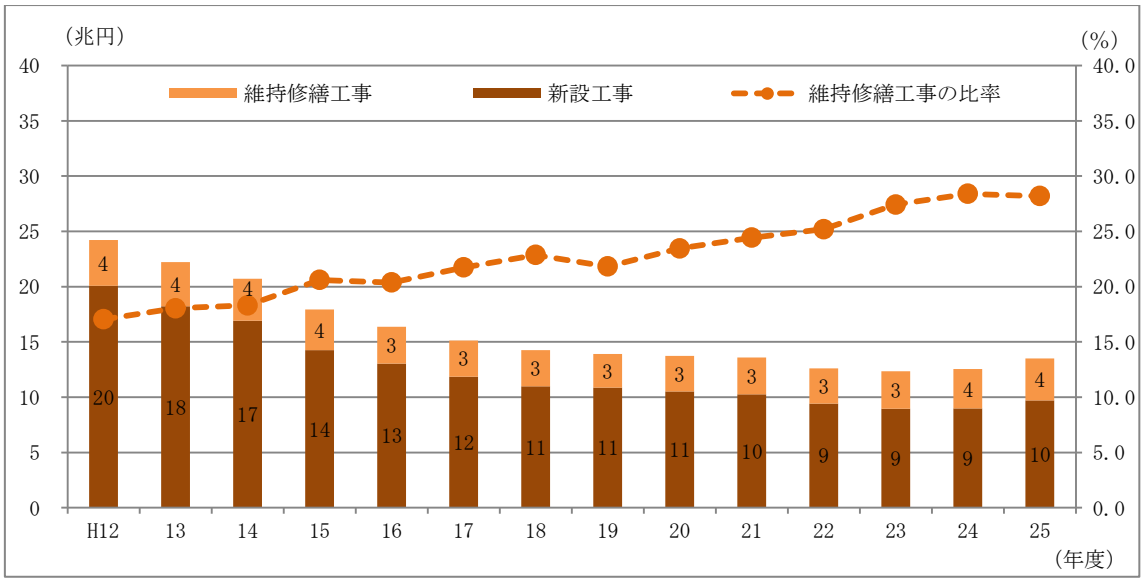

出典）国土交通省　建設工事施工統計

図表 1－1－8　維持修繕工事（建築）の推移

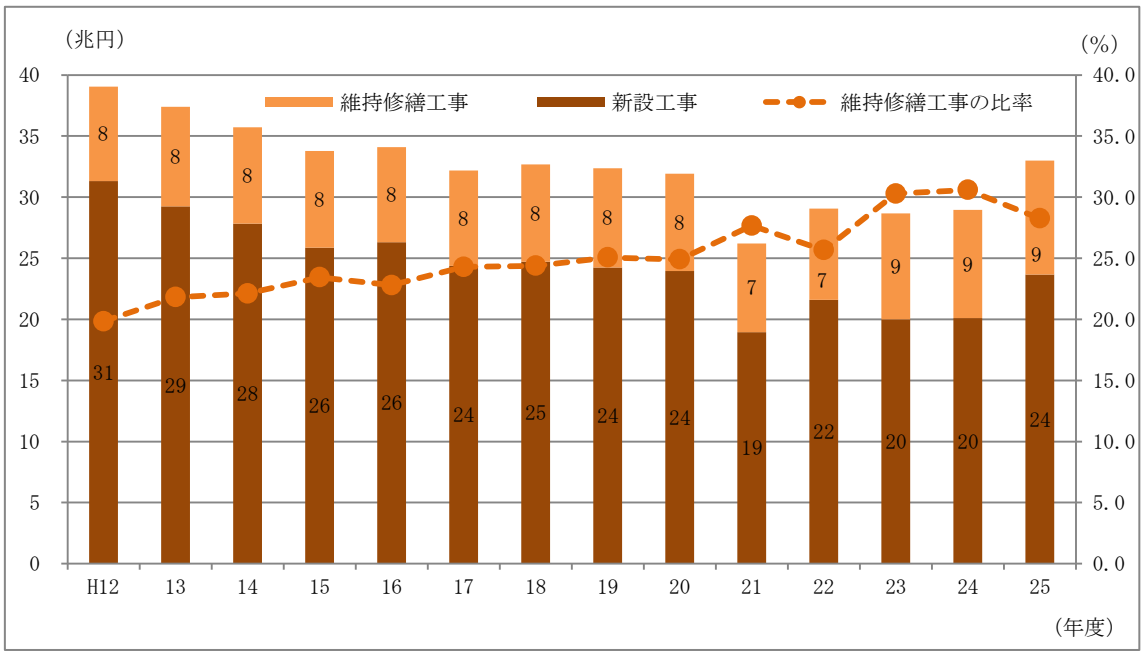

出典）国土交通省　建設工事施工統計

また、土木及び建築別に維持管理市場の動向をみると、土木に関しては平成 12 年度では 17%であったものの、平成 23 年度以降は土木建設投資に占める割合が約 30%程度となっている。一方で建築分野に関しては、平成 12 年度に 20%であったが、土木同様に平成 23 年度以降は建築建設投資の 30%程度を占めている。近年、笹子トンネル天井落下事故以降、インフラ老朽化対策が積極的に進められており、今後も維持修繕関連工事へのシフトが見込まれる。

１－２．建設企業について

建設業許可業者数の推移をみると、図表 1－1－9 に示す通り建設投資の減少基調とともに業者数も減少していることがわかる。また、ピーク時であった平成 12 年 3 月末と平成 26 年 3 月末時点を比較すると、21.7%減少している。なお、平成 25 年 3 月末を底に、平成 26 年 3 月末は前年同月比で 0.2%の増加となっている。

次に、許可種別ごとの推移をみると、図表 1－1－10 及び図表 1－1－11 に示す通り、一般建設業許可者は、ピーク時である平成 12 年 3 月と比較すると 22.1%減少している。また、特定建設業許可をみると、ピーク時である平成 17 年 3 月と比較すると 15.7%減少している。

図表 1－1－9　許可業者数・新規及び廃業等業者数の推移

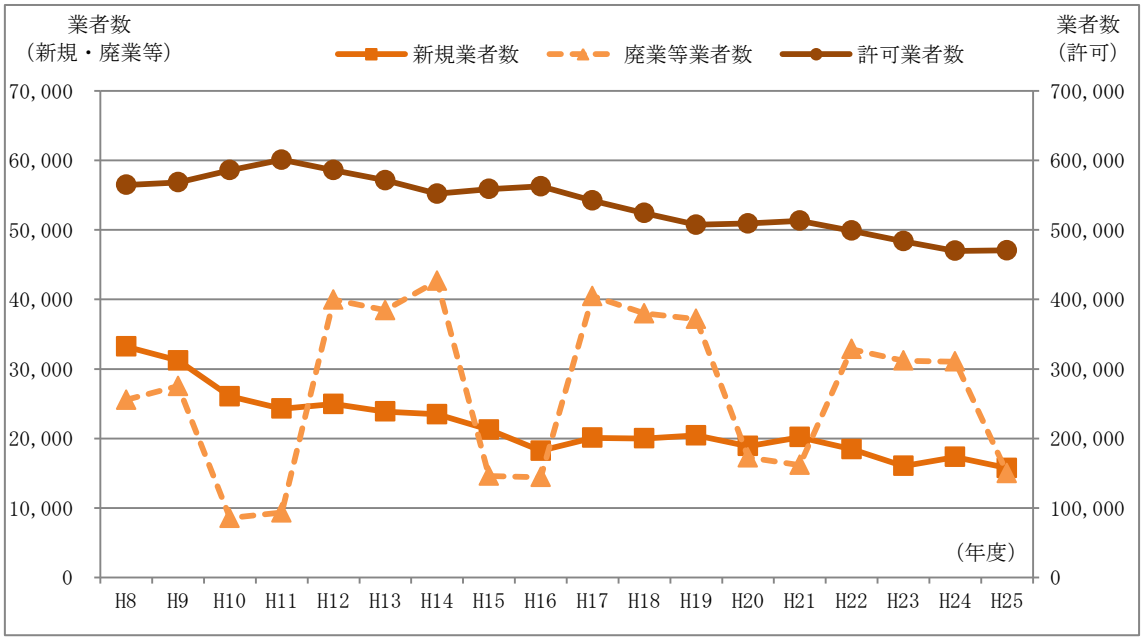

出典）国土交通省　建設業許可者数調査の結果について（平成 26 年 6 月）

図表 1－1－10　一般建設業許可業者数の推移

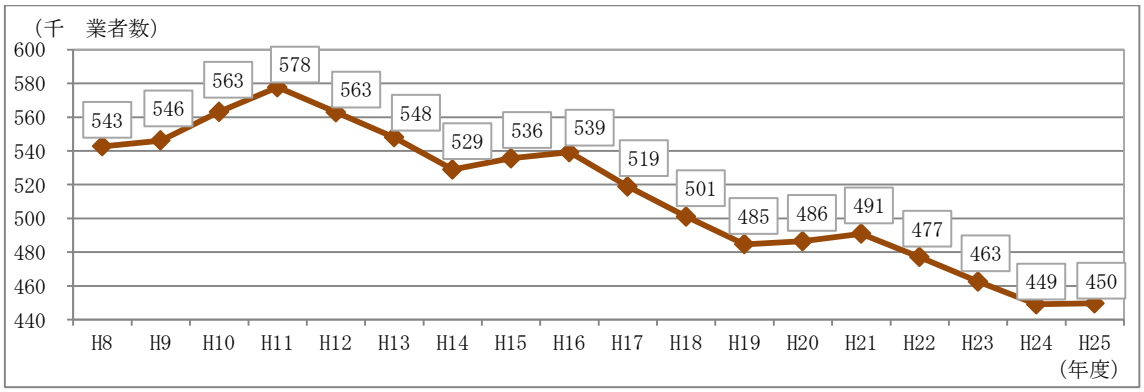

出典）国土交通省　建設業許可者数調査の結果について（平成 26 年 6 月）

図表 1－1－11　特定建設業許可業者数の推移

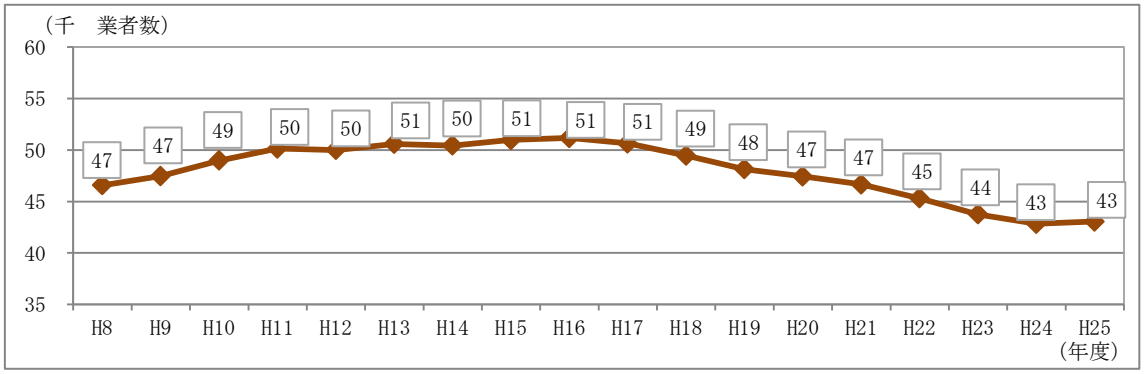

出典）国土交通省　建設業許可者数調査の結果について（平成 26 年 6 月）

資本金階層別にみると、中小企業に分類される資本金 3 億円以下の会社が 99.4%を占めており、半分以上が資本金 1,000 万円未満の法人である（図表 1－1－12）。また、ピーク時である平成 12 年 3 月末と比較すると、個人によるものの多くが廃業しているが、一方で資本金 200 万円以上 300 万円未満の中小企業の増加が顕著である（図表 1－1－13）。

図表 1－1－12　資本金階層別許可業者数（平成 26 年 3 月末時点）

資本金階層	許可者数	構成比	累積構成比
①個人	91,204	19.4%	19.4%
②資本金の額が 200 万円未満の法人	8,972	1.9%	21.3%
③資本金の額が 200 万円以上 300 万円未満の法人	2,161	0.5%	21.7%
④資本金の額が 300 万円以上 500 万円未満の法人	110,632	23.5%	45.3%
⑤資本金の額が 500 万円以上 1,000 万円未満の法人	68,393	14.5%	59.8%
⑥資本金の額が 1,000 万円以上 2,000 万円未満の法人	112,657	23.9%	83.7%
⑦資本金の額が 2,000 万円以上 5,000 万円未満の法人	59,770	12.7%	96.4%
⑧資本金の額が 5,000 万円以上 1 億円未満の法人	11,296	2.4%	98.8%
⑨資本金の額が 1 億円以上 3 億円未満の法人	2,795	0.6%	99.4%
⑩資本金の額が 3 億円以上 10 億円未満の法人	1,406	0.3%	99.7%
⑪資本金の額が 10 億円以上 100 億円未満の法人	999	0.2%	99.9%
⑫資本金の額が 100 億円以上の法人	354	0.1%	100.0%

出典）国土交通省　建設業許可者数調査の結果について（平成 26 年 6 月）

図表 1－1－13　資本金階層別許可業者数の増減（平成 26 年 3 月末時点）

資本金階層	許可者数	許可者数	増減率
	（平成 26 年 3 月末）	（平成 12 年 3 月末）	
①個人	91,204	158,227	-42.4%
②資本金の額が 200 万円未満の法人	8,972	725	1137.5%
③資本金の額が 200 万円以上 300 万円未満の法人	2,161	267	709.4%
④資本金の額が 300 万円以上 500 万円未満の法人	110,632	131,084	-15.6%
⑤資本金の額が 500 万円以上 1,000 万円未満の法人	68,393	64,192	6.5%
⑥資本金の額が 1,000 万円以上 2,000 万円未満の法人	112,657	165,969	-32.1%
⑦資本金の額が 2,000 万円以上 5,000 万円未満の法人	59,770	63,962	-6.6%
⑧資本金の額が 5,000 万円以上 1 億円未満の法人	11,296	10,130	11.5%
⑨資本金の額が 1 億円以上 10 億円未満の法人	4,201	4,796	-12.4%
⑩資本金の額が 10 億円以上の法人	1,353	1,628	-16.9%
合計	470,639	600,980	-21.7%

出典）国土交通省　建設業許可者数調査の結果について（平成 26 年 6 月）

図表 1－1－14　都道府県別建設業許可業者数（平成 26 年 3 月末時点）

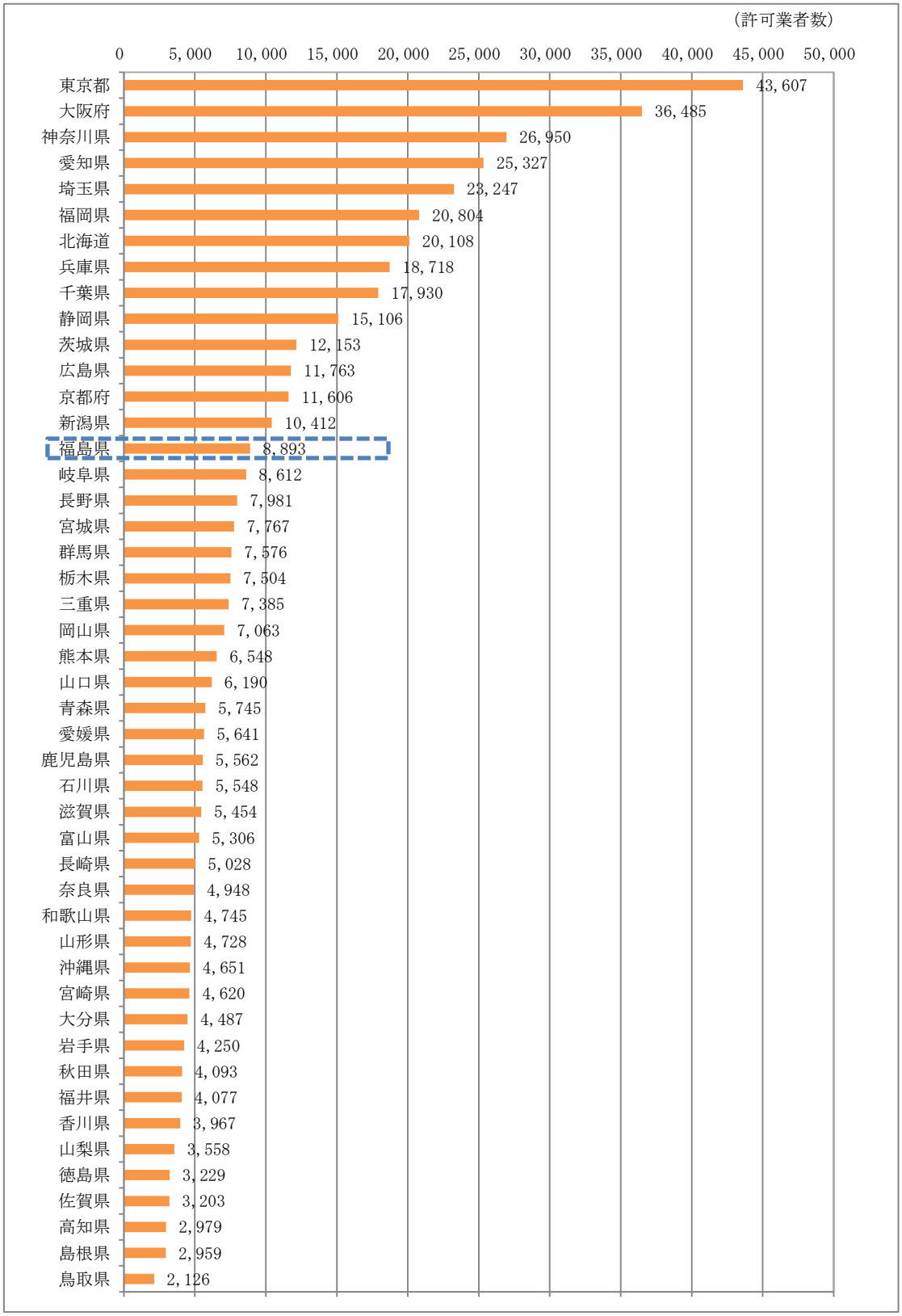

出典）国土交通省　建設業許可者数調査の結果について（平成 26 年 6 月）

図表 1－1－15　都道府県別建設業許可者数増減（平成 12 年 3 月末と平成 26 年 3 月末比較）

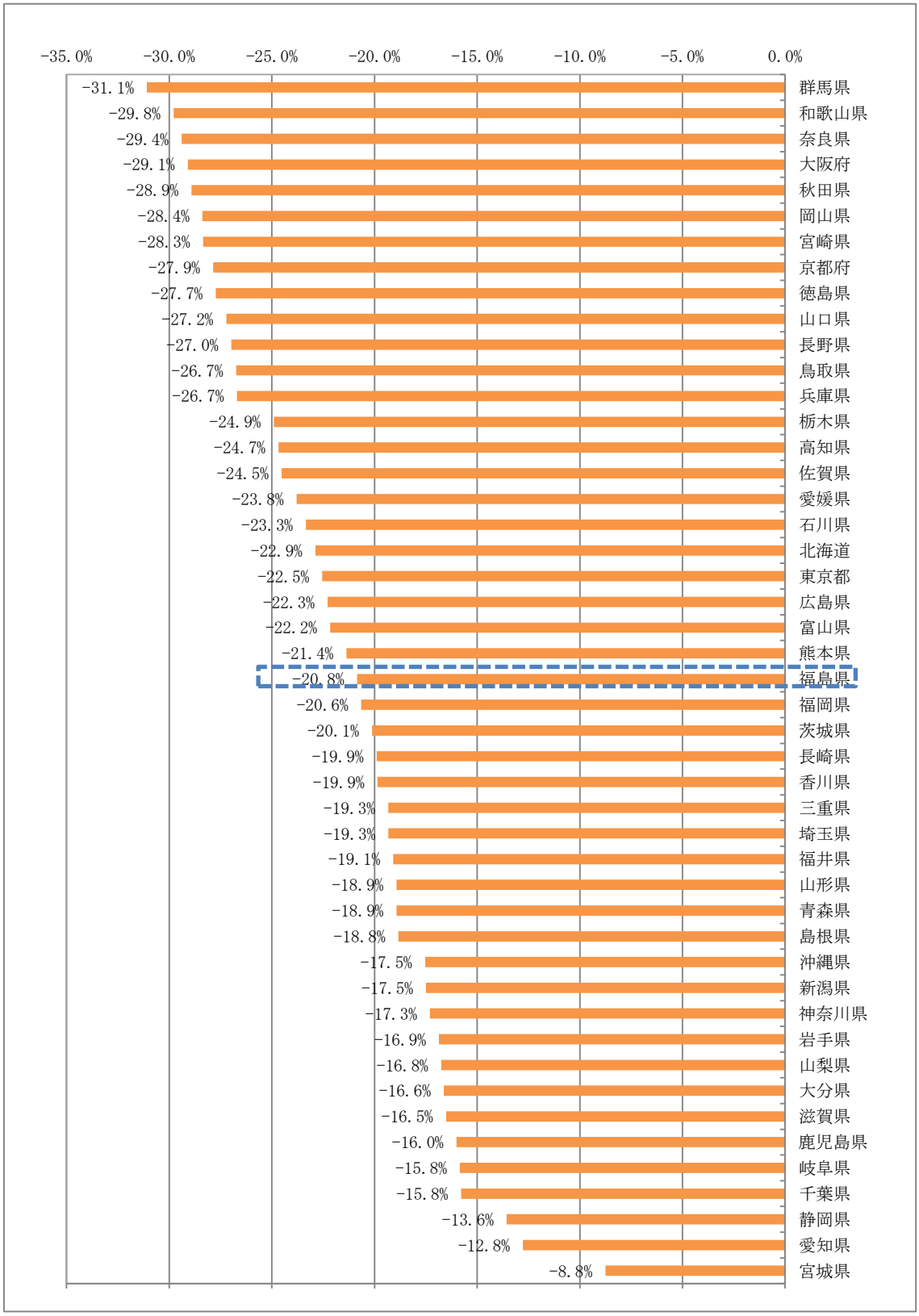

出典）国土交通省　建設業許可者数調査の結果について（平成 26 年 6 月

図表 1－1－14 の都道府県別でみると、東京都は全体の 9.3%、大阪府は 7.8%、神奈川県は 5.7%を占めている。一方で、鳥取県では全体の 0.5%、島根県は 0.6%、高知県は 0.6%で非常に少ない。また、ピーク時の平成 12 年 3 月末と比較すると全ての都道府県で減少している。図 1－1－15 で示す通り、その中でも群馬県（－31.1%）、和歌山県（－29.8%）、奈良県（－29.4%）の減少率が高い。

１－３．建設業就業者数について

建設業就業者数は、平成 9 年をピークに減少基調となっており、ピーク時と平成 26 年を比較すると 26.3%の減少となっている。なお、平成 25 年が減少基調の底であり、平成 26 年は前年比 1.2%の増加となっている（図表 1－1－16）。

図表 1－1－16　建設業就業者の推移

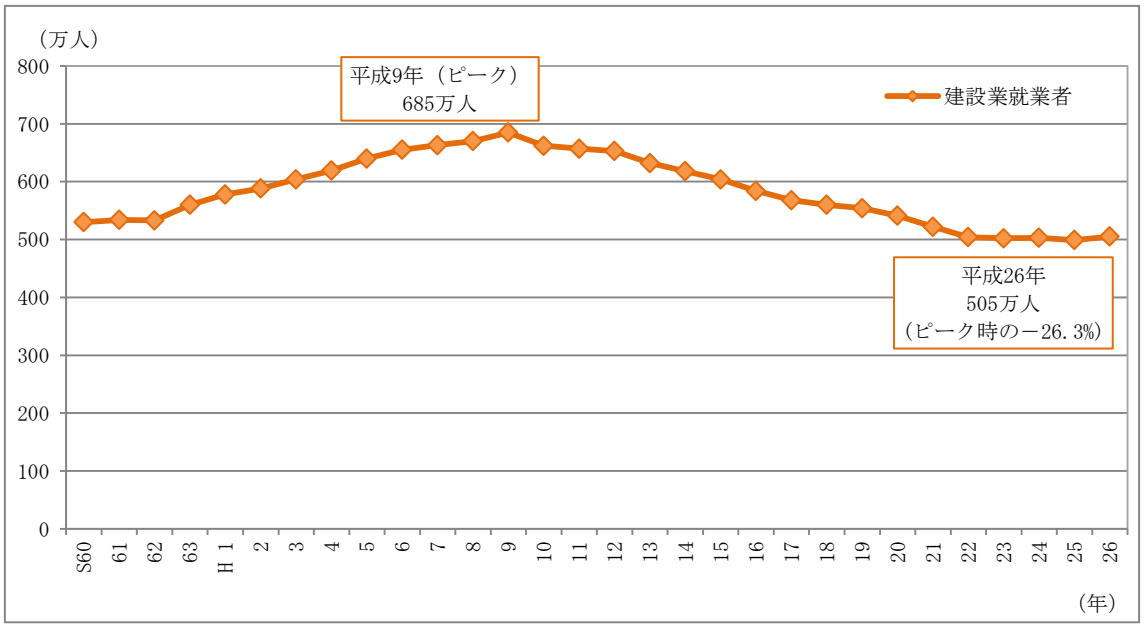

出典）総務省　労働力調査

また、就業者の年齢構成では、建設業は顕著な高齢化傾向であることがわかる（図表 1－1－17）。さらに、全産業及び建設業全就業者に占める 29 歳以下及び 55 歳以上の比率をみると、建設業では全産業と比較して、顕著に若年層の割合が低下していることもわかる。一方、55 歳以上の高齢層は、全産業と比較し割合が高いことがわかる（図表 1－1－18）。

図表 1－1－17　建設業就業者の年齢構成の推移

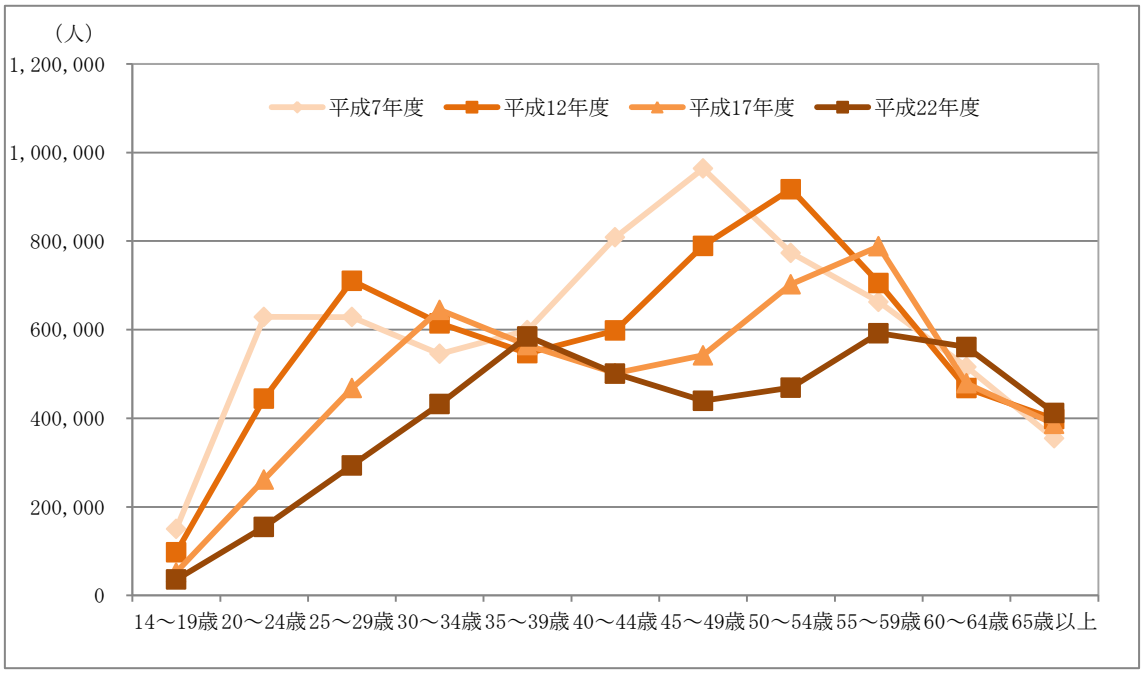

出典）総務省　国勢調査

図表 1－1－18　全産業及び建設業就業者の 29 歳以下・55 歳以上の割合の推移

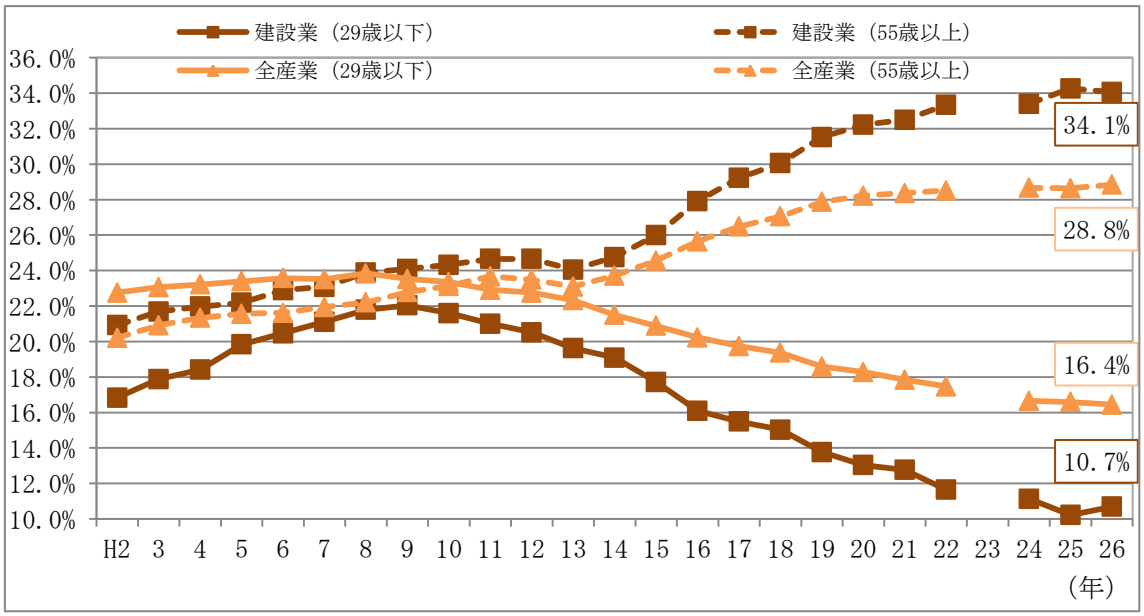

出典）総務省　労働力調査年報（平成 23 年度は、東日本大震災により集計値なし）

次に建設業入職数の推移については、平成 22 年を底に若年層も増加傾向にあることがわかる（図表 1－1－19）。また、入職者に占める若年層の割合については、平成 21 年には平成 12 年の半分程度まで減少したが、それ以降は増加基調にある（図表 1－1－20）。

図表 1－1－19　建設業入職者数の推移

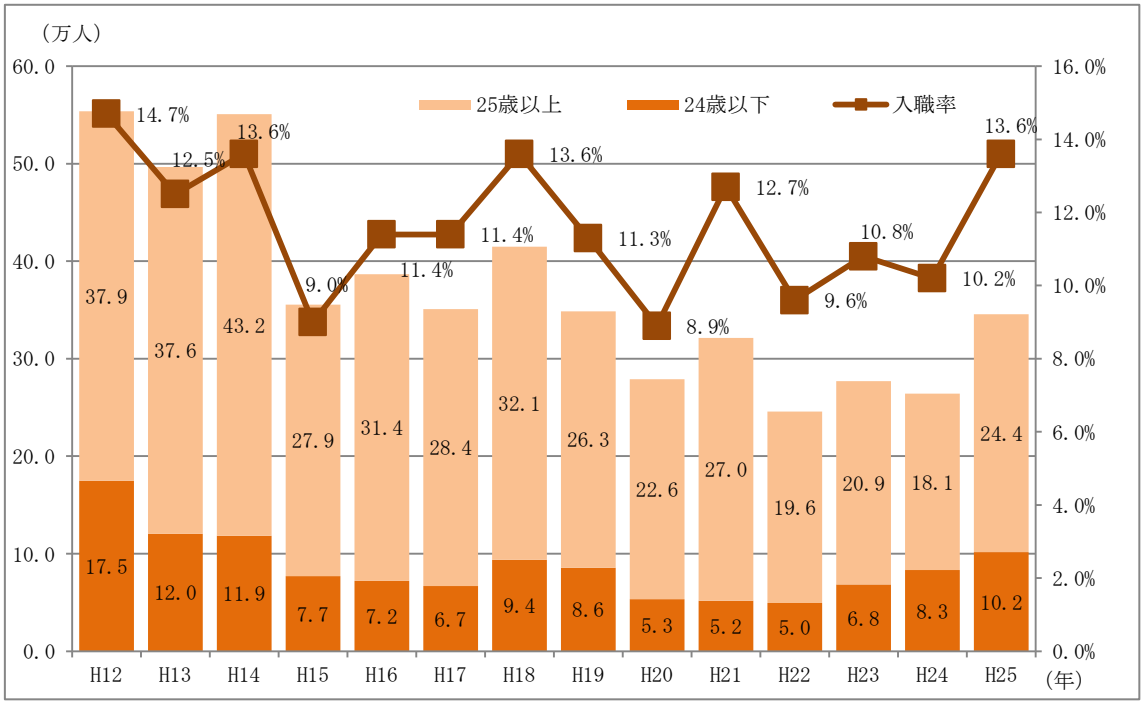

出典）厚生労働省　雇用動向調査

図表 1－1－20　入職者数全体に占める若年層の割合

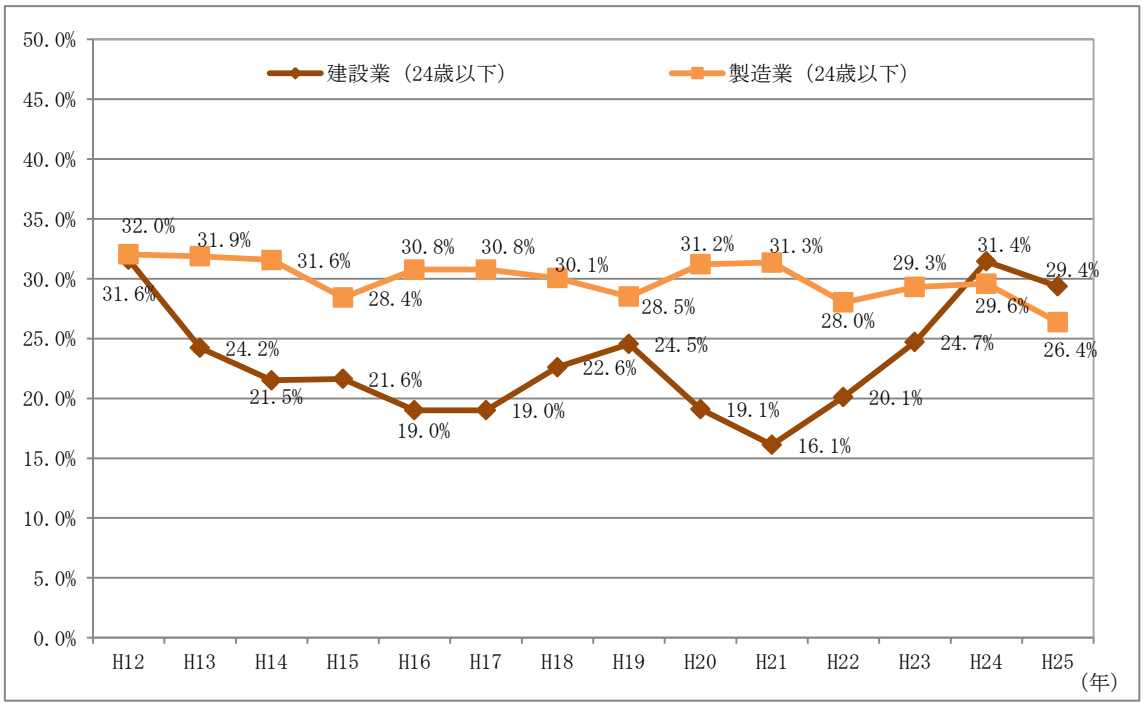

出典）厚生労働省　雇用動向調査

図表 1－1－21　職業別有効求人倍率の推移

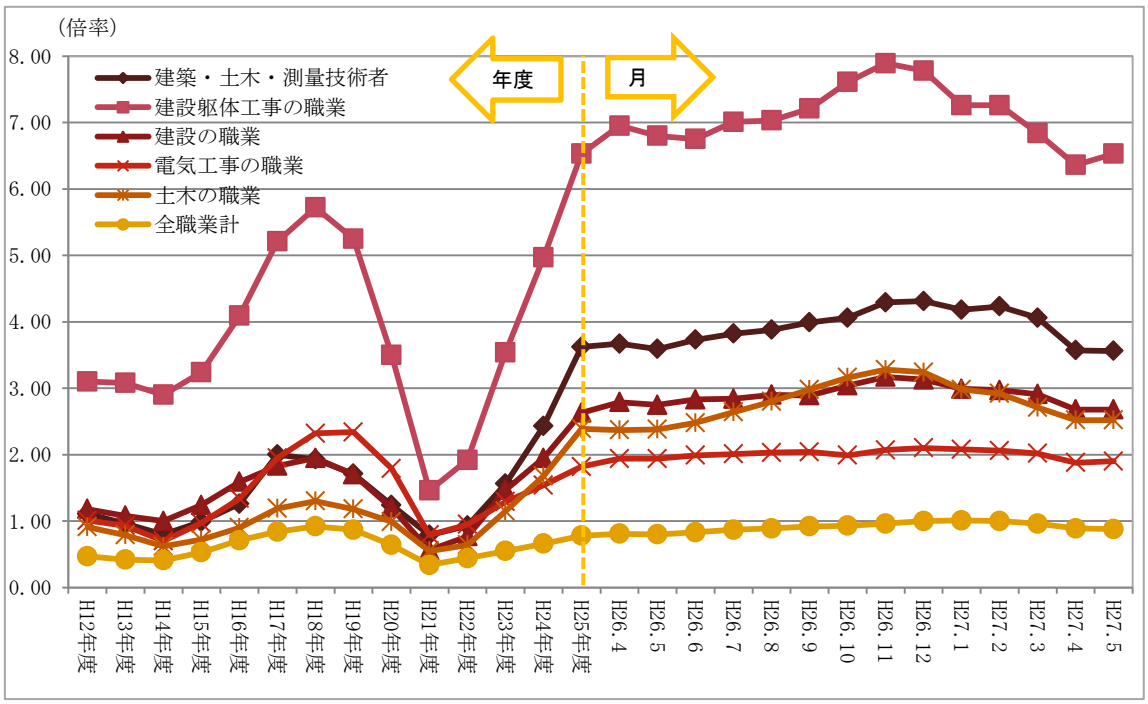

出典）厚生労働省　職業安定業務統計

図表 1－1－22　建設技能労働過不足率の推移（8 職種計）

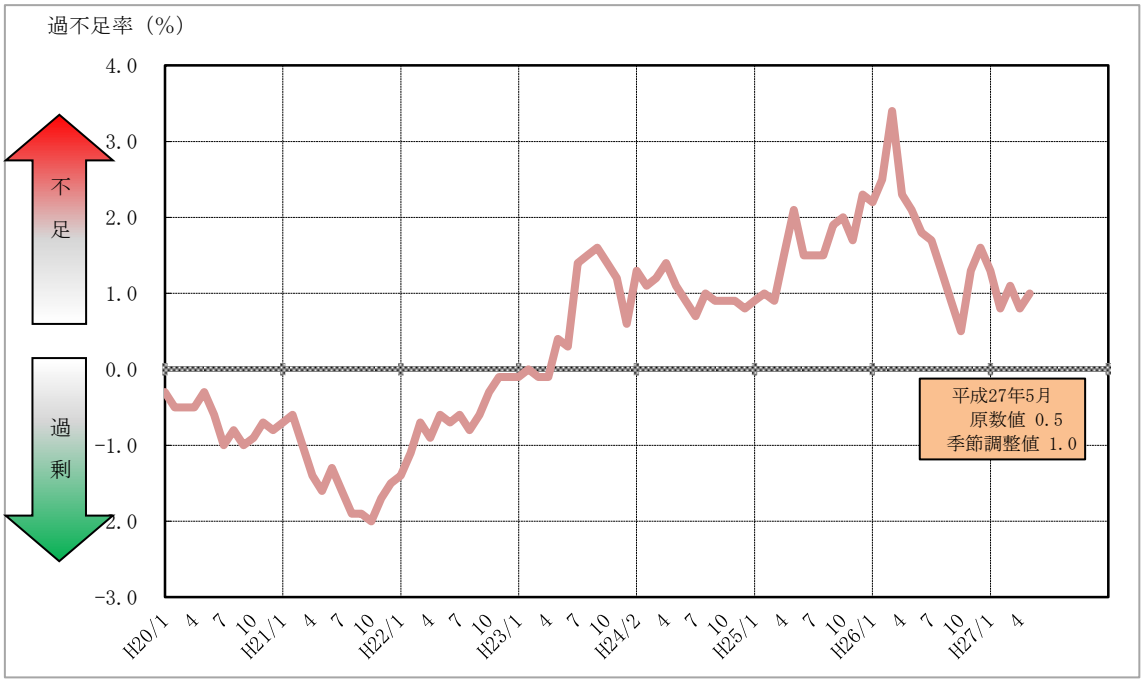

＊8 職種とは、型わく工（土木）、型わく工（建築）、左官、とび工、鉄筋工（土木）、鉄筋工（建築）、電工、配管工

出典）国土交通省　建設労働需給調査

図表 1－1－23　地域別 8 職種計過不足率の推移

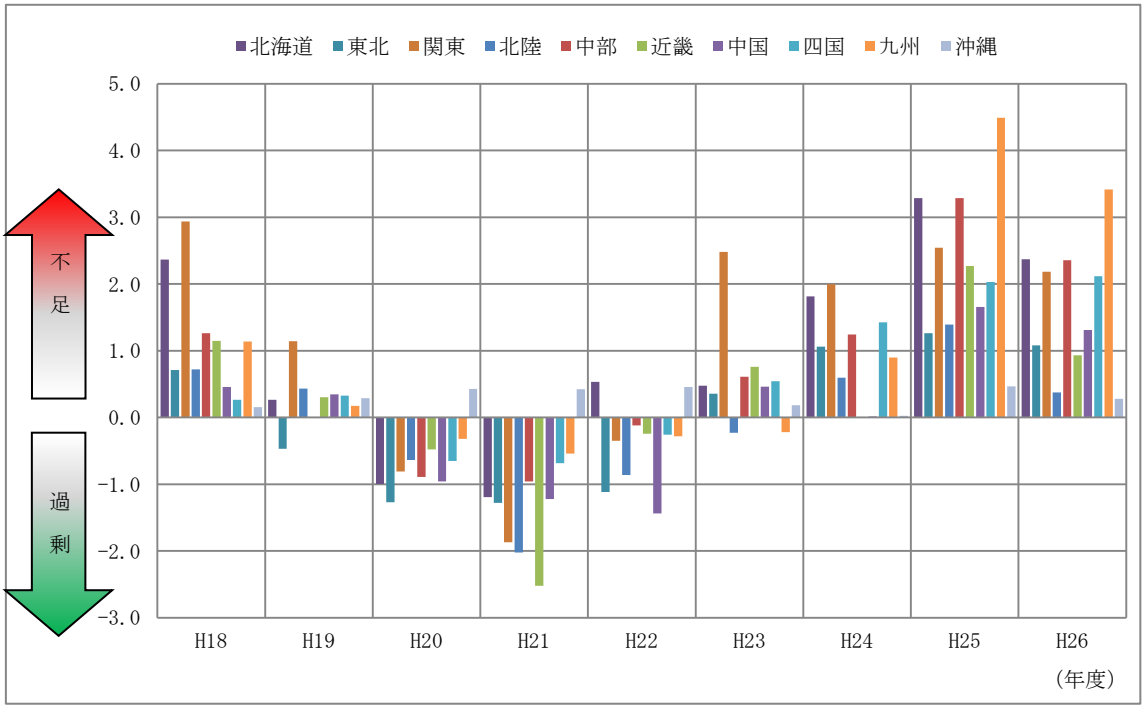

出典）国土交通省　建設労働需給調査

また、図表 1－1－21 の有効求人倍率の傾向をみると、土木系求人倍率は、近年復興需要等もあり高い水準となっている。さらに、技能労働者の過不足率の推移では、東日本大震災以降の復興需要等に伴い技能労働者の不足率が高まっている（図表 1－1－22）。地域別にみても、震災以降各地域で技能労働者不足に陥っている状況である（図表 1－1－23）。

２．建設産業のあり方に関する国の政策・方針

２－１．国土政策におけるビジョン

国土交通省は、グローバリゼーションの進展などの時代の潮流や、急激な人口減少、少子化等の課題を踏まえ、2014 年 7 月、「国土のグランドデザイン 2050～対流促進型国土の形成～」を策定し公表した。本ビジョンの中では、6 つの基本的な考え方に基づき 12 の基本戦略を策定している。なお、基本的な考え方及び基本戦略の概要は、図表 1－2－1 及び 1－2－2 に示す通りである。

図表 1－2－1　「国土のグランドデザイン 2050」の基本的な考え方

基本的考え方	概要
（1）コンパクト＋ネットワーク	地域構造を「コンパクト」＋「ネットワーク」という考え方でつくり上げ、①質の高いサービスを効率的に提供する、②新たな価値を創造することで国全体の「生産性」を高める。
（2）多様性と連携による国土・地域づくり	我が国が、長い歴史の中で育んできた多様性を各地域で再構築し、その上で、複数の地域間の「連携」により、人・モノ・情報の交流を促進していく必要がある。
（3）人と国土の新たなかかわり	①多様性を支えるふるさと、②単一のベクトル（評価軸）から 2 つのベクトルへ、③新しい「協働」、④女性の社会参画、⑤高齢者の社会参画、⑥コミュニティの再構築、を軸に新たな時代の人と国土のかかわりをつくり上げていくことは、本来の国民一人一人が望んでいる多様な価値観に基づく生き方や働き方、暮らし方を可能にする。
（4）世界の中の日本	グローバリゼーションがますます進展していく中で、日本の存在感を高めていく必要がある。また、日本の国土を、経済面で活動しやすい場とすることに加え、楽しい、生き生きと過ごせ、学び、癒し等、世界の人々に多面的な価値を提供できる場としていくことが重要である。
（5）災害への粘り強くしなやかな対応	巨大災害の切迫が懸念される中で、リスクが存在することを念頭に置いて、災害が発生しても、人命を守り、致命的なダメージを受けない、災害に強い国土づくりを進めていく必要がある。
（6）国土づくりの理念	今後 2050 年を見据えた国土づくりに当たり、人と国土の新たなかかわりや世界の中の日本という視点も踏まえ、「多様性」、「連携」、「災害への粘り強くしなやかな対応」の 3 つを基本理念として進める。

出典）国土交通省　「国土のグランドデザイン 2050～対流促進型国土の形成～」

図表 1－2－2　「国土のグランドデザイン 2050」の基本戦略

基本戦略	概要
（1）国土の細胞としての「小さな拠点」と、高次地方都市連合等の構築	中山間地域から大都市に至るまで、コンパクト＋ネットワークにより新たな活力の集積を図り、それらが重層的に重なる国土を形成する。行政や医療・福祉等の各種サービスの効率性を高め、よりよいサービスを提供するためにコンパクトな拠点をネットワークで結ぶ地域構造を構築する。
（2）攻めのコンパクト・新産業連合・価値創造の場づくり	新しい集積の下、人・モノ・情報が活発に行き交う中で新たな価値の創造・イノベーションにつなげる「攻めのコンパクト」を実現する。限られた財政の下、最も効率的・効果的に行政サービスを提供するために「守りのコンパクト」だけでなく、集積を高め、そのネットワーク化を図ることにより質の高いサービス提供と新たな価値の創造・イノベーションを生み出す「攻めのコンパクト」を目指し、域外さらには海外から「稼ぐ力」を向上させることが重要である。
（3）スーパー・メガリージョンと新たなリンクの形成	リニア中央新幹線が三大都市圏を結び、スーパー・メガリージョンを構築。リニアと他の交通ネットワークとの結節を強化し、その効果を他の地域にも広く波及させ、新たな価値を生み出す。
（4）日本海・太平洋２面活用型国土と圏域間対流の促進	グローバリゼーションの進展による我が国国土の地政学上の位置付けの変化、災害に強い国土づくりの観点から、諸機能が集中している太平洋側だけでなく日本海側も重視し、双方の連携を強化する。
（5）国の光を魅せる観光立国の実現	世界の観光市場は、2050 年に向けて特にアジアを中心とする新興国の経済成長が見込まれ、これらの需要を積極的に取り込んでいくことが重要である。観光の原点を踏まえ、各地域が自ら宝を探し、誇りと愛着を持ち、活力に満ちた地域社会を実現する。
（6）田舎暮らしの促進による地方への人の流れの創出	あらゆる世代で地方への人の流れを創出するため、UIJ ターン、元気なうちの田舎暮らし、二地域生活・就労等の促進を図る。近年の若者や女性の「田舎回帰」と呼ばれる新たな人の流れなどを踏まえ、大都市から地方への人の流れを創出していく。
（7）子供から高齢者まで生き生きと暮らせるコミュニティの再構築	都市政策・住宅政策・福祉政策・交通政策等の連携を強化し、失われたコミュニティの機能を再構築し、あらゆる世代が地域と積極的に関わり、生き生きと暮らせる社会を実現する。

基本戦略	概要
（８）美しく、災害に強い国土	美しい国土を守り、国土全体を最大限活用するとともに、災害に強い国土づくりを進める。
（９）インフラを賢く使う	インフラの整備に加え、技術革新の進展等を踏まえて使い方を工夫することで、既存のストックを最大限に活用する。具体的には、様々な人・モノ・情報の流れを活性化する「対流基盤」としてのインフラの高度化を図るとともに、先進技術を積極的に活用し、より頭脳化された「スマート・インフラ」への進化を促進する。
（１０）民間活力や技術革新を取り込む社会	ICT の劇的な進化などの技術革新や、民間の資金、技術、ノウハウを活用して、従来公共部門が担ってきたインフラの整備・運営に、PPP/PFI を活用するなど民間の活力を最大限に活用したイノベーションにあふれる活力のある国土をつくり上げる。
（１１）国土・地域の担い手づくり	人口減少下でも持続可能な地域社会の実現のため、国土・地域づくりの担い手を広く継続的に確保する。また、建設産業においては、技術者・技能労働者が尊敬され、誇りを持てる処遇等が確保される環境整備を通じて、若者が安心して一生を託すことができ、もっと女性が活躍できる環境を実現する。
（１２）戦略的サブシステムの構築も含めたエネルギー制約・環境問題への対応	エネルギー制約・環境問題への対応のため、水素社会の実現やメタンハイドレード等の海洋資源など、新たなエネルギーの活用や省エネを進めるとともに、バイオマス、小水力等再生可能エネルギーの活用による地産地消等、サブシステム型のエネルギーシステムを戦略的に構築する。

出典）国土交通省　「国土のグランドデザイン 2050～対流促進型国土の形成～」

２－２．社会資本整備の基本的考え方

我が国はこれまで、時代の要請に答えながら社会資本整備を推し進めてきた。しかしながら今後の社会資本整備は、「①激甚化する気象災害、切迫する巨大地震」、「②加速するインフラ老朽化」、「③人口減少による地方の疲弊」、「④激化する国際競争」の４つの構造的課題に直面している。このような状況下での社会資本整備の基本的考え方とし、国土交通省は以下を示している。

- これらの危機に対応して、「減災・防災、老朽化対策、メンテナンス、耐震化」を推進するとともに、経済成長という観点からは、ストック効果のあるものに「選択と集中」を徹底
- 社会資本は、ストックとして中長期にわたり経済成長を支えるなどの効果を発揮する、というのが本来の考え方
- 社会資本のストック効果を重視し、「安全」と「成長」に重点化を置きつつ、アベノミクス第３の矢「民間投資を喚起する戦略」を支える

また近年、社会資本整備のストック効果が広く認識されつつある。例えば、首都圏中央連絡自動車道の整備進展に伴う効果的な物流ネットワークの強化により、工場や物流施設の立地促進が進んでいる。さらに、平成 27 年３月に北陸新幹線の長野から金沢間が開業し、観光などの交流人口の拡大や金沢駅周辺の地価が上昇した。したがって、一時的なフロー効果にとどまらず、社会資本整備には、既に整備・蓄積された社会資本が、継続的・長期的に経済活動や国民生活の向上にもたらすストック効果がある。今後、ストック効果を重視した社会資本整備が、日本経済の再生を図っていく上できわめて重要となる。

図表　1－2－3　ストック効果の事例

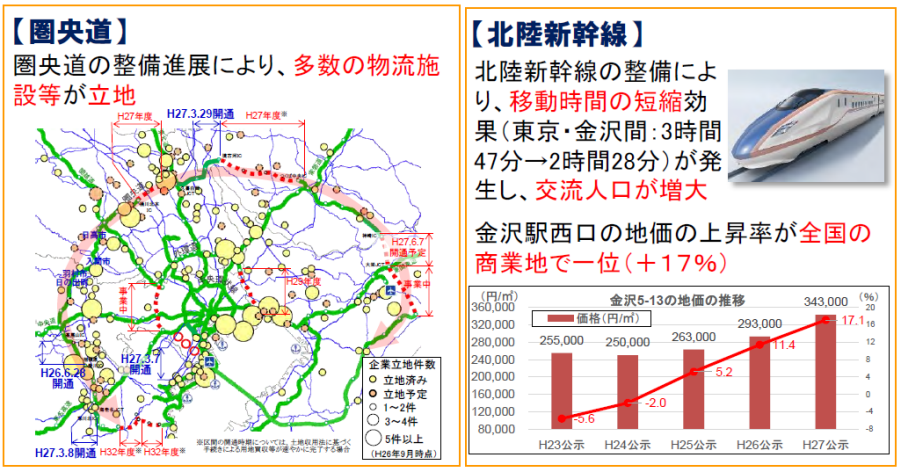

出典）国土交通省資料

２－３．地方創生における方向性

政府では、人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、政府が一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、地方創生を促進している。また、本部では「まち・ひと・しごと創生法」に基づき「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定している。

まず、長期ビジョンにおいては、「人口減少時代」の到来、「人口減少」が経済社会に与える影響、東京圏への人口集中の人口問題に対する基本認識の下、今後の基本的視点として、①「東京一極集中」の是非、②若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、③地域の特性に即した地域課題の解決、の３視点を挙げている。また目指すべき将来の方向性及び地方創生がもたらす日本社会の姿を以下の通り定めている。

■目指すべき将来の方向性

- 人口減少に歯止めをかける
- 若い世代の希望が実現すると、出生率は 1.8 程度に向上する
- 人口減少に歯止めがかかると、2060 年に１億人程度の人口が確保される
- さらに、人口構造が「若返る時期」を迎える
- 「人口の安定化」とともに「生産性の向上」が図られると、2050 年代に実質 GDP 成長率は、1.5～2%程度が維持される

■地方創生がもたらす日本社会の姿

- 自らの地域資源を活用した、多様な地域社会の形成を目指す
- 外部との積極的なつながりにより、新たな視点から活性化を図る
- 地方創生が実現すれば、地方が先行して若返る
- 東京圏は、世界に開かれた「国際都市」への発展を目指す
- 地方創生は、日本の創生であり、地方と東京圏がそれぞれの強みを活かし、日本全体を引っ張っていく

また、「長期ビジョン」を踏まえ、2015 年度を初年度とする今後 5 か年の政策目標や施策の基本的方向性、具体的な施策を「総合戦略」でまとめている。なお、政策の基本目標及び政策パッケージを図表 1－2－4 に示す。

図表 1－2－4　まち・ひと・しごと創生総合戦略

政策の基本目標	政策パッケージ
①地方における安定した雇用を創出する	○地域経済雇用戦略の企画・実施体制の整備 ○地域産業の競争力強化 ○地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策 ○ICT 等の利活用による地域の活性化
②地方への新しいひとの流れをつくる	○地方移住の推進 ○企業の地方拠点強化、企業等における地方採用・就労の拡大 ○地方大学等の活性化
③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	○若い世代の経済的安定 ○妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援 ○子ども・子育て支援の充実 ○仕事と生活の調和の実現
④時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する	○中山間地域等における「小さな拠点」の形成 ○地方都市における経済・生活圏の形成 ○大都市圏における安心な暮らしの確保 ○人口減少を踏まえた既存ストックのマネジメント強化 ○地域連携による経済・生活圏の形成 ○住民が地域防災の担い手となる環境の確保 ○ふるさとづくりの推進

出典）地方創生会議　まち・ひと・しごと創生総合戦略

特に建設産業に大きくかかわる政策として、図表 2－3 の①及び④がある。まず①の雇用に関しては、近年建設業就業者の高齢化及び若手入職者の減少を踏まえ、建設業における技能労働者の処遇改善、生産性の向上や、若手及び女性等の多様な人材の活用等を通じ、地域経済を支える建設業等が、「地域の担い手」として持続的に役割を担えるよう、中長期的な担い手確保・育成を推進することとしている。

次に、④の人口減少を踏まえた既存ストックマネジメント強化について、高度経済成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化するため、維持管理・更新に係るトータルコストを縮減・平準化するとともに、戦略的な維持管理・更新に取り組む必要がある。そのために、今後は真に必要なインフラの整備・維持管理・更新と財政健全化の両立のために、民間の資金・ノウハウの活用が急務となっている。しかし、地方公共団体においては、所有する公共施設・公的不動産の有効活用に係る体制整備が不十分であるといった課題がある。そのため、政府による支援等更なる民間活用の具体化を推進して行くこととしている。さらに金融面での取組としても、金融機関と協働しつつ、株式会社民間資金活用事業推進機構が中心となって、プロジェクト組成を推進して行く方針としている。

２－４．建設産業に関する制度改正への対応

前述に示したとおり、建設投資の急激な減少や受注競争の激化に伴い、ダンピング受注が横行し、そのしわ寄せが下請けなどにいき、技能労働者の労働環境を悪化させてきた。また、このような状況にある建設業に対して魅力を感じることが出来ず、若者の入職者も減少傾向にある。一方で東日本大震災の復興や防災・減災、インフラの老朽化対策、インフラの継続的な運営等、建設業が果たすべき役割はますます増大している。

こうような状況下で、建設業に期待される役割を十分に発揮してもらうため、そしてインフラの品質確保とその担い手の確保を大きな目的とし、平成 26 年 6 月に建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入札適正化法)、公共工事の品質確保の促進に関する法律（公共工事品確法）の 3 法が改正された。

図表 1－2－5　建設関連法の改正概要

法律名	主な改正概要
建設業法	①建設業者や団体による担い手確保・育成が責務とされ、それらを国土交通省が支援することも追加された。担い手確保・育成の取組として想定されるものは以下の通りである。 ・技能労働者や技術者に対する講習及び研修などの人材育成 ・技能労働者などへの適切な賃金の支払いや社会保険加入への徹底などの就労環境の整備 ・下請け契約における適切な請負代金の支払いなどの元下取引の適正化 ・広報などによる若年層や女性の入職促進 ②今後の維持更新時代に対応して許可業者区分が 43 年ぶりに見直され、「解体工事業」が 29 業種目に新設された。
入札契約適正化法	①ダンピング防止を主とし、入札参加者に応札額の内訳の提出を求め、それを発注者が確認することで、見積もり能力のない業者が最低制限価格で落札するようなことを排除することとしている。また、適正な契約の履行を確保するために、受注者が作成及び提出をする施工体制台帳を小規模工事にも拡大している。今後、インフラの維持修繕など、比較的小規模な工事の増加も見込まれることから、それらの施工体制を的確に把握し、不正を防止することを目的としている。
公共工事品確法	①公共工事の品質が現在だけでなく将来にわたって確保できるように、それに携わる担い手を確保することに主眼を置き、法律の目的や基本理念が見直された。それらを実現するために、「発注者の責務」も追加された。「発注者の責務」とは、建設業者が適正な利潤を確保できるようにするため、労務費、材

法律名	主な改正概要
	料費等の実情を的確に予定価格に反映することとしている。 ②「他段階選抜方式」、「複数年契約」、「複数工事一括発注」、「共同受注方式」などの活用など、様々な工事の性格や地域の実情を踏まえ、多様な入札方式から適切なものを選択したり、組み合わせたりし適切な入札・契約を実施することを想定している。

出典）国土交通省 HP より作成

３．建設産業のあり方に関する企業の方針と過去の取組事例

３－１．建設産業の潮流

建設産業を取り巻く環境及び様々な建設企業の業容の変革事例等を考慮すると、今後の業容のあり方として既存事業の維持及び強化を含め、以下の 4 点が挙げられる。

①既存事業の維持・強化
②維持管理・運営事業や PPP 事業への拡大（事業の川上、又は川下への拡大）
③他分野への進出
④海外進出

また、上記 4 点を建設事業の周辺事業と合わせて図示すると図表 3－1 の通りとなる

図表 1－3－1　業容のあり方と建設事業の周辺事業

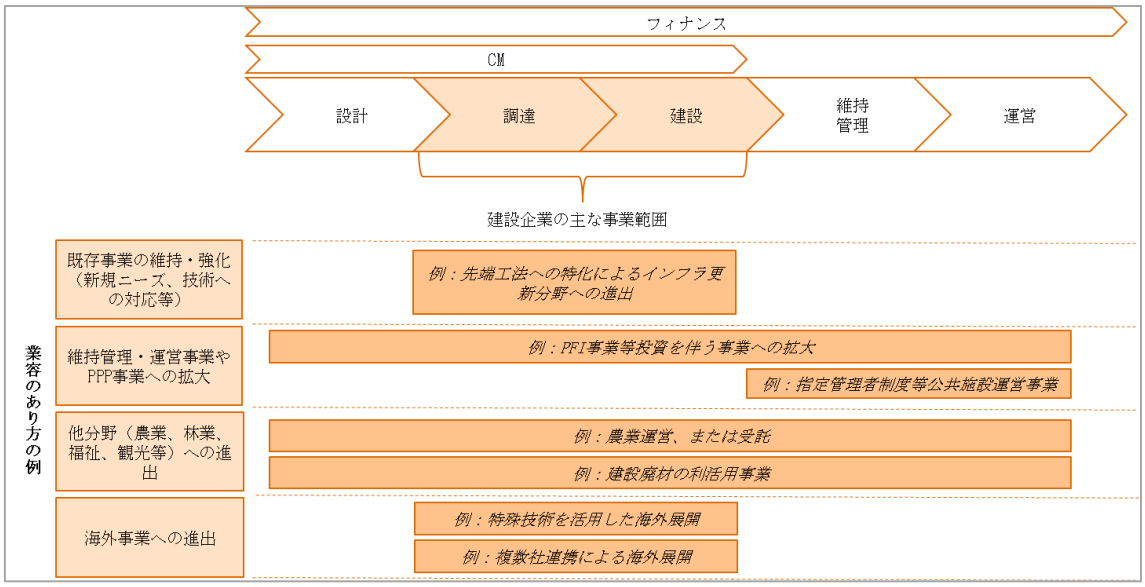

３－２．建設企業の方向性

我が国建設産業は、多年に及ぶデフレ経済の影響により産業体質の脆弱化、企業体力の劣化、技能労働者の処遇の低下など様々な課題を抱えている。特に技能労働者の著しい高齢化と、団塊世代を中心とした大量離職を近い将来に控えていることは深刻な問題である。このような状況下にあって、重大な危機感のもと日本建設業連合会でも建設業の長期ビジョンを策定している。策定されたビジョンの中の「建設業のあり方」を整理したものを図表 1－3－2 に示す。

図表 1－3－2　建設企業（日本建設業連合会）の示す「建設業のあり方」について

項目	概要
（1）責任ある経営と社会との共生	誠実な企業行動、顧客や社会に満足頂けるものづくり、安全最優先の事業活動、厚生な情報開示とステークホルダーとのコミュニケーション、事業を通じた社会的課題の解決など、社会の一員としての責任を果たすことが不可欠。
（2）高付加価値、高機能な建設生産物・建設サービスの提供	建設サービスに求められるものは、益々高度化・多様化・複雑化している中で、企業として持続的な成長を遂げるためには、絶えず技術開発・商品開発に積極的に取組み、より価値の高いサービスを提供していくことが重要である。
（3）適正利潤の確保	利潤は企業が存続するため、また未来への発展のための源泉であり必要不可欠なものである。自らの存続を危うくするような安値競争を断固排除するとともに、絶えず生産性の向上及び合理化を追求し、サービスを適正な利潤を前提とした適切な価格で買っていただける事業活動を推進する。
（4）節度ある市場行動	近年、採算度外視の受注は減少しているが、今後長期にわたり建設企業が無暗に拡大路線をとることなく、節度ある市場行動を保つことが必要。
（5）需要の創出	建設業は代表的な受注産業であるが、自ら建設需要を創出する取組も重要な視点である。
（6）事業領域の拡大	在来の国内建設市場に成長余力が乏しい中、建設企業が持続的成長を図るためには、建設市場・周辺市場における事業領域を拡大し、収益源を多角化することが有力な選択肢である。
（7）海外展開の推進	今まで海外展開は主に国内市場の補完として位置付けられ、失敗を繰り返してきた。しかし、近年では過去の失敗

項目	概要
	と向き合い、事業戦略の策定、リスクマネジメントの強化等を行い、海外事業で収益をあげることのできる体制整備に取り組んでいる。
（8）国づくり、地域づくりへの貢献	建設企業は、あらゆる施設整備に関する知識と経験が豊富であり、国づくり、地域づくりに関する優れた企画・提案力を有しており、その特性を活かしリーダーシップを発揮していく必要がある。

出典）一般社団法人日本建設業連合会　再生と進化にむけて　－建設業の長期ビジョン－
平成 27 年 3 月

特に、今後建設市場が大きく成長することが望めない中で、「（5）需要の創出」、「（6）事業領域の拡大」、「（7）海外展開の推進」の 3 点の方向性が重要になってくると考えられる。この 3 点の具体的な方向性を図表 1－3－3 に示す。

図表 1－3－3　建設企業（日本建設業連合会）の示す具体的方策（抜粋）

（5）需要の創出
① 建設業は、日ごろから住民や産業に接し、社会資本へのニーズ、整備効果や整備手法を熟知していることから、具体的なプロジェクト提案、コンセンサスづくりに参加ができ、長寿命化技術や施設運営の効率化等を織り込んだ提案もする事が出来る。 ② 都市開発等の初期構想から参画し、事業コンセプトの提案、事業主体の組織化、関連企業の調整などのサービスを提供し、場合によっては自ら事業主体に参画して建設プロジェクトの実現を推進する。 ③ 建築分野においては、ZEB や ZEH 等の商品開発、病院経営等のノウハウを織り込んだ提案、あるいは顧客が事業活動を継続しながらリニューアルできる工法の提案などにより、顧客のメリットを顕在化させ、投資意欲を喚起する。
（6）事業領域の拡大
①事業領域拡大の方向性 ・建設事業の川上・川下領域への参画 ・上記ステップのソフト・エンジニアリング領域 ・PPP/PFI 等の公的施設の整備、運営領域 ・環境、エネルギー、農業等における制度改革による新領域等 ②事業領域の拡大に当たっては、適正な利潤が確保できるよう、ビジネススキームの組成、人材育成、組織体制の整備等に戦略的に取り組む。
（7）海外展開の推進
①世界に誇る技術力を有しており、しっかりとした事業体制のもとで事業展開し、市場で

（５）需要の創出
のブランド力を高め現地の発展に寄与する。 ②官民連携を強固にし、インフラシステム輸出により世界各国・地域の発展に寄与する。 また、自然災害を克服してきた経験・技術を世界の財産として活かしていく。

出典）一般社団法人日本建設業連合会　再生と進化にむけて　ー建設業の長期ビジョンー
平成 27 年 3 月

このように、建設企業の将来について業界団体としての見解は、①過去の豊富な経験を活かし需要を創出、②事業の川上又は川下へ事業拡大、③事業拡大時のソフト的なサービスの拡充、④他事業への展開、⑤海外展開の推進、を大きな方向性として捉えている。

また、もう一つの大きな課題として、これらのの方向性を実現していくため、そして既存事業の継続及び強化のためにも、人材の確保・育成が重要であるとしている。近年の少子高齢化社会、さらに建設産業の顕著な高齢化の下、日本建設業連合会の試算では、今後 10 年間で 77～99 万人の技能労働者の新規入職者が必要であると試算しており、このような状況下で担い手確保の為、以下の方策を掲げている。

○担い手確保のための方策

- 活発な求人活動
- 処遇の改善
- 他産業に負けない賃金水準
- 社会保険加入促進
- 建退共制度の適用促進
- 休日の拡大
- 雇用の安定化（社員化）
- 女性の活用
- 多様な人材の活用（高齢者、外国人実習生等）
- 若年層の離職防止

３－３．過去の取組事例

前述のとおり、建設市場の縮小などを背景に建設企業では、事業の川上又は川下への拡大、または他業種へ進出や海外事業展開を進め、業容の変革に取組んでいる。具体的には、地場建設企業の PFI への参画や、コンサルと協働した橋梁保全、また個別技術に特化し海外へ進出している事例もある。新分野については、農林水産や環境分野（廃棄物、リサイクル、エネルギー）、福祉分野にも参画している。このような事例の一部を以下に示す（図表 1－3－4）。

図表 1－3－4　業容の変革事例

業容変革事例	企業名	所在地	企業規模 従業員数	事業種別	概要
事業の川上・川下への展開	㈱藤井組	京都府	50 人以上 75 人未満	PFI	京都市立小中学校耐震化 PFI 事業
	金子建設工業(株)	山形県	50 人以上 75 人未満	PFI	米沢市公営住宅建て替え事業
	(株)清建工業		－	包括契約	指定管理者による道路等維持管理事業
	那須土木(株)	栃木県	－	維持管理	地元の橋梁時等の事情に詳しいことから、コンクリート構造物の補修事業に参画
	徳倉建設(株)	愛知県	－	維持管理	コンサル等の他社との連携により橋梁保全サービスを一貫して提供
	加藤組土建	北海道	50 人以上 75 人未満	維持管理	社内に居宅介護支援事業所を設け、福祉重点のリフォーム事業に取り組む
	浦見川住宅産業	福井県	10 人以上 25 人未満	維持管理	高齢者向けバリアフリー・オール電化住宅への取り組み
	(株)佐々木工務店	山形県	10 人以上 25 人未満	維持管理	新築で修得した高気密高断熱技術から、断熱改修ノウハウの構築
	(有)ウェルズホーム	福島県	10 人以上 25 人未満	維持管理	一台のストーブで全室暖房を可能とする画期的なシステムを開発・販売
	(株)神建設工業	北海道	10 人未満	維持管理	計画的な換気と資材厳選でシックハックハウス対策リフォーム業
	(株)野原工務店	福井県	10 人未満	維持管理	伝統建築に用いられている通気工法を現代的にアレンジして独自の工法を確立

業容変革事例	企業名	所在地	企業規模 従業員数	事業種別	概要
	(有)サンリブ	徳島県	10 人未満	維持管理	珪藻ひばの開発、珪藻ひばを用いた壁装仕上材の販売等
	(株)幾久屋	長野県	10 人以上25 人未満	維持管理	サッシ業者が自社開発のサンルームで住宅リフォーム事業参入
	(有)ヨシダ・アニー	秋田県	10 人以上25 人未満	維持管理	省電力・省コストの排水管凍結防止ヒーターを開発・販売
	(株)P.G.C.MITOMO	東京都	50 人以上75 人未満	維持管理	ＨＡＣＣＰ対応の技術力を武器に食品関連施設の建替・リニューアル需要の開拓
	(株)千葉技工	神奈川県	25 人以上50 人未満	維持管理	無粉塵コンクリート表面処理工法などの開発によるニッチ市場への進出
	(有)マルナカ	神奈川県	10 人以上25 人未満	維持管理	排水管のリニューアル技術の開発と市場参入
	(株)フクエイ興産	岡山県	10 人未満	維持管理	不同沈下した家屋に対する積み重ね式ブロック工法の実用化および普及活動
	(株)マルビシ	東京都	50 人以上75 人未満	維持管理	女性のみによる提案型のリフォーム体制構築と事業展開
	(株)キャプテン	東京都	10 人以上25 人未満	維持管理	リフォーム完成予想の視覚化ツール、商品選択チェックシステムなどの開発
	(有)西建	山形県	10 人未満	維持管理	本業の左官業を活かしリフォーム事業に元請に変身
	(株)太陽	埼玉県	25 人以上50 人未満	維持管理	区分所有マンション等のストック建築物のリニューアル工事
	建設塗装工業(株)	東京都	75 人以上200 人未満	維持管理	元請け可能で増加傾向にあるマンションのリニューアル工事に着目
	中村工業(株)	福岡県	200 人以上	維持管理	とび・土工工事業者が、土木工事の一式請負、リニューアル分野の開拓
	富士土木(株)	山梨県	10 人以上25 人未満	維持管理	土木系の総合工事業者がフランチャイズに加盟し、住宅リフォーム事業に参入
他事業へ進出	(株)海老原建設	北海道	25 人以上50 人未満	農林水産	自生する山ブドウを栽培して地域ブランドのワインを醸造
	妻神工業(株)	北海道	50 人以上75 人未満	農林水産	有機肥料「大地の再生」の生産・販売

業容変革事例	企業名	所在地	企業規模 従業員数	事業種別	概要
	(有)アリタ	北海道	10 人未満	農 林 水産	建設業は廃業し有機農業による再起を図る
	秋田瀝青建設(株)	秋田県	25 人以上 50 人未満	農 林 水産	あきたファームを立ち上げ農業に進出して順調に売上を伸ばす
	ミツワ興業(株)	新潟県	75 人以上 200 人未満	農 林 水産	免疫機能を高めるベータグルカンを豊富に含むキノコ「ハナビラタケ」の量産・販売
	(有)庫昌土建	長野県	10 人未満	農 林 水産	観光・体験農園によるグリーンツーリズム事業への参入
	(有)下垣工務所	島根県	10 人以上 25 人未満	農 林 水産	ブルーベリーの生産・加工・販売
	金亀建設(株)	愛媛県	75 人以上 200 人未満	農 林 水産	農業生産法人を設立し、あいがも農法など無農薬栽培を事業化
	文吾林造園（株）	長野県	25 人以上 50 人未満	農 林 水産	「木のお医者さん」として樹木の診断、治療に取り組む
	金山建設(株)	北海道	25 人以上 50 人未満	農 林 水産	人手不足に悩む地元農業を応援し農作業受託事業に進出
	(株)足利	北海道	25 人以上 50 人未満	農 林 水産	ビートを中心とする農作業の受託業務への展開
	芙蓉建設(株)	北海道	25 人以上 50 人未満	農 林 水産	地域産業を支える農業支援のため農業コントラクターに取り組む
	北工建設(株)	北海道	10 人以上 25 人未満	農 林 水産	羊を飼育し生ラムのバーベキューを提供するレストランを経営
	大東建設(株)	山形県	50 人以上 75 人未満	農 林 水産	遊休地を活用しダチョウの飼育事業に進出
	常南グリーンシステム(株)	茨城県	10 人以上 25 人未満	農 林 水産	ダチョウ飼育・販売・観光牧場の運営
	(株)菅原組		25 人以上 50 人未満	農 林 水産	昆布などの着生を促す自掃装置付きのブロックを開発
	(株)刀禰建設	北海道	10 人未満	農 林 水産	海洋深層水を活用し、天然食塩と濃縮塩水、天然ニガリを製造
	カムイ・エンジニアリング(株)	北海道	25 人以上 50 人未満	環 境 分野	廃木材及び廃プラスチックを原料とした熱可塑性木質複合材の製造・販売

業容変革事例	企業名	所在地	企業規模 従業員数	事業種別	概要
	三矢工業(株)	長野県	25 人以上 50 人未満	環境分野	伐根や間伐材のウッドチップリサイクル事業への進出
	清野建設(株)	長野県	25 人以上 50 人未満	環境分野	間伐材を有効利用した土木施工用枠体の開発
	小木曽建設(株)	長野県	25 人以上 50 人未満	環境分野	自社開発の舗装技術でリサイクルや路面損傷などの課題解決にチャレンジ
	(株)田村組	徳島県	25 人以上 50 人未満	環境分野	間伐材を活用したログハウス、工事用看板、型枠・外壁材等の商品販売
	(株)ミウラ工業	山形県	25 人以上 50 人未満	環境分野	産業廃棄物の中間処理、並びにリサイクル材の製造
	(株)やいち	山形県	10 人以上 25 人未満	環境分野	建設廃材（瓦礫・アスファルト）を砂利として再資源化
	(株)福岡建設	熊本県	75 人以上 200 人未満	環境分野	廃棄物の再利用からコンクリート・アスファルトのリサイクル事業へ
	(株)神恒組	福岡県	50 人以上 75 人未満	環境分野	産業廃棄物のリサイクルによる低温セラミック基材の開発
	(株)菊地組	栃木県	25 人以上 50 人未満	環境分野	解体から生産、建設までの循環型環境建設企業
	(有)洗管興業	岐阜県	10 人未満	環境分野	下水管・道路側溝・水路の清掃業務及び廃棄物の収集運搬業務への参入
	茨水建設(株)	茨城県	25 人以上 50 人未満	環境分野	水道事業開発のノウハウを活かして土壌汚染コンサル事業に進出
	工藤建設(株)	岩手県	25 人以上 50 人未満	環境分野	風や雪氷など自然エネルギーを利用した機器を開発・販売
	(有)田辺工務店	福島県	10 人以上 25 人未満	環境分野	深夜電力蓄熱式の床暖房「オンドルエコノ」の販売・普及
	(株)呉西工業	富山県	25 人以上 50 人未満	環境分野	地下水の熱利用システムの開発・製造・工事・販売
	エルム建設(株)	北海道	10 人以上 25 人未満	福祉介護	高齢者生活支援型グループハウスの運営及び芝生専門のメンテナンス事業
	(株)黒田建設	山形県	10 人以上 25 人未満	福祉介護	デイサービスに特化した介護福祉事業への進出

業容変革事例	企業名	所在地	企業規模 従業員数	事業種別	概要
	(株)たまゆら	長野県	25 人以上 50 人未満	福祉 介護	利用者ニーズなどマーケティングを重視した運営で介護事業に成功
	朝日建設(株)	富山県	75 人以上 200 人未満	福祉 介護	総合工事業者が子会社を設立して高齢者介護施設を事業運営
	三由建設(株)	富山県	10 人以上 25 人未満	福祉 介護	国土交通省の助成制度を活用して高齢者向けの賃貸住宅事業に進出
	(株)北川建設	滋賀県	50 人以上 75 人未満	福祉 介護	訪問介護・居宅介護住宅改修・デイサービスなど介護ビジネスへの参入
	沖島工業(株)	東京都	50 人以上 75 人未満	福祉 介護	建築工事受注獲得のために洗える介護対応型住宅等の新商品開発
	ＴＭ２００１	福島県	10 人以上 25 人未満	福祉 介護	建築士会と連携し、高齢者・身体弱者のための住宅改善ネットワーク事業を展開
	(株)倶知安機工	北海道	10 人以上 25 人未満	その他	温泉ホテルを譲り受け、露天風呂を新設しホテルを開業
	幌村建設(株)ほか建設業者等１１社	北海道	50 人以上 75 人未満	その他	地域建設業者の共同出資による清掃サービス会社の設立
	佐野建設(株)	岩手県	25 人以上 50 人未満	その他	高気密高断熱住宅を提供するかたわらイベントなど元気の出る地域サービス
	芝園開発(株)	東京都	10 人以上 25 人未満	その他	無人駐輪場システムを開発しその運営に取り組む
	(株)ランドピア	東京都	10 人以上 25 人未満	その他	コンテナ改造によるトランクルーム事業
	(有)美浜テック	福井県	10 人以上 25 人未満	その他	発電施設への特定人材派遣と人材育成を事業化
	松尾橋梁(株)	大阪府	200 人以上	その他	橋梁工事業者がＣＡＤオペレータを中心とする人材派遣事業の子会社設立
	今井産業(株)	島根県	200 人以上	その他	過疎と高齢化に悩む地域の活性化を目的とした地域情報の発信
海外事業へ進出	明和工業(株)	山梨県	10 人以上 25 人未満	海外	バングラディッシュで水浄化システムの販売・設置を展開
	(株)プロテックエンジニアリング	新潟県	75 人以上 200 人未満	海外	斜面災害対策技術で安全確保に貢献

業容変革事例	企業名	所在地	企業規模 従業員数	事業種別	概要
	日東建設(株)	北海道	50 人以上 75 人未満	海外	独自のコンクリート非破壊検査機器でニーズを捉え海外展開
	箱根植木(株)	東京都	50 人以上 75 人未満	海外	日本の造園技術を生かした海外展開
	(株)植藤造園	京都府	10 人以上 25 人未満	海外	日本庭園を海外で施工・メンテナンス
	(株)ヤマシタ	大阪府	25 人以上 50 人未満	海外	育成した外国人技能者を海外で循環活用し海外進出
	三星工業(株)	岐阜県	50 人以上 75 人未満	海外	国内の 3 社とベトナム現地企業と鉄骨構造物の設計、製作、施工の会社を設立
	小森建設(株)	石川県	10 人以上 25 人未満	海外	下水道分野において、リスクを最小限に抑え中国に進出
	富士アイテック(株)	東京都	50 人以上 75 人未満	海外	プラント機械設備の政策・据付、工事、足場材の政策等に特化して海外進出
	丸泰土木(株)	東京都	50 人以上 75 人未満	海外	高い施工品質で杭基礎をインドネシア等多くの海外で受注
	(株)小宮山土木	長野県	50 人以上 75 人未満	海外	将来的な海外事業展開を見据え、チャンスの種を蒔いている
	京浜開発工業(株)	神奈川県	50 人以上 75 人未満	海外	土木の専門工事業者が韓国の地下鉄シールド工事を受注

出典）一般財団法人建設振興基金 HP、公共施設老朽化問題と PPP/PFI　(株)日本政策投資銀

第２章　福島県の建設業の現況

１．福島県の人口及び経済状況

１－１．人口動向

福島県の人口は、平成 7 年の 213 万人をピークに減少基調にあり、平成 7 年度と比較し平成 22 年は、約 5%減少している。地域別では、浜通りは平成 22 年とピーク時の平成 7 年を比較すると約 6%減少、中通は平成 22 年とピーク時の平成 12 年を比較すると約 3%減少、そして会津は平成 22 年とピーク時の平成 7 年を比較すると約 13%減少と三地域の中で最も減少幅が大きい（図表 2－1－1）。

また、昭和 55 年を基準とし全国と福島県の人口トレンドを比較すると、平成 7 年のピーク以降、福島県では減少基調が強く表れている（図表 2－1-2）。

さらに図表 2－1-3 で示す通り、全国と福島県の年齢構成をみると、浜通り及び中通りは全国と比較して同等の年齢構成であるが、会津は浜通り及び中通り、全国と比較して 65 歳以上の人口が多い。

図表 2－1－1　福島県の人口推移

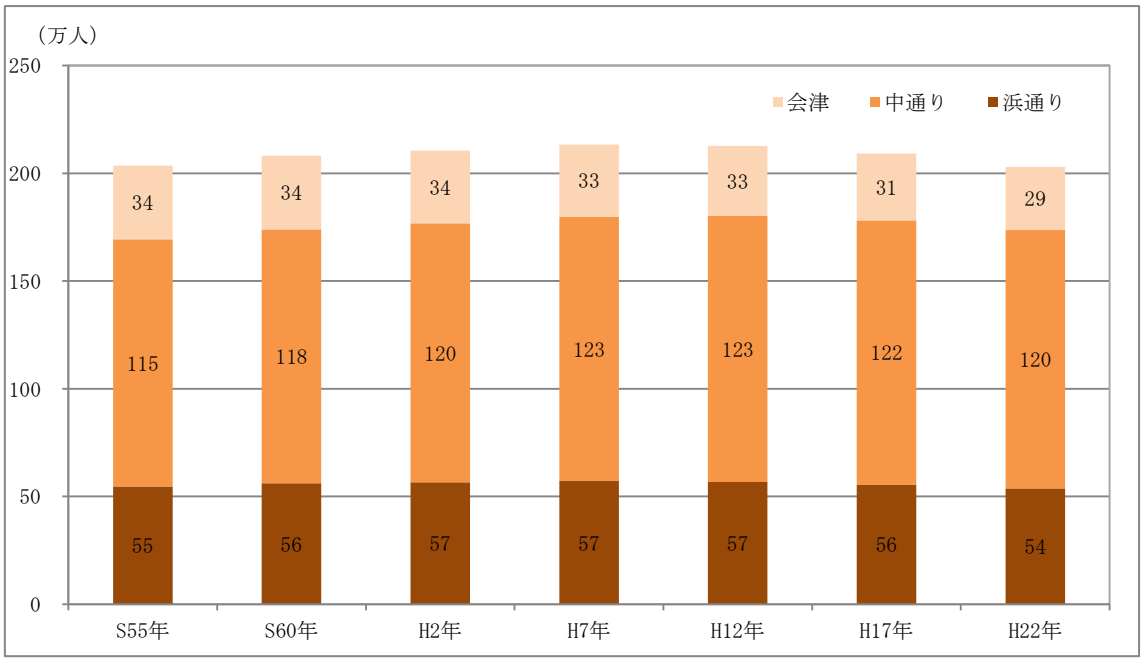

出典）国勢調査

図表 2－1－2　全国と福島県の人口推移（S55=1）

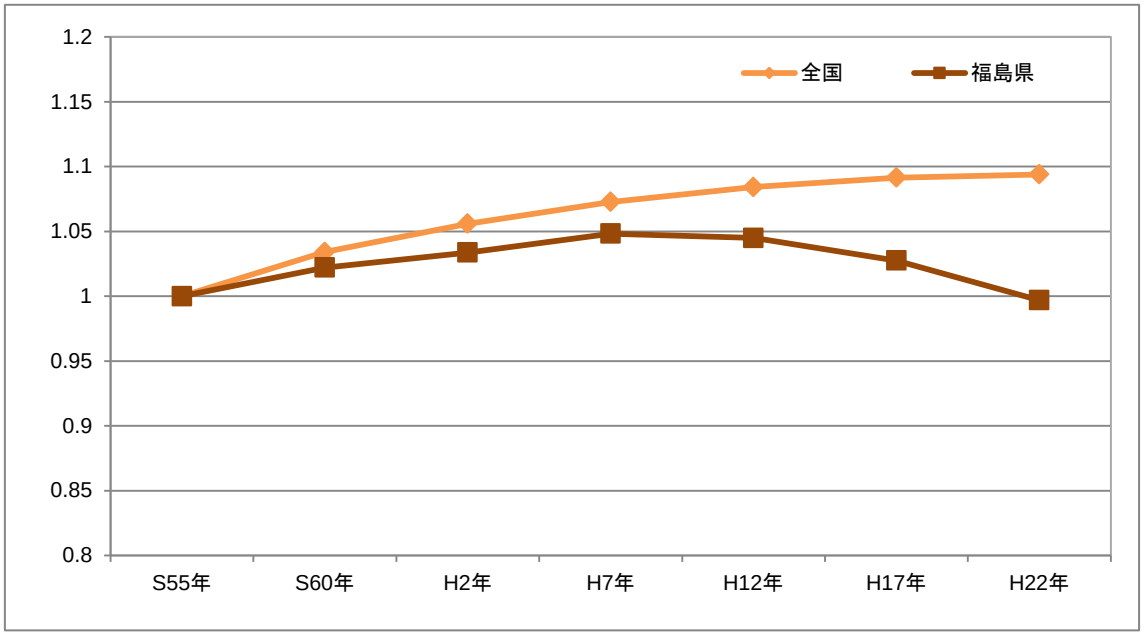

出典）国勢調査

図表 2－1－3　全国と福島県の年齢構成（平成 22 年）

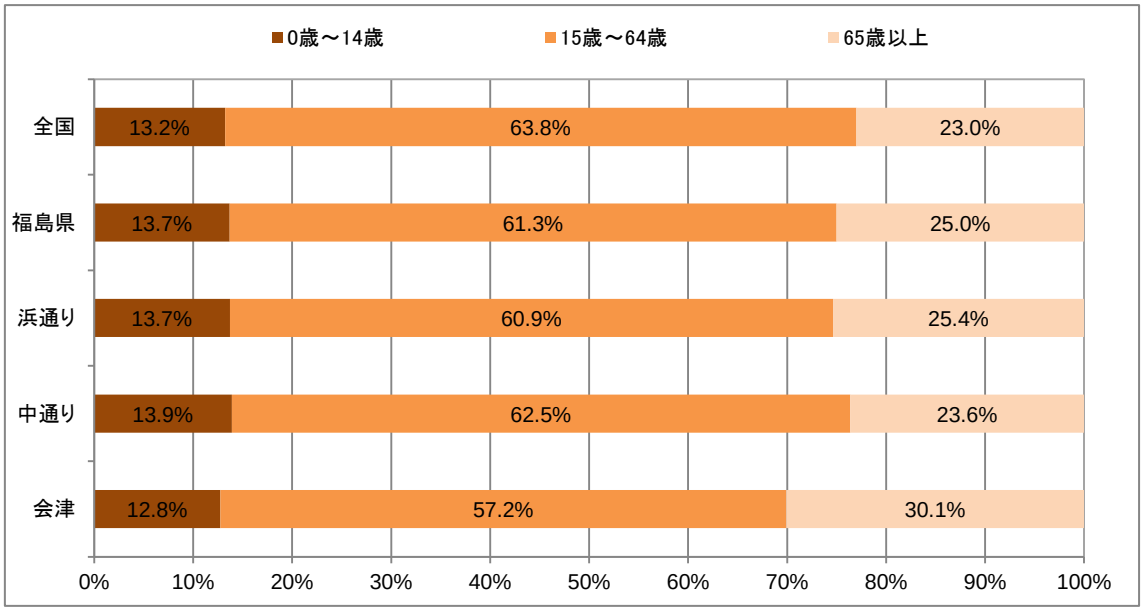

出典）国勢調査

次に将来推計人口については、福島県は全国と比較し減少基調が強い。また年齢構成別にみると、15 歳～64 歳では全国と比較し福島県は減少基調が強く、65 歳以上は全国と比較し増加基調が強く、高齢化がより早く訪れることがわかる。

図表 2－1－4 全国と福島県の人口推計（H22 年=1）

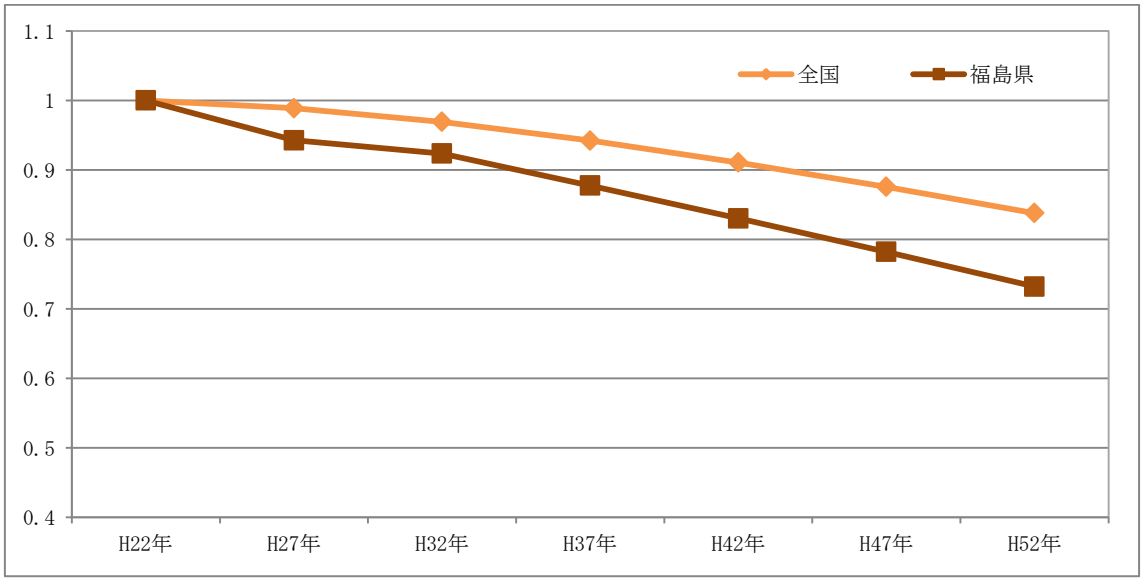

出典）国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」

図表 2－1－5　全国と福島の年齢構成推移

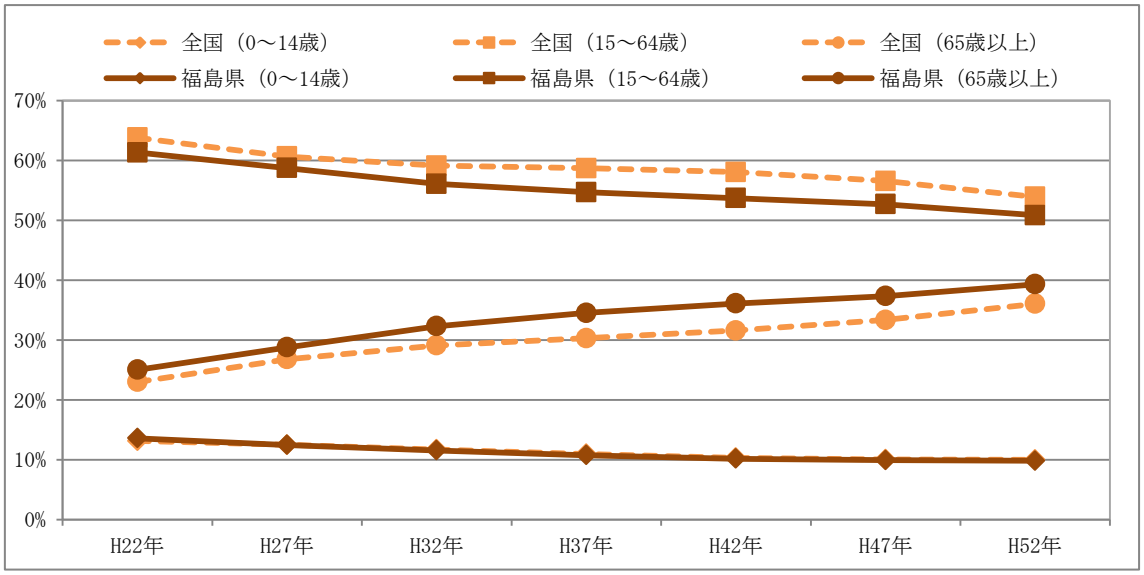

出典）国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」

１－２．産業動向

福島県の県内総生産は、平成 12 年度の 81.9 兆円をピークに以降減少基調であり、平成 24 年度は平成 12 年度と比較すると 16.8%減少している（図表 2－1－6）。

また、産業別の内訳について震災年度である平成 22 年度では、製造業及びサービス業が産業の中心であることがわかる。なお、建設業は約 5%程度であり全国と比較しても同程度であることがわかる。一方で、震災後の平成 24 年度については、製造業の割合が減少し、震災復興需要により平成 22 年度に 5.0%であった建設業の割合が、平成 24 年度には 9.7%となり、増加していることがわかる（図表 2－1－7、2－1－8、2－1－9）。

図表 2－1－6　県内総生産の長期的推移

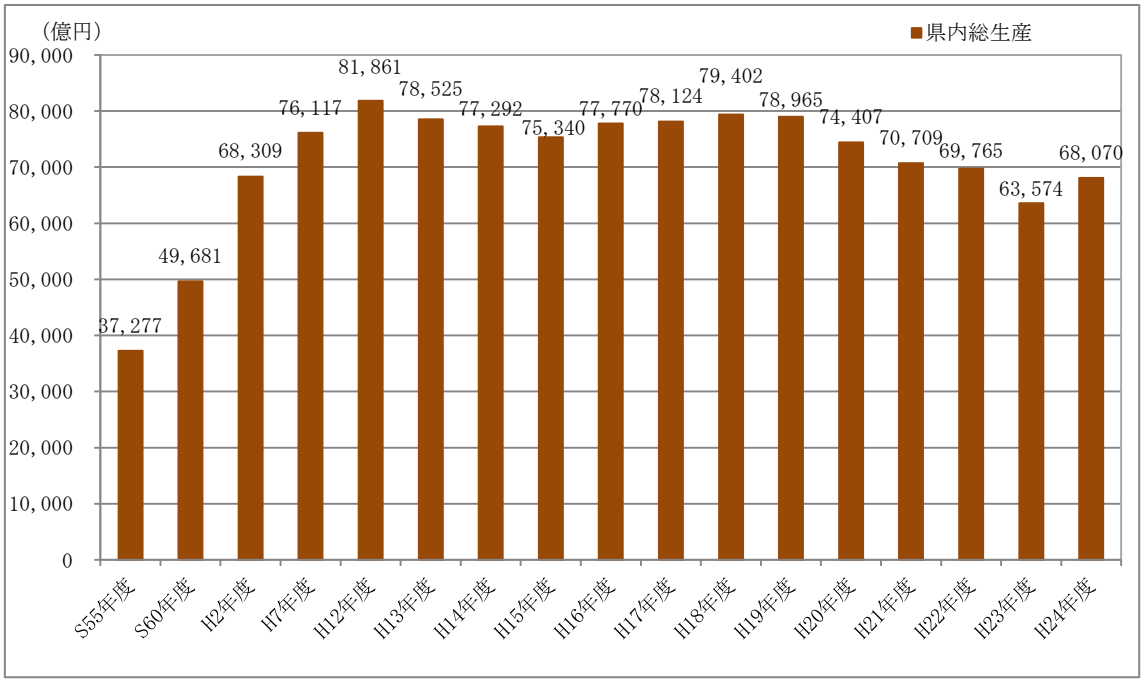

出典）内閣府　「県民経済計算」

図表 2－1－7　県内総生産の産業別内訳（平成 22 年度）

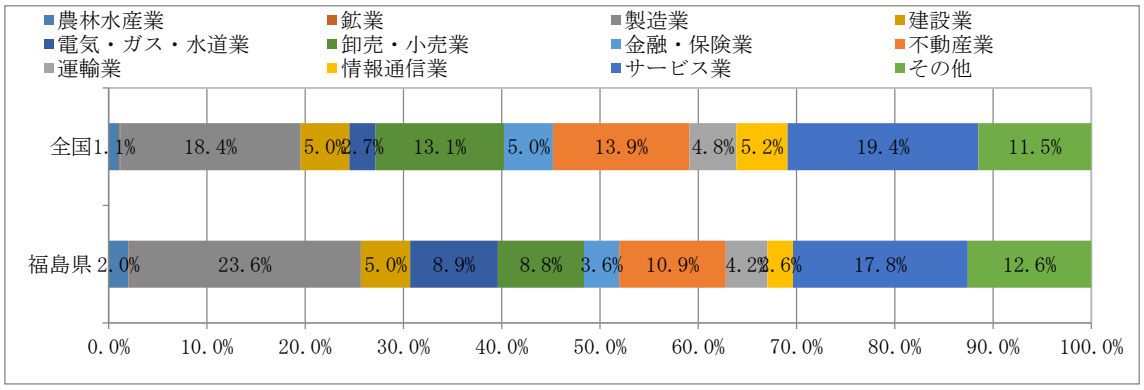

出典）内閣府　「県民経済計算」、福島県「市町村民経済計算」

図表 2－1－8　県内総生産の産業別内訳（平成 24 年度）

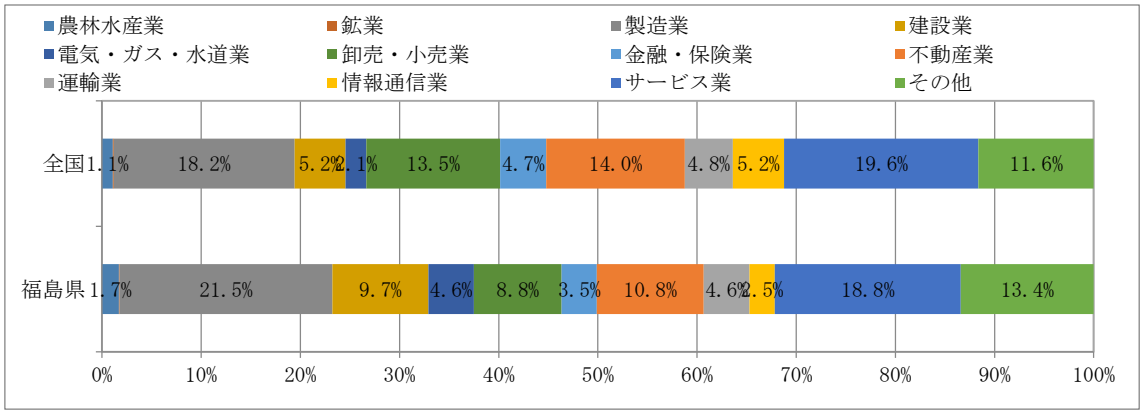

出典）内閣府　「県民経済計算」、福島県「市町村民経済計算」

図表 2－1－9　県内総生産と主要な産業の割合の推移

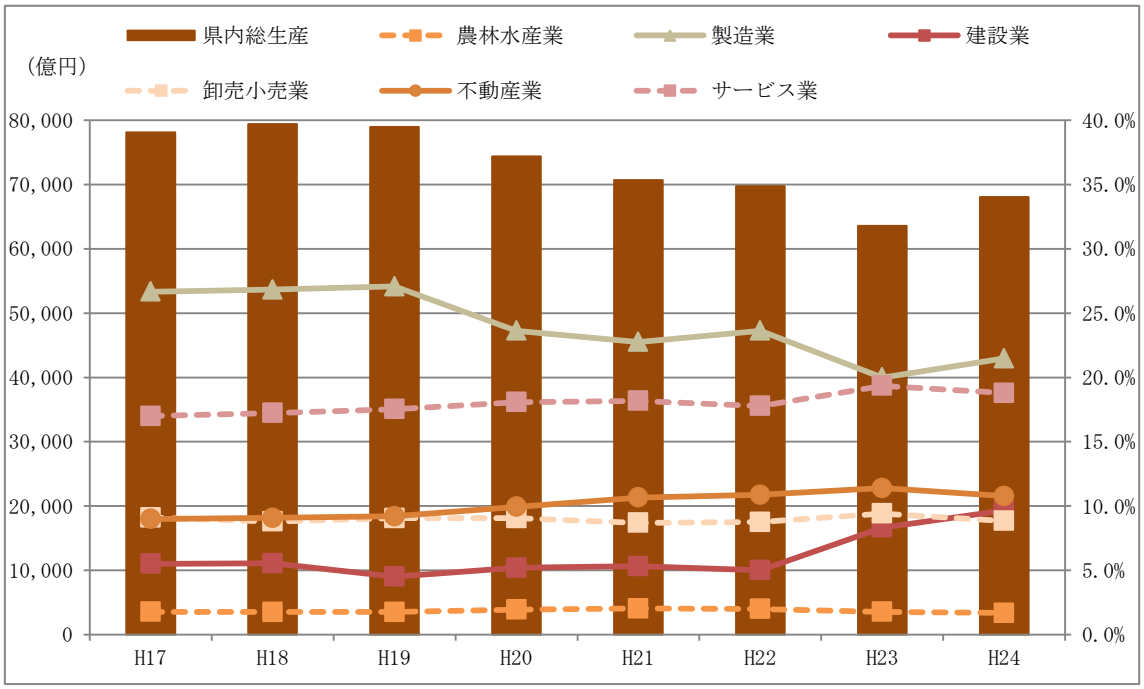

福島県「市町村民経済計算」

次に、県内総生産に占める建設業の割合を都道府県別にみると、福島県の平成 22 年度は全国値と同程度だが（図表 2－1－10）、震災後の平成 24 年度をみると全国 3 位まで上昇している。また、同様に岩手県及び宮城県も上昇しており、震災復興需要により建設業の割合が上昇していることがわかる（図表 2－1－11）。

図表 2－1－10　県内総生産に占める建設業の割合（平成 22 年度）

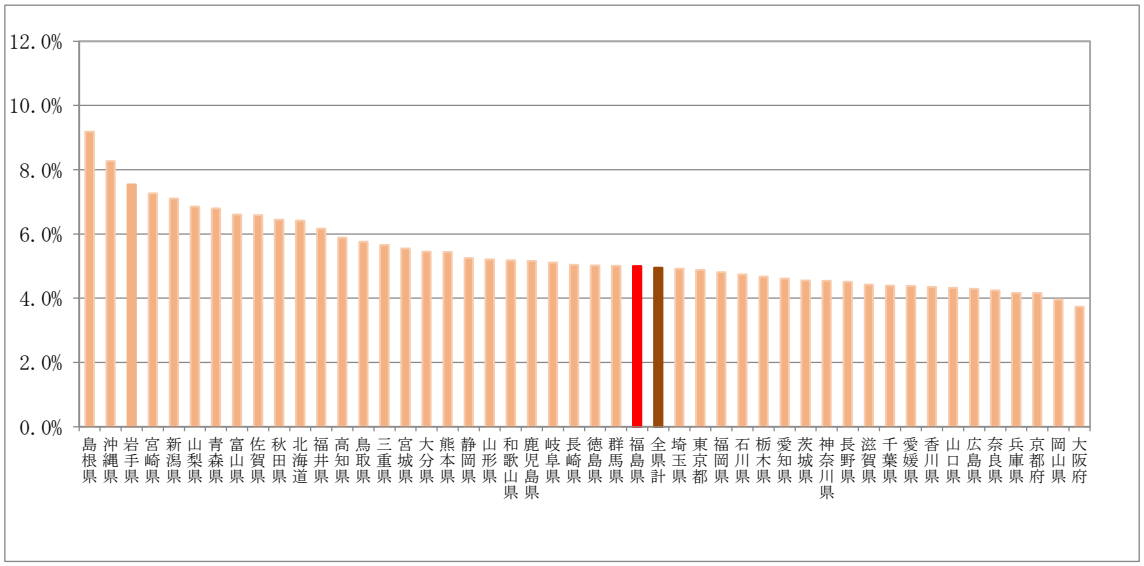

出典）内閣府「県民経済計算」

図表 2－1－11　県内総生産に占める建設業の割合（平成 24 年度）

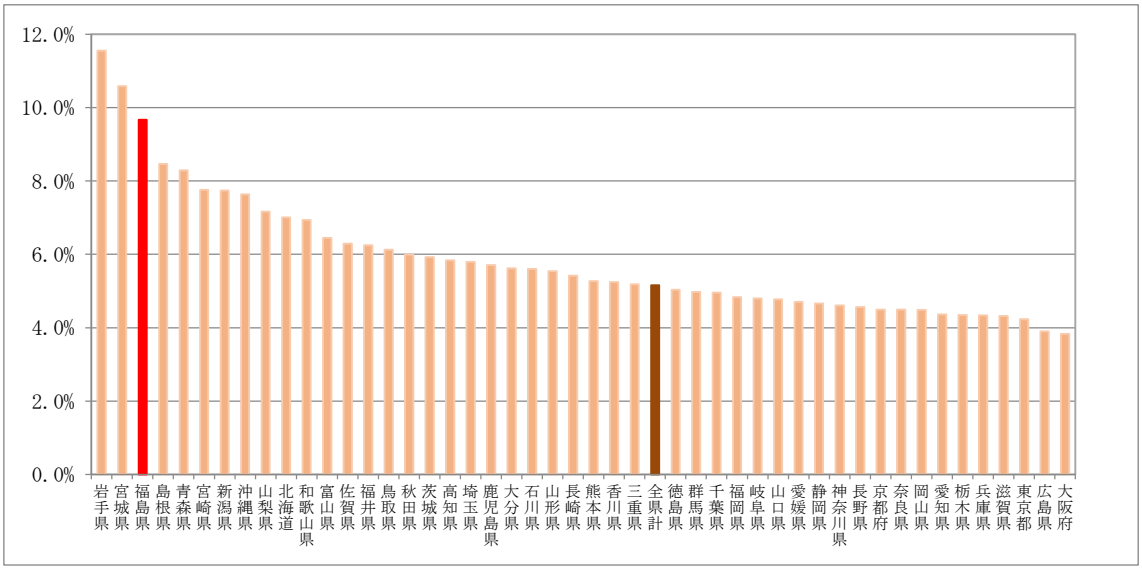

出典）内閣府「県民経済計算」

図表 2－1－12 及び 2－1－13 に示す通り、福島県を浜通り、中通り、会津の 3 地域に分けて比較すると、福島県総生産の 61.4%は中通り地域によるものであり、さらにその内の 40.8%は中通りの第 3 次産業によるものである。一方で、会津地域は福島県総生産の 13.4%と非常に低い割合である。

また、図表 2－1－14 に示す通り、県全体及び 3 地域毎に建設業が占める割合の推移を見ると、浜通り及び中通り地域よりも会津地域の割合が高い。また、平成 23 年度からは震災復興需要の影響により、割合が増加している。さらにその中でも、浜通り地域の建設業に占める割合が急激に伸びており、震災復興需要の中でも原発関連による需要増の影響と推測される。

図表 2－1－12　地域別・産業別の市町村内総生産（平成 24 年度実額）

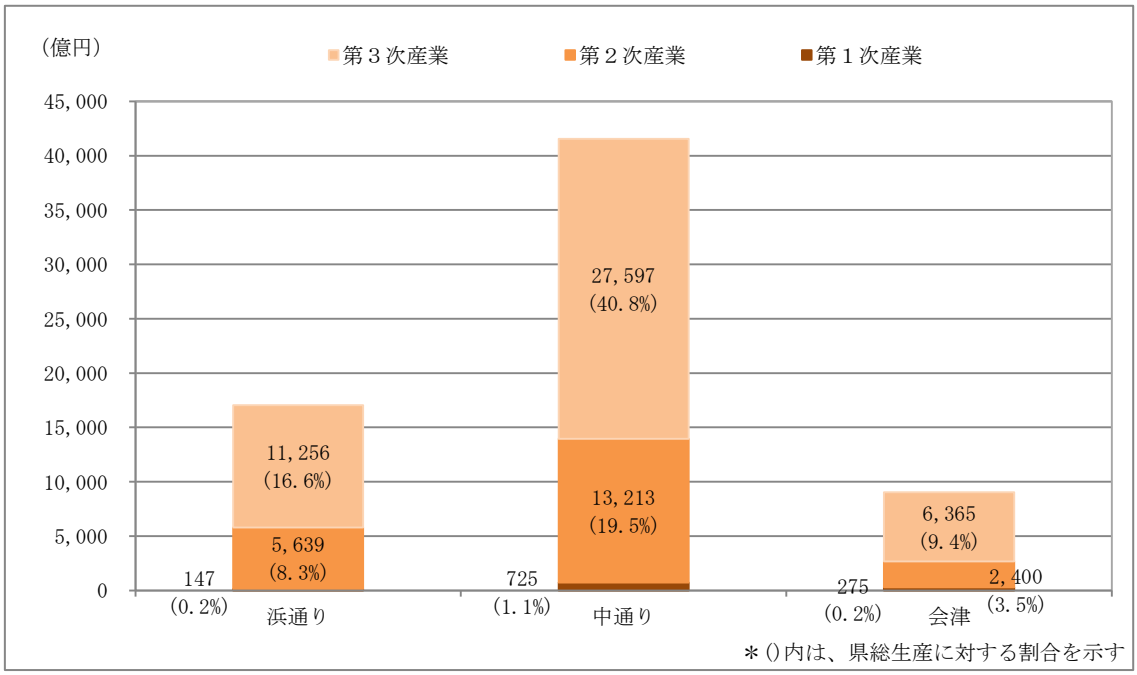

出典）福島県「平成 24 年度　福島県市町村民経済計算」

図表 2－1－13　地域別・産業別の市町村内総生産（平成 24 年度割合）

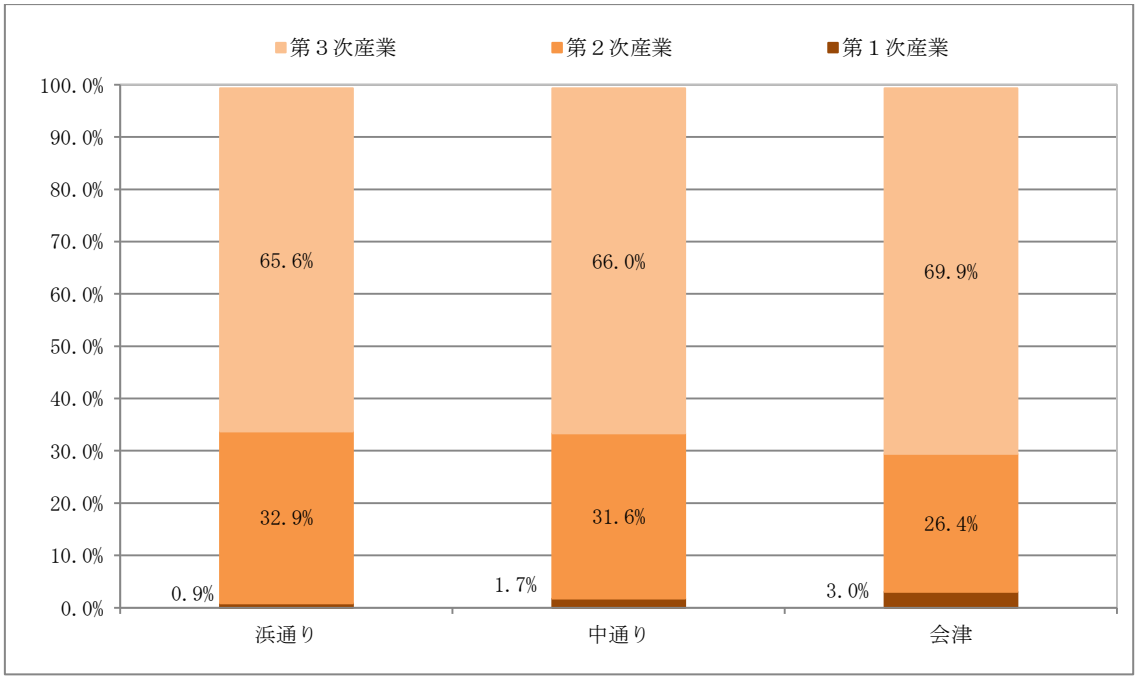

出典）福島県「平成 24 年度　福島県市町村民経済計算」

図表 2－1－14　地域別の市町村内総生産に占める建設業の割合

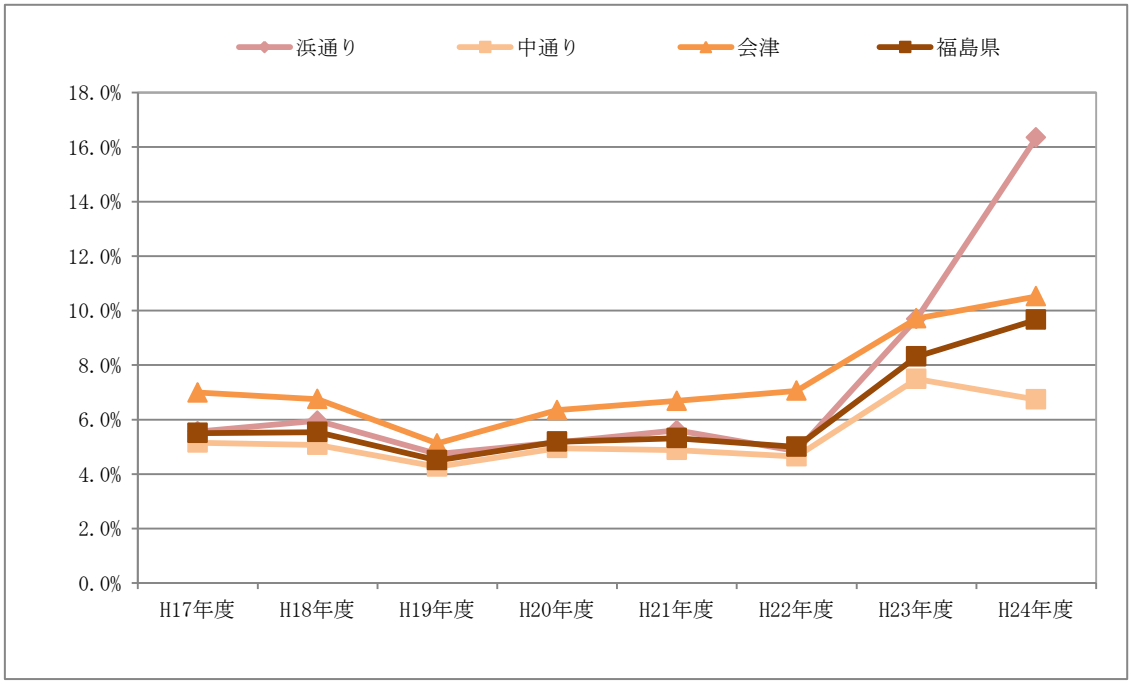

出典）福島県「平成 24 年度　福島県市町村民経済計算」

１－３．県及び市町村の財政状況

福島県の総歳出をみると、平成 17 年度～平成 22 年度は若干の変動はあるものの横ばいである。平成 23 年度以降は、それ以前と比較すると大きく総歳出が増加しているが、要因としては民生費及び衛生費の増加である。なお、平成 23 年度は、その他に土木費も前年度と比較し増加していることも寄与している（図表 2－1－15、2－1－16、2－1－17）。

県内市町村については、県同様に平成 23 年度以降に総歳出が増加しているが、要因としては民生費及び総務費の増加である。そして、平成 23 年度は合わせて土木費が前年度比 78.0%増加している（図表 2－1－15、2－1－17、2－1－18）。

図表 2－1－15　福島県及び県内市町村の歳出総額の推移

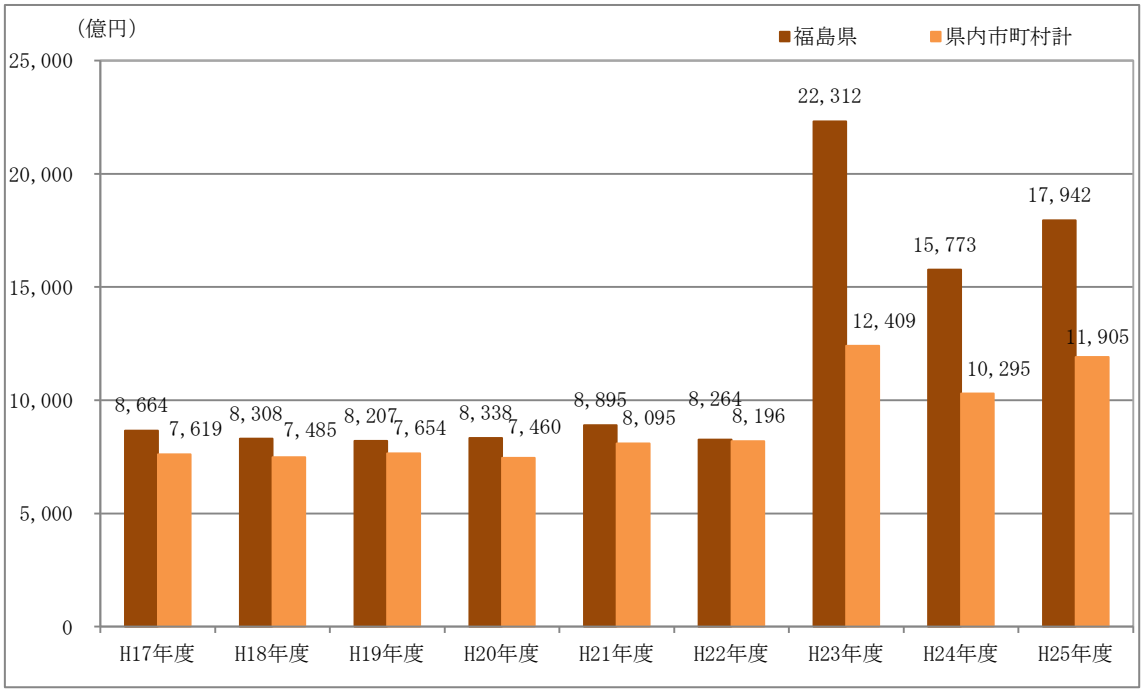

出典）総務省「都道府県決算状況調書」、福島県「市町村財政の状況」

図表 2－1－16　福島県及び県内市町村の土木費の推移

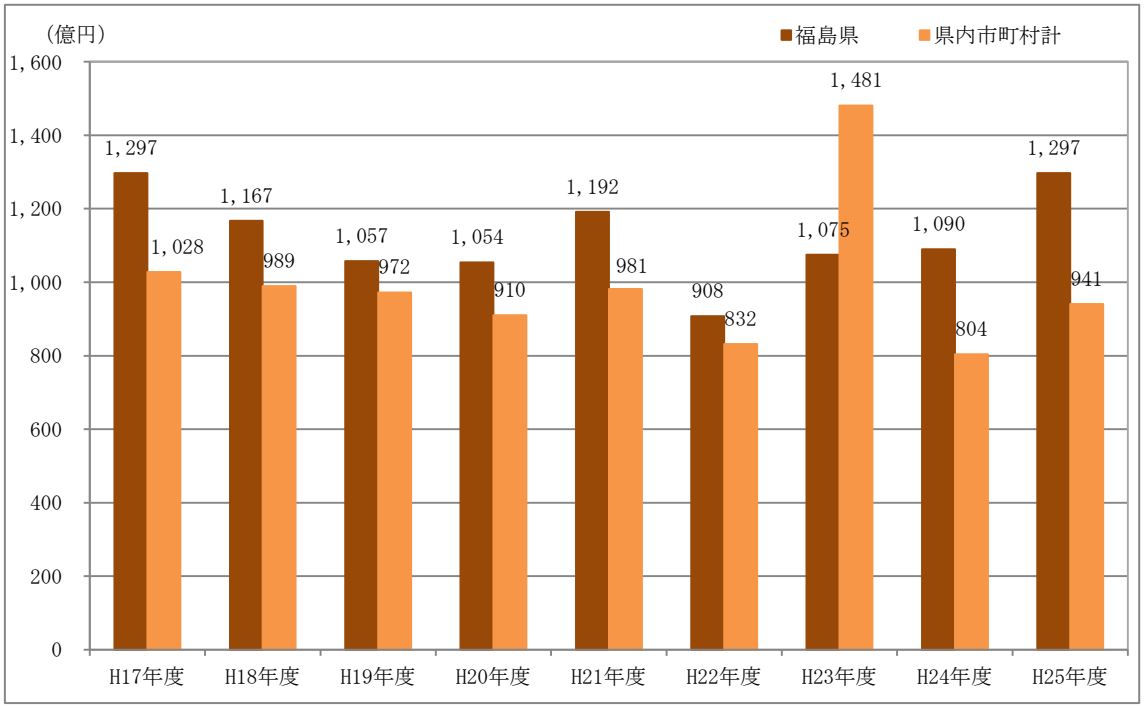

出典）総務省「都道府県決算状況調書」、福島県「市町村財政の状況」

図表 2－1－17　福島県の歳出額の内訳

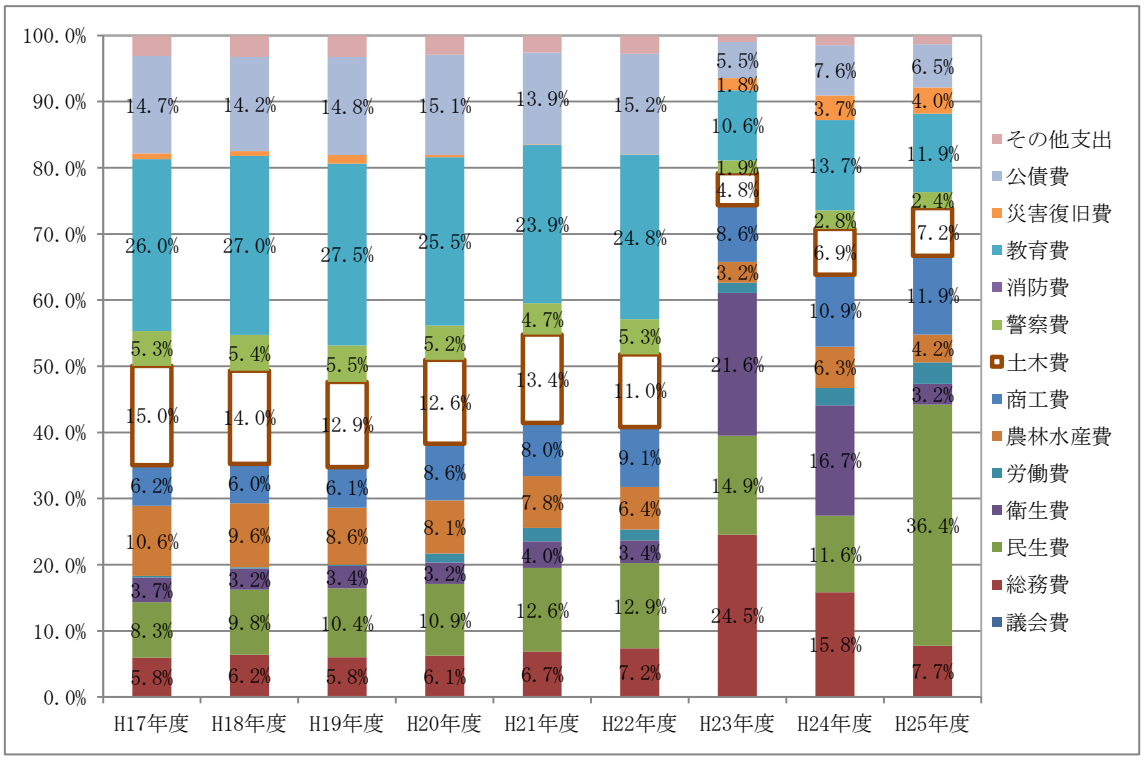

出典）総務省「都道府県決算状況調書」

図表 2－1－18　県内市町村合計の歳出額の内訳

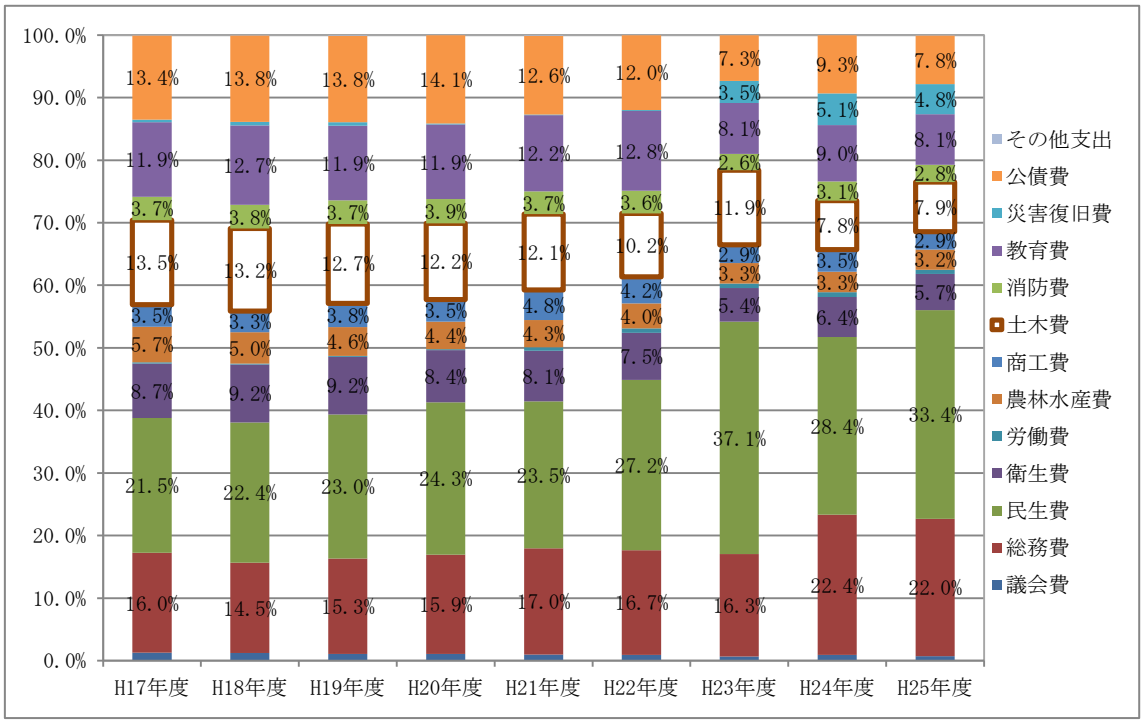

出典）福島県「市町村財政の状況」

次に福島県及び県内市町村の財政状況の比較である。まず、財源の余裕を示す財政力指数は、県及び市町村共に平成 20 年度をピークに低下基調にあるが、平成 24 年度を底に平成 25 年度は増加基調に転じている。しかし、都道府県平均及び全国市町村平均と比較すると福島県及び福島県市町村は平均を下回っている（図表 2－1－19）。

また、地方税や普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合を示し、財政の弾性力を示す経常収支比率において、福島県と都道府県平均は 95 程度と同程度で推移しているが、福島県市町村平均は 85 程度を推移しており、全国市町村平均を下回っている（図表 2－1－20）。

次に資金繰りの程度を示す実質公債比率（図表 2－1－21）は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」での財政再生基準は 35%、早期健全化基準は 25%とされているが、福島県は平成 21 年度以降、都道府県平均を上回って推移していたが、平成 25 年度は都道府県平均と同程度まで減少した。また、平成 18 年度以降の福島県市町村平均は、全国市町村平均同様に減少基調であるが、全国市町村平均を上回って推移している。

図表 2－1－19　地方公共団体の主要財政指標の推移：財政力指数

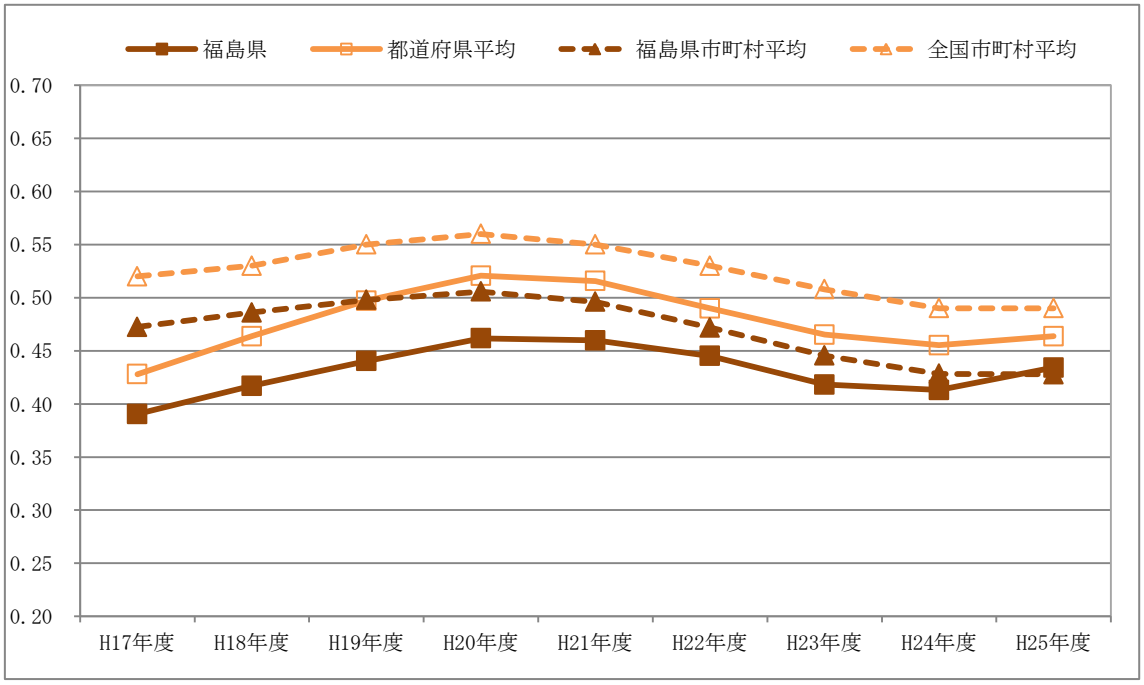

出典）福島県「市町村財政の状況」

図表 2－1－20　地方公共団体の主要財政指標の推移：経常収支比率

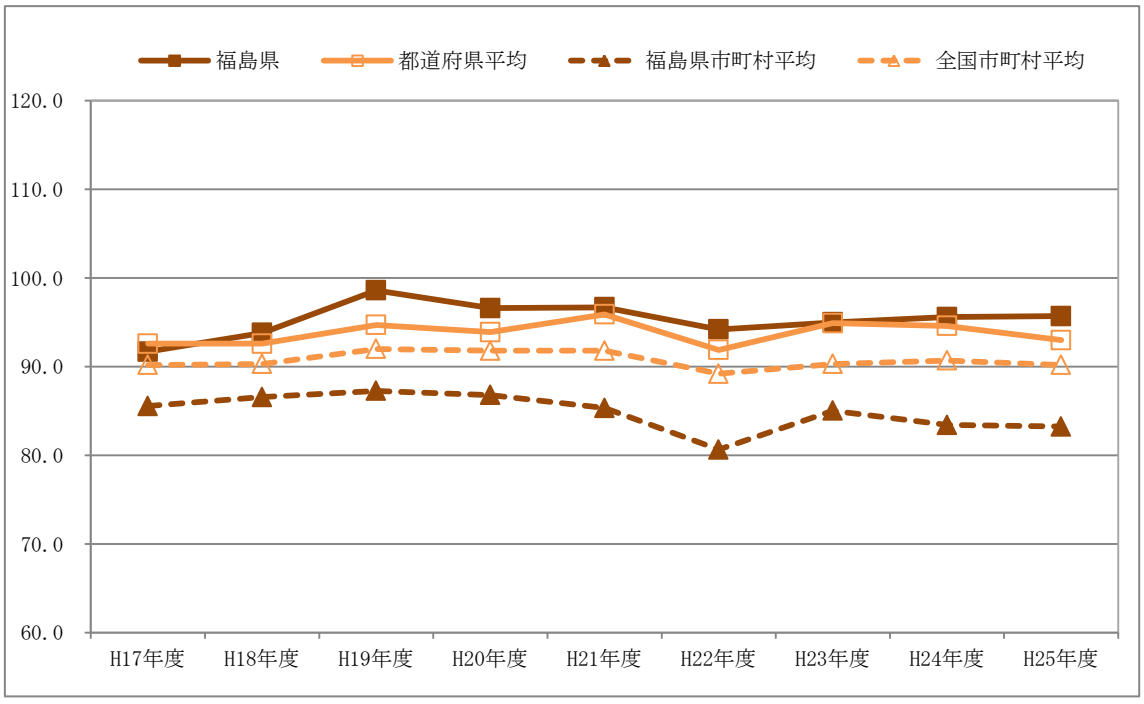

出典）福島県「市町村財政の状況」

図表 2－1－21　地方公共団体の主要財政指標の推移：実質公債費比率

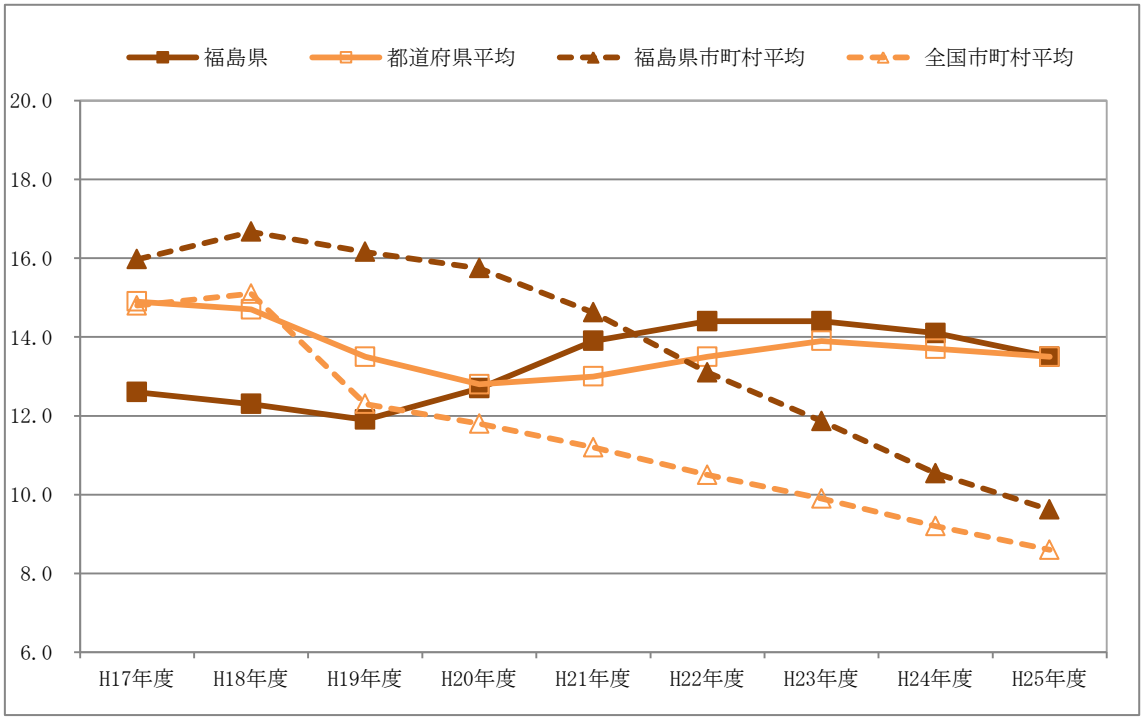

出典）福島県「市町村財政の状況」

２．福島県の建設産業の動向

２－１．建設投資について

福島県の建設投資は、平成 4 年度の 1 兆 7,116 億円をピークに平成 22 年度にはピーク時の 35.9%まで減少した。近年は、震災復興需要等により増加に転じており、平成 26 年度には 1 兆 6,288 億円まで回復している（図表 2－2－1)。また、福島県の建設投資額の全国比率をみると、平成 23 年度以降震災復興需要により急激に公共投資が増加している（図表 2－2－2)。

さらに建設投資の内訳として民間及び公共の割合を全国と比較すると、福島県は公共投資の割合が大きいことが分かる（図表 2－2－3)。土木及び建築の割合をみても、土木の割合が全国よりも高く（図表 2－2－4)、公共投資における土木に関する投資は全国と同程度であり（図表 2－2－5)、民間投資の内訳は全国と比較すると住宅分野が低い（図表 2－2－6)。したがって、福島県の建設投資は土木分野の公共投資が大きいことがわかる。

図表 2－2－1　建設投資額の推移

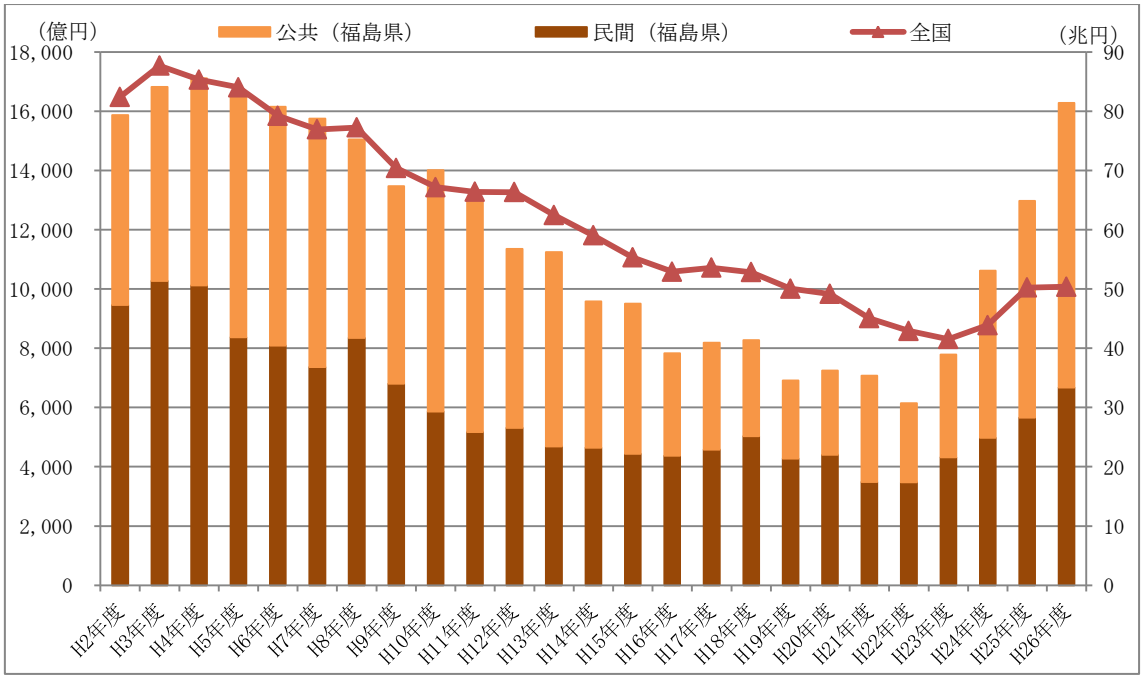

出典）国土交通省「建設総合統計年報」

図表 2－2－2　福島県の建設投資額の対全国比率

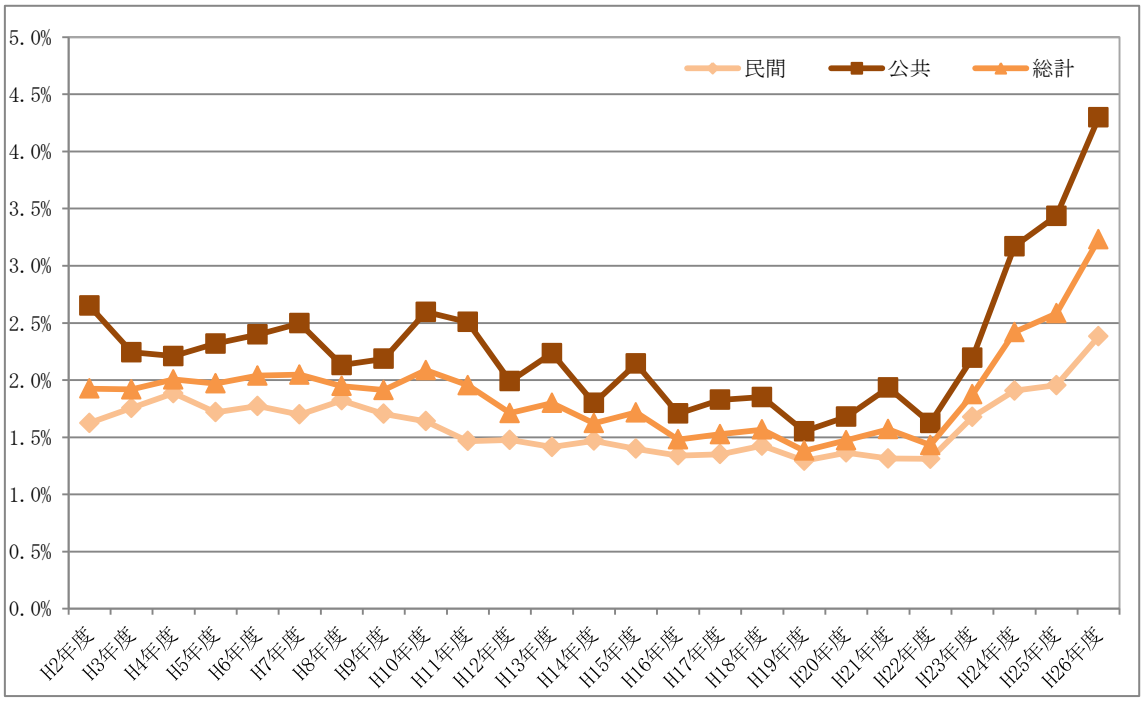

出典）国土交通省「建設総合統計年報」

図表 2－2－3　福島県の建設投資額の公共及び民間の割合推移

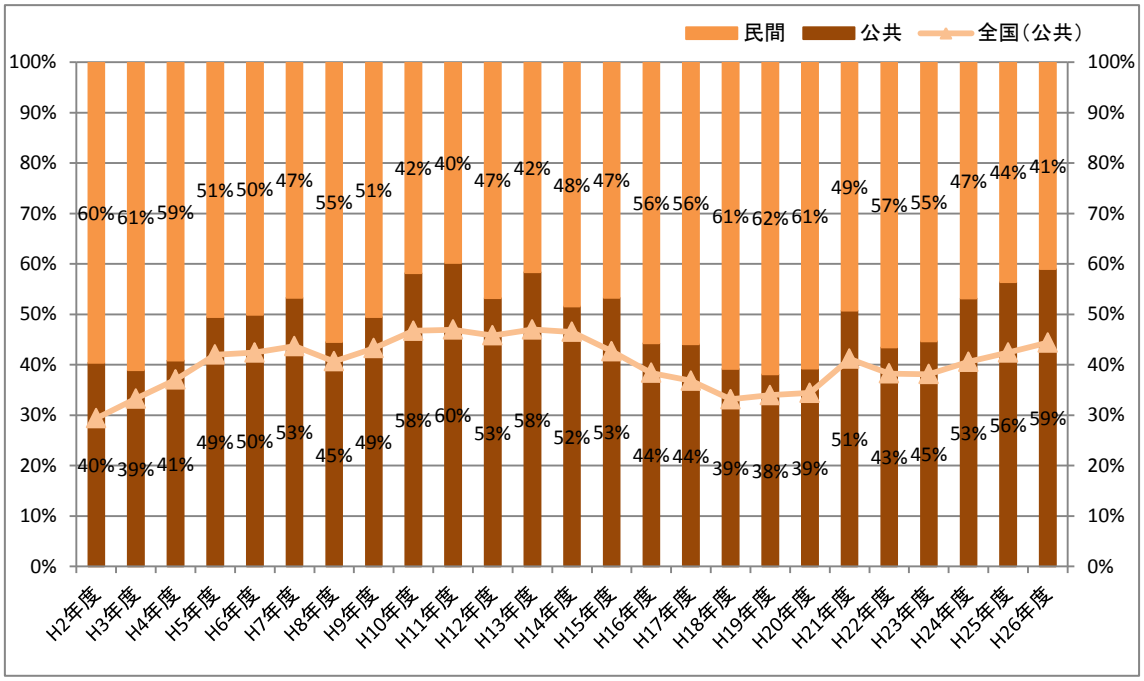

出典）国土交通省「建設総合統計年報」

図表 2－2－4　福島県の建設投資額の内訳推移

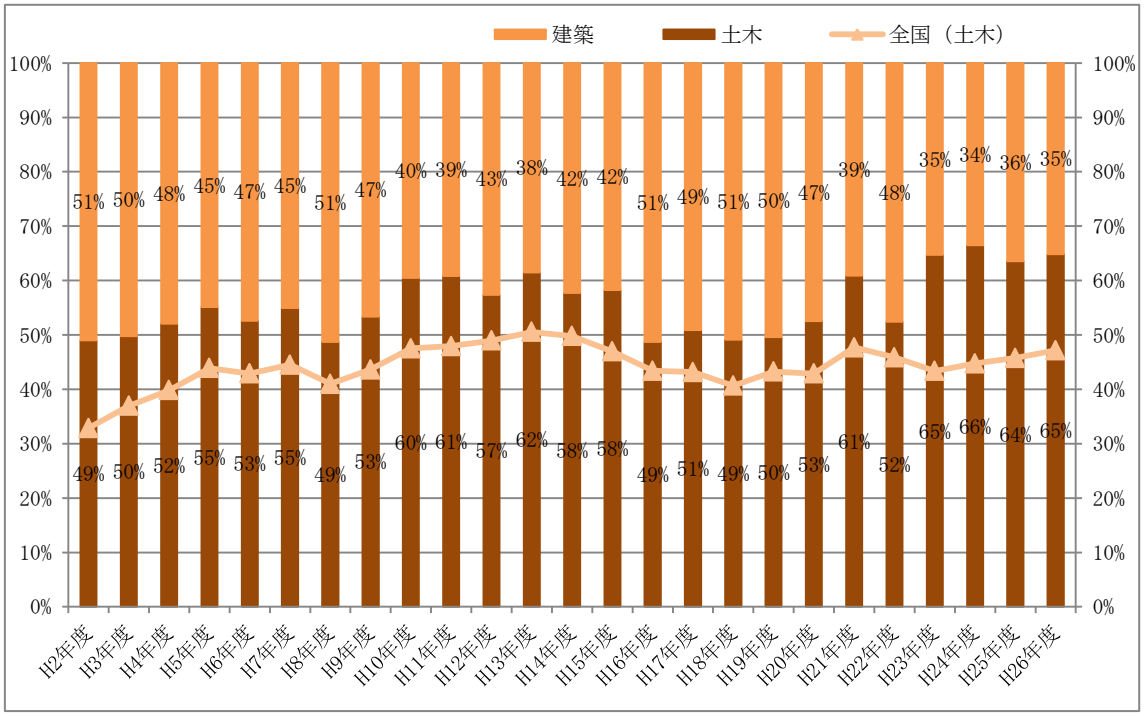

出典）国土交通省「建設総合統計年報」

図表 2－2－5　福島県の公共建設投資額の内訳推移

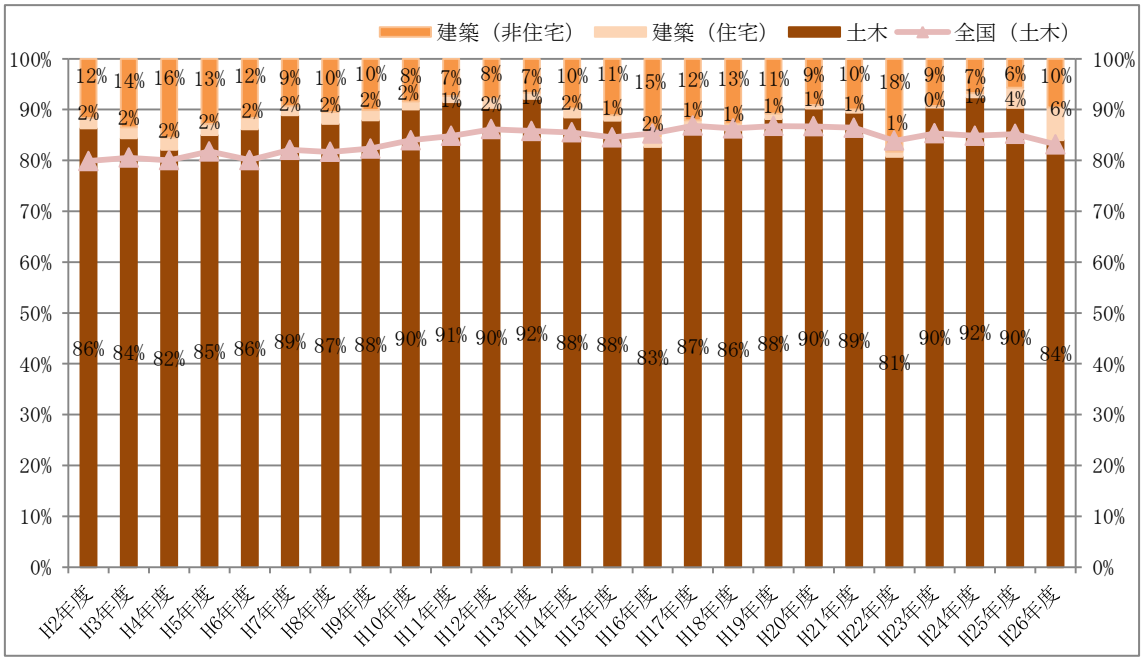

出典）国土交通省「建設総合統計年報」

図表 2－2－6　福島県の民間建設投資額の内訳推移

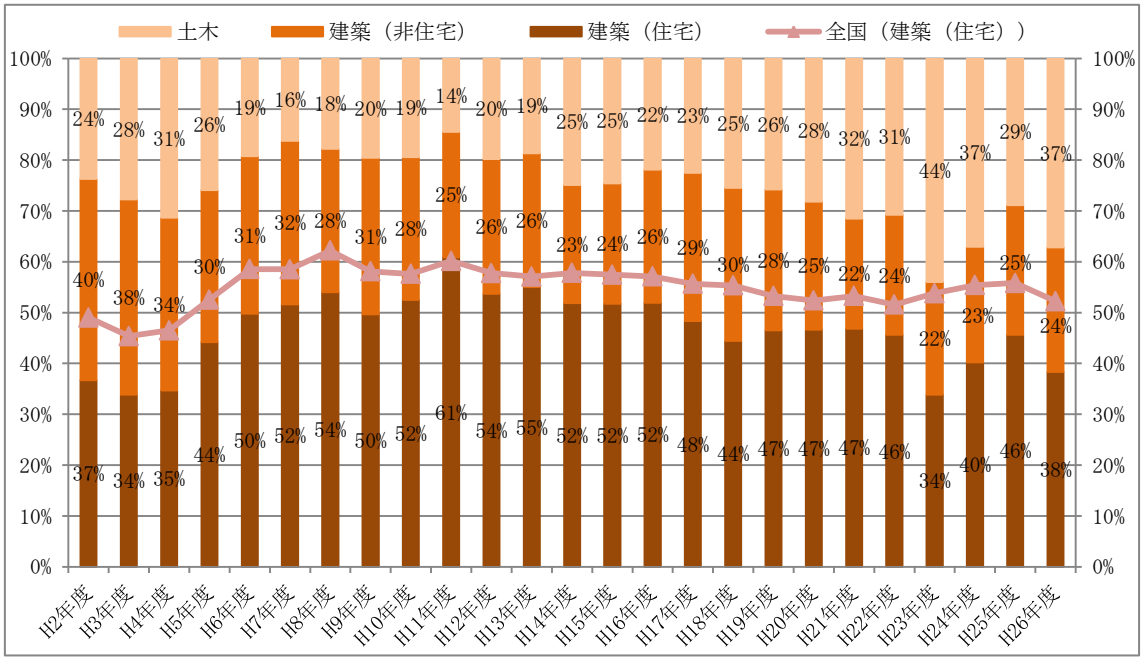

出典）国土交通省「建設総合統計年報」

また、図表 2－2－7 に示す新規住宅戸数の推移をみると、全国同様に福島県も減少基調であり、福島県は平成 23 年度を底に増加傾向であったが、消費税増税後の反動により平成 26 年度は減少に転じている。

工場立地件数の推移及び工場の敷地面積の推移をみると、震災時を底に近年は福島県及び全国共に増加傾向である。

図表 2－2－7　新規住宅戸数の推移（全国及び福島県）

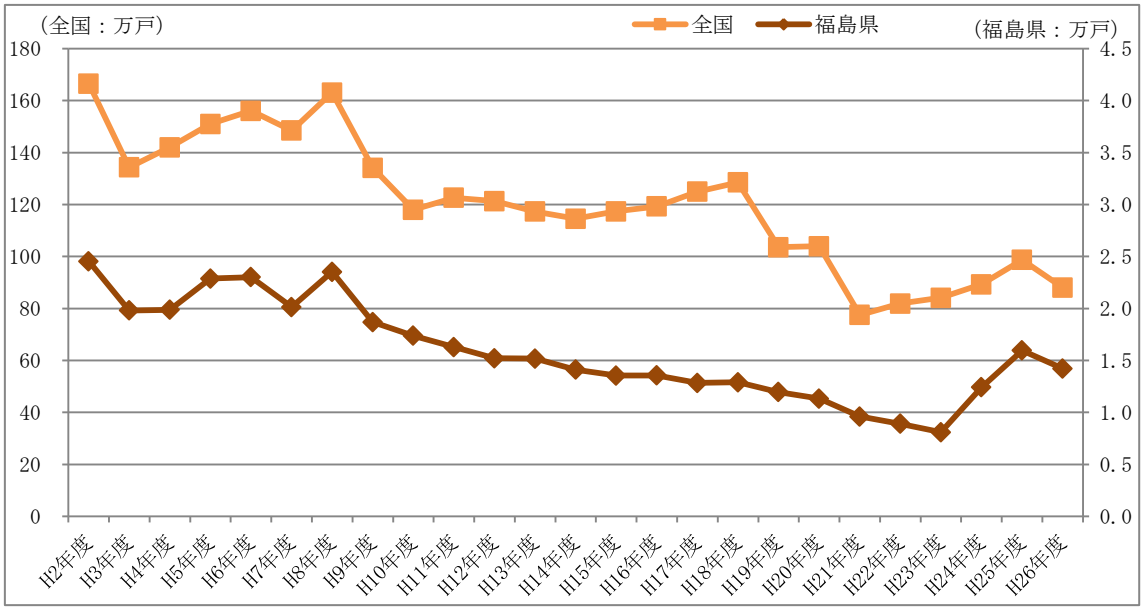

出典）国土交通省「住宅着工統計」

図表 2－2－8　工場立地件数の推移（全国及び福島県）

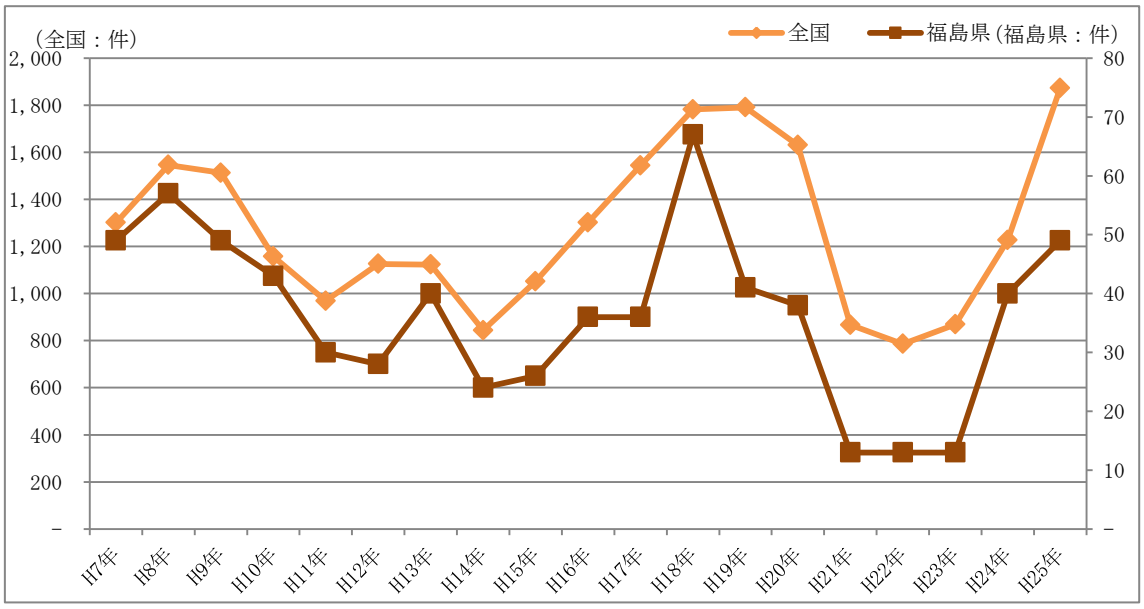

出典）経済産業省「工場立地動向調査」

図表 2－2－9　工場立地（敷地面積）の推移（全国及び福島県）

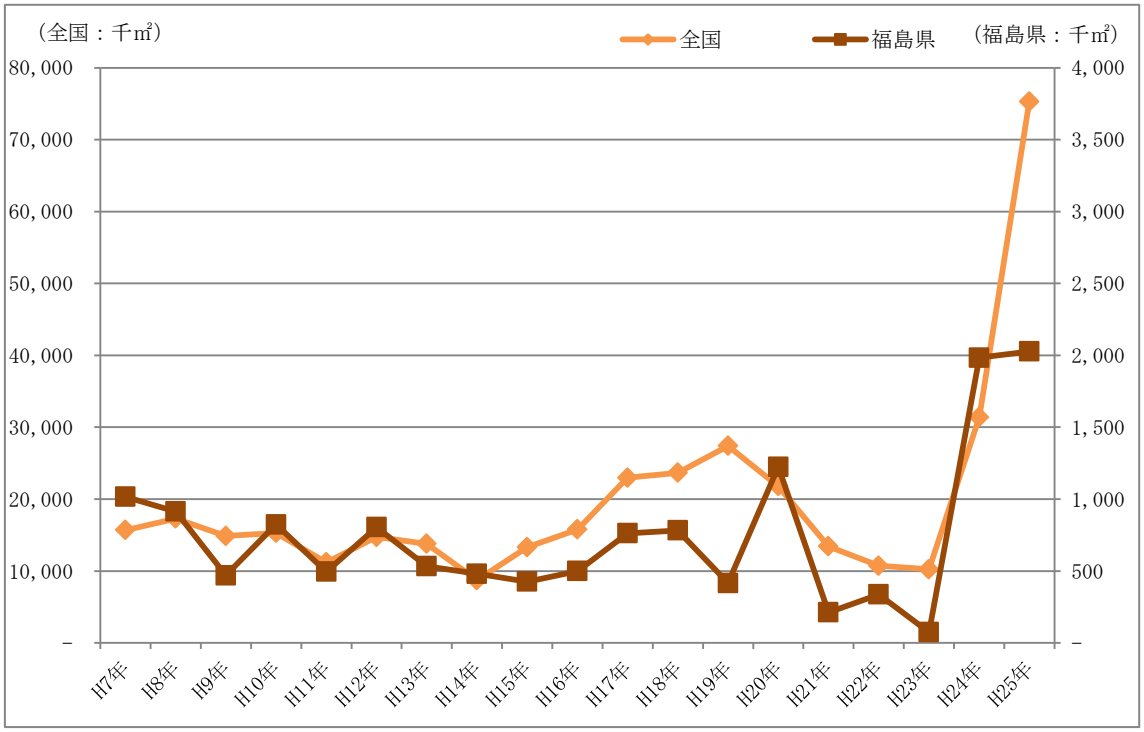

出典）経済産業省「工場立地動向調査」

２－２．建設企業について

福島県の建設業許可者数の推移は、長期基調としては全国と同様な傾向であるが、平成12年のピーク時と比較し平成27年は19.7%減少している（図表２－２－12）。また、従業員数階級別事業所数の割合をみると、福島県は全国同様に10人未満の事業所が全体の約８割を占めている（図表２－２－13）。なお、平成26年は従業員数10～99人及び100人以上の事業所数は回復傾向にあることが分かる（図表２－２－14）。次に平成８年と平成26年の事業所数を比較すると、規模の大きな事業所の減少率が大きいことが分かる。

図表２－２－12　建設業許可者数の推移

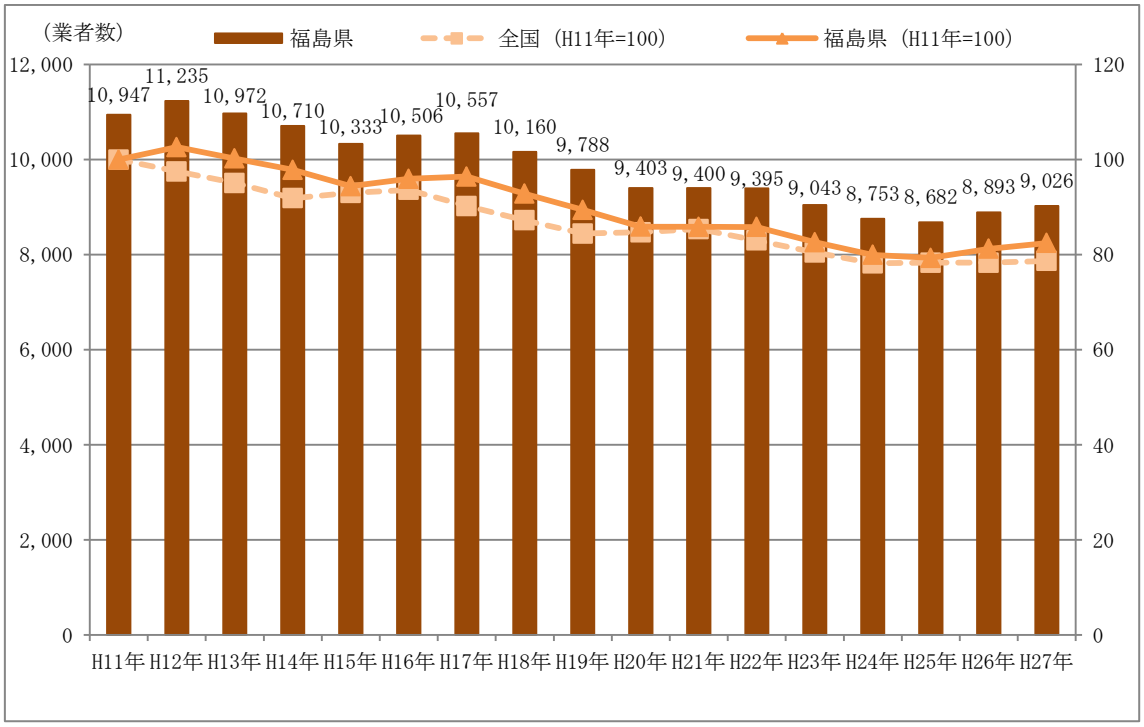

出典）国土交通省「建設業許可者数の現況」

図表 2－2－13　建設業の従業員数階級別事業所数の割合（平成 26 年）

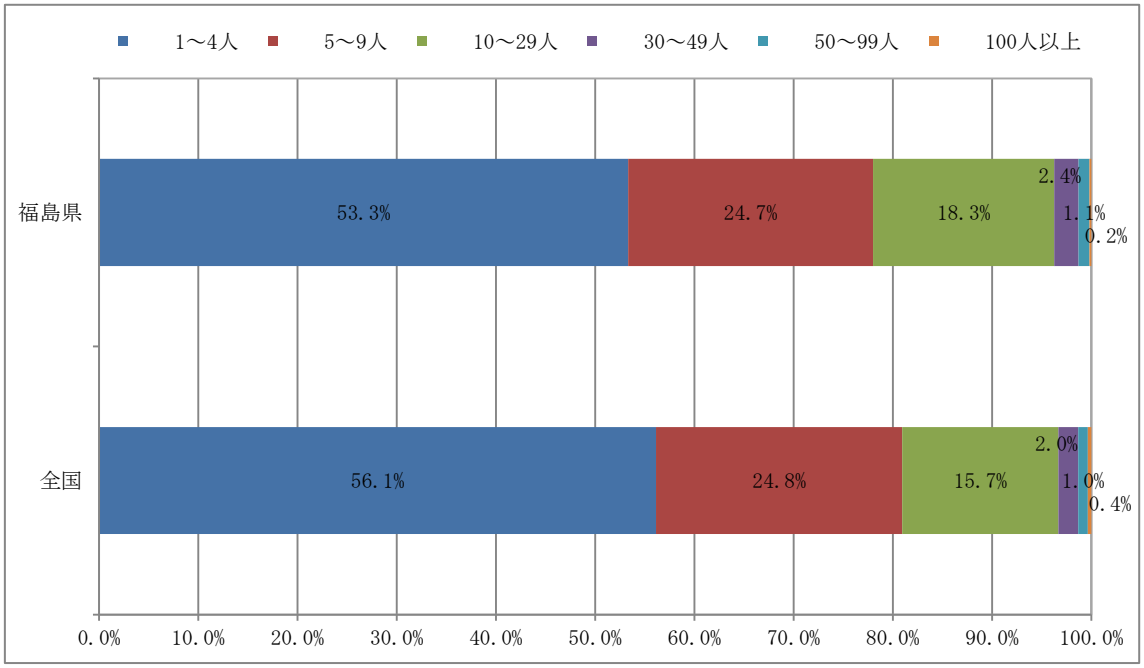

出典）総務省統計局　「経済センサス－基礎調査」（平成 26 年）

図表 2－2－14　建設業の従業員数階層別事業所数の推移

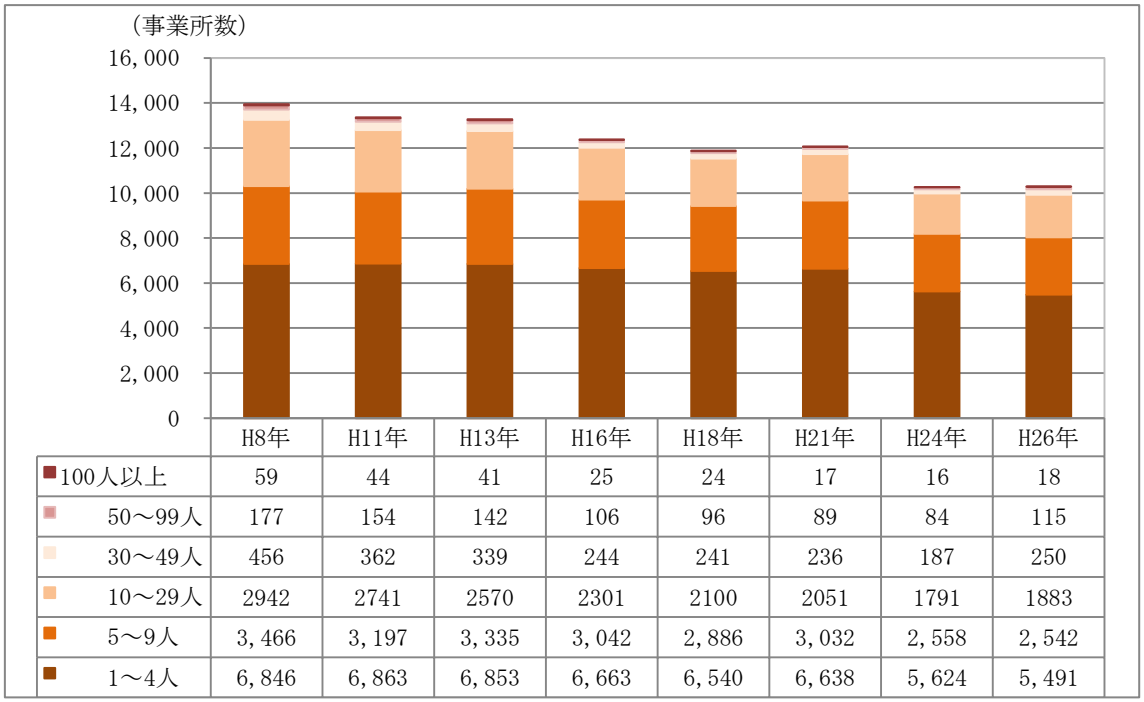

	H8年	H11年	H13年	H16年	H18年	H21年	H24年	H26年
100人以上	59	44	41	25	24	17	16	18
50～99人	177	154	142	106	96	89	84	115
30～49人	456	362	339	244	241	236	187	250
10～29人	2942	2741	2570	2301	2100	2051	1791	1883
5～9人	3,466	3,197	3,335	3,042	2,886	3,032	2,558	2,542
1～4人	6,846	6,863	6,853	6,663	6,540	6,638	5,624	5,491

出典）総務省統計局「事業所・企業統計調査」、「経済センサス－基礎調査」

図表２－２－15　福島県の建設業の従業員数階層別事業所数（平成８年と平成26年の比較）

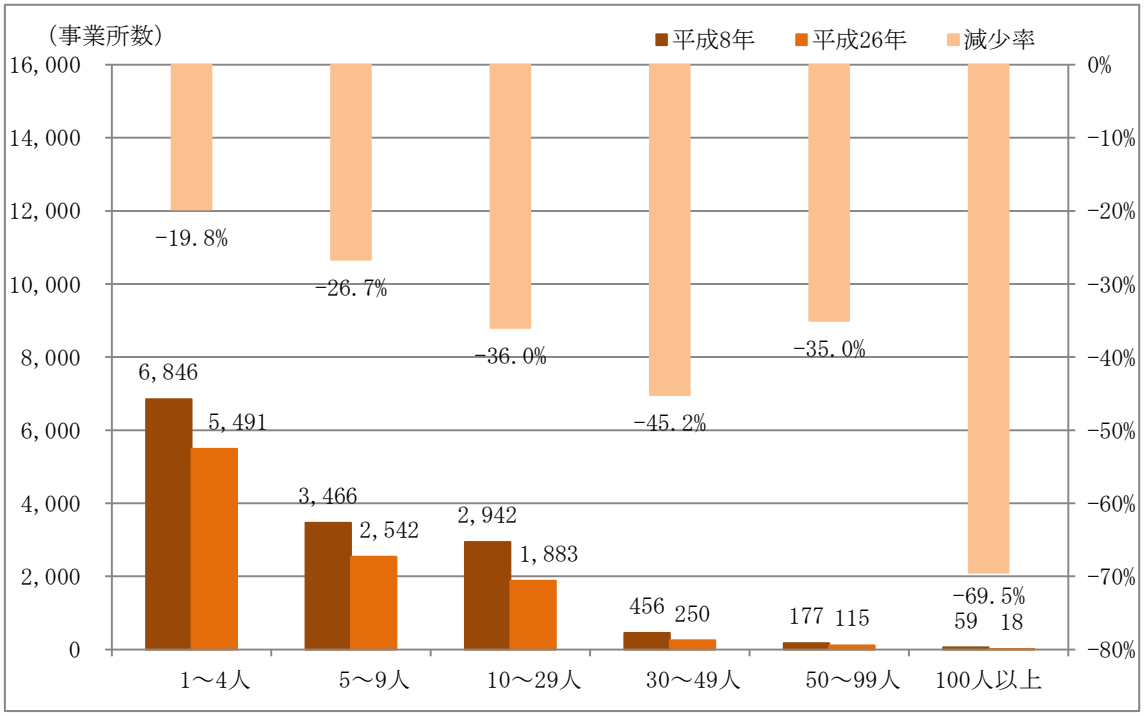

出典）総務省統計局「事業所・企業統計調査」、「経済センサス－基礎調査」

２－３．建設業就業者について

福島県の建設業就業者数は、全国と同様な傾向を示しており、図表 2－2－16 に示す通り平成 7 年以降減少基調である。平成 22 年は平成 7 年と比較すると 36.0%減少している。

また、福島県の建設業就業者の年齢構成の推移をみると、全国の傾向と同様に若年層が減少し、年配就業者が多くなっており（図表 2－2－17）、建設業就業者の高齢化が進んでいることが分かる（図表 2－2－18）。39 歳以下の就業者を、平成 7 年と平成 22 年で比較すると 42.1%減少している。一方で建設業就業者が全体的に減少している中で、50 歳以上の就業者について、平成 7 年と平成 22 年を比較すると 12.7%の減少である。

次に就業者の推移を見ると、図表 2－2－19 に示す通り、平成 7 年をピークに減少基調であり、平成 22 年は平成 7 年と比較すると 43.2%減少している。しかし、建設就業者全数が減少基調にある中、女性就業者数の割合は平成 22 年の全国で 15.1%、福島県で 13.9%と増加傾向にある。

図表 2－2－16　全国及び福島県の建設業就業者の推移

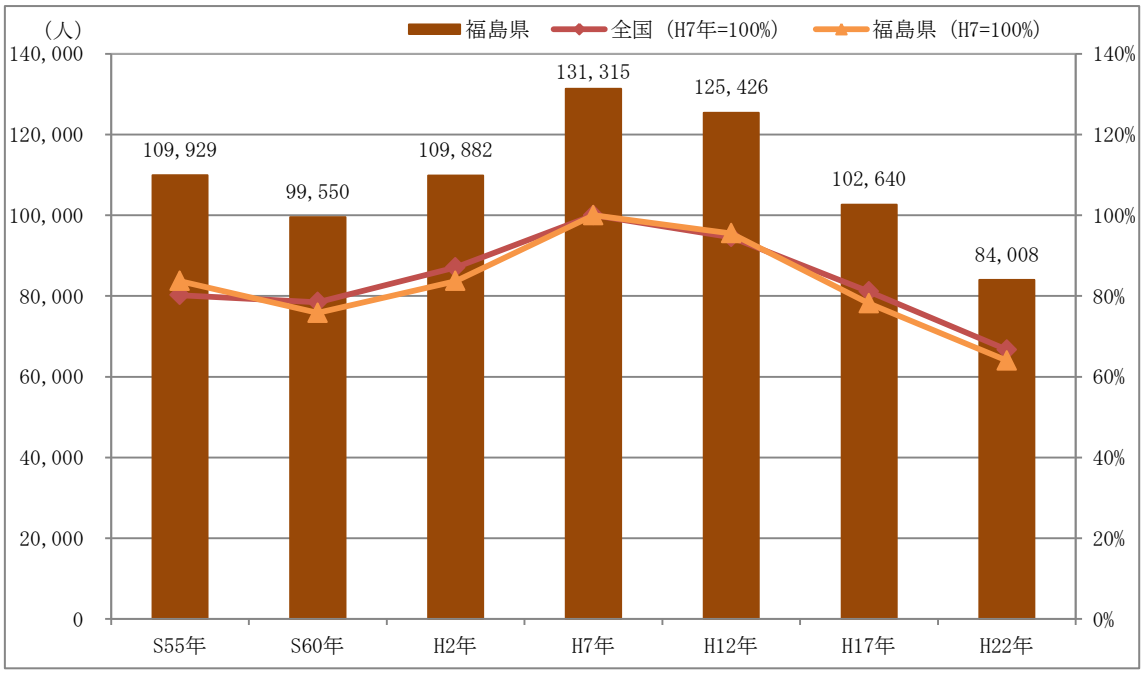

出典）総務省　「国勢調査」

図表 2－2－17　福島県の建設業就業者の年齢構成の推移

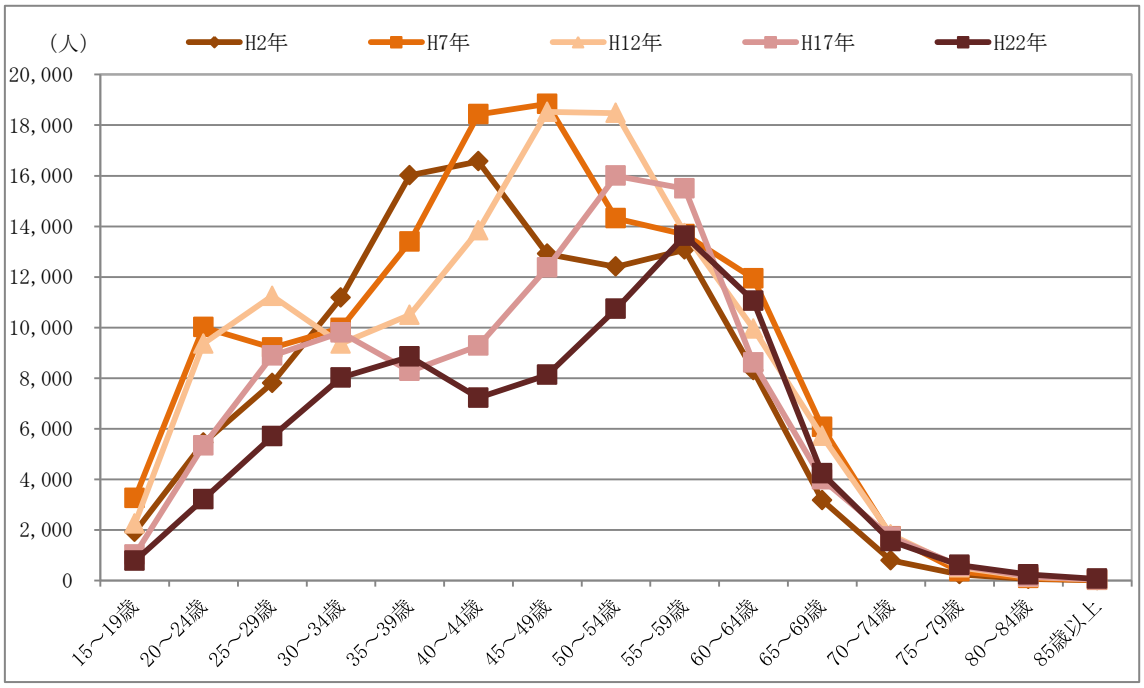

出典）総務省　「国勢調査」

図表 2－2－18　建設業就業者の年齢別割合の推移

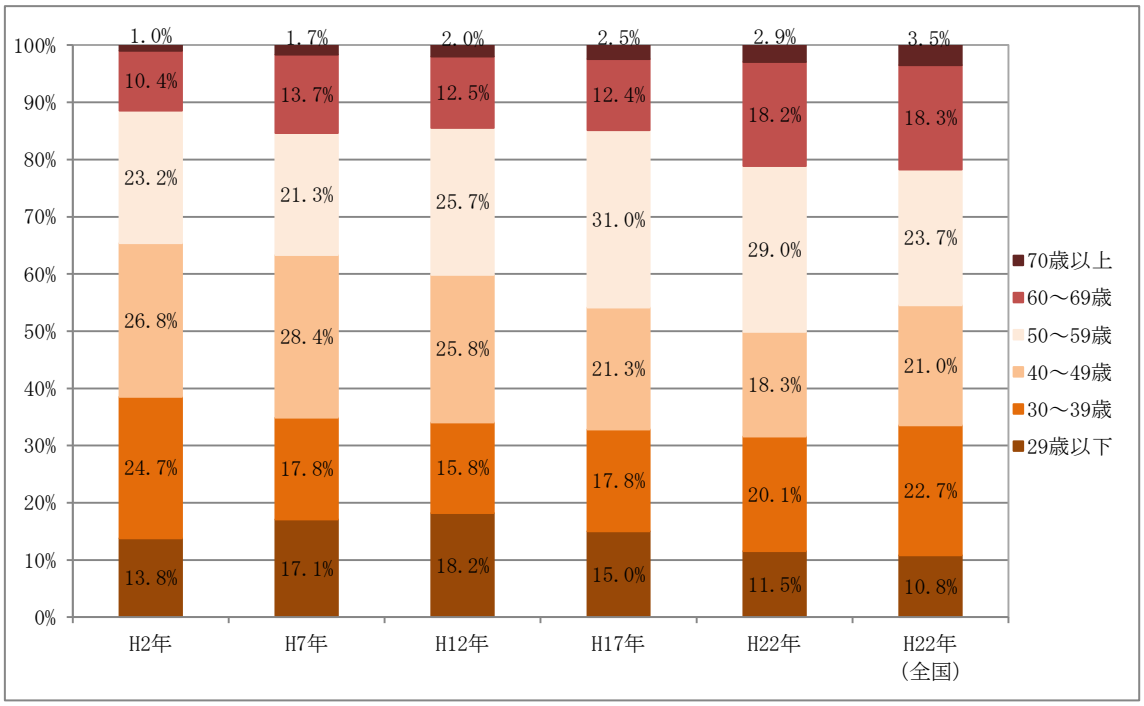

出典）総務省　「国勢調査」

図表２－２－19　建設業の女性就業者の推移

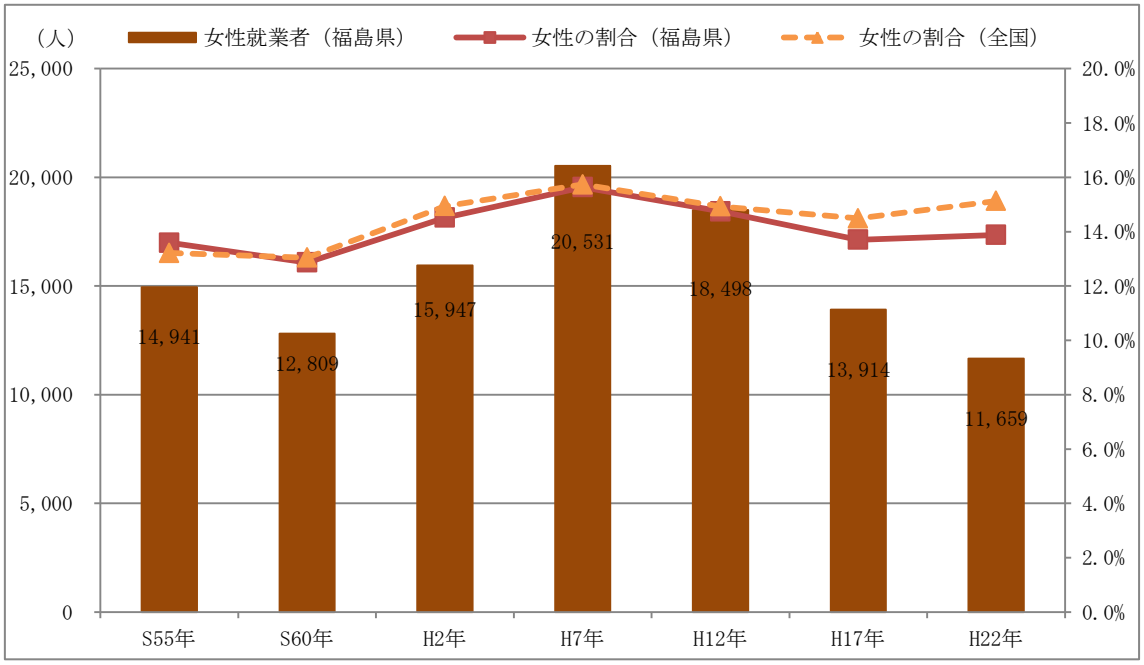

出典）総務省　「国勢調査」

２－４．福島県発注工事の概況

福島県では、県発注工事の内 90%以上を県内業者が受注している。また、発注件数及び契約金額を浜通り、中通り、会津の地域毎にみると、浜通りは平成 19 年度と比較すると平成 26 年度は 464.7%の増加、中通りは 124%増加しており、会津は 27．1%の増加に留まっている。この要因として、浜通りは津波被害復旧及び除染事業、中通りは除染事業が影響していると考えられる。また、発注件数に対して発注額が増加しており、これは工事規模の大型化及び工事費の高騰によるものと考えられる。

次に入札方式別にみると、一般競争入札は非常に少ない。また、総合評価方式については、平成 21 年度と比較し平成 26 年度は 54.9%減少しているものの、契約金額でみると 53.2%増加しており、一件あたりの工事規模の大型化及び工事費が高騰していることが考えられる。次に総合評価方式以外の条件付一般競争入札については、平成 21 年度と平成 26 年度を比較すると件数は 35.0%減少、金額ベースでは 22.0%増加しており、総合評価方式同様に工事規模の大型化及び工事費が高騰していることが考えられる。なお、随意契約については、平成 22 年度と比較し平成 23 年度は大幅に増加しており、これは東日本大震災の復旧及び復興工事による影響であると考えられる。

図表 2－2－20　福島県発注工事の契約金額（県内・県外業者）

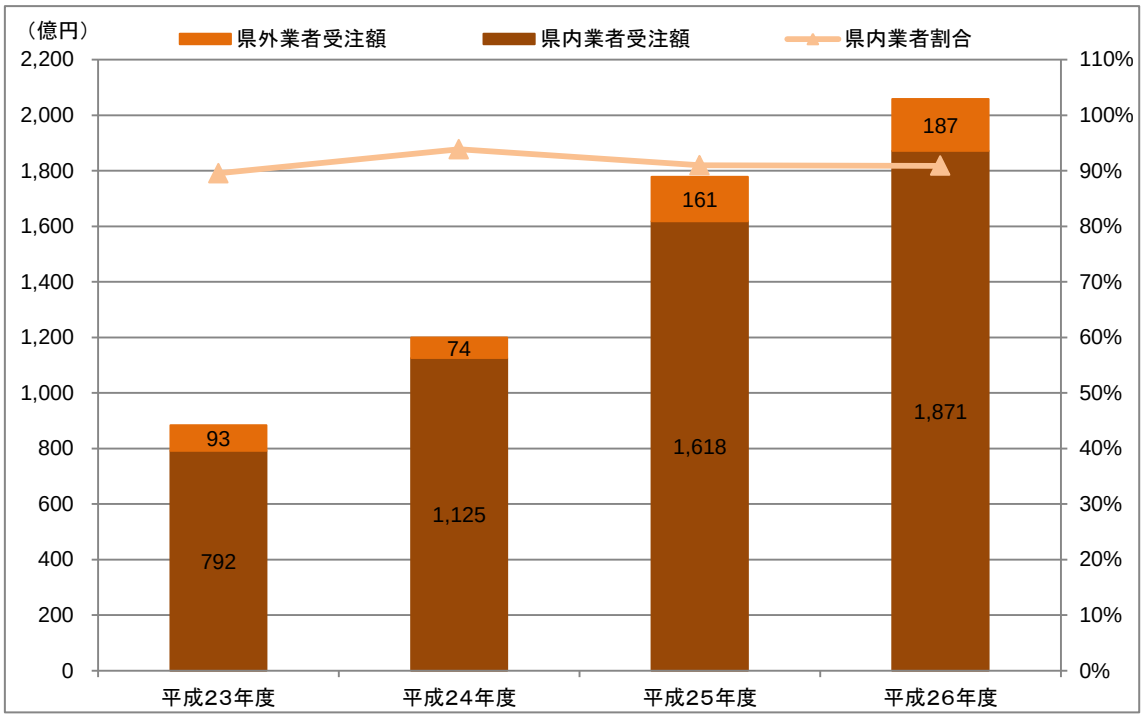

出典）福島県提供資料より作成

図表 2－2－21　福島県発注工事の地域別契約件数の推移

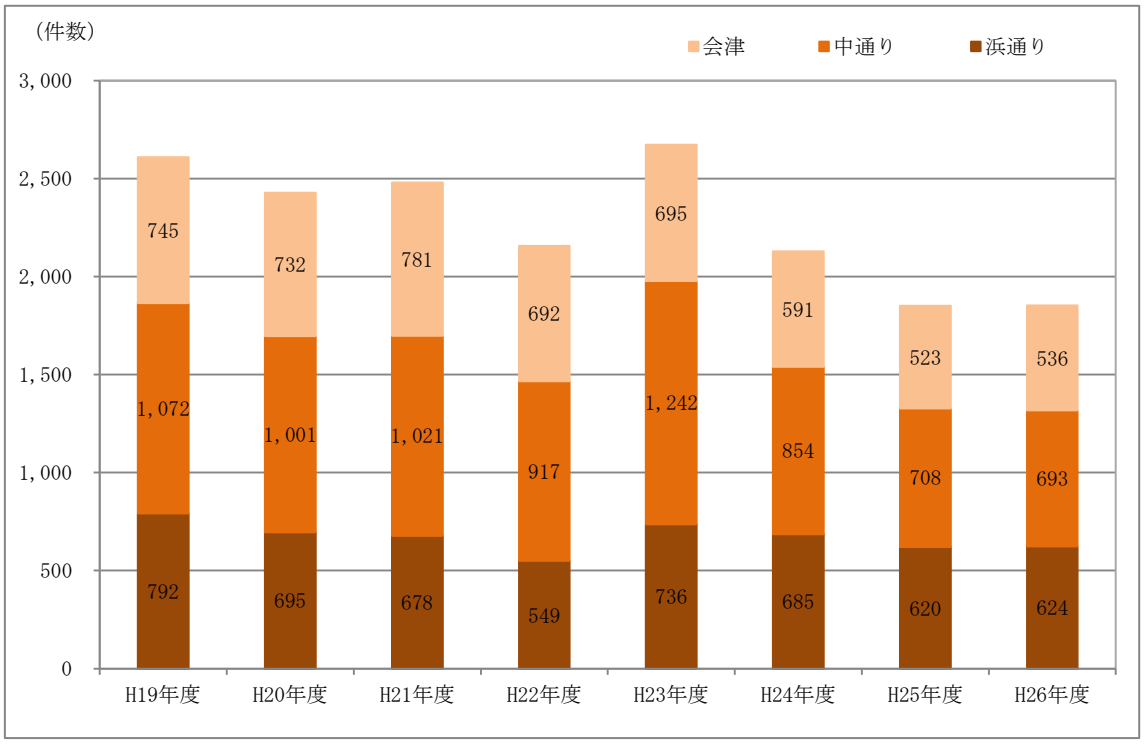

出典）福島県提供資料より作成

図表 2－2－22　福島県発注工事の地域別契約金額の推移

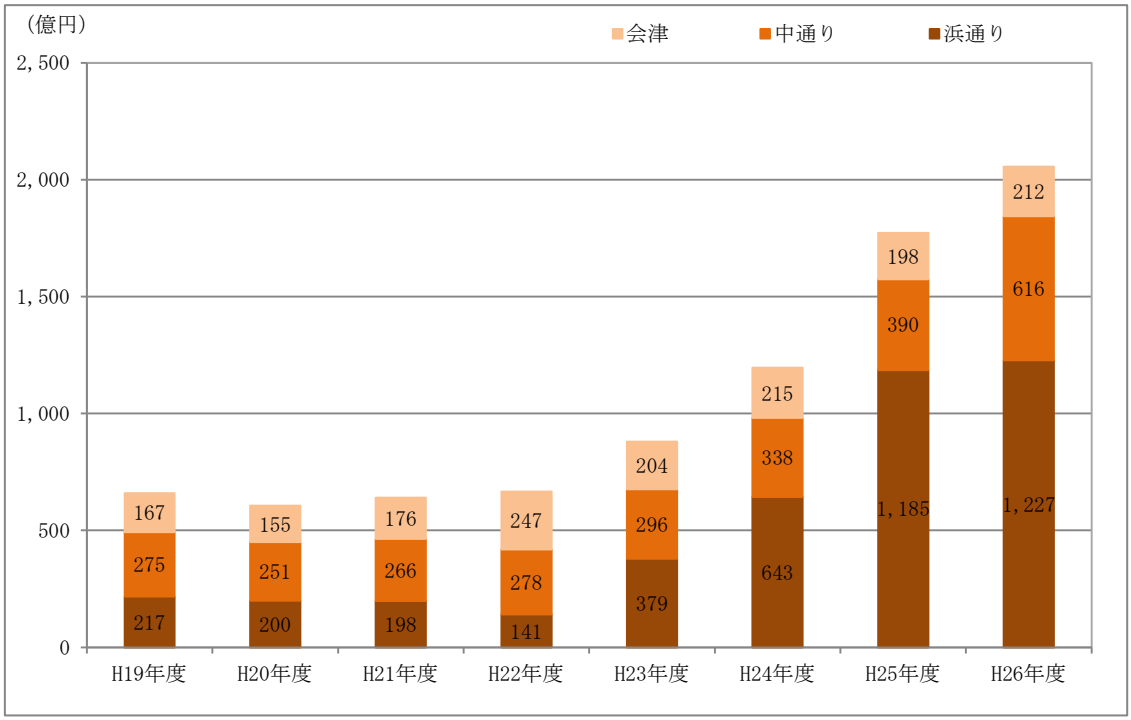

出典）福島県提供資料より作成

図表 2－2－23　発注金額規模別発注件数の割合推移

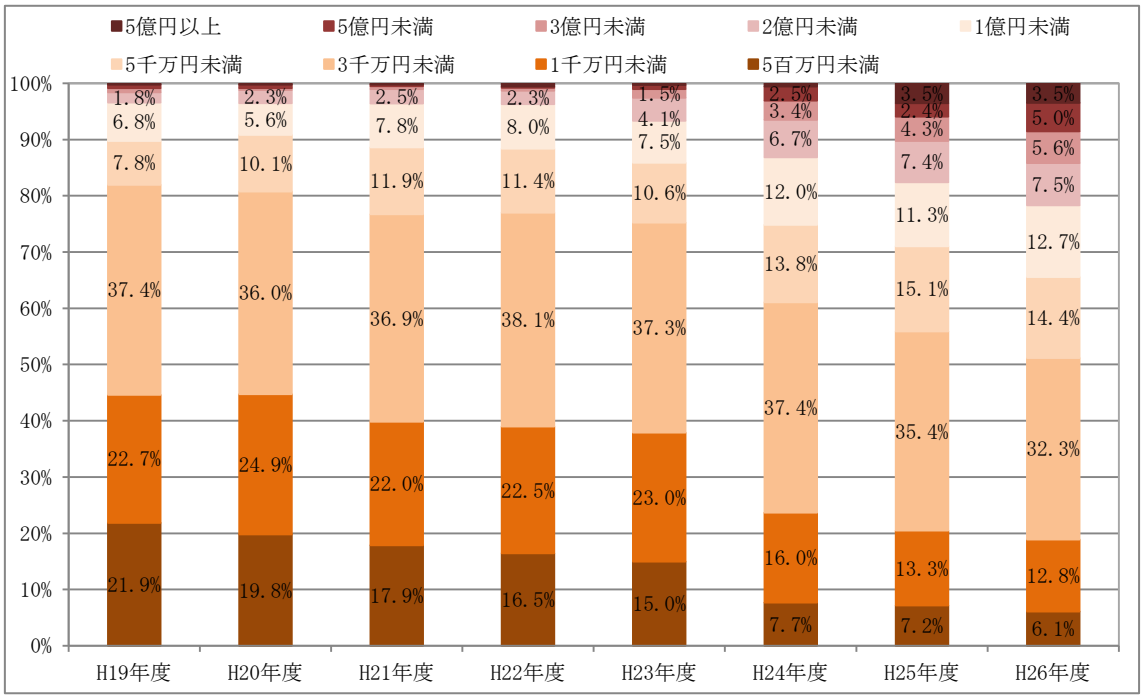

出典）福島県提供資料より作成

図表 2－2－24　福島県発注工事の入札方式別推移（件数）

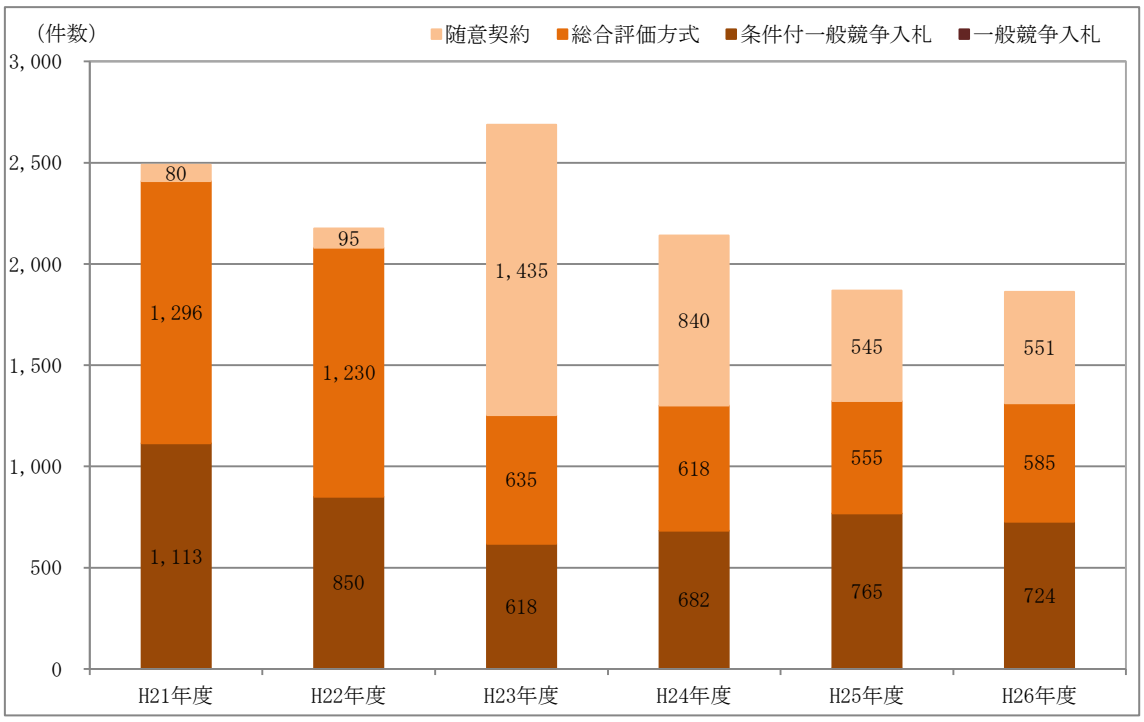

出典）福島県提供資料より作成

図表 2－2－25　福島県発注工事の入札方式別推移（契約金額）

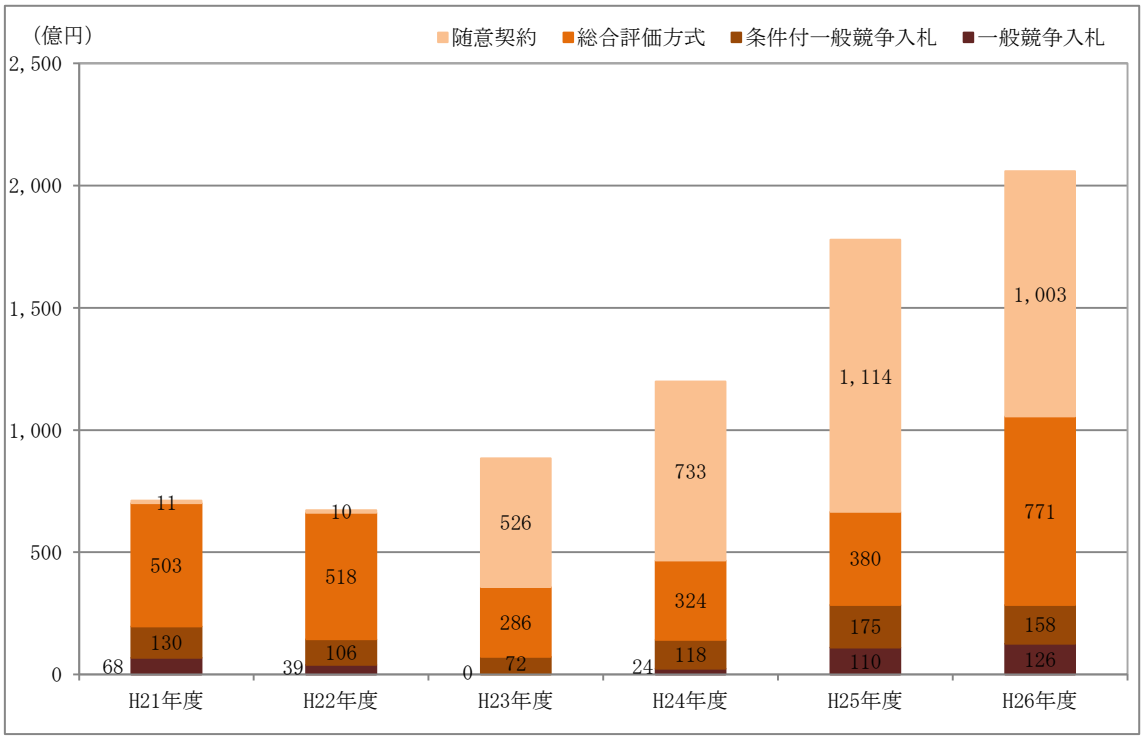

出典）福島県提供資料より作成

図表 2－2－26　入札方式別落札率の推移

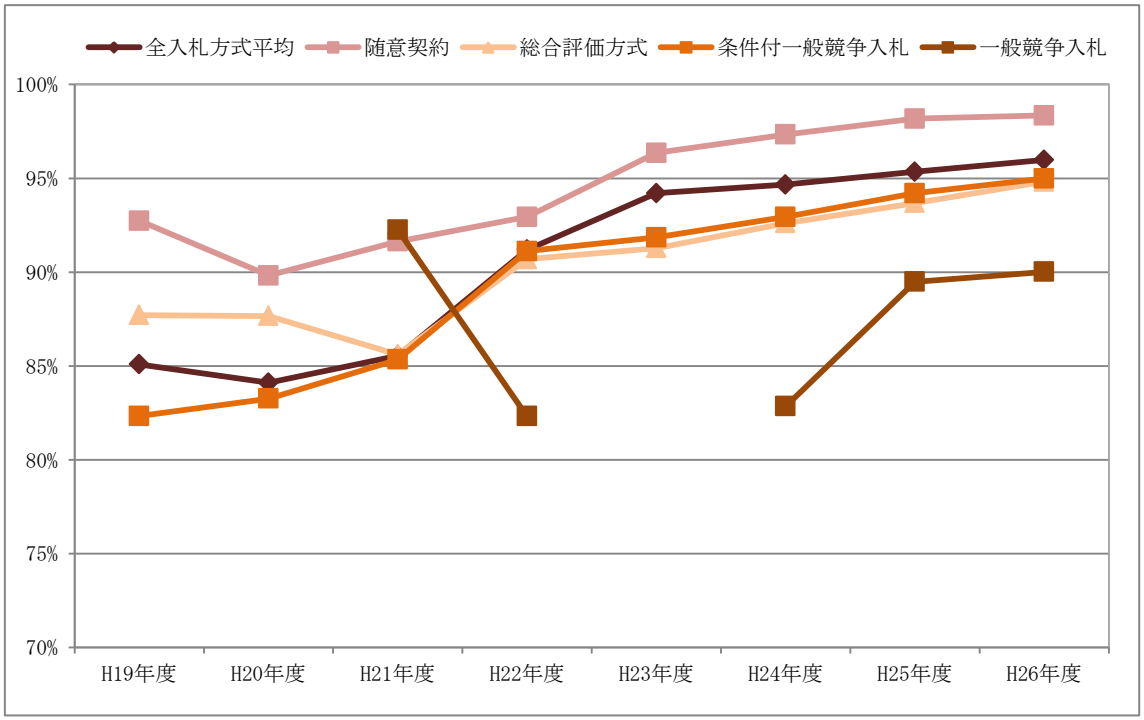

出典）福島県提供資料より作成

図表 2－2－27　福島県の有資格業者（一般土木）のランク別企業数の推移

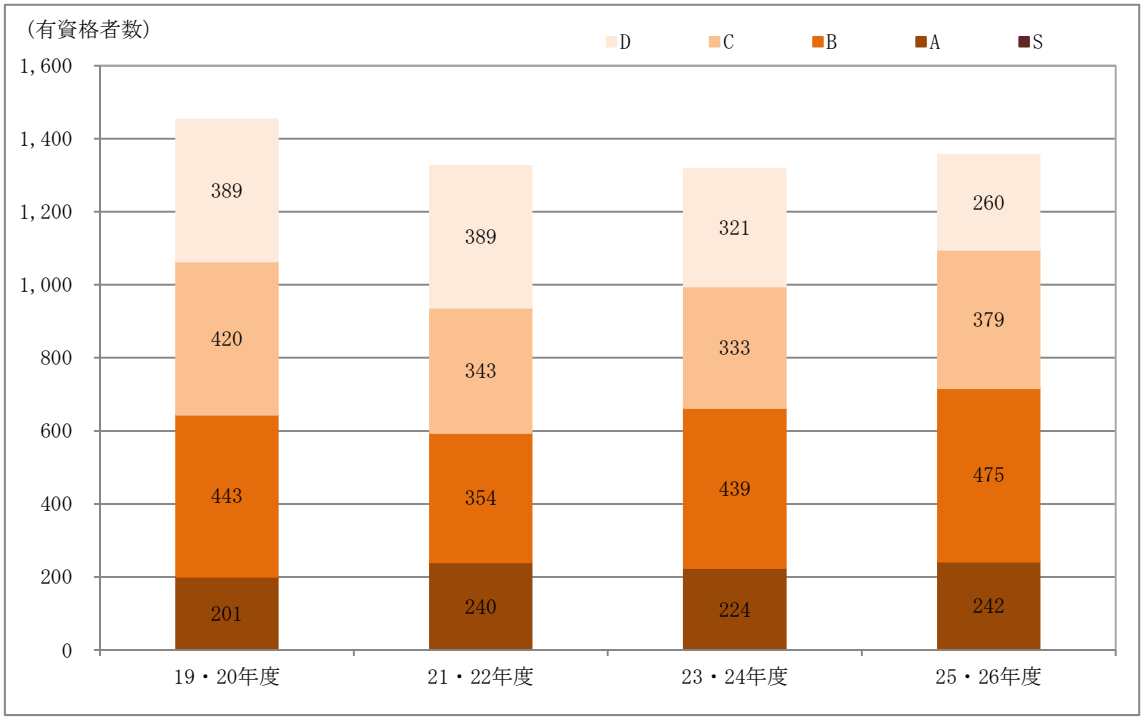

出典）福島県提供資料より作成

図表 2－2－28　福島県の有資格業者（一般土木）のランク別企業割合の推移

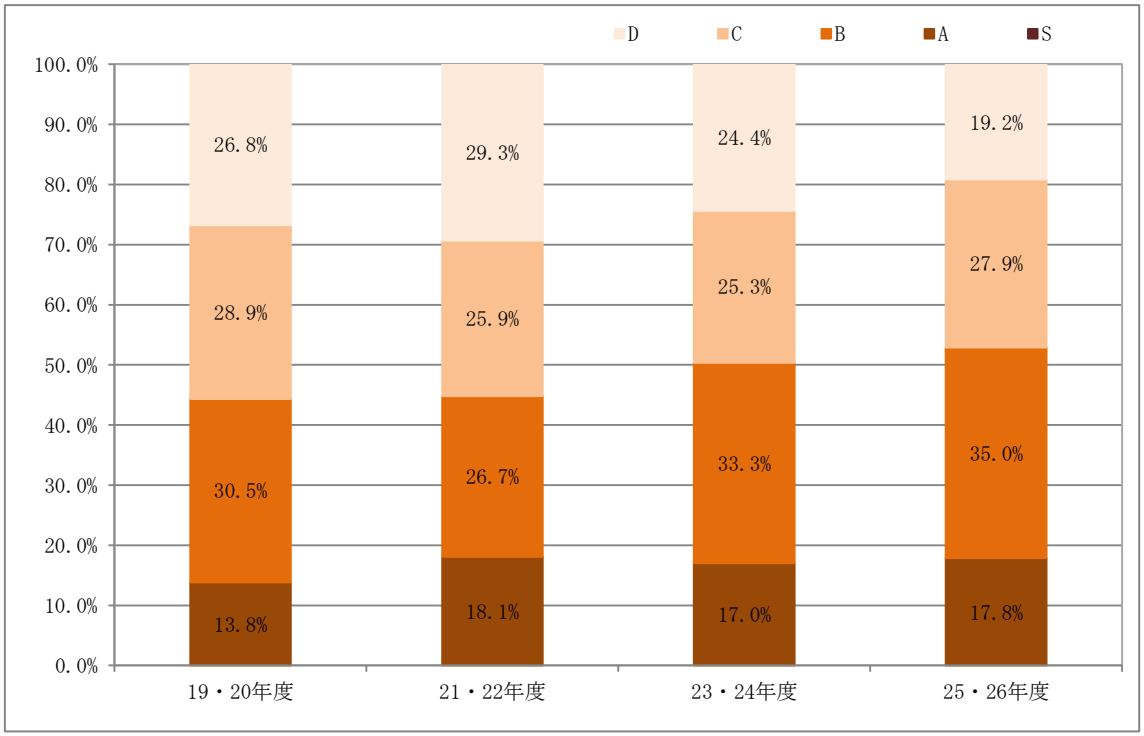

出典）福島県提供資料より作成

２－５．東日本大震災の復旧状況

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の復旧状況については、図表 2－2－29 に示す通りである。浜通りの復旧工事件数が多く、中通り、会津と内陸に行くに従い工事件数は減少していく。なお、会津地域は平成 25 年度末時点で復旧関連工事は完了、中通りは平成 26 年度末時点で概ね完了しているが、浜通りは平成 26 年度末時点で完了率 61.2%であり、これからも復旧関連工事が継続されることがわかる。

図表 2－2－29　東日本大震災の復旧状況

	H24 年度末			H25 年度末			H26 年度末		
	査定決定件数	完了件数	完了率	査定決定件数	完了件数	完了率	査定決定件数	完了件数	完了率
浜通り	1,426	489	34.3%	1,516	771	50.9%	1,547	947	61.2%
中通り	542	514	94.8%	541	528	97.6%	534	533	99.8%
会津	26	24	92.3%	26	26	100.0%	26	26	100.0%
全地域	1,994	1,027	51.5%	2,083	1,325	63.6%	2,107	1,506	71.5%

出典）福島県提供資料

２－６．福島県の入札制度の変遷

福島県では、学識経験者により組織された入札制度検討委員会の提言を踏まえ、平成 18 年に入札制度の改革方針を決定した。また、震災以降は、発注や契約の迅速化を図るために制度改正を実施するなど、様々な制度変更を実施している。詳細は、図表 2－2－30 に示す通りである。

図表 2－2－30　入札制度の近年の変更概要

項目	内容（現状、課題、今後の対応等）
１．入札制度改革について	１．これまでの経緯 （１）入札制度改革の基本方針 透明性・競争性・公正性・品質の確保に十分に留意し、学識経験者からなる入札等制度検討委員会の提言を踏まえ、改革の基本方針を決定する（H18.12.18） ・条件付一般競争入札の全面導入ほか （２）ペナルティの強化 入札参加資格の制限（指名停止）機関等を強化 （３）入札監視委員会の充実・強化 委員会を条例設置とし、談合情報の調査検討機能を付加 （４）組織の改編 発注、検査、制度監理部門を独立させ、入札執行事務を出納（各地方振興局出納室）に一元化 ２．主な入札制度運用の状況 （１）入札書の提出方法 発注者と業者、業者同士の接触を避ける入札方法を採用。 ア　郵便入札の導入（H19.4～） 配達日指定郵便による入札を標準としている イ　電子入札・電子閲覧の導入（H20.2～） 入札に係る手続きの自動化により入札事故の防止や事務改善が期待できることから、拡大を図っていく考え

項目	内容（現状、課題、今後の対応等）
	（２）工事の契約方式 全面的な「条件付一般競争入札」の導入に加え、「品質確保」、「地域に対する貢献」を主とした「総合評価方式」を順次拡大し、農林水産部・土木部の 3,000 万円以上は全て総合評価方式とした （３）工事の最低制限価格の設定 従来、設計金額の 80%程度であったものを国の基準に準じ、引上げを行った ・平成 22 年 2 月設計金額の 85～90%(+5～10%程度) ・平成 25 年 9 月〃 87～92%(+2%程度) （４）総合評価方式の評価基準の見直し 入札結果等を踏まえた、基本的な調整のほか、東日本大震災等に対応した評価基準の見直しを行った ア　東日本大震災を踏まえた評価基準日の特例 被災避難業者に対し、震災発生直前における実績等で評価を行うことを可とした イ　災害対応に係る貢献を評価 東日本大震災や新潟・福島豪雨、台風 15 号等大災害に対する出動実績を評価することとした ウ　「復興型」の新設 復旧・復興事業の総合評価方式対象工事（災害復旧事業や復興交付金等の特別交付税を充当する事業で緊急随契以外）について、「特別簡易型」に準じ簡易な評価基準によることができるものとした （５）入札に係る見積書の簡素化の試行 見積内訳書を不要とし、見積内訳総括表のみの提出とした （６）低入札価格調査に代わる契約書の試行 誓約書の提出をもって低入札価格調査の実施に代えることができるものとした

項目	内容（現状、課題、今後の対応等）
	３．東日本大震災の主な対応状況 （１）迅速な発注・契約のための対応 災害復旧工事等、緊急を要する工事等については随意契約により速やかに対応し、特殊な工事や難易度の高い工事等を除き、基本的に地元企業・県内企業に発注することを庁内で確認（H23.3 月） （２）工事の品質確保のための対応 随意契約においても、複数の者に見積書の提出を求める場合には、最低制限価格を設定することとした （３）円滑な工事等の実施のための対応 ア　出来高確認の弾力化や部分払等による支払いの迅速化 イ　前金払の割合の引上げ （工事：40%→50%、委託 30%→40%） ４．平成 26 年度の取組 （１）入札参加要件の見直し ア　ＪＶの施工実績を代表構成員以外も対象とした (H26.4～)施工実績を代表構成員に限って認めていたものを、代表構成員以外の構成員の場合でも共同施工により経験を積んでいることから、その他の構成員も対象とした イ　特殊又は難易度の高い工法の見直し(H26.4～) 施工が一般的となったものや企業の実績と経験により施工が一般的となったものの技術者要件を廃止した （２）総合評価方式における評価基準の見直し ア　現場代理人としての経験を評価(H26.4～) 若手技術者育成の観点から、配置予定技術者の技術力における評価対象とする過去の実績について、現行の「主任技術者又は監理技術者での施工実績」に加えて「現場代理人での実績」も評価対

項目	内容（現状、課題、今後の対応等）
	象とした イ　道路除雪への対応を評価 ①　H26.2 月豪雪への対応を評価 地域社会への貢献を評価項目の枠外配点としている「東日本大震災等への対応」の評価対象災害に平成２６年２月豪雪を加え、評価することとした(H26.6～) ② 道路除雪表彰対象者を評価 評価項目である「除雪・維持補修業務の履行実績」の評価基準を見直し、道路除雪表彰を受けるなど永年にわたる道路除雪業務の履行実績を現行の評価より高く評価することとした（H27.2 月～） （３）福島県建設工事等入札参加資格審査基準の改正 ア　東日本大震災に係る審査基準日の特例措置の継続 営業所の所在地が警戒区域等にある場合は、25･26 年度資格審査時と同様、審査基準日を平成 23 年 3 月 11 日と平成 26 年 7 月 1 日から選択できる特例措置を講じた イ　H26.2 月豪雪への対応を評価 総合評価方式と同様に、東日本大震災等における出動実績（平成２６年２月豪雪への対応を追加）について加点対象とした ウ　新卒者雇用を評価 若手技術者等の確保・育成の観点から、新卒者を採用した場合（審査基準日において常用雇用し、かつ申請日において継続して雇用）に採用人数（最大４人まで）に応じて加点することとした エ　資格要件に社会保険への加入を規定 雇用環境改善の観点から、社会保険（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）への加入を資格要件とした

項目	内容（現状、課題、今後の対応等）
	５．平成 27 年度の取組 （１）発注事務の運用見直し ア　社会保険未加入対策の推進 27・28 年度有資格業者名簿に登録できる業者を社会保険への加入業者に限定したが、下請業者の加入を促進するため、一次下請業者が未加入業者であることが判明した場合は、元請業者に未加入業者を選定した理由書の提出を求めることとした イ　低入札価格調査に代える誓約書を復旧・復興工事に限定総合評価方式の低入札価格調査制度において、落札候補者が調査基準価格を下回った場合は、誓約書の提出をもって低入札価格調査の実施に代える特例措置を設けてきたが、低入札価格調査制度の適切な運用が求められていることから、誓約書提出の対象工事を復旧・復興工事に限定することとした

出典）福島県提供資料より作成

また、これまでの公共工事の減少基調の中、近年の復興需要等により公共工事の不調及び不落が多く発生している。主な原因としては下記に示す通りであり、それに対する福島県の取組を図表 2－2－31 に示す。

■入札不調の主な原因（課題）

・労務費や資材価格の高騰

⇒　労務費や資材価格が急激に高騰しており、設計単価に基づく予定価格との間に乖離が生じている。

図表２－２－31　入札不調に対する取組

１．入札制度	対応時期
(1) 契約事務手続きの簡素化・迅速化 ・ 東日本大震災等により緊急を要する災害復旧工事等については、随意契約により速やかに対応する。	H23 年 3 月～ 県独自の取組
(2) 工事等の前金払割合の引上げ ・ 受注者の着工資金や下請企業等への早期支払の確保、工事の適正かつ円滑な施工を目的として、県発注工事等の前金払の割合を引き上げた。(4 割⇒5 割)	H23 月 4 月～ 県独自の取組
(3) 発注見通しの公表 ① 工事等の発注見通しについて、これまでの内容に「路線・河川名」と「概算金額」を追加するなど、より詳細な内容としたほか、工事等が集中する時期などにおいては、おおむね１ヶ月毎に内容を更新し公表することとした。	H24 年 3 月～ 県独自の取組
② 発注機関毎に公表している発注見通しについて、東北地方整備局、県及び市町村の発注見通しを統合した上で、県内６地区別に公表し、１か月毎に内容を更新することとした。(労務や資機材を効率的に手配するための、東北地方発注者協議会としての全国初の試み)	H25 年 11 月～ 東北地方発注者協議会取組
③ 例年４月中に公表していた年間の発注見通しについて、発注情報を早期に開示し応札しやすい環境を整えるため、当初予算議決後、速やかに公表できるよう公表時期を改めた。	H26 年 4 月～ 県独自の取組
④ H27 年度早期発注予定の大規模な工事及び復興公営住宅整備工事関連の年間発注見通しについて、受注者の入札準備期間確保のため予算成立前に公表した。(H27.2.9)	H27 年 2 月 土木部の取組
(4) 公募型随意契約の実施 ① 予定価格が５億円以上となる災害復旧工事において、迅速性のほかに透明性・公平性・競争性も確保するため、見積の相手方を公募することとした。	H23 年 12 月～ 県独自の取組
② 予定価格が１億円以上５億円未満の復旧・復興工事について準用可能とした。	H25 年 4 月～ 県独自の取組

１．入札制度（続き）	対応時期
(5) 福島県版復興 JV 制度 ① 公募型随意契約における建設工事共同企業体の取扱いについて定めた。代表構成員は県内Ａランク企業とし、代表構成員以外の構成員は、県内に支店、営業所を有する県外Ａランク企業の参加も可能とした。 ② 復興ＪＶ制度について、条件付一般競争入札による復興事業等まで活用できるようにするとともに、予定価格１億円以上の工事まで対象を拡大した。代表構成員以外の構成員は、県内に支店、営業所を有しない県外Ａランク企業も参加可能とした。また、これまですべての構成員が技術者を専任で配置することとしていたが、１者が専任で技術者を配置するときは、他の構成員の配置する技術者は兼任で配置できることとした。 ③ 代表構成員以外の構成員の参加要件を拡大し、格付等級「Ａ」ランクから、「Ａ又はＢ」ランクに格付けされている者も参加可能とした。	H23 年 12 月～ 県独自の取組 H25 年 4 月～ 県独自の取組 H25 年 9 月～ 県独自の取組
(6) 総合評価方式（復興型）の新設 ・ 復興・再生事業等に係る工事は、入札手続の迅速化、簡素化を図るため特別簡易型と同様の方式を適用できることとした。	H25 年 4 月～ 県独自の取組
(7) 地域要件、格付要件の弾力的な運用 ① 地域要件：入札不調後は、区域を次の段階の地域まで拡大することができるとしていたが、現行の地域要件の範囲内で最大の地域まで拡大可能とした。 ② 格付要件：入札不調に伴い、合冊して発注する案件については、合冊前における全ての案件に参加可能である格付以上の業者を含めることができることとした。	H25 年 4 月～ 県独自の取組
(8) 提出書類に係る簡素化の試行 ① 見積内訳書の取扱い：施工体制事前提出方式を除く全ての入札において、見積内訳書の提出を不要とし、見積内訳総括表のみの提出とした。 ② 総合評価方式における低入札価格調査：落札候補者が調査基準価格を下回ったときは、誓約書の提出をもって低入札価格調査の実施に代えることができるものとした。 ③ 品確法においてダンピング受注を防止するため、低入札価格調査制度の適切な運用を求められていることから、誓約書の提出対象工事を復旧・復興工事に限定する。	H25 月 4 月～ 県独自の取組 H25 年 4 月～ 県独自の取組 H 27 年 4 月～ 県独自の取組

１．入札制度（続き）	対応時期
(9) 入札参加条件等の見直し ・ トンネル等の特殊な工法又は技術的難易度の高い工事において、品質確保の観点から、入札参加条件として設定している企業や配置予定技術者の同種又は類似工事の実績要件について、施工技術の進歩等を考慮し、実績要件の廃止等の見直しを行うとともに、ＪＶの工事実績の取扱いについて代表構成員以外での実績を認めることとし、応札しやすい環境を整える。	H26 年 4 月～ 県独自の取組
(10) 若手技術者育成の観点からの総合評価方式の見直し ・ 若手技術者を配置予定技術者とする応札の増加を図るため、総合評価方式（工事）の評価項目である「配置予定技術者の技術力」（施工能力、工事成績、優良工事表彰）において評価対象とする過去の実績について、「主任技術者又は監理技術者での施工実績」に加え、「現場代理人での実績」も評価対象とする。	H26 年 4 月～ 県独自の取組
２．技術者不足への対応	対応時期
(1) 専任の主任技術者が兼務できる工事の緩和 ① 一体性または連続性があり、現場相互の間隔が５㎞程度以内の場合、近接工事として専任の主任技術者の兼務（原則２件程度）を可能とした。 ② 技術者の専任に関する取扱いを現場相互の間隔が５㎞程度から１０㎞程度まで拡大し、資材調達を一括で行う場合や工事の相当部分を同一の下請業者で施工する場合も専任の主任技術者の兼務（原則２件程度）を可能とした。	H24 年 2 月～ H25 年 9 月～
(2) 現場代理人の常駐義務の緩和 ① 同一事務所管内の 2,500 万円未満の工事で発注機関が同一の場合など、現場代理人を兼務できる常駐義務の緩和措置を既に講じているが、緩和対象となる工事範囲の拡大を行った。 ② 上記(1)－①に連動して、同一の主任技術者が兼務できる同一発注機関の工事も「近接工事」として、現場代理人の常駐義務緩和措置の対象とした。 ③ 「同一機関発注工事」から「発注機関が異なる工事」まで、現場代理人の常駐義務の緩和対象を拡大した。 ④ 上記(1)－②に連動して、同一の主任技術者が兼務できる工事（現場相互の間隔が１０㎞程度の工事等）を、現場代理人の常駐義務緩和措置の対象とした。	H23 年 11 月～ 県独自の取組 H24 月 3 月～ 県独自の取組 H25 年 9 月～ 県独自の取組 H25 年 9 月～ 県独自の取組

２．技術者不足への対応（続き）	対応時期
⑤　現場代理人の常駐緩和措置について、対象を市町村発注工事まで拡大する。	H27 年 4 月～ 県独自の取組
(3)　配置技術者の雇用条件の緩和 ・　専任の監理技術者等に求める３か月以上の雇用関係を３か月未満であっても差し支えないとし、その対象工事、取扱いの明確化を図った。	H23 年 3 月～ H24 年 6 月～ （明確化） 県独自の取組
３．適切な工事価格の算出	対応時期
(1)　設計労務単価の見直し	
①　被災地域における労務単価の急激な変動に対応するため、実勢価格を即時に反映できるよう国へ要望した結果、設計労務単価の見直しが行われ、県も全 51 職種のうち、鉄筋工や交通誘導員など、33 職種について改正を実施した。	H24 年 2 月～
②　「実勢価格を適正に反映した設計労務単価の設定」を国に対し強く要望してきた結果、普通作業員や運転手など工事の主要な部分を担う５職種の作業員の単価が改定された。	H24 年 6 月～
③　実勢価格及び法定福利費相当額を適切に反映するとともに、被災地等の入札不調の増加に応じた機動的な単価引上げが行われたことにより、平均で約 20%の大幅な増額となった。設計労務単価の改定を受け、平成 25 年 4 月 1 日以降に契約を行った工事のうち、旧労務単価を適用して積算しているものを対象に、新単価での契約変更の協議の請求を認める特例措置を実施した。	H25 年 4 月～
④　例年４月に行われている労務単価の改定について、技能労働者不足等に伴う労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映するため、２ヶ月前倒しで行われ、平均で約８％の上昇となった。設計労務単価の改定を受け、平成 26 年 2 月 1 日以降に契約を行った工事のうち、旧労務単価を適用して積算しているものを対象に、新単価での契約変更の協議の請求を認める特例措置を実施した。	H26 年 2 月～
⑤　例年４月に行われている労務単価の改定について公共事業の執行に万全を期すため、前年同様２ヶ月前倒しで行われ、平均で約８.９％の上昇となった。	H27 年 2 月～

３．適切な工事価格の算出（続き）	対応時期
(2) 工事請負契約締結後における単価適用日変更に伴う特別措置 ・ 平成 27 年 2 月 1 日以降に契約を行った工事のうち、旧設計単価を適用して積算しているものを対象に、当初契約締結日時点における直近の単価での契約変更の協議の請求を認める特例措置を設けた。	H27 年 2 月～
(3) 東日本大震災に伴う賃金等の変動に伴う請負代金の変更（インフレスライド） ・ 上記(1)にあわせ、既契約工事についても、労務単価や資材等の急激な物価変動に対応した請負代金額の変更を可能とした。	H24 年 3 月～
(4) 点在する工事での工事個所毎の間接費算定 ・ 発注者の判断により、工事個所毎の間接工事費算定を可能とした。	H24 年 7 月～
(5) 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更 ・ 通常は地域から調達している砂利等の建設資材について、工事実施段階において当初の調達条件によりがたい場合には、輸送費や購入費用など調達の実態を反映して設計変更を行うこととした。	H24 年 7 月～
(6) 資材価格の見積活用 ・ 物価資料等において、急激な価格変動を確認した資材価格については、見積を活用できることとした。	H24 月 7 月～
(7) 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更 ・ 宿泊費や通勤費用等の労働者確保に要する追加費用が発生した場合には、実績に応じて設計変更により対応できることとなった。	H24 年 10 月～
(8) 労働者宿舎の設置・撤去に関する設計変更 ・ 工事に従事する労働者の宿舎を新たに設置せざるを得ない場合には、必要となる費用について設計変更により対応することとした。	H25 年 11 月～
(9) 工事に係る最低制限価格等の見直し ・ 「契約価格の適正化」を一層推進するため、国の見直しを踏まえ、最低制限価格等の水準を２ポイント程度引き上げることとした。（水準：予定価格の概ね８５％から９０％程度⇒概ね８７％から９２％程度）	H25 月 9 月～

３．適切な工事価格の算出（続き）	対応時期
(10)復興歩合の適応 ① 被災 3 県の現場状況を反映した積算基準（復興歩掛）を適用する。（土工、コンクリート工の作業量を１０％程度補正） ② 復興歩掛の策定を受け、平成 25 年 10 月 1 日以降に入札を行う工事のうち、旧歩掛を適用して積算している工事を対象に、復興歩掛を適用した積算に基づく契約変更の協議の請求を認める特例措置を講じた。 ③ 被災 3 県の現場状況を踏まえ、土工における日当たり作業量の補正を 10%から 20%に引き上げる。 ④ 復興歩掛の改定を受け、平成 26 年 4 月 1 日以降に入札を行う工事のうち、旧歩掛を適用している工事を対象に、新歩掛に基づく契約変更の協議の請求を認める特例措置を講じた。	H25 年 10 月～ 県独自の取組 H26 年 4 月～ 県独自の取組
(11)復興係数の適応 ① 被災 3 県で、工事量の増大による資材等の不足に伴う作業効率低下等により、積算と支出実態の乖離が確認されたことから、間接工事費（共通仮設費及び現場管理費）の割増しを行う被災地補正（復興係数）が適用された。（予定価格への影響：約６～８％増） ② 復興係数の策定を受け、平成 26 年 2 月 3 日以降に契約を締結する工事のうち、復興係数が適用されていない積算に基づく契約を対象に、復興係数を適用した積算に基づく契約への変更協議の請求を認める特例措置を講じた。	H26 年 2 月～
(12)土木工事積算基準の改定 ① 施工実態を反映するため、(1)維持修繕工事の標準歩掛の新設・見直し（橋梁補修関係 3 工種（断面修復工、ひび割れ補修工、表面被覆工）の歩掛新設、(2)間接工事費率の見直し（間接工事費率対象額下限値を、共通仮設費・現場管理費とも 200 万円まで引き下げ、小規模点在施工等において上乗せ積算）、(3)工事一時中止に伴う費用の算定方法の見直し（経費率の 20%割増しと基本計上費用の追加計上）などを行う。 ② 間接工事費率の見直しを受け、平成 26 年 4 月 1 日以降に入札を行う工事のうち、改定前の率を適用している工事を対象に、改定後の率に基づく契約変更の協議の請求を認める特例措置を講じた。	H26 年 4 月～ 県独自の取組

３．適切な工事価格の算出（続き）	対応時期
③　「一般管理費等率及び現場管理費率の改定」及び「市街地（ＤＩＤ）補正の改定」を国の改定に合わせ即時適用（通常は 10 月の改定） ④　上記改定を受け、平成 27 年 4 月 1 日以降に入札を行う工事のうち、改定前の基準を適用している工事を対象に、改定後の基準に基づく契約変更の協議の請求を認める特例措置を講じる。	H27 年 4 月～ H27 年 4 月～ 県独自の取組
(13) 歩切りの根絶 ・　予定価格を定める場合において、取引の実例価格等を考慮しての適正な積算に基づき算定した金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、厳に行わないことを財務規則施行通達に明示し、根絶を図る。	H27 年 4 月～
４．施工体制の確保	対応時期
(1)　福島県建設工事復旧・復興連絡協議会における対応 ・　発注機関（県・市町村）や建設産業団体を構成員とした連絡協議会を各地方及び本庁に設立し、入札結果や発注見通しの情報共有や意見交換を実施しながら、発注時期の平準化など円滑な公共工事の推進に取り組んでいる。	H23 年 12 月～ 県独自の取組
(2)　資機材の調達 ①　福島県建設工事復旧・復興地方連絡協議会に建設資材作業部会を設け、発注者、受注者、資材業者が連携・調整を行い、方部毎の実情に応じて建設資材の安定供給を図ることとした。 ②　相双地方においては、生コンクリートが不足しており、連絡協議会が誘致した仮設生コンプラントが建設された。	H24 年 6 月～ 県独自の取組 H25　年 9 月～ 県独自の取組
(3)　発注規模の適正化 ・　入札不調の発生割合の高い小規模工事について合冊し、適正規模となるよう地方連絡協議会で取り組んでいる。	H23 年 12 月～ 県独自の取組
(4)　発注時期の平準化 ・　繰越や債務設定の制度を積極的に活用し、適正な工期を確保している。	
(5)　フレックス工事実施要領の改定 ・　「請負者が施工時期を選択できる工事（フレックス工事）の試行実施要領」について、柔軟な運用が図られるよう改定した。	H24 年 3 月～ 県独自の取組

４．施工体制の確保（続き）	対応時期
(6) 準備期間確保工事 ・ 復旧・復興工事の増大により、建設資材や労働者等の確保に時間を要することが想定されることから、フレックス工事の対象外となっていた災害復旧工事などにおいて準備期間を９０日以内で加算できることとした。	H25 年 3 月～ 県独自の取組
５．その他	対応時期
(1) 工事受注に対するインセンティブの付与 ・ 建設業者の受注意欲を高めるため、標準点（65 点）以上の評定点で工事を完了した場合は工事成績評定で加点（5 点）を行い、「工事受注」そのものに対するインセンティブを与えることとした。	H25 年 4 月～ 県独自の取組

出典）福島県提供資料より作成

２－７．建設企業に対する福島県の支援制度について

福島県では、中小企業支援窓口や専門家派遣以外に、地域に根ざした建設業新分野進出応援事業として図表 2－2－32 の「福島県建設業新分野進出企業認定事業」や「福島県建設業新分野進出優良企業表彰事業」を実施している。なお、図表 2－2－33 に示す通り、不動産や再生エネルギー等様々な分野への進出を果たしていることが分かる。

図表 2－2－32　福島県の建設業に関連する支援制度について

制度等名称	概要	窓口
中小企業支援機関の相談窓口	建設業を含む中小企業者等を対象に、その様々な経営課題の解決に向けた支援。	最寄りの商工会、商工会議所 福島県中小企業団体中央会 公益財団法人　福島県産業振興センター
福島県専門家活用経営支援事業による専門家派遣	建設業を含む中小企業等が抱える経営上の課題の解決を図るため、中小企業支援機関が、県内中小企業者が必要に応じて専門家を派遣する。	最寄りの商工会、商工会議所 福島県中小企業団体中央会 公益財団法人　福島県産業振興センター
地域建設産業活性化支援事業	中小・中堅建設企業等が複数の建設企業等、建設業団体、地域教育訓練施設等とグループを結成し、担い手確保、育成や生産性向上に関するモデル性の高い取組を行う場合に、継続的なコンサルティング支援や事業の実施経費の支援を実施する。あわせて、中小・中堅建設企業等に、人材開発の専門家、中小企業診断士、技術士等の専門アドバイサリーを派遣し、幅広い相談等を実施	国土交通省東北地方整備局建政部計画・建設産業課
ふくしま産業復興雇用支援事業	産業施策と一体になった安定的な雇用を行う企業等に対する助成。	福島県商工労働部商業まちづくり課
事業承継・業種転換資金	新分野進出、業種転換、事業継承等に取り組む中小企業者への融資。	福島県商工労働部経営金融課

制度等名称	概要	窓口
福島県建設業新分野進出認定事業	建設業以外の新分野への進出した建設企業について、入札参加資格審査と総合評価方式を加点する。	福島県土木部建設産業室
福島県建設新分野進出優良企業表彰事業	認定され、優れた成果を収めている建設企業について、入札参加資格審査を加点する。	福島県土木部建設産業室

出典）福島県土木部資料

図表 2－2－33　福島県建設業新分野進出認定企業一覧

企業名称	所在地	事業内容
平成 20 年度		
伸和建設株式会社	矢吹町	矢吹町健康施設等の管理運営
株式会社一矢建設	会津若松市	有料老人ホームの設置運営
株式会社あおい		須賀川市全天候型多目的スポーツ施設の運営
双葉グリーン土木株式会社	浪江町	産業廃棄物の中間処理施設の設置運営
株式会社日新土建工業所	福島市	宅地建物取引業者として分譲地を開発販売
第一緑化工業株式会社	会津若松市	緑化用木本種子及び草本種子の生産
南総建株式会社	南会津町	そば、アスパラ、その他野菜の栽培
有限会社江川建設重機	喜多方市	農業用大型機械による農作業の受託業務
藤田建設工業株式会社	棚倉町	温泉リゾート施設の経営
株式会社環境建設	喜多方市	緑化木、草花の生産販売
佐久間建設工業株式会社	三島町	付加価値の高い夏秋いちごの栽培
株式会社飯豊建設	西会津町	グリーンアスパラガス、ジャガ芋等の栽培
滝田建設株式会社	郡山市	車検、整備等の自動車整備事業
山星建設株式会社	南会津町	トマトの生産販売
庄司建設工業株式会社	南相馬市	認知症対応型共同生活介護事業所等の設置運営
三金興業株式会社	白河市	インターネット関連サービス等の情報通信業
株式会社ダイゴ	喜多方市	院外調理施設の運営
株式会社ダイゴ	喜多方市	自社農園による野菜の生産販売
株式会社渡辺組	いわき市	高齢者向け優良賃貸住宅の運営

企業名称	所在地	事業内容
株式会社渡辺組	いわき市	訪問介護事業所の運営
石川建設工業株式会社	南相馬市	生命保険代理店業務の実施
石橋建設工業株式会社	本宮市	建設機械の操作技術の講習・指導
株式会社北日本ボーリング	郡山市	高度処理システムによる水の供給販売
金子建設株式会社	昭和村	交通空白路線での定期路線バスの運行
高橋工業株式会社	川俣町	陶器製品、石材製品の加工販売
金子工業株式会社	猪苗代町	特別養護老人ホームの設置運営
株式会社塩田建設工業	白河市	コンポスト装置の販売
関場建設株式会社	南相馬市	木材素材の卸売部門の設置
山木工業株式会社	いわき市	工業用薬品のフッ素処理剤の販売
福浜大一建設株式会社	いわき市	ゴルフ用品の販売
太平技建株式会社	郡山市	廃食油からバイオディーゼル燃料の製造販売
株式会社キコー	棚倉町	米の生産、販売、農作業の受託業務
株式会社イワキ	白河市	公衆浴場の設置運営
深谷建設株式会社	塙町	道路・河川環境整備やバイオマス普及事業等の展開
株式会社利根川組	伊達市	一般貨物自動車運送事業の実施
株式会社中山組	いわき市	マンション賃貸業の実施
株式会社菅野土建	二本松市	宅地建物取引業者の免許を取得し不動産業へ
株式会社兼子組	白河市	宅地建物取引業者の免許を取得し不動産業へ
株式会社兼子組	白河市	損害保険代理店業務の実施
常磐開発株式会社	いわき市	環境計量証明業の展開
八光建設株式会社	郡山市	インテリア専門店の経営
株式会社昭和土建工業	二本松市	ガソリンスタンドの経営
株式会社福産建設	石川町	不動産賃貸業の実施
株式会社吉多美工業	いわき市	一般貨物自動車運送事業の実施
八ツ橋設備株式会社	会津若松市	ボクシングジムの運営
マルト建設株式会社	会津坂下町	中古自動車小売業の実施
大和工業株式会社	福島市	宅地建物取引業者の免許を取得し不動産業へ
小野建設株式会社	相馬市	不動産賃貸業の実施

企業名称	所在地	事業内容
株式会社弓田建設	会津若松市	賃貸住宅斡旋店舗を開設し不動産業へ
昭和建設工業株式会社	郡山市	リラクゼーションサロンの経営
滝谷建設工業株式会社	三島町	宅地建物取引業者の免許を取得し不動産業へ
大建工業有限会社	喜多方市	タラの芽などの栽培
株式会社佐藤組	二本松市	宅地建物取引業者の免許を取得し不動産業へ
菅野建設工業株式会社	本宮市	コイン洗車場の経営
三立土建株式会社	下郷町	建設資材の販売
松本建設工業株式会社	須賀川市	損害保険代理店業務の実施
渡富建設株式会社	郡山市	コイン精米所の経営
江花建設株式会社	喜多方市	農産物の生産及び販売
富士工業株式会社	田村市	宅地建物取引業者の免許を取得し不動産業へ
株式会社泉田組	浪江町	不動産賃貸業の実施
小林土木株式会社	福島市	損害保険代理店業務の実施
株式会社武田工務店	郡山市	不動産賃貸業の実施
平成２１年度		
有限会社松本石材建設	葛尾村	自動車整備業の実施
東北工業建設株式会社	浪江町	不動産賃貸業の実施
株式会社舘岩工務所	南会津町	介護サポートセンターの運営
東北ビルハード株式会社	郡山市	作業環境測定業務の展開
会津ガス株式会社	会津若松市	宅地建物取引業者の免許を取得し不動産業へ
信夫工業株式会社	福島市	再生骨材等の製造業の実施
赤井田造園土木株式会社	須賀川市	宅地建物取引業者の免許を取得し不動産業へ
後藤建設工業株式会社	南相馬市	損害保険代理店業務の実施
株式会社高橋建設	喜多方市	浄化槽保守点検業の実施
美馬建設株式会社	只見町	そばの生産、加工、販売の実施
佐藤工業株式会社	福島市	小売業・飲食店の運営
伊東建設工業株式会社	相馬市	農産物の生産及び販売
髙橋建設株式会社	南相馬市	米、野菜等の生産、販売の実施
広栄電設株式会社	福島市	自動車賃貸業の実施
秋山ユアビス建設株式会社	会津若松市	労働安全コンサルタント業務

企業名称	所在地	事業内容
平成 22 年度		
株式会社赤羽組	須賀川市	葬祭の請負及び葬祭用品の販売
多田建設株式会社	福島市	菓子パン・洋菓子製造及び販売の実施
五十嵐建設株式会社	下郷町	土砂販売の実施
株式会社海老名建設	西会津町	建設資材の販売
有限会社シギハラ・エンジニアリング	福島市	一般貨物自動車運送事業の実施
会津土建株式会社	会津若松市	喫茶店の経営
平成 23 年度		
久米工業株式会社	南会津町	家具製造業の実施
寿建設株式会社	福島市	インターネットショップによる商品販売
矢田工業株式会社	郡山市	生活雑貨小売店の経営
平成 24 年度		
株式会社渡部工務所	下郷町	原木しいたけ、水稲、そばの生産・加工・販売
金田建設株式会社	郡山市	時間貸駐車場の運営
森藤建設工業株式会社	伊達市	ゴルフ練習場の運営
平成 25 年度		
株式会社内藤工業所	郡山市	カルチャー教室の運営
株式会社南会西部建設コーポレーション	会津若松市	飲食店の経営
高柳電設工業株式会社	郡山市	不動産賃貸業の実施
秋山ユアビス建設株式会社	会津若松市	住宅型有料老人ホームの経営
株式会社小野工業所	福島市	宅地建物取引業者の免許を取得し不動産業へ
菅野建設株式会社	福島市	喫茶店の経営
株式会社松本工務店	白河市	飲料水の販売
陰山建設株式会社	郡山市	太陽光発電所の運営
株式会社蔭山工務店	郡山市	訪問看護事業の実施
平成 26 年度		
株式会社福産建設	石川町	酒類の販売
矢祭建設株式会社	矢祭町	食品加工・販売
藤田建設工業株式会社	棚倉町	建設、宅建に関する受験対策講座の運営

企業名称	所在地	事業内容
クレハ錦建設株式会社	いわき市	ハウスクリーニング
大槻電設工業株式会社	福島市	再生可能エネルギー発電事業
渡部産業株式会社	猪苗代町	一般貨物運送業
矢田工業株式会社	郡山市	再生可能エネルギー(太陽光発電)による電力の発電並びに売電事業
三立道路株式会社	会津若松市	太陽光発電による電力売電業務

出典）福島県提供資料

第３章　福島県の建設産業の見通し

１．福島県の将来の建設市場環境について

建設産業のあり方を検討する上では、将来の建設投資額と建設業就業者数の見通しが、その方向性を決定する重要な要素となる。そこで、本章では将来の福島県の建設投資額と建設業就業者数の見通しを試算した上で、県内の建設企業及び行政の状況も踏まえ、今後の方向性を検討する。

１－１．建設投資の将来予測（試算）について

（１）建設投資の将来予測方法について

全国の建設投資の中長期予測は、一般財団法人建設経済研究所が平成 16 年 7 月に発表しており、建設投資額を平成 15 年度の 55.2 兆円に対し、平成 22 年度は 46.9～51.5 兆円、平成 32 年度は 39.9～51.4 兆円と予測している。予測にあたっての GDP 設定は、図表 3－1－1 のとおり 4 ケースを想定している。

図表 3－1－1　建設投資の中長期予測ケース

	ケース①	ケース②	ケース③	ケース④
GDP 年率	H18 年度～H22 年度			
	1.5%			
	H23 年度～H32 年度			
	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%

出典）建設経済レポート　No.43　平成 16 年 7 月　（一財）建設経済研究所

今回、福島県の建設投資額の中期予測（試算）を行うにあたっては、（一財）建設経済研究所の予測結果（図表 3－1－2）に基づき、全国トレンドと福島県のトレンドが同様であるという仮定の下、平成 15 年度の建設投資額に対する各予測年度の投資額の増減率（図表 3－1－3）を算出し、その割合を福島県の平成 15 年度の建設投資額に乗じ、各年度の建設投資予測額を試算した。

（２）福島県の建設投資の将来予測（試算）結果

図表 3－1－4 に示す通り、試算結果は、平成 15 年度の 9,502 億円に対し、平成 22 年度は 7,691～8,601 億円、平成 32 年度は 6,727～8,627 億円となった。（＊東日本大震災の影響は考慮せず）また、実績値と予測値をグラフ化したものが図表 3－1－6（全国については、図表 3－1－5）である。

試算結果を踏まえると、福島県の建設投資は、中長期的には平成 16 年度～21 年度と同等の水準で推移することが予測される。

図表 3−1−2　建設投資の中長期予測

全国(投資額)			H15年度(兆円)	ケース①				ケース②				ケース③				ケース④			
				H18～H22年度		H23～H32年度		H18～H22年度		H23～H32年度		H18～H22年度		H23～H32年度		H18～H22年度		H23～H32年度	
				GDP成長率1.5%		GDP成長率2.5%		GDP成長率1.5%		GDP成長率2.0%		GDP成長率1.5%		GDP成長率1.5%		GDP成長率1.5%		GDP成長率1.0%	
				H22年度		H32年度		H22年度		H32年度		H22年度		H32年度		H22年度		H32年度	
建設投資			55.2	48.4	51.5	48.2	51.4	47.6	50.3	45.1	48.3	47.3	50.5	42.7	45.8	46.9	50.1	39.9	43.1
	政府		23.5	15.3	18.5	15.3	18.5	15.3	18.5	15.3	18.5	15.3	18.5	15.3	18.5	15.3	18.5	15.3	18.5
	民間		31.7	33.0		32.8		32.3		29.8		32.0		27.3		31.5		24.6	
		民間住宅	18.4	17.9		14.4		17.9		14.0		17.9		13.7		17.9		13.3	
		民間非住宅(建築)	8.0	9.5		12.7		9.1		10.6		8.9		9.0		8.6		7.2	
		民間非住宅(土木)	5.3	5.5		5.7		5.3		5.1		5.2		4.7		5.0		4.0	

出典）建設経済レポート　No.43　平成 16 年 7 月　（一財）建設経済研究所

図表 3−1−3　H15 年度に対する各年度の増減率

全国(増減 率)			H15年度(兆円)	ケース①				ケース②				ケース③				ケース④			
				H18～H22年度		H23～H32年度		H18～H22年度		H23～H32年度		H18～H22年度		H23～H32年度		H18～H22年度		H23～H32年度	
				GDP成長率1.5%		GDP成長率2.5%		GDP成長率1.5%		GDP成長率2.0%		GDP成長率1.5%		GDP成長率1.5%		GDP成長率1.5%		GDP成長率1.0%	
				H22年度		H32年度		H22年度		H32年度		H22年度		H32年度		H22年度		H32年度	
建設投資			55.2	88%	93%	87%	93%	86%	91%	82%	88%	86%	91%	77%	83%	85%	91%	72%	78%
	政府		23.5	65%	79%	65%	79%	65%	79%	65%	79%	65%	79%	65%	79%	65%	79%	65%	79%
	民間		31.7	104%		103%		102%		94%		101%		86%		99%		78%	
		民間住宅	18.4	97%		78%		97%		76%		97%		74%		97%		72%	
		民間非住宅(建築)	8.0	119%		159%		114%		133%		111%		113%		108%		90%	
		民間非住宅(土木)	5.3	104%		108%		100%		96%		98%		89%		94%		75%	

図表 3−1−4　福島県の建設投資額試算値

福島県(投資額)			H15年度(億円)	ケース①				ケース②				ケース③				ケース④			
				H18～H22年度		H23～H32年度		H18～H22年度		H23～H32年度		H18～H22年度		H23～H32年度		H18～H22年度		H23～H32年度	
				GDP成長率1.5%		GDP成長率2.5%		GDP成長率1.5%		GDP成長率2.0%		GDP成長率1.5%		GDP成長率1.5%		GDP成長率1.5%		GDP成長率1.0%	
				H22年度		H32年度		H22年度		H32年度		H22年度		H32年度		H22年度		H32年度	
建設投資			9502.3	7,913	8,602	7,938	8,627	7,819	8,508	7,488	8,177	7,772	8,461	7,158	7,847	7,691	8,380	6,727	7,416
	政府		5061.3	3,295	3,984	3,295	3,984	3,295	3,984	3,295	3,984	3,295	3,984	3,295	3,984	3,295	3,984	3,295	3,984
	民間		4441.1	4,617		4,643		4,523		4,193		4,477		3,862		4,396		3,432	
		民間住宅	2297.0	2,235		1,798		2,235		1,748		2,235		1,710		2,235		1,660	
		民間非住宅(建築)	1053.2	1,251		1,672		1,198		1,396		1,172		1,185		1,132		948	
		民間非住宅(土木)	1090.9	1,132		1,173		1,091		1,050		1,070		967		1,029		823	

図表 3－1－5　建設投資額の中長期推計（全国）と実績値の推移

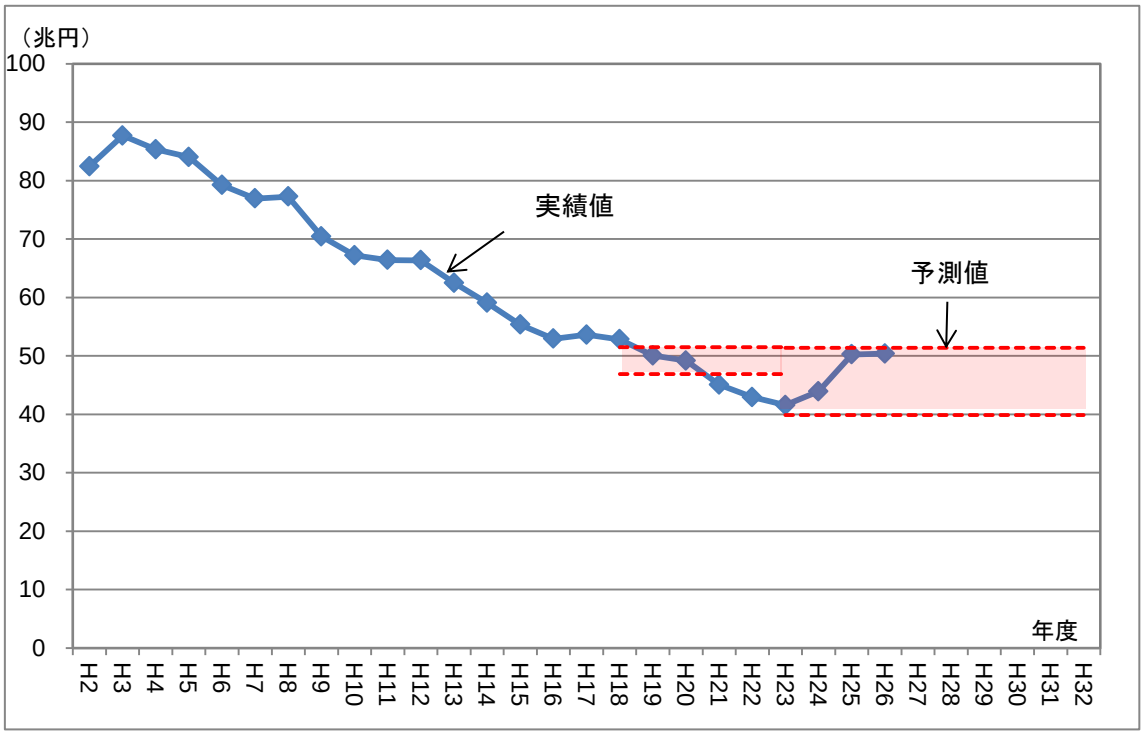

図表 3－1－6　建設投資額の中長期試算（福島県）と実績値の推移

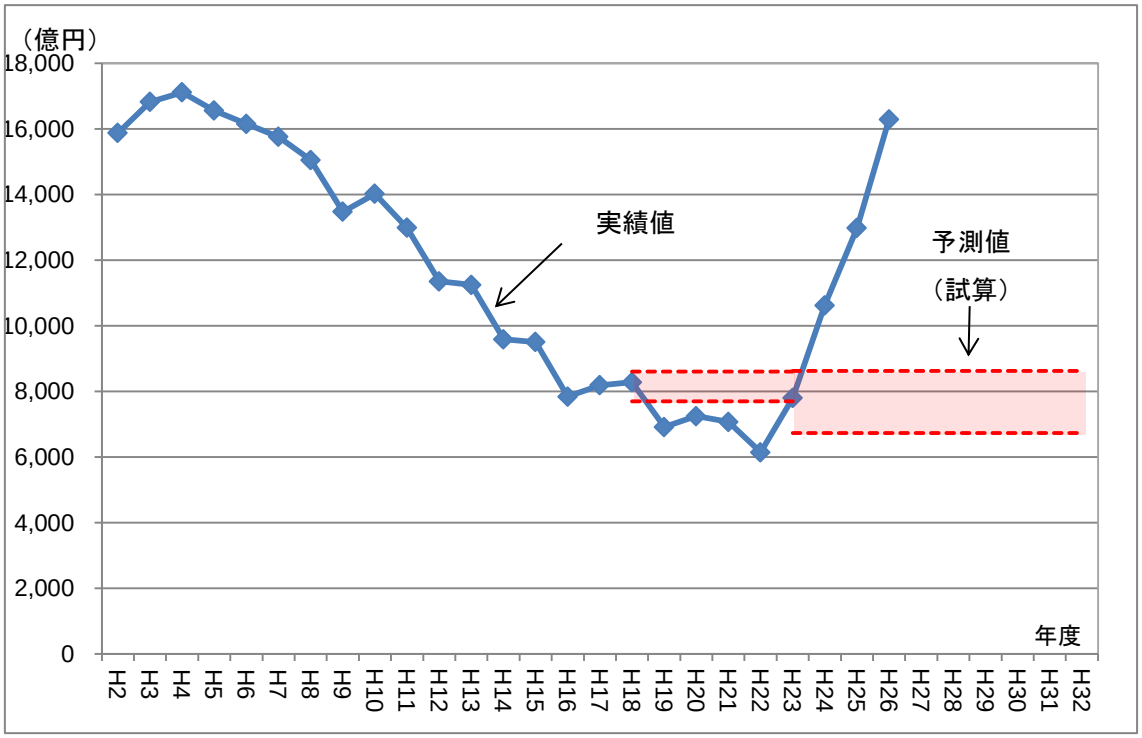

１－２．建設業就業者の将来予測（試算）について

（１）福島県の建設業就業者の将来予測方法について

福島県の建設業就業者の将来予測は、国勢調査のデータを用いコーホート分析を行った。或る年（平成 17 年）の年齢層 A の人数と、5 年後の（平成 22 年）の国勢調査での 5 年上の年齢層（A＋5）の人数とを比較して増減率（図表 3－1－7）を算出し、年齢層 A から年齢層（A＋5）の増減率は、次の 5 年間、更にその次の 5 年間も同じと仮定して将来の人数を試算した。また、15 歳～19 歳の入職率については平成 22 年度の入職率を用いた。

図表 3－1－7　建設業就業者の年齢別増減率（福島県）

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳
H17年	1,019	5,329	8,885	9,800	8,279	9,280	12,367	16,000
H22年	775	3,207	5,695	8,016	8,850	7,223	8,123	10,735
増減率		315%	107%	90%	90%	87%	88%	87%
H27年	699	2,439	3,427	5,138	7,239	7,721	6,322	7,051
H32年	646	2,200	2,607	3,092	4,640	6,316	6,759	5,488
H37年	587	2,033	2,351	2,352	2,792	4,048	5,528	5,867
	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	合計
H17年	15,491	8,610	3,993	1,723	578	157	34	101,545
H22年	13,625	11,054	4,230	1,554	610	236	75	84,008
増減率	85%	71%	49%	39%	35%	41%	48%	
H27年	9,142	9,722	5,431	1,646	550	249	113	66,890
H32年	6,004	6,523	4,777	2,114	583	225	119	52,091
H37年	4,673	4,285	3,205	1,859	748	238	107	40,673

出典）総務省　国勢調査（平成 17 年、平成 22 年）

（２）福島県の建設業就業者の将来予測結果について

図表 3－1―7 に示す増減率を用い算出した結果を図表 3－1－8 に示す。試算結果では、建設業就業者は平成 37 年度には、平成 17 年度と比較して半分以下となり大幅に減少する予測となった。5 年間ごとの減少率をみても、5 年ごとに約 2 割減少していく予測となっている。

図表 3－1－8　建設業就業者数と減少率（福島県）

	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 27 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
建設業就業者数	101,545	84,008	66,890	52,091	40,673
5 年間の減少率	－	▲17.3%	▲20.4%	▲22.1%	▲21.9%

図表 3－1－9 及び 3－1－10 に、福島県の建設業就業者の推移と年齢別推移をグラフで示した。

図表 3－1－9　建設業就業者の推移（福島県）

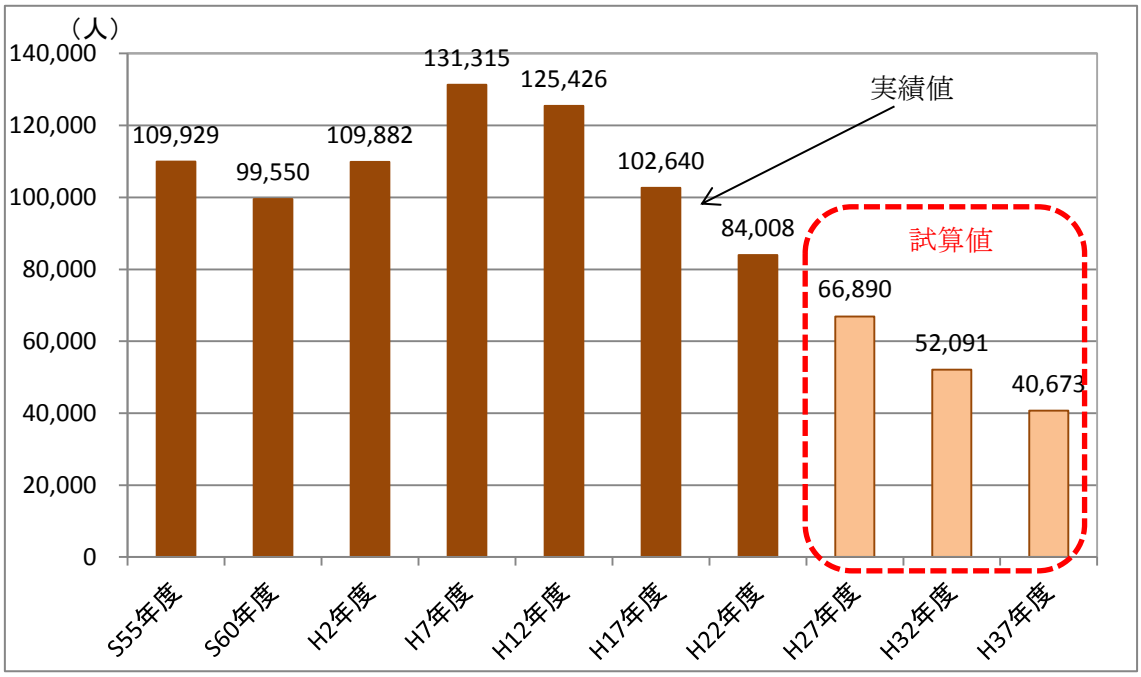

図表 3－1－10　建設業就業者の年齢別推移（福島県）

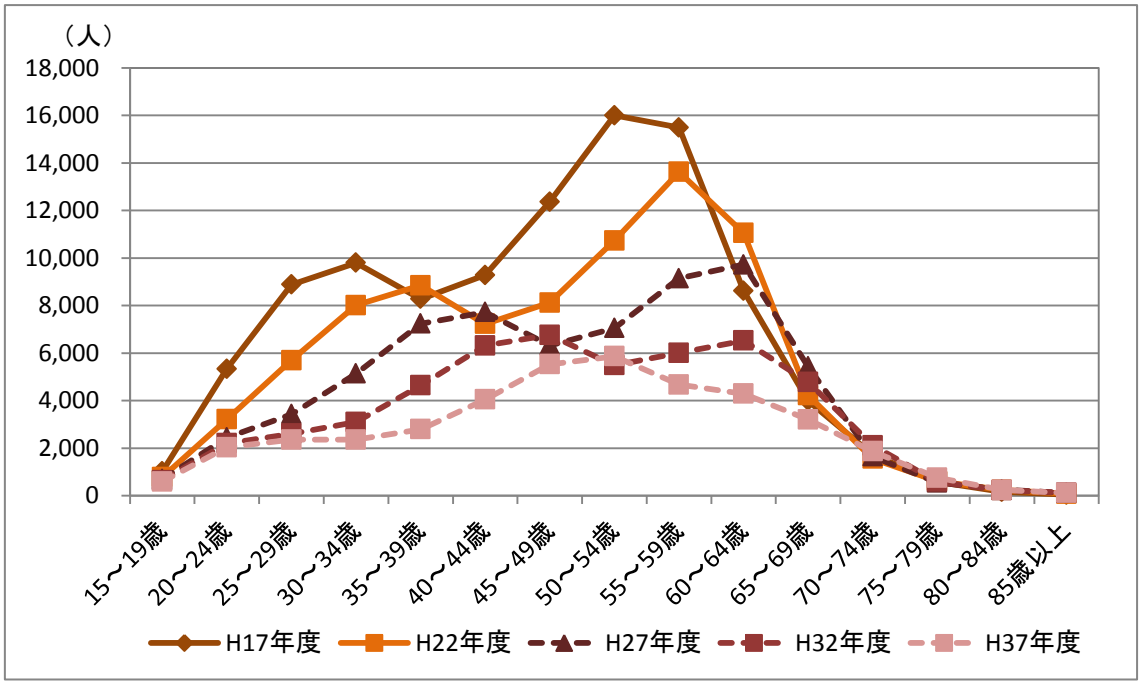

（3）シナリオ分析

上述のコーホート分析に用いた増減率は、平成 17 年と平成 22 年の値を基に算出した。しかし、平成 17 年度から平成 22 年度の間は、リーマンショックや公共事業予算削減により建設投資が急減した時期であり、この増減率が将来も続くと仮定することは、過度に悲観的であると考えられることから、図表 3－1－11 のような補正を行うこととした。この補正パターンを考慮した増減率は、図表 3－1－12 に示すとおりである。

図表 3－1－11　補正ケースの概要

補正ケース	概要
若年層補正① （15 歳～24 歳）	国や業界が若年層の入職促進に努めている ⇒若年層の入職率が平成 12 年度のレベルまで回復すると仮定
中堅層補正② （25 歳～59 歳）	建設投資が平成 23 年度を底に回復しつつある ⇒中堅層の増減率が±0.0%になると仮定
高年齢層補正③ （60 歳～64 歳）	公的年金の支給年齢が引き上げられ、将来的にさらに引き上げられる可能性が高い ⇒60 歳代の退職時期延期により、同年齢層の減少率が半減すると仮定
補正①＋②＋③	上記の補正①～③の仮定を全て合算

図表 3－1－12　建設業就業者の補正増減率（福島県）【補正後】

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳
H22年度	775	3,207	5,695	8,016	8,850	7,223	8,123	10,735
増減率			100%	100%	100%	100%	100%	100%
H27年度	1,565	6,069	3,207	5,695	8,016	8,850	7,223	8,123
H32年度	1,445	5,799	6,069	3,207	5,695	8,016	8,850	7,223
H37年度	1,314	5,988	5,799	6,069	3,207	5,695	8,016	8,850
	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	合計
H22年度	13,625	11,054	4,230	1,554	610	236	75	84,008
増減率	100%	86%	49%	39%	35%	41%	48%	
H27年度	10,735	11,674	5,431	1,646	550	249	113	79,145
H32年度	8,123	9,198	5,735	2,114	583	225	119	72,399
H37年度	7,223	6,960	4,519	2,232	748	238	107	66,964

補正後の福島県の建設業就業者数と減少率を、図表 3－1－13 に示す。試算の結果、平成 37 年度と平成 17 年度を比較すると約 3 割の減少となり、5 年間の減少率も概ね 10%以下で推移していくことが予測される。

図表 3－1－14 と 3－1－15 は、補正後の福島県の建設業就業者数と年齢別の推移をグラフ化したものである。

図表 3−1−13　建設業就業者数と減少率（福島県）

		平成 17 年度	平成 22 年度	平成 27 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
補正前	建設業就業者数	101,545	84,008	66,890	52,091	40,673
	5 年間の減少率	−	▲17.3%	▲20.4%	▲22.1%	▲21.9%
補正後	建設業就業者数	101,545	84,008	79,145	72,399	66,964
	5 年間の減少率	−	▲17.3%	▲5.8%	▲8.5%	▲7.5%

図表 3−1−14　建設業就業者の推移（福島県）

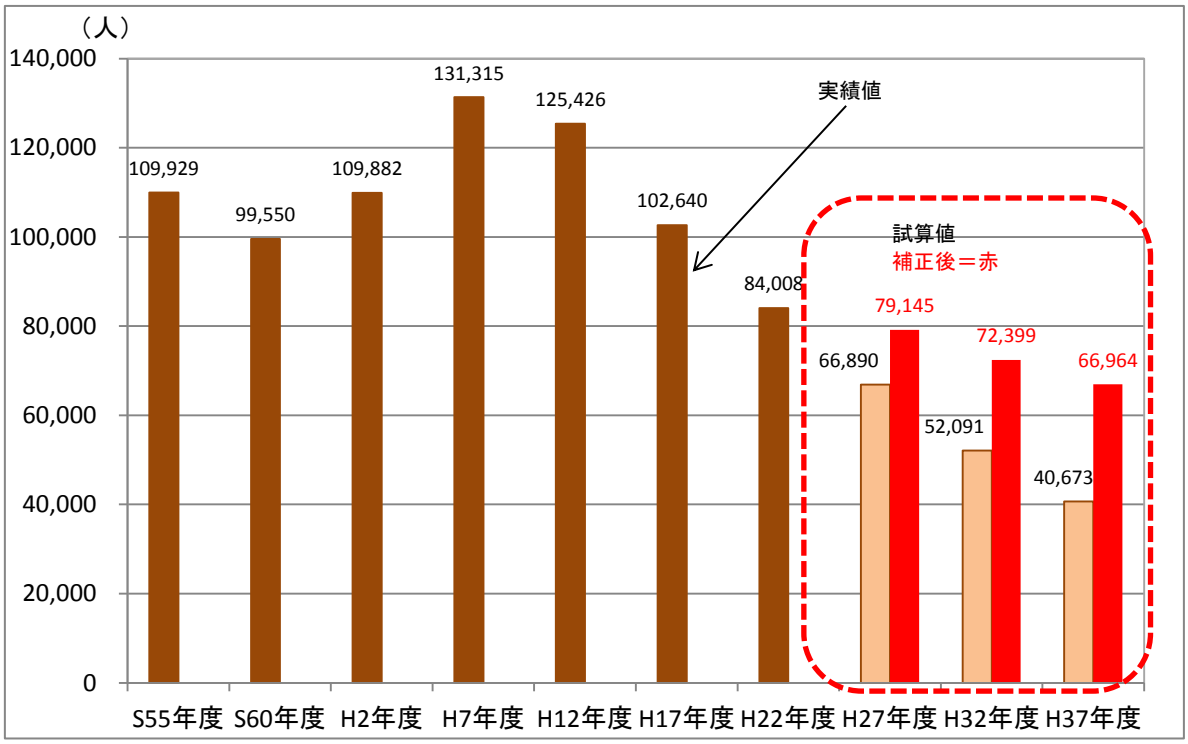

図表 3－1－15　建設業就業者の年齢別推移（福島県）【補正後】

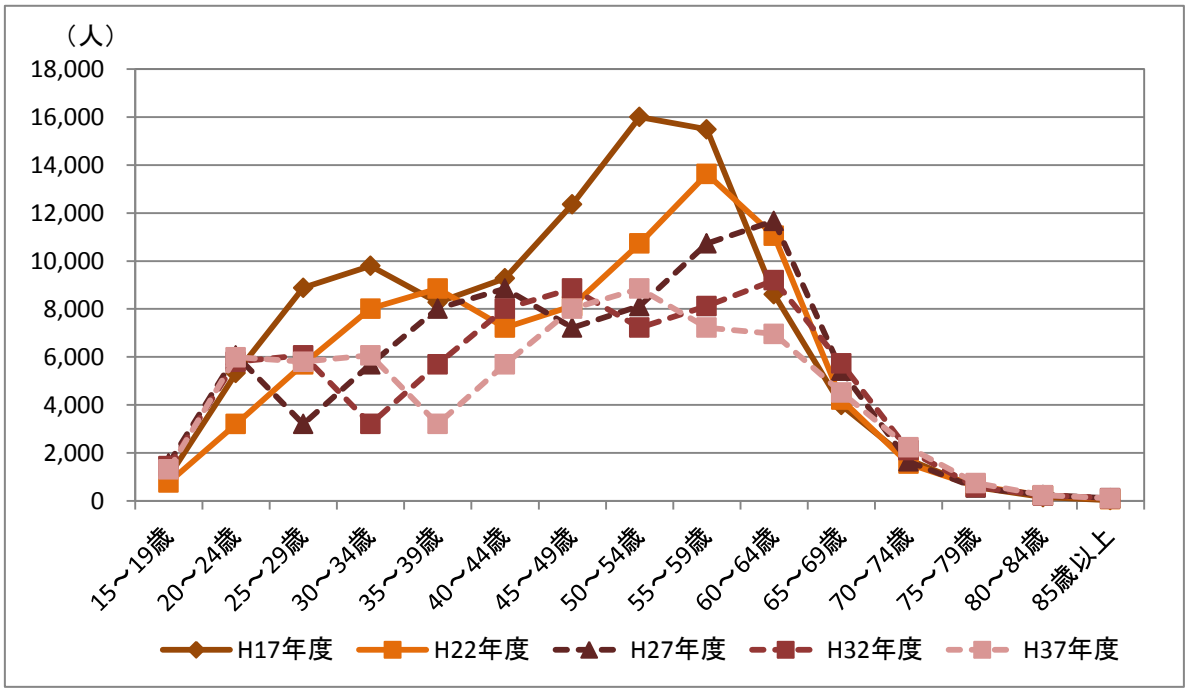

１－３．福島県の建設産業における人材の過不足について

（１）検討方法及び結果について

図表 3－1－6 に示されるとおり、建設投資の将来予測としては、平成 16 年度～平成 21 年度程度の水準で推移することが見込まれる。そこで、楽観的なシナリオとして平成 17 年度、悲観的なシナリオとして平成 22 年度の建設投資額と建設業就業者数の推計を基にし、将来の人材の過不足について検討を行った。

なお、人材の過不足については、まず平成 17 年度及び平成 22 年度の建設投資額及び建設業就業者数の値を用い、建設業就業者 1 人当たりの分担額を算出する。そして、試算した建設投資額（＊建設投資額の将来予測値については、試算結果の内、平成 23 年度から平成 32 年度の予測額 6,727～8,627 億円の中間値である 7,676 億円とした。また、平成 32 年度以降は一定と仮定した）を、平成 17 年度及び平成 22 年度の建設業就業者 1 人当たりの分担額で割戻すことで必要建設業就業者数を算出し、その値と建設業就業者数の将来予測値とを比較し過不足を算出した。また、建設業就業者数の予測値については、若年層、中堅層、高齢層を、補正前及び補正後の両数値にて検討を行った。

図表 3－1－16　建設業就業者の過不足検討（H17 年度を基準とした楽観シナリオ）

H17年度基準		
投資額	818,458	百万円
就業者	101,545	人
1人あたり	8.06	百万円/人

補正前	H22	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
投資額	614,186	767,697	767,697	767,697	767,697	767,697	767,697	767,697	767,697	767,697	767,697	767,697
就業者	84,008	66,890	63,930	60,970	58,010	55,051	52,091	49,807	47,524	45,240	42,957	40,673
必要数	76,201	95,247	95,247	95,247	95,247	95,247	95,247	95,247	95,247	95,247	95,247	95,247
過不足	7,807	−28,357	−31,317	−34,277	−37,237	−40,197	−43,156	−45,440	−47,723	−50,007	−52,290	−54,574
補正後	H22	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
投資額	614,186	767,697	767,697	767,697	767,697	767,697	767,697	767,697	767,697	767,697	767,697	767,697
就業者	84,008	79,145	77,796	76,447	75,098	73,748	72,399	71,312	70,225	69,138	68,051	66,964
必要数	67,845	84,802	84,802	84,802	84,802	84,802	84,802	84,802	84,802	84,802	84,802	84,802
過不足	16,163	−5,657	−7,006	−8,356	−9,705	−11,054	−12,403	−13,490	−14,577	−15,665	−16,752	−17,839

図表 3－1－17　建設業就業者の過不足検討（H22 年度を基準とした悲観シナリオ）

H22年度基準		
投資額	614,186	百万円
就業者	84,008	人
1人あたり	7.31	百万円/人

補正前	H22	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
投資額	614,186	767,697	767,697	767,697	767,697	767,697	767,697	767,697	767,697	767,697	767,697	767,697
就業者	84,008	66,890	63,930	60,970	58,010	55,051	52,091	49,807	47,524	45,240	42,957	40,673
必要数	84,008	105,005	105,005	105,005	105,005	105,005	105,005	105,005	105,005	105,005	105,005	105,005
過不足	0	−38,115	−41,075	−44,035	−46,995	−49,955	−52,914	−55,198	−57,481	−59,765	−62,048	−64,332
補正後	H22	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
投資額	614,186	767,697	767,697	767,697	767,697	767,697	767,697	767,697	767,697	767,697	767,697	767,697
就業者	84,008	79,145	77,796	76,447	75,098	73,748	72,399	71,312	70,225	69,138	68,051	66,964
必要数	84,008	105,005	105,005	105,005	105,005	105,005	105,005	105,005	105,005	105,005	105,005	105,005
過不足	0	−25,860	−27,209	−28,558	−29,908	−31,257	−32,606	−33,693	−34,780	−35,867	−36,954	−38,041

建設業就業者数の補正後の試算結果では、図表 3－1－16 及び 3－1－17 のとおり、将来的に人材不足に陥ることが予測される。平成 17 年度を基準として考えた場合は、17,839～54,574 人の不足となり、平成 22 年度を基準とした場合は、38,041～64,332 人の不足となることがわかる。したがって、人材確保のための施策を検討していく必要があることが導き出される。

２．建設市場構造や国の方針について

２－１．市場構造の現況と今後の市場構造の変化の見通し

（1）　更新投資の増加、維持管理割合の増加

全国の今後の建設市場については、新設や更新、維持管理に関する平成 21 年度国土交通白書の推計から、今後 30 年の間に建設市場構造が大きく変化することが見て取れる。まず、新規投資が減少する一方で、更新費は右肩上がりで増加する見込みとなっている。また、維持管理費は、現状から金額自体は変わらないものの、2010 年以前に比して建設市場全体の総額に占める割合が大きくなってくる見通しであり、この状況が続くことが予測される。

（2）　施設の老朽化

施設の老朽化は、今後さらに進むことが予測されている。橋梁、トンネルいずれの推計においても、建設後 50 年を経過した施設は益々増加していくことが見込まれる。橋梁の場合は、20 年後の 2033 年時点では 3 分の 2 が 50 年を経過した施設であり、トンネルの場合は 2 分の 1 の施設が同様の状況となる。

図表 3－2－1　橋梁の建設年度別施設数

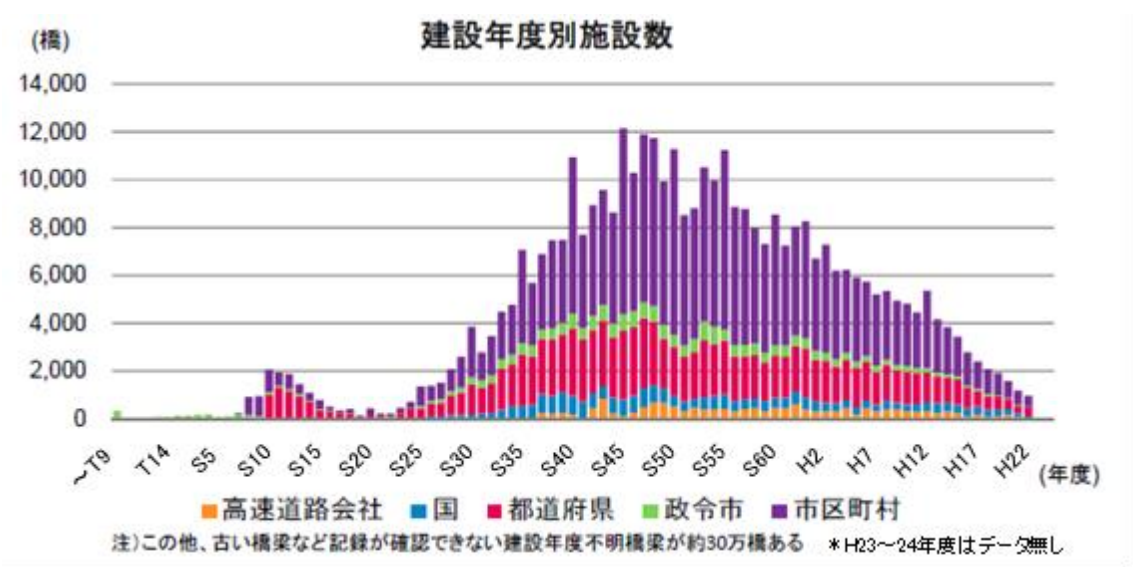

出典）国土交通省資料

図表 3－2－2　建設後 50 年を超える橋梁の割合に係る推計

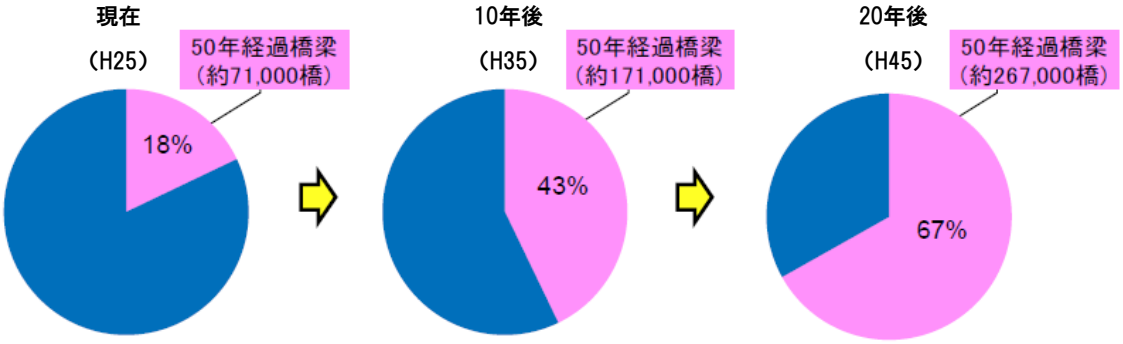

出典）国土交通省資料

図表 3－2－3　福島県の橋梁建設経過年数（H19 年 1 月時点）

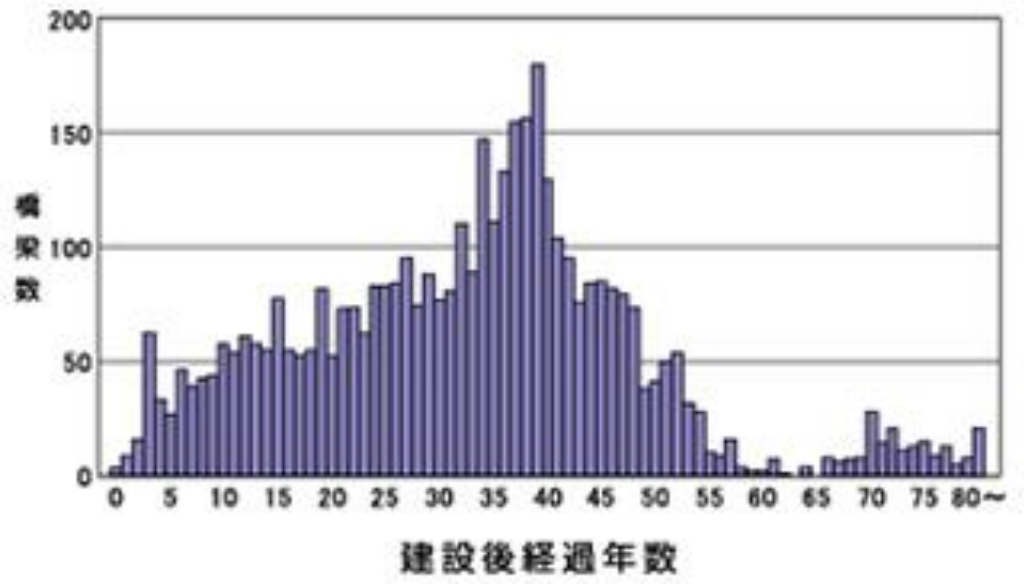

出典）福島県 HP より

図表 3－2－4　福島県の橋梁健全度推計

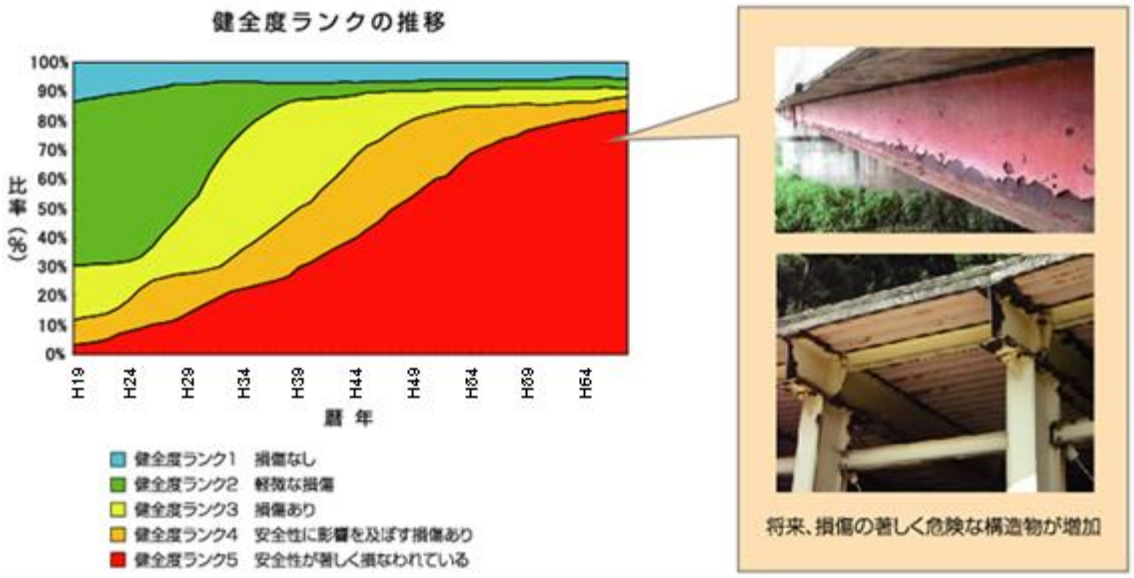

出典）福島県 HP より

図表 3－2－5　トンネルの建設年度別施設数

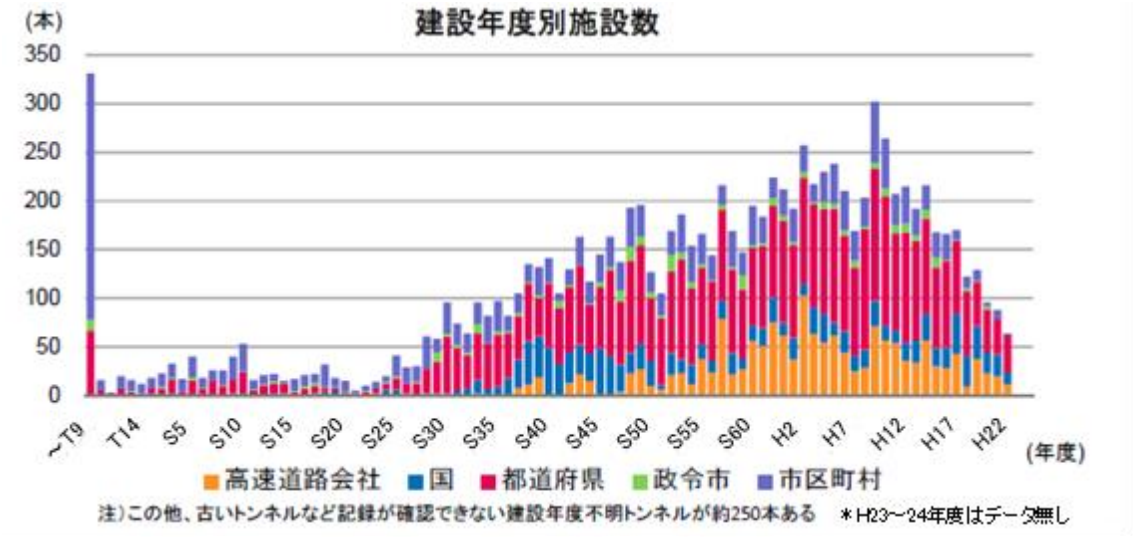

出典）国土交通省資料

図表 3－2－6　建築後 50 年を超えるトンネルの割合に係る推計

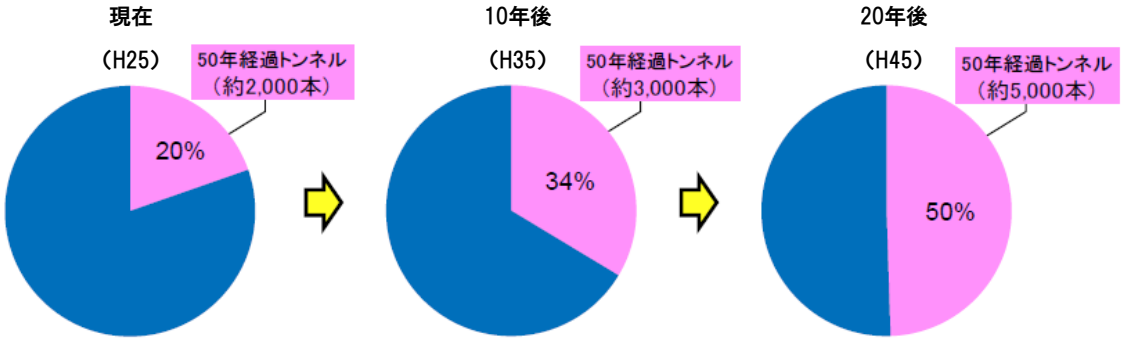

出典）国土交通省資料

図表 3－2－7　福島県のトンネル建設後経過年数（H19 年 1 月時点）

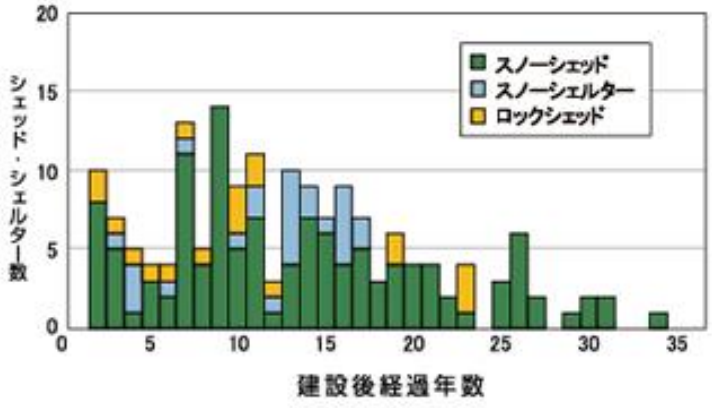

出典）福島県 HP より

（3）　自治体財政の逼迫

日本は既に人口減少局面に突入しているが、福島県では全国より早く少子高齢化が進むと予測されている。また、図表 3－2－8 で示す通り、経済を支える就業者数も大きく減少していくことが予測されている。また、就業者が減少していくと、一人当たりの所得が増えない限り、県民全体が受け取る所得も減少していくこととなる。既に福島県では、就業者の減少と共に、所得（市町村が把握する課税所得）は減少してきている。したがって、現在の税制が続くと仮定した場合、自治体レベルでも税収が減少し、財政が逼迫していくことが予測される。

図表 3－2－8　福島県の就業者数の推移

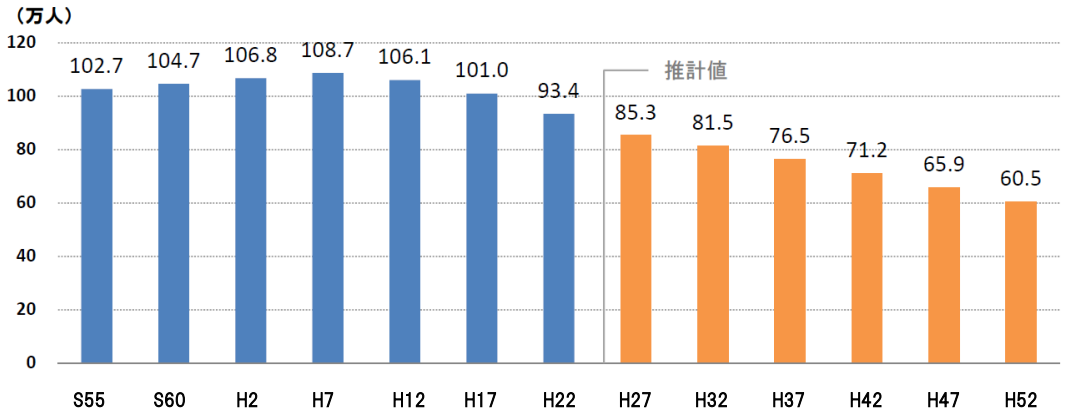

出典）福島県人口ビジョン（案）　福島県

図表 3－2－9　就業者数と所得の将来推計

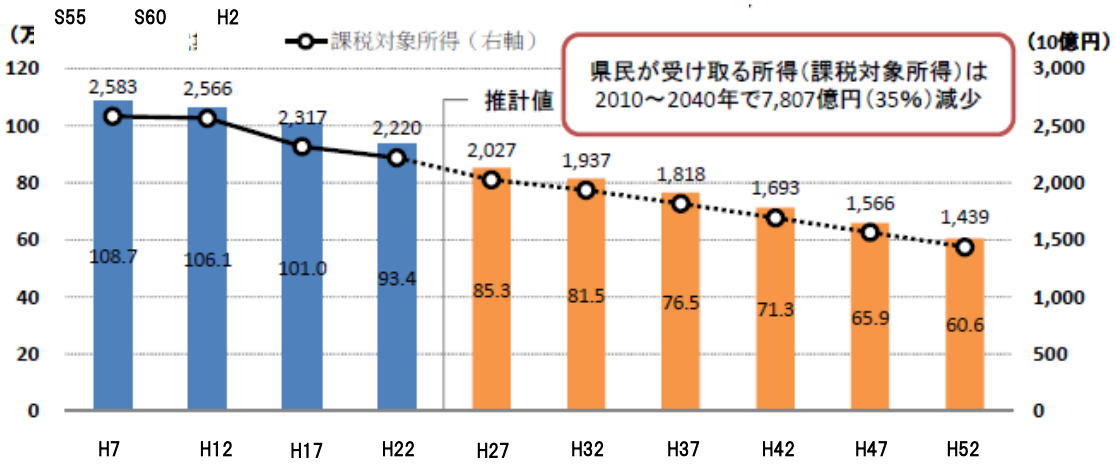

出典）福島県人口ビジョン（案）　福島県

（4）　自治体の技術職員数の減少

全体的な更新投資の増加傾向や、橋梁やトンネルなど施設の老朽化に伴い、関連の更新投資の発注が今後増加することが見込まれるが、これに対応する県の技術職員が十分であるかを概観する。

以下は、県の技術職員数のこれまでの推移である。現状は、復興対策により一時的に職員数が増えているが、震災以前では職員数は一貫して減少しており、復興以降の状況を見極める必要がある。また、県内の市町村の状況についても同様のことがいえ、震災までは一貫して減少していたが、復興対応により現在は増加している。

図表 3－2－10　県の土木技師数の推移

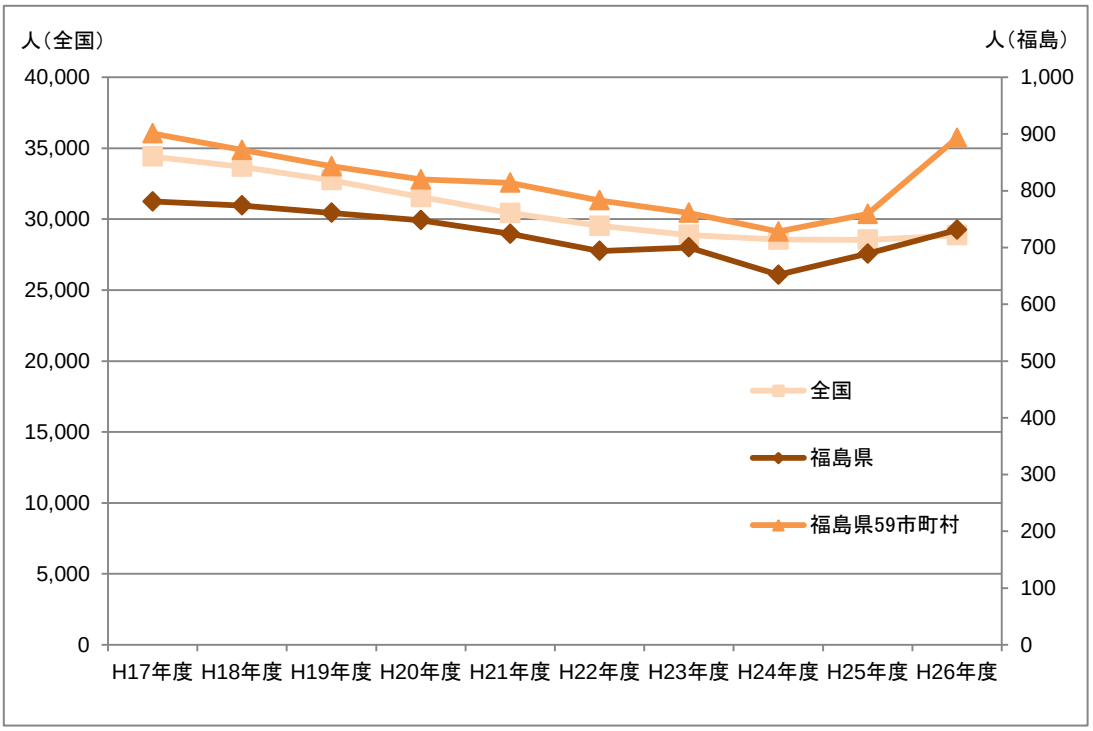

出典）地方公共団体定員管理調査

２－２．国における建設産業に関連する方針

国は、社会資本のストック効果を重視し、社会資本整備及び維持修繕の担い手である地域建設産業の維持・発展が不可欠であると認識している。なお、このような認識の中、以下のような動きがある。

(1)　PPP 活用強化の動き

近年の、厳しい財政状況の下で、効率的かつ効果的な公共施設等の整備を進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくために、公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術能力を活用していくことが重要であり、多様な PPP/PFI の拡大が必要であるとの方針に基づき、平成 27 年 12 月に内閣府及び総務省より各省各庁及び地方公共団体に対して、「PPP/PFI 優先的検討指針」が通知された。この指針の概要は、公共施設等を管理する人口 20 万人以上の地方公共団体は、地域の実情を踏まえ、内閣府及び総務省より示された指針に基づき、それぞれ管理する公共施設等について優先的検討規程を定め、これに従って優先的検討を行うことが求められるほか、これ以外の地方公共団体であっても同様の取組を行うことが望ましいとされている。

本指針で示された検討フローは、図表 3－2－11 に示す通りであり、また対象事業や評価基準は図表 3－2－12 に示す通りである。なお、過去にはイギリスにおいて 1994 年に、サッチャー政権の行財政改革の一環として、公共事業の実施に当たっては原則として全て PFI 導入の検討をするという、ユニバーサルテスティングが導入され、これに伴い PFI 事業が拡大していった歴史がある。したがって、今回の本指針を受け同様に PPP/PFI がさらに拡大していくことも十分予測される。

図表 3－2－11　PPP/PFI 優先的検討フロー

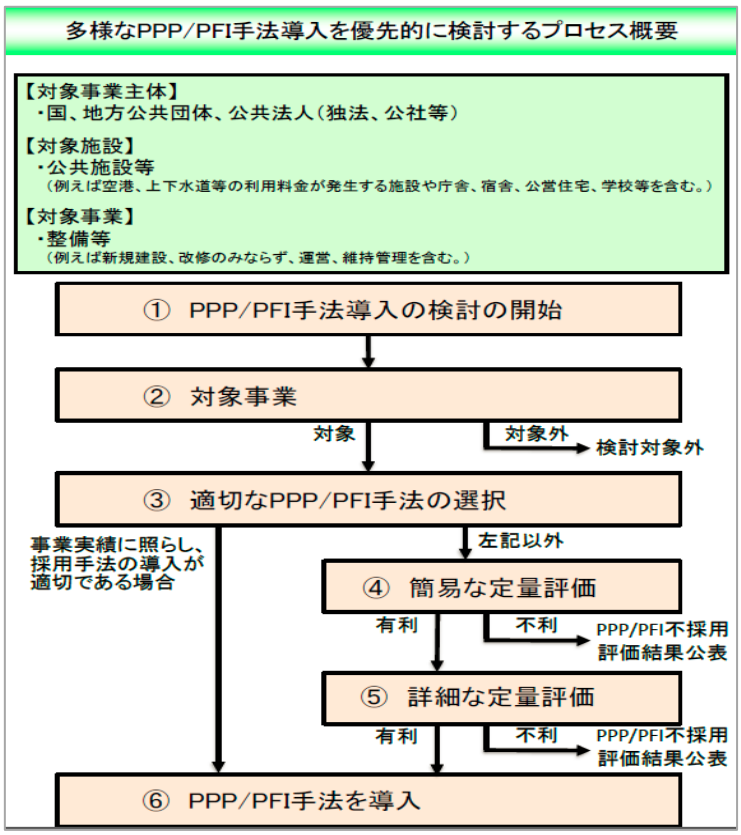

出典）内閣府　「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」

図表 3－2－12　対象事業や評価基準等の概要

項目	概要
対象事業	（１）事業費の総額が 10 億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。） （２）単年度の事業費が１億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）
採用手法の選択	公共施設等の管理者等は、優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、簡易な検討又は詳細な検討に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切な PPP/PFI 手法を選択するものとする。
評価基準	【簡易な検討】 従来手法と PPP/PFI 手法において、以下の費用総額を比較し検討する。 （ｉ）公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用 （ii）公共施設等の運営等の費用 （iii）民間事業者の適正な利益及び配当

	（ⅳ）調査に要する費用 （ｖ）資金調達に要する費用 （ⅵ）利用料金収入 【詳細な検討】 専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。
評価結果の公表	前述の検討において、PPP/PFI 手法の導入に適しないと評価した場合には、①導入しない理由、②評価内容をインターネット上で公表するものとする。公表の時期については、入札手続等の公正さを確保するため、入札手続の終了後等の適切な時期に行うものとする。

出典）内閣府　地方公共団体に対する内閣府・総務省通知（平成 27 年 12 月 17 日付府政経シ第 886 号総行地第 154 号）

また、本方針の中にも記載されているが、このような動きの中で、地方公共団体職員の養成及び地域住民や地域民間事業者の理解を得るための啓発活動が重要になり、地域における人材育成、連携強化等を行う産官学金（地域民間事業者、地方公共団体、有識者、地域金融機関など）で構成される地域プラットフォームの設置も重要となってくる。

図表 3－2－13　地域プラットフォームのイメージ

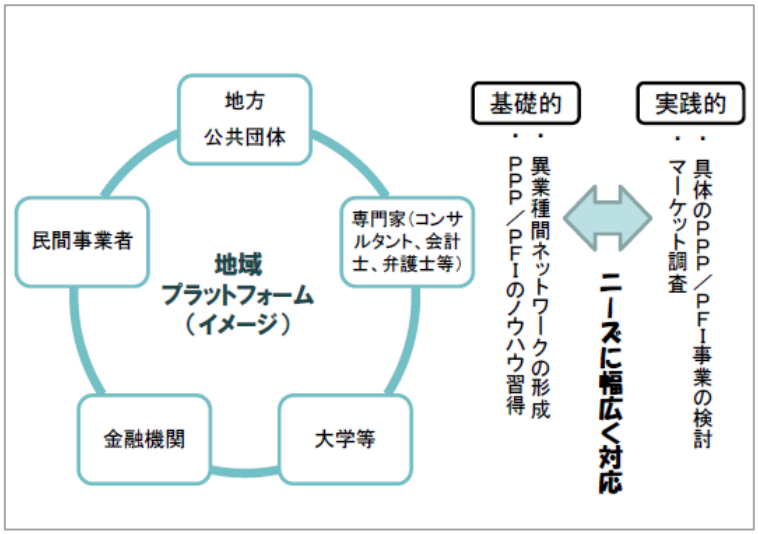

出典）国土交通省総合政策局官民連携政策課「PPP/PFI の推進について」

なお、内閣府及び国土交通省では、地域ブロック単位のプラットフォームの形成支援や地域プラットフォームの形成支援を行っており、プラットフォーム設置を積極的に推進している。地域ブロックプラットフォーム及び地域プラットフォームの役割については、図表 3－2－14 に示す通りである。

図表 3－2－14　プラットフォームの役割

組織名	役割
地域ブロックプラットフォーム	PPP/PFI の案系形成等に係る情報・ノウハウの横展開 ・セミナー・シンポジウムの開催 ・実践的研修の実施　等
地域プラットフォーム	官民間の対話を通じた地域における官民連携事業の案件形成の推進 ・民間からの提案、官民間の意見交換の場 ・PPP/PFI の事業化の掘り起こし、形成及び推進 ・地域における情報の共有　等

出典）国土交通省総合政策局官民連携政策課「PPP/PFI の推進について」

地域プラットフォームの先行事例として、福岡 PPP プラットフォームについて紹介する。福岡市では平成 23 年 6 月に産官学により構成される地域プラットフォームを設置している。また、設置目的は、①他都市の事例研究を通じた企画提案力や事業遂行力の向上、②異業種ネットワークの形成、③福岡市の事業に関する情報提供と意見交換とし、「常設の官民の対話の場」としている。今後、PPP/PFI 優先検討指針が進むにつれて官民の対話の場が重要となり、このような地域プラットフォームの設置も進むことが推測される。

図表 3－2－15　福岡 PPP プラットフォームの概要

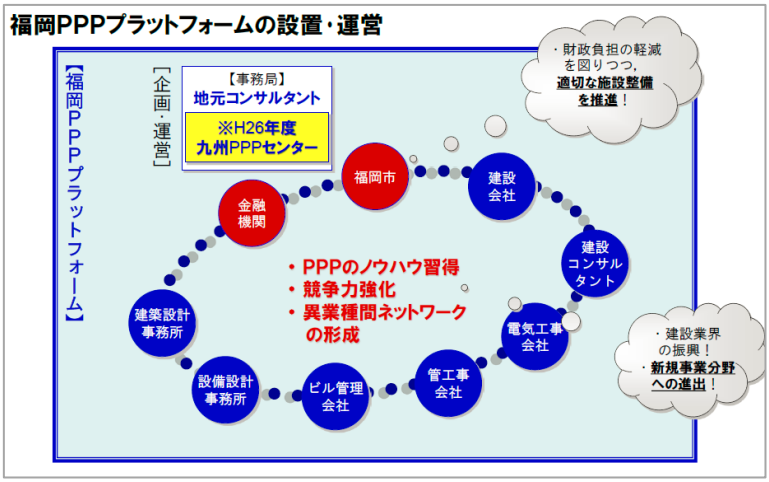

出典）福岡市 HP

(2)　地域金融機関の機能強化の動き

先述の地方創生等の方針も踏まえて、地域金融機関の役割の転換や機能強化の動きも進んでいる。例えば、信用保証制度の転換はその一つであり、従来の政府による保証枠の引き下げが進められようとしている。これが地域金融機関による審査の厳格化につながり、建設企業にその審査の厳格化に耐えうる経営の実践を促すことが期待されている。

また、地域金融機関自体の連携・統合促進も進められており、既に具体的な事例も出始めている。また、地域金融機関には以下のような取り組み強化も期待されており、建設企業の経営改善への貢献が期待される。

- 企業の再編・再生支援
- 産学官金の連携を生かしたコーディネート
- 少子高齢化に対応したまちづくりの支援
- 企業の経営改善や新たな地域金融を担う人材の確保・育成
- 成長資金の供給支援の多様化
- 都道府県の枠を超えた地域金融機関の連携・統合の促進

３．市場構造の変化を踏まえた起こりうる変化の見通し

（1） 若年層・女性技術者を中心とした人材不足解消の一層の強化の必要性

前述の将来見通しを踏まえると、建設産業は人材不足に陥る可能性が高い。その中で担い手を確保していくためには、若年層・女性技術者を中心に入職促進・離職抑制を進めることが重要となる。建設産業の魅力を効果的に伝えるとともに、業務の効率化やワークライフバランスの改善を通じて魅力度を高めるなどにより、この課題に取り組むことが必要である。

（2） 更新投資・維持管理業務の拡大

前述のように、今後市場構造の変化により、更新投資に係る解体や更新等の発注の増加や、維持管理業務の発注の拡大が見込まれる。また、更新投資に関連して、既存の資産の劣化診断や補修等を維持管理業務に含めるような発注の拡大も見込まれる。

そのため、これまでの新規建設の事業とは異なる発注に対応していくために、技術の強化や実績の蓄積等に戦略的に取り組むことが重要になる。

（3） 発注者支援業務（アウトソーシング）の増加

前述の通り、発注者側の技術者の減少が見込まれる一方で、更新投資や維持管理等の発注業務は現状と同等もしくは増加することが見込まれている。その中で適切な発注業務実施のために、発注者支援業務（アウトソーシング）が増加することが考えられる。

その一つの方法が、CM（Construction Management）方式のような発注形態や、施工監理業務を外部に委ねる手法の活用である。既に、復興関連業務の発注で多く用いられており、今後も増加する可能性が高い。従って、こうした業務のノウハウを獲得しこれまでの枠組みにとらわれずに事業を展開することが求められる。

（4） 発注の包括化の拡大

各自治体の財政状況が逼迫するとともに、前述のように技術職員の減少が生じた場合、発注の包括化が進む可能性もある。これは包括化による業務の効率化を期待するとともに、発注手続きの効率化にもつながるためである。

このような状況を受けて、公益社団法人 土木学会 建設マネジメント委員会の維持管理に関する入札・契約制度検討小委員会では、「維持管理等の入札契約方式ガイドライン(案) ～ 包括的な契約の考え方 ～」を、平成 27 年 3 月に発行し発注規模の拡大・複数年契約等について定めており、今後はこのような動きが進むことが予想される。

包括化のパターンとしては、下図のように同種の業務を一体的に発注することも考えられれば、設計・建設・維持管理等連続する業務を包括化することも考えられる。さらには、様々な種類の施設・構築物を一体化するような包括化も考えられる。実際、上下水道分野では設計、建設を含めた包括化が進んでおり、熊本県荒尾市では水道事業で 5 年間の委託

の形で管路等の包括民間委託を発注している。また、下水道分野では、国土交通省が、新設する下水道の処理場や管路について包括民間委託による設計・建設の発注を推進すべく、今年度マニュアルを作成中となっている。

図表 3－3－1　業務包括化概念図

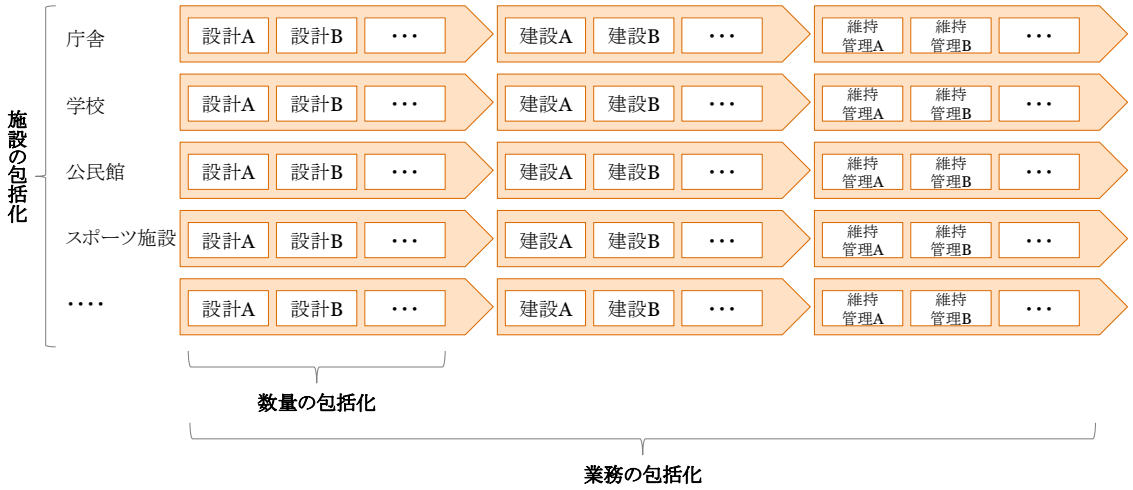

地方自治法には、これまで「事務の委託」、「一部事務組合」や「協議会」等、複数の市町村で事務を共同処理する制度が示されていたが、「管理責任が元の市町村から移動する」、「迅速な意志決定が困難」、「不法行為等については各構成団体の連帯責任と解される」等の課題が指摘されていた。このため、これまで社会資本の維持管理にこれらの制度を活用している事例は、下水道分野以外にはほとんど見られていなかった。これらの課題に対し、より一層広域連携を進めるため、平成 26 年 6 月に地方自治法が改正され、管理者の権限と責任を当該市町村長に残しつつ、合議体によらず協約による実施を可能にするなど、より弾力的な共同処理の新たな制度（「連携協約」、「事務の代替執行」）が設けられた。

道路分野では、国、都道府県、市町村等が参加する道路メンテナンス会議の議論を経て、都道府県等による点検業務の地域一括発注が群馬県等で行われつつある。市町村同士の事務の共同処理体制は、心理的な側面も含めて様々な課題を抱えているが、地方自治法に新たに設けられた制度等も活用し、県と市町村或いは市町村間で連携して事務を処理することについても検討していく必要がある。

こうした動きを踏まえて、各企業は組合の活用や合併等、既存の枠組みを超えた取り組みも含めて対処を進める必要がある。

(5) 地域の建設企業活用の意義の高まり

先述のように、今後は更新投資や維持管理業務の割合が拡大することが見込まれるが、こうした業務について、地域建設企業はこれまで以上に重要な役割が期待される。更新投資については、既存の施設・設備を把握していることが、長寿命化や解体工事を効率的・効果的に進めることに効果があり、維持管理業務については、土質、環境面を踏まえた、きめ細やかな維持管理対応や災害対応といった点で効果がある。さらに、インフラ維持管理業務では、小規模施工で、施工条件や工期等に制約を受ける場合も多く、緊急対応に備えた一定数の労働者や機械を常時確保する必要があり、まさに地域に精通した地域建設企業が強みを発揮できる業務である。なお、中小企業庁では、事業実施に当たって各自治体での中小企業・小規模事業者等の受注機会の増加を推進している [1]。

図表 3－3－2　地域建設企業の強み

- 地理・風土に精通しており、土質や気候など維持管理や施工に影響のある条件について把握している
- 小回りの利く機動力を有し、緊急時など即座の対応が必要な場合の対応が早い
- 地域との密着が強く、地域での信頼が事業実施上重要であり、インフラを守る使命感が強い

(6) 建設企業の経営基盤の維持

建設産業の人材不足や市場構造の変化が、各企業の経営基盤に影響を与えることも危惧される。職員が減少すれば、それだけ内部の管理体制等の弱体化が進む可能性が高い。加えて、解体や維持管理等新しい分野への進出や強化を進める場合には、一定の投資も必要になるが、経営基盤が弱ければこのような対応は困難であり、収益基盤や内部組織基盤を維持・拡大する取り組みも求められる。

[1] 中小企業庁取引課『平成 27 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（解説）』（平成 27 年８月）のうち、上述方針の解説
（http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2015/download/150903torihiki3.pdf）を参照のこと。

第４章　福島県の建設産業の維持・拡大に向けた提言

１．課題の整理と方向性

第 2 章では、福島県の人口動向や産業動向、また建設投資及び建設業就業者について、現状までの推移を分析した。また、第 3 章では、将来の建設投資の推計（試算）や建設就業者（試算）の推計を行い、福島県の建設産業における人材の過不足について検討を行った。これらの分析結果より得られた傾向について、以下に示す。

図表 4－1－1　分析結果の整理一覧

	分析内容	傾向
人口動向	• 人口推移 • 人口の年齢構成 • 将来人口推計	• 人口減少 • 高齢化 • 減少傾向（全国より強い減少傾向）
産業動向	• 県内総生産（産業別）と全国における順位 • 県内総生産の産業別内訳 • 県内総生産に占める建設業の割合 • 地域別の市町村総生産に占める建設業の割合 • 産業別就業者と建設就業者の割合の推移	• 建設産業が主要であり、総生産としては全国的には下位 • 製造業が福島県の主要産業である • 震災前は全国平均、震災後は全国3位 • 会津地域は建設産業が高い傾向である • 建設業は他業種と比較し若年層が少なく高齢者が多い
建設投資	• 建設投資の推移/将来推計 • 建設投資の民間及び公共の割合 • 建設投資の土木及び建築の割合 • 民間投資の内訳（住宅、非住宅） • 新規住宅着工件数 • 工場立地件数及び敷地面積の推移 • 建築物のリフォーム、リニューアル工事の受注高 • 施設の老朽化に伴う更新投資 • 元請完成工事高に対する維持管理工事の割合	• 建設投資の減少（震災前の水準となる） • 公共および民間は概ね半々 • 震災前は半々、震災後は土木が多い • 住宅の割合が大きい • 震災前は減少傾向、震災後上昇に転じるも、現在は減少 • 震災前は減少傾向、震災後上昇に転じるも、現在は横ばい • 建築物のリフォーム、リニューアルの増加（データなし） • 橋梁やトンネル等インフラ中心に増加 • 維持管理工事が緩やかに増加傾向
建設企業	• 従業員数階層別事業所数の推移 • 地域毎の資本金規模 • 倒産件数推移（全国及び福島県） • 倒産負債額の推移（全国及び福島県）	• 小規模事業者が多数（8割は10人未満） • 会津地域は個人多い、中通りは5千万円未満が多い • 復興需要により下げ止まり • 復興需要により下げ止まり
建設産業 就業者数	• 就業者数の推移 • 就業者数の将来推計 • 年齢階層別推移 • 女性就業者の推移 • 男性労働者の産業別賃金比較 • 男性労働者の産業別月平均労働時間比較 • 福島県の公共工事設計労務単価の推移	• 全国同様就業者の減少 • 全国同様に減少基調 • 就業者の高齢化 • 女性就業者の確保は困難 • 近年賃金は上昇傾向にある • 他産業に比較し長時間労働傾向 • 復興需要もあり設計単価は上昇傾向
建設/建築行政	• 県発注工事の契約金額（県外又は県内業者） • 地域別契約件数 • 入札方式の推移 • 落札率の推移 • 入札制度の変遷 • 自治体の技術職員数	• 震災後、倍以上となっており、また県内業者が9割を契約 • 発注の大型化により減少傾向 • 震災前は総合評価が多く、現在は随意契約が多い • 震災後は90%以上を推移 • 競争性確保から競争の激化 • 復興事業で一時的に増加も中長期的には減少傾向

また、分析より導き出された傾向からより課題を整理すると、以下のように主に 10 の課題に整理される。

図表 4－1－2　分析結果を踏まえた課題整理



さらに、抽出された 10 の課題について、課題解決のための方向性を整理すると大きく 4 つに分類することができる。その関係性を以下に示す。

図表　4－1－3　課題整理と課題解決の方向性

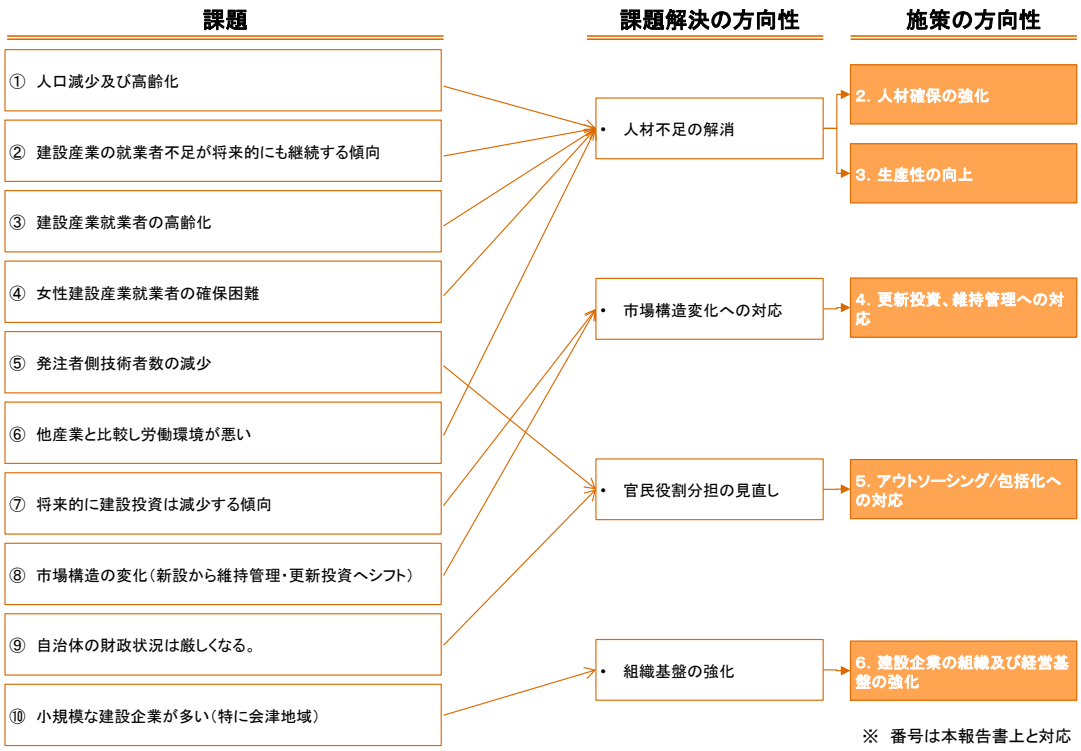

※　番号は本報告書上と対応

上記の整理に基づき、上図の施策の方向性の整理に基づき以下説明する。

２．人材確保の強化

今後も、人材確保が困難な状況が見込まれる中で人材確保は急務であるが、現実的には必要な人数を確保することは容易ではない。そのため、後述する生産性の向上と併せて、より高度な技能を持った技術者や技能労働者を重視した人材確保の強化が求められる。

このような人材確保を推進するにあたり、産業界と県で以下のような施策を実施することが期待される。産業界が人材ビジョンや認知度向上等に関する方策を立案し、その実施にあたりより効果的に進むように県の支援を求め進めることが考えられる。

図表 4－2－1　人材確保の強化に係る施策の全体像

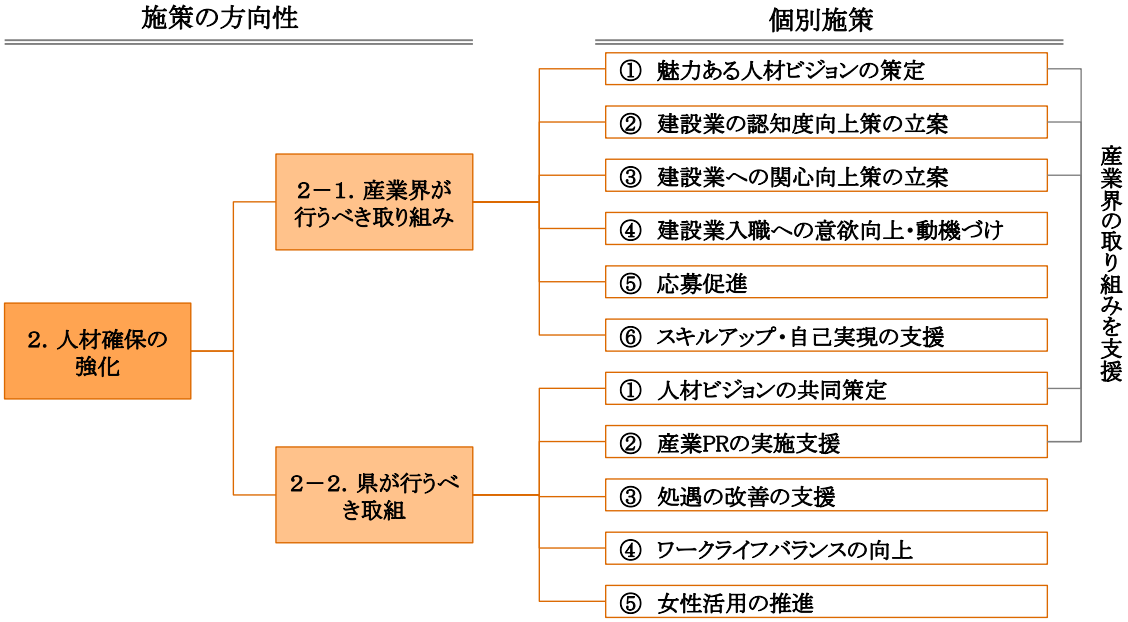

以下、各施策について説明する。

２－１．人材確保のために産業界が行うべき取組

人材確保については、各世代に段階的に建設産業についての認知・関心を高め効果的に入職を促進する観点から、下記図表 4－2－2 のようなフレームワーク「認知、関心、意欲向上・動機づけ、応募促進」に基づき、他県や他国で実施されている事例も参考にして、入職者増加のための方策を拡充することが求められる。以下では各段階での取り組みについて記述する。

図表 4－2－2　入職促進イメージ

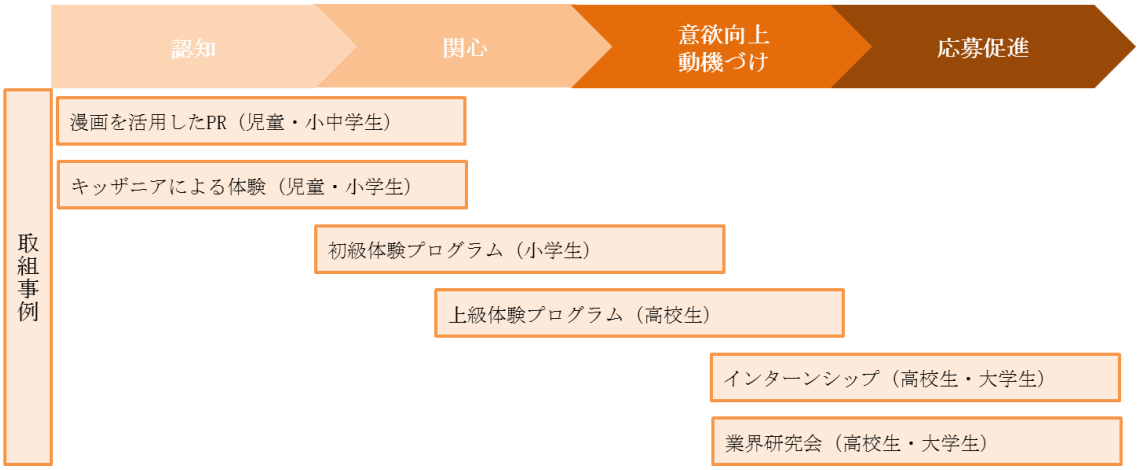

① 魅力ある人材ビジョンの策定

上記のフレームワークに沿って施策を策定する前に、まず福島県の建設産業の人材ビジョンを明確にすることが求められる。この人材ビジョンが、将来的な入職候補者や現在の職員にとって魅力的であることでこの施策も効果的に機能する。

建設産業は、病院や学校、道路、上下水道の建設等公共性の高い施設・設備の整備に貢献することができることから、他の業界に比べて自らの貢献が見えやすいという特徴を有している。このような特徴を生かして、建設産業に所属することが魅力的であることを示すようなビジョン策定が求められる。ここ数年、社会企業と呼ばれるような社会的課題に取り組む NPO や企業が、優秀な人材の進路の選択肢の一つとなっているが、建設産業も社会企業と同様に社会的課題に貢献する産業であることから、明確で魅力的なビジョンを示すことは、入職者数拡大にとって大きな効果をもたらすことが期待される。

② 建設業の認知度向上策の立案

まず、建設業に対する認知度向上については、幼少期から建設業に関連するものに触れ体験してもらう取り組みを拡充することが考えられる。例えば、子供が様々な職業体験を行うことができる「キッザニア東京」のように、児童または小中学生を対象とし、職業体

験をすることが出来る施設が考えられる。この「キッザニア東京」は、東京や大阪のような大都市商圏で収益事業として成立する事業であるが、建設業に関する職業体験であれば、非収益事業として建設企業や業界団体が共同で実施することは可能であろう。また、福島県下にあるハワイアンズやアクアマリン等の集客施設と併設で設置することにより、効果的に集客を図ることも考えられる。

その他にも、触れ合うことや実体験により認知してもらう方策とし、親子現場見学会や各種イベントでの重機試乗体験などを行っている例が他地域にある。また、学校等における工事を実施する際には、工事への理解を高める観点も含めて工事で使う技術、内容の紹介を行うこと等も考えられる。これらの例は、各企業にとっての資金的負担は比較的小さく、こうした取り組みを拡充することが期待される。

次に、実際に体験する以外に、漫画を活用した広報の強化や、ゲームの開発を通じて建設業の認知・理解を高める手法もある。海外では、建設業団体が開発した建設業をテーマとした教材を学校に配布し、それにより建設業への認知度や理解を高めている事例もあり、このような事例を図表 4－2－3 に示す。福島県においても同様の取り組みを拡充することで、小中学生の認知向上に取り組むことが必要であろう。漫画や教材の開発は 1 社単独では困難なことから、建設業協会等業界団体を中心として業界を挙げた活動を行うことが期待される。

図表 4－2－3　認知度向上の為の取組事例

取組	概要	備考
職業体験	子供たちが様々な仕事やサービスを体験できる施設。	【事例⑮】
漫画による PR 強化	建設業に関連する幼児向けの絵本や子供向けの漫画を制作している。	【事例⑧】
重機試乗体験	小中学生向けに重機の試乗体験を実施している。	【事例⑬】 【事例⑭】
教材を活用した認知度向上	建設業をテーマとし､小学生向けの教材を開発し認知度向上に努めている。	【事例①】 【事例④】 【事例⑤】

＊事例の詳細については、別紙事例集を参照

③　建設業への関心向上策の立案

さらに、建設業について関心をもってもらうためには、年代に合った継続的な体験プログラム等により、社会基盤の大切さやそれに関わる職業についての理解を深め、関心を向上させる取り組みを行う必要がある。アメリカでは、業界団体が中心となり、年代に合わせ教材の難易度を変え、継続的に建設業に関連する教材を提供し理解を深めることに努めている例がある。なお、この教材は学校で学んだ社会、科学、数学などの教育と関連付ける

プログラムになっていることや、グループワーク等も含まれチームワークを学ぶことが出来るなど、触れることによる認知向上から、体験し自ら考えることにも重点を置き関心向上に努めている。また、日本でもより実際に近い体験プログラムを催し関心向上に努めている事例もある。こうした先行事例も踏まえた上で、関心向上に向けたプログラムを開発することが考えられる。（なお、関心向上の為に実施されている事例を、図表 4－2－4 に示す。）

図表 4－2－4　関心向上の為の取組事例

取組	概要	備考
教材を活用した理解向上	中学生向けに建設業をテーマとした教材であり、様々な建造物を見学やその形についての考察、また模型などを作成するプログラム。	【事例①】 【事例④】 【事例⑤】
体験により建設業の理解促進	職人技術体験や測量の体験、重機等への体験試乗を実施。	【事例⑬】 【事例⑭】 【事例⑯】

④　建設業入職への意欲向上・動機づけ

次に、単なる認知や関心向上の取組以上に、実際の職業に近い経験・体験の場を提供することも重要である。海外では、高校生を対象としたコンテストを開催している事例もあり、住宅建設工事のマネジメントを競う大会や、建設工事に関する課題をテーマとし解決策をチームで競い、地区大会、全国大会と大々的に実施している例もある。また、日本でも夏休みを利用した実際の企業でのインターンシップや、1 日で完結するワンデーインターンシップ、その他にも教育カリキュラムに取込むことにより授業と現場体験を組み合わせたプログラム等もあり、職業体験をすることで動機づけを行っている。その他、建設企業や建設業協会が主体となり、出前講座を実施し、意欲向上に努めている事例もある。福島県においても、こうした事例も参考にして施策を拡充することが求められる。（その他、事例について図表 4―2－5 に示す。）

図表 4－2－5　意欲向上・動機づけに関する取組事例

取組	概要	備考
学生向けコンテスト	住宅工事に関するマネジメントについてや、建設工事に関する課題の解決策をチームで競う。	【事例②】 【事例③】
インターンシップ等の職業体験	夏休みを利用したインターンシップやワンデーインターンシップの開催により職業理解を深めてもらう。	【事例⑱】 【事例⑲】
出前講座	出前講座により職業理解を深めてもらう取組。	【事例⑱】 【事例⑲】

⑤ 応募促進

最後に、就職時の応募促進に努めることも重要であり、意欲向上・動機づけに関する取組に加えて、PR 強化の施策を拡充することも求められる。（公社）土木学会では、土木広報のあり方を検討しており、広告宣伝に対する消費者の心理プロセスのフレームワークに当てはめ検討を実施している（図表 4―2－6）。福島県においてもこうしたフレームワークを参考に、現状実施している取り組み、実施できていない取り組みを識別し、その分析を踏まえて、今後、応募者促進のための PR 強化の施策として効果的な広報戦略を立案していく必要がある。

図表 4－2－6　土木広報のあり方



出典）土木広報アクションプログラム「伝える」から「伝わる」(公社)土木学会

⑥ スキルアップ・自己実現の支援

最後に、技術者としての継続的なスキルアップが重要であるが、地域建設企業は小規模企業が多く人材育成を行う体制が十分とは言い難い。そこで地域の大学や工業高校、地域建設企業、そして自治体が連携し、育成コンソーシアムを組成し講座等を開設するなどの取組を実施することが考えられる。既に福島県では、富士教育訓練センターを活用した育成プログラムを実施しているが、今後更にこのような取り組みが重要となってくるであろう。これに関連して、他県の建設産業担い手確保・育成コンソーシアムを通じた取組を図表 4－2－7 に示す。

図表 4－2－7　人材育成に関する取組事例

活動主体	内容
（一社）兵庫県建設業協会	・　建設産業団体連合会及び専門工事団体が連携、地域連携ネットワークの立ち上げを実施し、出前講座やインターンシップを行うことで地元教育機関との良好な関係を構築。 ・　また、連携先に三田建設技能研修センターを取込み、教育訓練機能の強化。
（一社）長崎県建設業協会	・　建設産業団体連合会及び専門工事団体、そして長崎大学との連携により、産学官連携建設業人材確保育成協議会を設置し、教育訓練システムの構築を検討。 ・　なお、教育機関との連携により入職促進活動にも注力している。
広島県を中心とする中小専門工事会社 24 社	・　専門工事会社 24 社が共同で、職業訓練法人「広島建設アカデミー」を設置し、新人教育を実施。 ・　工業高校への「出前授業」により、ミスマッチを防ぐ取組を実施。

出典）地域連携ネットワーク構築支援手引き　（一財）建設業振興基金

２－２．人材確保のために県が行うべき取組

① 人材ビジョンの共同策定

人材ビジョン策定は、企業 1 社ではなく建設業界全体で描く方がより効果的な取り組みが可能になることから、産業界でベースとなる考え方を整理した上で福島県と県下の建設企業が共同で開発することも考えられる。例えば、今後拡大する可能性がある CM 人材を育成することや、更新投資や維持管理の専門性の高い技術に特化したスペシャリスト人材の育成などを、ビジョンとして掲げることが考えられる。

共同で開発した人材ビジョンを、図表 4－2－8 のようにキャリアパスや研修体系に落とし込み、さらには PR 施策にまで反映することができれば、他の都道府県に対して差別化することができ、より福島県内で建設産業に従事したいという人材を集めることにも寄与できる。

図表 4－2－8　人材育成に向けた人材ビジョン開発から PR 施策への流れ

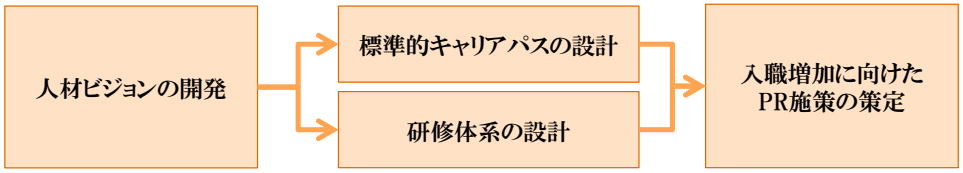

特に、CM のように新しい人材像を定義する場合、企業単独では研修体系を開発することは困難である。そこで、福島県下の公的な研修機関や大学とも連携し、各組織横断で研修プログラムを開発することが効果的になる。これは、PR 施策においても同様のことが言える。例えば、各小中学校の建設や改修現場を活用しながら、そこに在籍する生徒向けに、建設産業の魅力を伝えるようなプログラムを共同で開発し実施すれば、取り組み効果はより大きくなる。

② 産業 PR の実施支援

上述の通り、人材ビジョンの開発等を県と建設産業が共同で実施することは、全体的な効果を向上する上で不可欠である。例えば、下水道分野では国土交通省と下水道協会、関連の企業、大学が共同で下水道広報プラットフォームを設立し、下水道事業の PR から人材育成、入職の促進などに産官学で連携し取り組んでいる。福島県下において県が主導の下、建設企業、大学等が連携して取り組めば、効果的な PR 活動を実施することが可能になる。

また、産業界で立案する認知度向上や関心向上等の取り組みについても資金的な面で産業界単独では実施が困難なケースも想定される。そのような場合に、県が産業界の立案した施策を支援することも考えられる。また、各小中学校や高校、大学と連携が必要な取り組みは、県が関与することでより協力が得やすくなり推進力が高まることから、実施面に

おいて協力することも考えられる。

その他、各公共施設やインフラを整備した企業を、現場やホームページ等で紹介することが建設企業の PR にもつながることが期待される。企業側も PR がしやすくなり効果的な取り組みとして期待される。

③　処遇の改善

まず処遇面においては、公共工事設計労務単価は平成 24 年度と比較し平成 27 年 2 月では 34.7%上昇し、被災三県では 50.3%の上昇であり、国土交通省をはじめ国としても改善を推進している。また、社会保険等の加入についても、既に福島県は入札方式の中で社会保険等の加入を条件とするなど、行政としても加入促進に努めている。これらの効果もあり、以下のように全国・福島県ともに、建設業は全業種や製造業と比べて現状では大きな差はない。

図表 4－2－9　平成 26 年　全国一般労働者（正社員・正職員）

【千円】

	月給	賞与等	年収	比較
全産業	349.9	959.7	5,158.5	
建設業	354.2	847.3	5,097.7	-2%
製造業	348.7	1,032.3	5,216.7	100%

出典）平成 26 年賃金構造基本統計調査　厚生労働省

（調査手法：月給は平成 26 年 6 月の値、賞与について平成 25 年度の値）

図表 4－2－10　平成 26 年　福島県一般労働者

（正社員・正職員及び正社員・正職員以外も含む）

【千円】

	月給	賞与等	年収	比較
全産業	290.8	665.8	4,155.4	
建設業	301.7	581.2	4,201.6	-2%
製造業	292.6	757.3	4,268.5	100%

出典）平成 26 年賃金構造基本統計調査　厚生労働省

（調査手法：月給は平成 26 年 6 月の値、賞与について平成 25 年度の値）

より入職を促進する観点からは、同等ではなくむしろ他業種よりも高い水準にあることが望ましい。そのため、今後もこのような方針を徹底して行くこと、さらに末端の労働者まで労務単価の上昇分が配分されることが重要となる。しかしながら、処遇を改善するためには企業自体の収益を高めることが必要になるものの、公共事業においては国や地方公

共団体の財政悪化もあり単価の向上は期待し難い。そのため、後述する生産性向上を通じて、企業の収益性を改善し処遇を向上することが現実的な解決策として考えられる。

④　ワークライフバランスの向上

若者が建設業を避ける大きな理由のひとつとして、休暇取得が困難であることが挙げられている。図表 4－2－11 に示す通り、4 週 8 休を取得できている企業は 5%程度と非常に少ない。また、有給取得状況を見ても半数以上が 7 日以下となっている。このような労働環境を改善しワークライフバランスを向上させる必要があり、適正な工期設定、そして適正な労務単価、受注の平準化に努める必要がある。

図表 4－2－11　休暇・休日の取得状況について

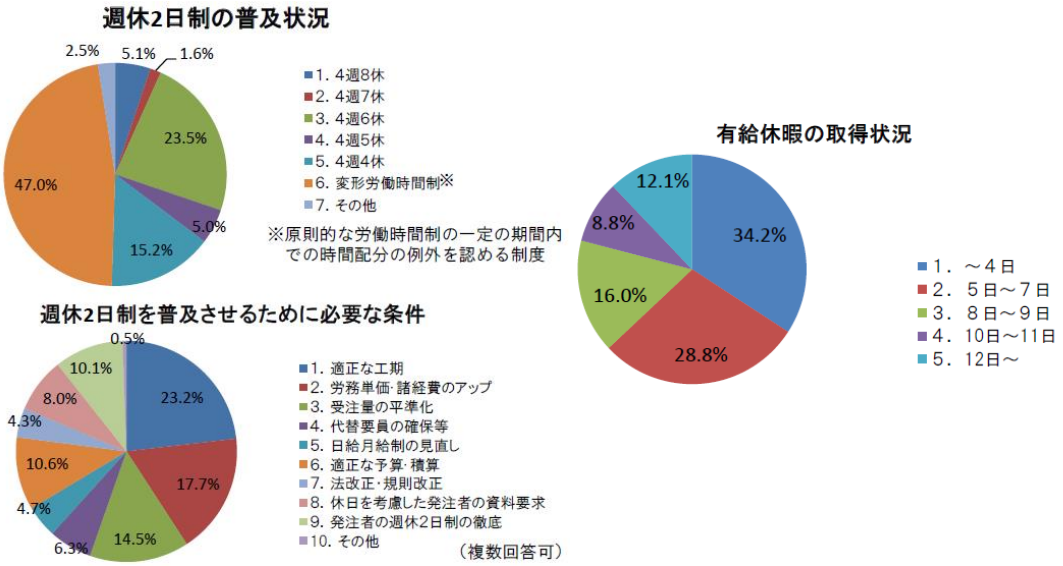

出典）賃金水準の確保及び社会保険加入状況等調査結果　（一社）全国建設業協会

⑤　女性活用の推進

近年女性が様々な業界で活躍をしており、建設業においても女性が活躍できる労働環境を整備する必要がある。今回の現地調査でも意見が出されたが、ライフステージが変わっても仕事を続けられる環境及び支援制度が必要である。それ以外にも、現場等のトイレや更衣室などの環境整備も積極的に実施していけるような仕組みづくりが必要である。

なお、女性の定着を図るためにも、福島県宮下地区で実施している「會津美✿ Lady」など、地方公共団体や業界団体と地域の関係者が連携し、地域ぐるみで女性活躍の定着を図っていくネットワーク化の推進も重要である。その他の取組として、国土交通省発注工事では、女性活用を入札条件としたモデル工事も試行されている。このように、行政側としても積極的に女性が活躍できる場の提供についての支援を進める必要もある。

以下に、他県での女性の活躍に関する取組事例を図表 4－2－12 に示す。

図表 4－2－12　他県の女性活用に関する取組事例

	活動主体	内容	対象者
インターンシップ・出前講座	（一社）栃木県建設業協会、（一社）兵庫県建設業協会	・　建設系の高校生を対象にインターンシップや出前講座を開催。	高校生
女性部会の設置	（一社）新潟県建設業協会	・　講演会やブロック懇談会、小学生向けの体験学習を実施	女性社員
現場見学会	各建設協議会	・　高校生や親子を対象とした現場見学会の実施	高校生等
ラジオでPR	（一社）石川県建設業協会	・　女性からみた建設業の魅力を紹介。	女性社員
カレンダー作成・配布	（一社）島根県建設業協会	・　関係団体と協力し、カレンダーの作成及び配布	―

３．生産性の向上

建設産業の生産性を向上することで人材不足の状況に対応するとともに、処遇の改善を行い建設産業の魅力を向上させることが求められる。そのために、産業界として新技術や工法の習得を進めることが考えられる一方、県としては企業の支援や生産性の向上が進む仕組みづくりを行うことが期待される。

図表 4－3－1　生産性の向上に係る施策の全体像

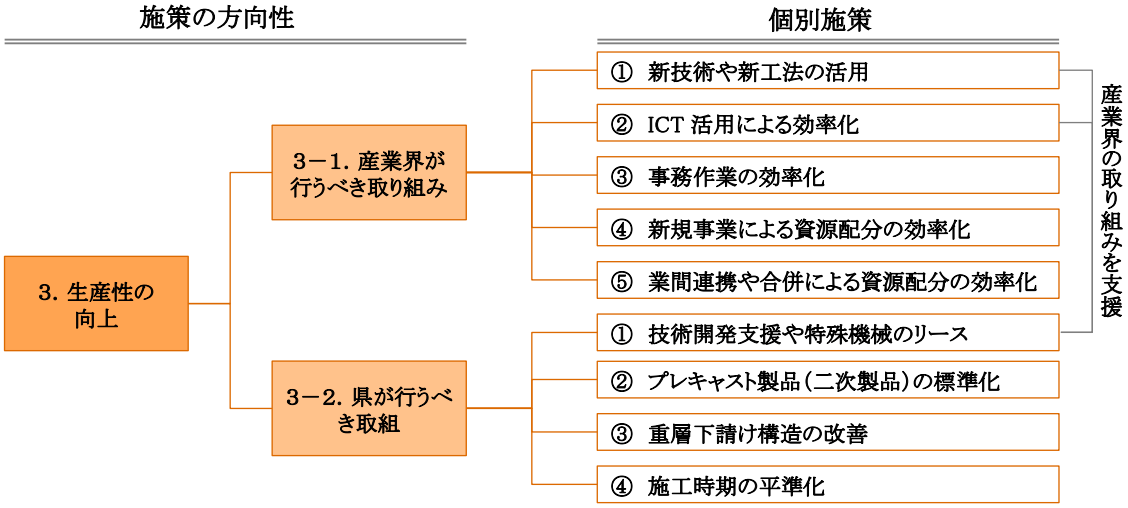

以下、各施策について説明する。

３－１．生産性向上のために産業界が取組むべきこと

①　新技術や新工法の活用

より効率的に施工を行うために、新技術を習得することや新機材の開発・活用、新工法の習得などが求められる。例えば、建機を遠隔で操作するような技術を開発することはその一案である。建設産業では他の業界に比べて死亡や重大事故が多い。これは、工期の遅延、損害賠償、人材の流出など、建設産業にとって損失が大きい事象である。建機を遠隔で操作することができれば、工事中の人身事故の減少につながり、この課題解決に寄与することができる。また、AE（Acoustic Emission）センサーを活用したインフラ維持管理技術の開発も進んでおり、先進技術を積極的に活用することも考える必要がある。なお、遠隔操作技術は、被災した原子力発電所の処理において既に導入が進んでおり、このような技術中から適切なものを選別し、県全体に普及することができれば、復興関連での前向きなメッセージの発信にもつながり、より大きな効果が期待できる。

② ICT （Information and Communication Technology）活用による効率化

様々な業種においてICTは効率化に寄与しているが、建設産業も例外ではない。3D-CAD等の技術の習得は勿論のこと、様々なセンサーを用いて効率的に道路、橋梁、上下水道の管路等の劣化を診断する技術等の開発が進められている。こうした技術を習得することや独自性のある技術を開発することにより、効率的な業務の実施が可能になり、事業の受注においても他社との差別化が可能になる。センサー技術は日々進化が見られることから、最新の技術を点検から修繕に結び付ける取り組みが期待される。

また、国土交通省でも日々進化するICTなどを積極的に活用し、建設現場の生産性向上に向けて、測量・設計から施工、さらには管理に至るまでの全プロセスにおいて、情報化を前提とした新基準を展開していくこととし、このような取組を「i－construction」と名付け積極的に推進していく方針を示している。

図表 4－3－2　ICTを活用した事例

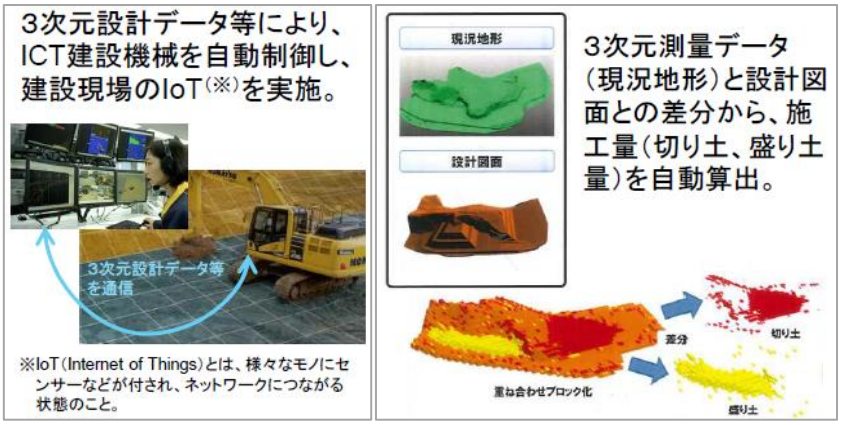

出典）国土交通省　「i－construction」資料より

図表 4－3－3　インフラ管理と ICT 連携イメージ例

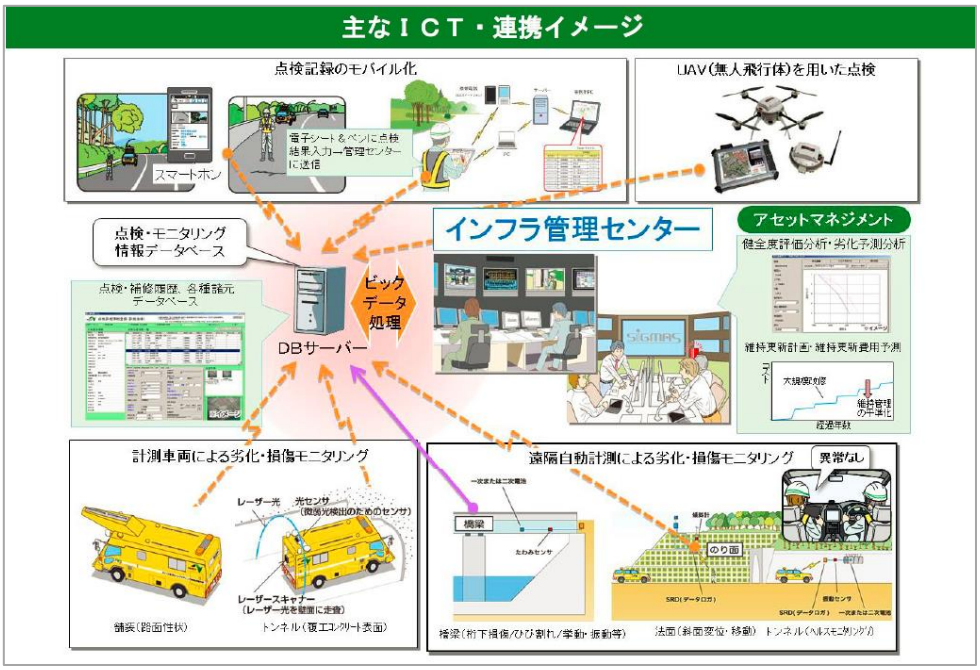

出典）NEXCO 東日本 HP より

③　事務作業の効率化

各建設企業では、施工以外にも内部管理や書類作成の業務もあり、これらの業務の効率化を進めることも重要である。ここでも ICT を活用することで各種手続きを効率化することや、業務の手順、決裁権限、分担を見直すことにより効率化を図ることが期待できる。例えば、センサーを用いることにより除雪等の作業を記録することも可能になる。これらは、提出が義務付けられている報告書類作成の効率化に繋がり、事務作業を効率化することもできる。なお、業務の効率化は、職員の負担を軽減することにも繋がり、ひいては人材確保にも寄与する。

④　新規事業による資源配分の効率化

施工時期の平準化は、発注者側の協力が必要なことから容易ではない。そのため、建設事業以外の新規事業に進出することにより、人材や施設等の資源を有効に活用することも考えられる。例えば工事が少ない時期に、農業や集客型の農園事業を実施することで人材や施設を有効活用し収益向上、収益の多様化を進めるといったことが考えられる。

⑤　業間連携や合併による資源配分の効率化

小規模企業が多い福島県の建設産業では、他の企業と連携することにより効率化を目指すことも考えられる。その一つが経営統合であり、合併によりスケールメリットを生かして受注を拡大し、人員を効率的に配置することや、組合の設立により共同受注や共同で IT

活用を行う等により効率化を進めることも可能である。

また、間接部門の一部を共同でアウトソースすることや、調達を共同で行うことで効率化を進めることなども効果的である。工事機材を共同で保有しメンテナンスを行うことも考えられる。これにより各社の負担を軽減できるとともに、適切なメンテナンスにより機器の性能を維持することができ、生産性向上にも寄与することになる。

３－２．生産性向上のために県が取組むべきこと

① 技術開発支援や特殊機械のリース

前述の、産業界が行うべき新技術や新工法の活用は、ノウハウ習得に資金を要することや特殊機械は高価になる等、企業単独では対応が困難な場合も想定される。そこで、県が普及の見込まれる新技術習得の研修会を無償で提供することや、特殊機械を県側で購入しリースする等の支援策が期待される。

② プレキャスト製品（二次製品）の標準化

福島県は、積雪寒冷地を抱え冬期の作業条件が厳しく、公共工事の平準化、省力化等を推進して行く必要がある。北陸地方も多くの積雪寒冷地を抱え同様に施工条件が厳しいが、省力化、通年施行に資するコンクリート二次製品の設計段階からの活用、製品の設計条件の統一のため製品評価委員会を設け、官民で開発した製品を北陸地方整備局管内で使用した実績があり、複数会社で製造されているコンクリート二次製品等を掲載した「土木用コンクリート二次製品設計便覧（標準図集）」を作成し、二次製品の活用促進を図っている。今後の建設市場環境を考慮し、より生産性を向上させるために二次製品の標準化を推進していくことも有効であり、発注者側が積極的に設計段階から活用し推し進めて行くことが重要である。

③ 重層下請け構造の改善

重層下請構造は、個々の企業が経済的合理性に基づき原則自由に行動し、各工事契約で繰り返し下請契約を締結した結果として形成されている。重層下請構造が進んだ要因としては、建設生産の内容の高度化等による専門化・分業化の進展だけでなく、受注産業の特性としての業務量の増減及び繁閑の発生への対応、外注によるコスト削減への対応が挙げられる。一方で重層下請構造は、間接経費の増加による生産性の低下・労務費へのしわ寄せ、施工責任の不明確化・品質の低下、安全指示の不徹底等による安全性低下といった課題が生じる要因にもなっている。このような課題について、今後の建設市場環境を鑑みると、生産性を向上させるためにも行き過ぎた重層下請け構造の改善が求められる。なお、日本建設業連合会では、平成 30 年度までに原則 2 次下請け以内とすることを目指す方針を示している。また、既に京都府や福井県など一部の自治体の発注工事では、下請を一定次数までに制限するなどの取り組みも見られる。これらの取組例の概要は以下のとおりである。

図表 4－3－4　下請次数の制限事例

都道府県名	取組概要
京都府	○下請負人の労働条件の悪化を防ぐため、一括下請負の禁止に加えて、下請負の次数制限を行う。 ・建築一式工事は、3 次下請けまで ・建築一式工事を除く建設工事は、2 次下請まで 上記に示した請負の次数が超える場合、工事着手前に重層下請理由書と賃金水準の分かる資料の写し（賃金台帳等）を提出する必要がある。
福井県	○下請次数の制限 ・県発注工事の一部を下請契約締結して施工しようとするときは、下請の次数を、建築一式工事にあっては３次まで、建築一式工事以外の建設工事にあっては２次まで（設計金額が１千万円以下の土木一式工事にあっては、１次まで）としなければならない。 ・ただし、あらかじめ発注機関の長の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。（この場合は、下請制限除外申請書を提出） ・発注機関の長は、大規模な工事であって、次数の制限をすることが適当でないと認めるものについては、入札参加資格委員会を経て次数制限しないこととすることが出来る。

出典）京都府 HP、福井県 HP

④　施工時期の平準化

我が国の予算制度では、予算の会計年度は原則 1 年とされている。公共投資はこのような予算制度の制約に大きく依存し、季節変動を引き起こしていると考えられる。公共工事の予算執行の流れを考えると、4－6 月期は設計・入札（発注）・契約に費やされることとなる。その結果、実際に工事着工に至るのは 7－9 月期となり、10－12 月期及び 1－3 月期に多くの工事が竣工する。したがって、4－6 月期は公共工事の端境期となるが、福島県の会津地域のような積雪寒冷地域では、4－6 月期の気候の良い時期に工事着工することが出来ず、建設企業が人材等の経営資源を有効に活用できないといった課題を抱えることとなる。

このような課題を解決する工期の平準化が期待される。例えば、公共工事の季節変動の課題を解決する方策として、債務負担行為（ゼロ国債やゼロ県債等）が活用されている。当初、ゼロ国債制度は、景気対策ないし地域経済対策を目的とし導入されたが、近年は公共工事の平準化を目的とし利用されることも多く、地方自治体レベルにおいても債務負担行為が積極的に活用されている。これらの地方自治体における施工時期の平準化の取組事例を図表 4－3－5 に示す。

図表 4－3－5　公共工事平準化における地方自治体の取組

都道府県名	取組概要
東京都	工期が 12 ヶ月未満の工事についても、工事所管局と協力しながら債務負担行為を効果的に活用するなど、具体的な取組をさらに強化。 また、工事の年間発注予定についても、事業者が入札に参加しやすくなるよう、公表内容や発注予定の詳細化など情報提供のさらなる充実を図り、計画的な発注に向けた取組を強化。
富山県	平成２６年１１月補正予算において、ゼロ県債の額を昨年度（１１億円）よりも増額（１６億円）し、道路改良工事等について、従来よりも前倒しして発注することにより、これまで以上に年度間の切れ目のない発注と計画的な執行を図る。
京都府	年度当初時期の工事量の減少を緩和し、年間を通じた円滑な工事執行と仕事量を確保するため、平成２６年９月補正予算にて単独公共事業執行平準化対策費（２５億円）を計上。
高知県	翌債･繰越制度の活用による工事の平準化や県内市町村への働きかけを実施。
秋田県、富山県、島根県	維持管理や除雪において債務負担行為を活用している。
青森県、秋田県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、滋賀県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県	年度端境期等における「平準化」を目的とし、ゼロ県債を利用している。 （福島県では、平成 26 年及び平成 27 年 12 月補正予算にて約 6 億円を計上）

出典）国土交通省資料

４．市場構造変化（更新投資・維持管理）への対応

今後増加が見込まれる更新投資業務や、比重が高まる維持管理業務へ対応するために、産業界として関連する技術・ノウハウの強化や体制強化を進める必要がある。一方、県や市町村としては受注機会を増やす取り組み等が求められる。

図表 4－4－1　市場構造変化（更新投資・維持管理）への対応に係る施策の全体像

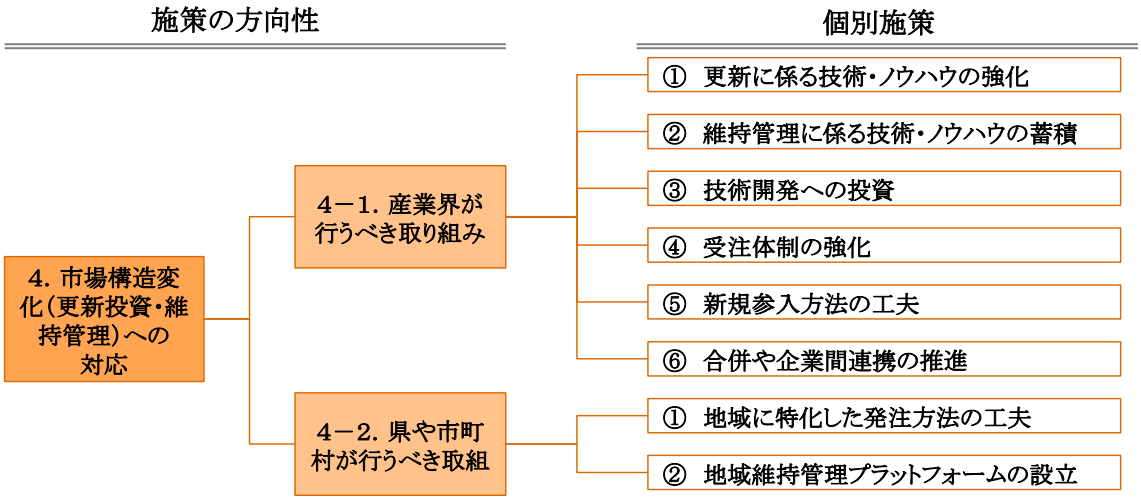

以下、各施策について説明する。

４－１．市場構造変化に対する産業界の対応

①　更新に係る技術・ノウハウの強化

更新投資に係る技術としては、前述の建設に係る技術は勿論のこと、今後は既存施設の解体に関する技術・ノウハウ等も重要視されてくる。国土交通省では、有識者からなる「解体工事の適正な施工確保に関する検討会」を設置し、検討を進め平成 27 年 9 月に検討結果をとりまとめた。この検討結果を受け、監理技術者や主任技術者として土木施工管理技士や建築施工管理技士、解体工事施工技士等の資格を要件とすることや、解体工事の実務経験年数の換算方法等を定めた建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年 12 月 16 日公布）が平成 28 年 6 月 1 日から施行されることとなった。今後、建設企業においては、これに呼応した対応を進めていくことが求められる。

②　維持管理に係る技術・ノウハウの蓄積

維持管理に係る技術としては、国土交通省を中心に進められている長寿命化計画に沿った点検業務や、これに関連する補修技術等が重要になると考えられる。例えば、橋梁の腐食や亀裂が進んでいる場合に、劣化状況に応じた適切な補修工事等を行うことが、求められる。

また、より積極的に他社と差別化を進める場合、非破壊診断等の特殊な診断技術や下水道におけるセンサー等を用いた劣化診断技術等、より専門性が求められる技術を身につけることや技術開発を進めることも考えられる。同様に、長寿命化関連の施工技術を身に着けることも考えられるが、埋設された構築物に関連する推進工法や、下水道の管路を延命化する更生工法等がこれに当たり、こうした技術能力を拡充していくことが考えられる。これまでの発注状況では、中小の建設企業が維持管理業務を多く受注しているという全国的な傾向も伺え、福島県下の中小企業においても同様の傾向が得られることが期待される。維持管理では、各施設・設備やそれを取り巻く環境をよく理解していることや緊急時に迅速に対応できることが、効率的・効果的に維持管理業務を実施するための地元企業の強みの一つであり、こうした点は地域の建設企業の利点となると考えられる。この利点を生かしつつ上述のような対応を進めることで、差別化を進めることが考えられる。

③　技術開発への投資

上記の状況を踏まえると、各建設企業としては更新投資や維持管理に係る技術・ノウハウの獲得、開発に向けて投資を進めることが必要になると考えられ、そのためには収益の一部を投資に振り分けることが必要になる。

④　受注体制の強化

発注の包括化や維持管理業務が増加する場合、各建設企業としては受注体制を強化していくことも重要になる。特に発注の包括化や複数年化が進んだ場合には、入札等の参加条件で、資本金や実施人数などの規模要件が付されることが想定され、そのための対応を進めておくことが求められる。また、維持管理業務に関しても、複数の業務に並行して対応することが採算性確保上必要になることも多く、そのためには受注体制を強化しておくことが重要になる。

⑤　新規参入方法の工夫

新規の技術やノウハウの獲得は、事業を通じて獲得することが効率的である。そのため、他企業とのJVや下請けによりノウハウを蓄積する方法、価格を下げることで戦略的に受注する等の方法を効果的に組み合わせることが求められる。しかし、それぞれにメリット・デメリットあることから自らが獲得したい技術・ノウハウに応じて効果的に得られる手法を選択していくことが重要になる。

図表 4－4－2　代表的な新規参入方法

	ケース①	ケース②	ケース③
	他企業とのJV	下請け	先行投資
方法	実績や技術を有する他企業との連携により新規分野の入札案件に共同で参画する。 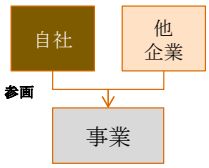	新規分野の案件に実績や技術を有する他企業から下請けで受注することで参画する。 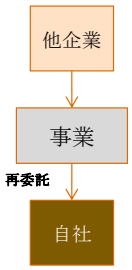	低価格による入札等に拠り新規分野の入札案件を獲得する。 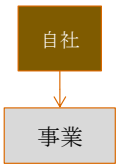
メリット	• 実績・経験を積むことが可能	• 投資負担を他の方法に比べ最も投資を抑えられる	• 実績・経験を積むことが可能
デメリット	• 不利な条件を負わされる可能性あり • 担当する領域が限定的になる可能性有	• 経験をつけられる要素が限定的 • 元受としての実績として評価されない	• 収益面への影響 • 自ら技術・ノウハウを開発するため履行リスクが高くなる

⑥　合併や企業間連携の推進

前述の目的を達成するために、各建設企業が合併により体制を強化することも一案となる。しかしながら、合併に関しては手続きの煩雑さや異なる経営体質の協調等様々な障害も多い。そのため、協同組合を作る等、緩やかな協力関係により体制を強化することも一つの選択肢である。

４－２．市場構造変化に対する県や市町村の対応

① 地域に特化した発注方法の工夫

更新投資や維持管理に係る技術・ノウハウを獲得していくためには、業務の受注を継続することが重要な要素の一つとなる。そのため、発注手続きを行う際に県内企業が受注することを重視した発注方法も重要となる。なお、福島県では、金額規模に応じて資格を有する企業が 50 社登録していることを前提条件とし、地域要件を設定することが出来ることとなっている。今後、さらに地域要件を厳格化し、地域のインフラ維持管理に対して優位性を持つ地域建設企業の受注機会の拡大を推進して行く必要がある。山形県では、競争性を確保するため、1 工事に入札可能な業者を原則 20 社以上としていたが、地域経済への配慮が必要であるとのことから、平成 21 年度より試行的に緩和し、15 社以上とし運用しており、福島県でも同程度までの緩和は可能ではないかと考えられる。

② 地域維持管理プラットフォームの設立

多くの自治体でインフラの老朽化の課題を抱えており、長期にわたり的確かつ効率的・効果的に維持管理更新に対応していくことが求められている。また、都道府県だけでなく市町村も同様な課題を抱えており、県民の安全・安心な暮らしを守るためには、県及び市町村が連携を強化し、インフラ機能の適切な維持管理を行う事が重要となってくる。さらに、県が指導的な立場で、県の行う先進的施策及び技術や契約方式等を、市町村との連携を強化し市町村に拡大して行くことも、県の重要な役割である。

なお、このような都道府県と市町村の連携に係る先進事例として大阪府のプラットフォームの動きがある。大阪府では府内土木事務所を基に、府内を 7 地域（三島・中河内・南河内・豊能・泉北・泉南・北河内）に分け、地域維持管理プラットフォームを平成 27 年 3 月に設立した。その地域維持管理プラットフォームの、役割及び構成員を図表 4−4−3 に示す。このような取組を福島県でも取り入れることで、市町村への拡大を期待することが出来る。

図表 4−4−3　大阪府地域維持管理プラットフォームの概要

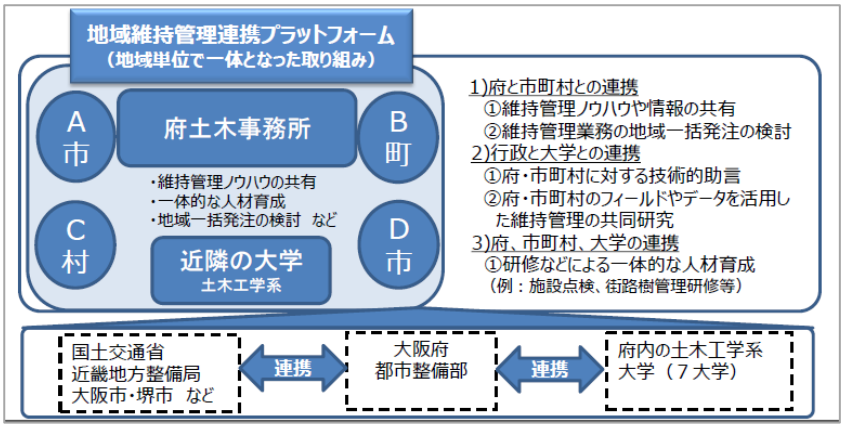

出典）大阪府 HP

５．アウトソーシング/包括化への対応

今後増加が想定されるアウトソーシングを含む業務や委託範囲の包括化へ対応するためには、以下のように産業界でノウハウや体制を強化し、県や市町村は発注方式の工夫や官民が連携するプラットフォーム設置等により支援を進めることが考えられる。

図表 4－5－1　アウトソーシング/包括化への対応に係る施策の全体像

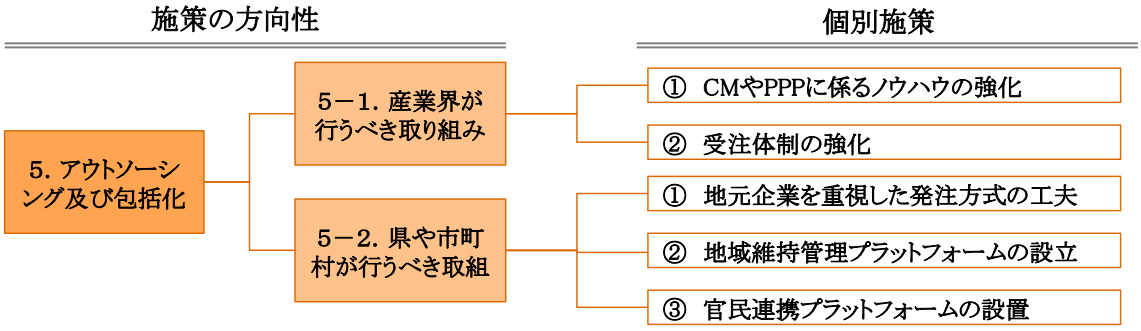

以下、各施策について説明する。

５－１．アウトソーシング及び包括化に対する産業界の対応

①　CM や PPP に係るノウハウの強化

今後は、発注者業務のアウトソースが CM や包括民間委託の発注を含めて拡大することが見込まれる。こうした CM 業務や、包括化の形態の一つである PPP 事業に関係するノウハウを強化することも重要になる。特に CM 業務は、これまでに経験のない発注関連業務も含まれることから、新規に習得すべきノウハウが多い。一方、PPP に関しては、ファイナンスが生じない事業の場合には、前述の更新投資や維持管理に係る技術・ノウハウを獲得することが、結果的に PPP 事業への対応力向上にもつながることが期待できる。

②　受注体制の強化

発注の包括化や維持管理業務が増加する場合、各建設企業としては受注体制を強化していくことも重要になる。特に発注の包括化や複数年化が進んだ場合には、入札等の参加条件で、資本金や実施人数などの規模要件が付されることが想定され、そのための対応を進めておくことが求められる。また、維持管理業務に関しても、複数の業務に並行して対応することが採算性確保上必要になることも多く、そのためには受注体制を強化しておくことが重要になる。

５－２．アウトソーシング及び包括化に対する県や市町村の対応

① 地元企業を重視した発注方式の工夫

全国的に業務の包括化や PPP/PFI の活用が徐々に進む中、発注者として地域経済への影響を鑑み、地域建設業に受注機会を継続的に提供することが重要である。福島県では既に、1 億円以下の事業については、地域企業優先の発注を実践しているが、これをより大規模な事業に適用していくことが重要になる。そこで、ここではその参考になりうる他自治体で地域企業優先の発注策を実践している事例を紹介する。

その一つが、愛知県西尾市の事例であり、当該事業では公共施設の再配置事業に PFI を導入し、地元企業中心の SPC 構成により実施する仕組みとしている。このスキームの特徴としては、地元を中心とした運営企業による SPC の組成が期待されている点がある。これにより、地域経済の活性化、さらには新たなまちづくりの起点となることを期待しているスキームである。このように、スキームの工夫により、大手企業のみでなく地域に根ざした地域企業を活用する事業の検討も重要である。

もう一つの例は、熊本県の荒尾市における水道施設の改築更新及び維持管理の包括民間委託である。当該事業では、地域の管工事組合の出資及び改築更新の実施を義務付けている。以下が、これらの 2 事例の概要である。

図表 4－5－2　地域企業の参画を義務付けた大規模 PPP/PFI の事例

	複数施設の改築更新及び維持管理	同種施設の改築更新及び維持管理
参考事例	愛知県西尾市 公共施設再配置第 1 次プロジェクト	熊本県荒尾市 水道事業等包括委託
事業手法	PFI 方式	包括民間委託
特徴	原則として県内企業のみが出資企業として参画できる。 （一部不動産開発会社のみ例外的に県外企業が認められる。）	応募企業に地域制限はないが、管路更新について地域の荒尾市管工事共同組合の参画を義務付ける。
事業概要	西尾市公共施設再配置実施計画に基づき、民間事業者が資金調達から施設整備、長寿命化維持管理・運営を実施する。	浄水場や管路等について維持管理や一部改築更新を実施する。
対象施設	教育関連施設、福祉施設、生涯学習施設、歴史館など（135 施設）	市所有のすべての水道施設及び市下水道処理区域の排水設備
スキーム図	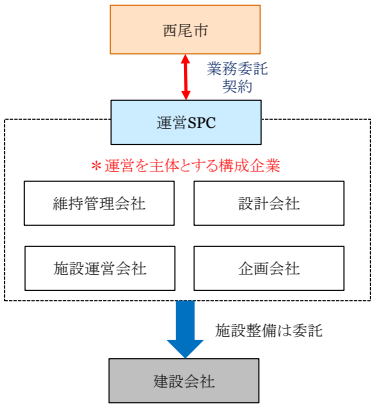	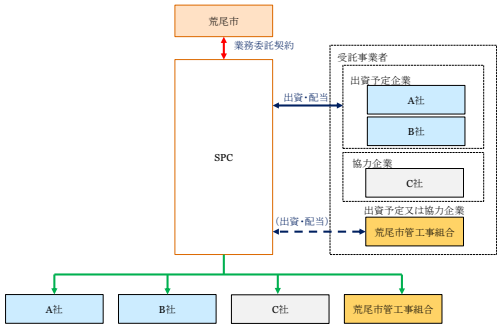

出典）西尾市 HP、荒尾市 HP、

上記のような事例を参考に、地域企業の要件の付与を案件の規模や性質に応じて設定することが求められる。例えば、数十億円単位の改築更新を含む事業の場合は、代表企業には明確な地域要件を付さないとしても、施工を地元の管工事組合で実施することを義務付ける、ないしは地元企業参画を提案上より評価する方法が考えられる。また、もう少し規模の小さい維持管理や改築更新であれば、地元企業のみの参加とすることも考えられる。

また、地域要件の定義にあたって県内というだけではなく、より地域の範囲を狭めることも重要になる。一案としては、各管区に有力企業を複数社維持できることを目指して、規模が一定程度大な案件についても管区単位の要件を付すことが考えられる。

② 県と市町村の共同発注の推進

橋梁や道路の維持管理等では、業務内容を踏まえると県と市町村で発注を包括化することが考えられる。県や市町村にとって発注業務を効率化できるとともに、受注する建設企業にとっても効率的に業務を履行しやすく、かつ売上の増加につながりやすくなる。前述の維持管理プラットフォームを設置し、県及び市町村業務を包括的に発注する取組も重要となる。

③ 官民連携プラットフォームの設置

業務の包括化や PPP/PFI 等新しい発注方式の拡大が見込まれる中、企業と自治体はより効果的な連携を可能にするため相互の理解を深めることが重要になる。また、共同組合や JV 設立の機会がこれまで以上に増加することも見込まれ、企業間についても相互理解を深めることが重要になる。

先述の福岡市のように、官民でプラットフォームを設立し連携を深めることは、その対応策の一つであり、県が主導的立場となり、同様な取り組みを推進することが必要となる。

６．建設企業の組織及び経営基盤強化

今後の需要低下等による組織や経営基盤の弱体化を見据えて、以下のような対応策による、建設企業自身の収益力の強化・多様化や内部統制を維持・強化する取り組みが求められる。

図表 4－6－1　建設企業の組織及び経営基盤強化に係る施策の全体像

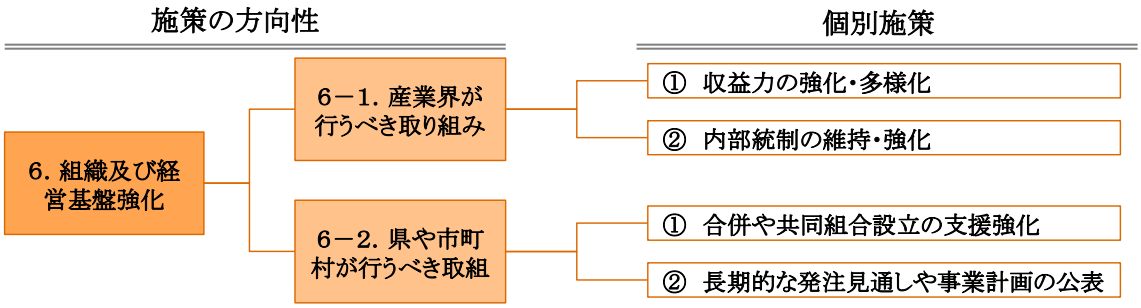

以下、各施策について説明する。

６－１．建設企業の組織及び経営基盤強化に対する建設業界としての取組

①　収益力の強化・多様化

収益力の強化が様々な面で求められるが、前述のとおり、建設投資市場は今後大きな回復は見込めない状況である。そのため、企業の存続を考えると、新分野への進出も一つの手段として考えられる。新分野への進出により、企業経営の持続性が確保できれば、地域に根ざした企業であることから、地域経済・雇用の面においても意義がある。過去の進出事例を俯瞰すると様々な分野への進出がみられるが、なかでも農業や不動産業への進出が多く見受けられ、近年では太陽光などの再生エネルギー分野への進出も多く見受けられている。なお、福島県でも「新分野進出認定事業」や「新分野進出優良表彰制度」などの支援制度も設けており、これらを有効に活用することが重要である。

②　内部統制の維持・強化

建設企業の人材が減少することにより、組織基盤が弱体化することが危惧される。一方、経営環境が大きく変化する中、国土交通省では「中小建設企業のための内部統制向上ガイドライン～ 今、経営者に求められる、より健全かつ効率的な業務運営改善のために ～」を平成 21 年 3 月に示しており、内部統制強化を求めてきている。人材が減少する中ではこのような内部統制も低下する可能性がある。

各建設企業としては、人材確保を通じて内部統制の維持・向上に努めるとともに、人材確保で十分な対応が見込めない場合には、合併や連携等も視野に入れることが考えられる。

６－２．建設企業の組織及び経営基盤強化に対する県や市町村としての取組

① 合併や共同組合設立の支援強化

今後の業界構造の転換を見据えた合併や、共同組合設立を推進するために、行政としてこれを支援する策を講じることも必要である。合併や共同組合設立は、会計・税務・人事等において煩雑な手続きが必要になり、かつ専門的知見が必要になることから、こうした手続きに係る専門窓口を設けることや、合併を実施した企業に対する財政的支援等もその一案となる。

② 長期的な発注見通しや事業計画の公表

福島県では、公共工事について発注見通しを年度毎に公表している。また各市町村でも同様に発注見通しを公表している。しかし、将来を見通すことのできる建設産業を実現するためには、より長期的な事業計画の積極的な公表が重要である。予算制度などを考慮すると、工事金額等の詳細を公表するためには、単年度が限界であるが、産業ビジョンなどの長期的な計画を公表する際にも、可能な限り事業計画を詳細に掲載するなどの取組を推進することで、企業側が事業規模等を推計しやすくなり、建設企業の経営の安定化に寄与することが出来る。一方で建設企業は、受動的な姿勢ではなく、より能動的な姿勢で情報取得に努める必要もある。先述の官民連携プラットフォームを通じてこのような場を設ければ、より効果的に機能することが期待できる。

７．地域毎の取組

７－１．浜通り地域における重点施策

（1）　浜通り地域の概要

浜通り地域は、東日本大震災の復旧途中であり、現状として震災復旧関連に人材を充てている。しかし、震災復旧及び復興工事が完了を迎えた後は、維持管理中心となることや他地域と同様な市場環境となることが推測される。

図表 4－7－1　浜通り地域における重点施策の全体像

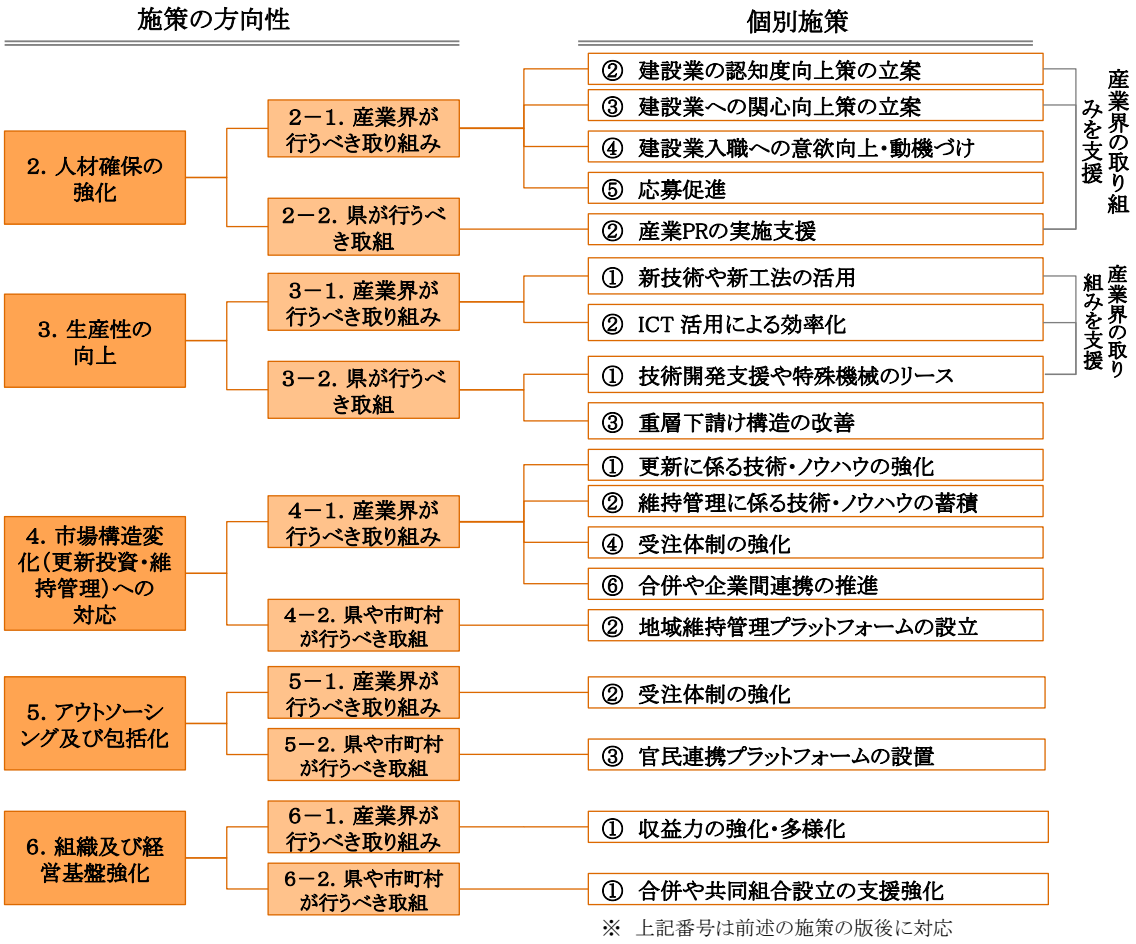

①　人材確保の強化

中通り地域と同様に建設産業の PR を強化し、入職者の増加に資する施策を実施していくことが必要となる。

産業界：認知度向上、関心向上、動機づけ、応募促進の一連の取組

県　　：産業 PR の強化

② 生産性の向上

現在震災復旧及び復興工事の真っ最中であり、先端技術も採用されている地域である。大手企業主導とはいえ、そのような環境下で震災復興期間中に、将来に活かせる技術やノウハウの取得に努める必要がありまたその機会も多いと思われる。

産業界：新技術やノウハウの取得

県　　：技術開発支援や特殊機械のリース、重層下請け構造の改善（次数制限等）

③ 更新投資・維持管理への対応

他地域では概ね震災復旧は完了しており、今後の維持管理が主体となる市場環境に備えている。近い将来、中通り地域も他地域と同様な市場環境になると考えられるため、準備をしておく必要がある。

産業界：維持管理・更新に対応したノウハウの取得、共同組合設立などによる受注体制の強化

県、市町村：維持管理プラットフォームの設立

④ アウトソーシング/包括化への対応

会津地域や中通り地域では、維持管理業務の包括化が進み、組合を設立し事業を遂行している。今後、浜通りでも主流になるであろう包括化に受発注者ともに備える必要がある。

産業界：組合設立による受注体制の強化

県、市町村：官民プラットフォームの設立

⑤ 建設企業の組織及び経営基盤の強化

他地域と共通となるが、多くの建設企業が小規模であり、今後の建設市場の縮小を踏まえると合併や連携等により組織及び経営基盤を強化していく必要がある。

産業界：合併の推進

県　　：合併の支援

７－２．中通り地域における重点施策

（1）　中通り地域の特徴

中通り地域は、福島県の経済の中心であり、人材確保の点では他産業との競争も激しい地域である。また、建設企業も多く建設産業内での競争も激しいと推測される。

このような特徴を踏まえ、以下の施策について重点的に推進して行く必要があると考えられる。

図表 4－7－2　中通り地域における重点施策の全体像

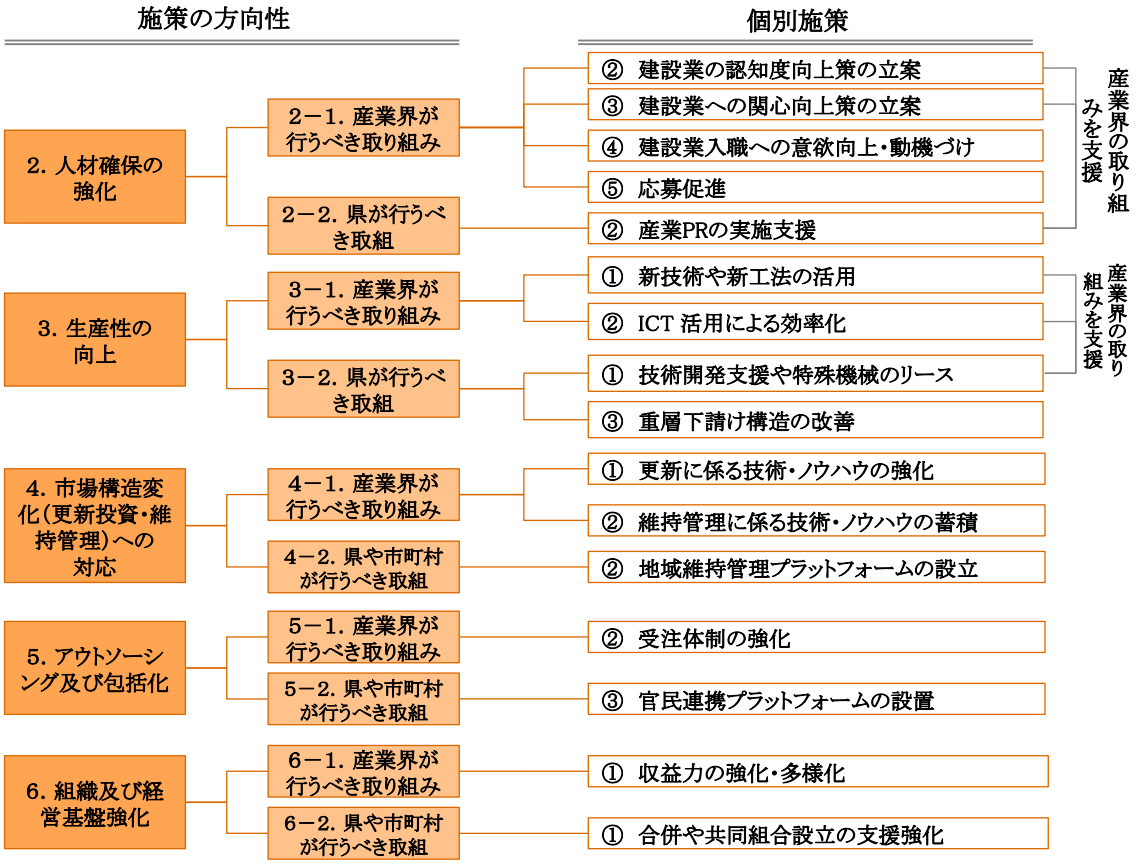

※　上記番号は前述の施策の版後に対応

①　人材確保の強化

人材確保については、他産業との競争となることから、建設産業の PR 強化を重点的に行っていく必要があり、認知度向上、関心向上、応募促進と一連の流れで実施していく必要がある。

産業界：認知度向上、関心向上、動機づけ、応募促進の一連の取組

県　　：産業 PR の強化

② 生産性の向上

中通り地域は、他地域と比較して規模の大きな建設企業が多数存在する。その技術力及び経営体力を活かし、技術開発の注力していく必要がある。

産業界：新技術や新工法の積極的な活用、ICT 活用による効率化

県　　：技術開発支援や特殊機械のリース、重層下請け構造の改善（次数制限等）

③ 更新投資・維持管理への対応

今後、他地域同様に維持管理業務が主体となることが予測される。業務範囲の拡大に資する取組とし、維持管理及び更新に関するノウハウの積極的な取得が必要となる。また、水平展開を目的としたプラットフォームの設立も考えられる。

産業界：維持管理及び更新に関するノウハウの取得

県、市町村：維持管理プラットフォームの設立

④ アウトソーシング/包括化への対応

一部地域では、包括化は試行的に実施されているが、今後維持管理業務が主体となっていくことから、これに対する対応を更に拡大していく必要がある。また、建設企業も多く存在することから官民の役割分担を見直し、アウトソーシングの積極的推進も必要である。

産業界：受注体制の強化（組合の設立、合併）

県、市町村：官民プラットフォームの設立（技術及びノウハウの横展開のための設立）

⑤ 建設企業の組織及び経営基盤の強化

中通り地域には多くの建設企業が存在するが、今後の市場縮小も踏まえ、経営基盤の強化を目的とし合併も推進して行く必要がある。

産業界：合併の推進

県　　：合併の支援

７－３．会津地域における重点施策

（1）　会津地域の特徴

会津地域では建設業が主要な地場産業となっているが、一方で、人口減少及び高齢化が他地域と比較して進行が速い傾向にある。また、積雪寒冷地であることから、除雪作業が売り上げに占める割合も多いが、昨今の温暖化を考えると、将来的にさらに厳しい状況が予測される。

前述した概況を踏まえ、以下の施策について重点的に推進して行く必要があると考えられる。

図表 4－7－3　会津地域における重点施策の全体像

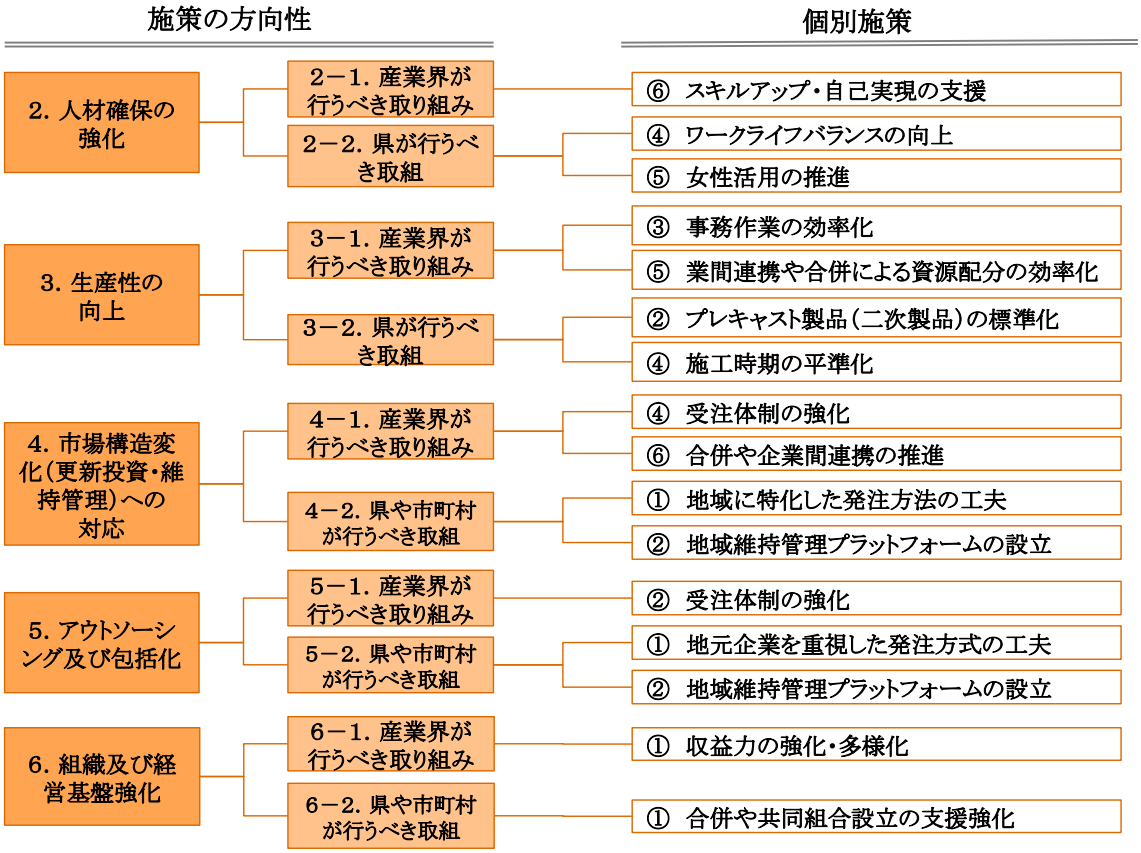

※　上記番号は前述の施策の版後に対応

①　人材確保の強化

人材確保については、現状の技術者の離職を防ぐより魅力ある産業へと変化させていく施策を、重点的に展開していくべきと考えられる。

産業界：継続的なスキルアップ

県　　：労務単価向上による処遇の改善、適切な工期設定によるワークライフバランスの確保

② 生産性の向上

会津地域では、建設産業が主な地場産業であるものの人口減少の傾向が強いことから、より生産性を向上させ、少ない人数で業務を遂行していくことを想定し、施策を展開していく必要がある。

産業界：事務作業の効率化、合併等による組織の効率化

県　　：ゼロ県債の活用による施工時期の平準化、プレキャスト製品の標準化

③ 更新投資・維持管理への対応

今後、建設投資は新設投資から更新投資や維持管理業務へシフトしていくが、会津地域ではかなり小規模な建設企業が多く、体制の強化等を行っていく必要がある。また、県や市町村側としても将来の担い手確保を考える必要がある。

産業界：受注体制の強化、合併の促進

県、市町村：発注方法の工夫（地域建設企業を重視した発注方式）

④ アウトソーシング/包括化への対応

既に一部地域では包括化か進んでいるが、市町村との共同発注も含め、更なる包括化の推進を行っていく必要がある。また、受注側も体制の強化が必要である。

産業界：受注体制の強化（組合や合併）

県、市町村：発注方法の工夫（地域企業の受注機会の創出）、市町村を含めた共同発注

⑤ 設企業の組織及び経営基盤の強化

会津地域では、小規模な建設企業が多く、将来の担い手確保の観点からも、官民が協力し組織及び経営基盤を強化していく必要がある。

産業界：収益の確保

県　　：合併支援

８．施策の推進方法

８－１．建設産業を維持・発展させるビジョン・ロードマップの策定

前述までに示した施策を、福島県下で統合的に進めていくためには、まず福島県として建設産業を維持・発展させるビジョンを示し、そのビジョンに基づいて各施策を紐付けて、実施のマイルストーンを設定したロードマップを描くことが効果的である。このロードマップを関係者間で共有することにより、建設産業の大きな方向性を共有することができ、関連する施策を相互に確認しながら進めることができる。また、その際の将来的なビジョンは、明るい展望を持ち関係者が賛同するようなものにすることが効果的である。

８－２．各施策を統合的に推進するプラットフォームの設立

上記で整理された施策は、県や市町村、建設産業等様々な関係者が関与する施策である。これらの関係者が相互に連携しながら施策を推進する機関を設置し推進することで、より緊密な連携が深まり、効率的に施策を推進することが期待される。また、その施策の中には県と市町村や、官と民の連携等を促進するプラットフォームの設置も含まれており、こうした機能も併せ持った機関とすることが望ましい。そこで、各関係者を集め以下のようなプラットフォームを設置することを提言する。これは、施策に関連して WG（ワーキンググループ）を設置し、関係者を全て含めながら取り組みを進めるイメージである。

なお、WG の中にはここで示した施策以外に、新規に実施が考えられる建設事業を立案する WG を含めることも考えられる。例えば、ここ数年全国的にインバウンド対策として観光客の拡大を進めており、その中で宿泊施設や交通関連のインフラの拡充等が求められている。こうした新規に整備が必要な建設事業を検討し、新しい需要を生み出す努力を進めることも含めることが考えられる。近年、インフラ施設・設備によるストック効果の再認識がなされているところでもあるため、今後の国の方針も見据えながらより積極的な取り組みを進めることも重要である。

図表 4－8－1　各施策の推進プラットフォームのイメージ

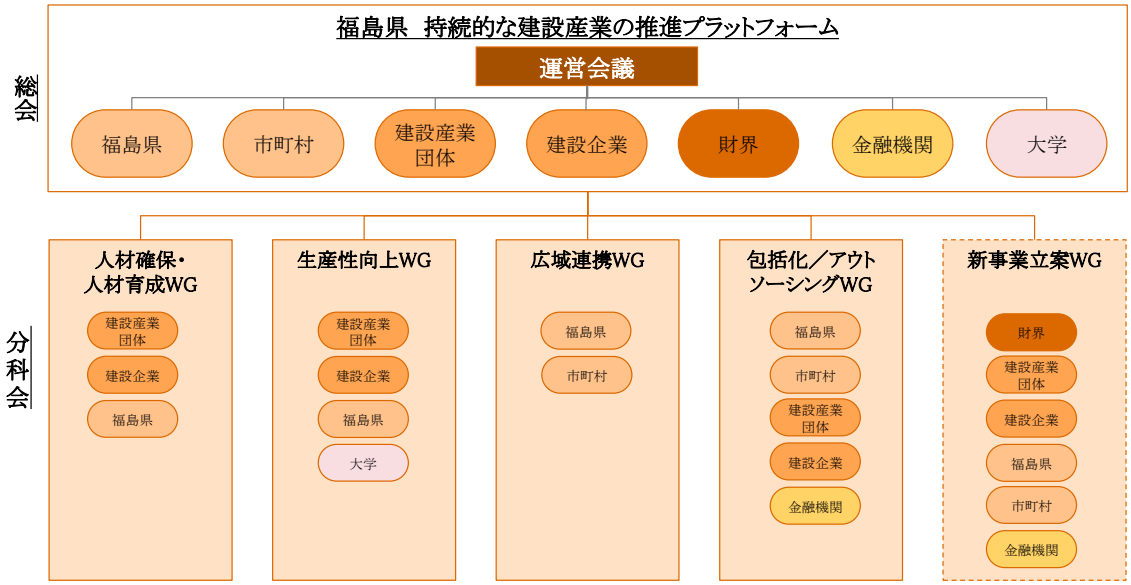

このようなプラットフォームはあくまで施策を推進するための組織であり、設置することで事業が進むわけではない。そのため、理事会等全体を統括する機関を設置し、そこに強力なリーダーを据えることが重要な成功要因になる。リーダーには県下で信頼されている財界のリーダー等が有力候補と考えられる。

９．その他関係機関への提言

９－１．国への支援要望

(1) 人材確保に係るツールの開発

前述の人材確保の強化で述べた建設業の認知度向上や、関心向上に係る施策は全国的に共通した内容になる部分も多い。その一方で開発コストは大きく、福島県だけで負担するよりも国で全国的に支援をする方が効果的である。そのため、国土交通省や関連機関により産業教育としてツールを開発することが期待される。

(2) 技術者要件の緩和

現在の技術者制度では、工事現場には主任技術者を配置することとなっており、さらに発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負金額の合計が 3，000 万円以上(建築一式工事の場合は 4，500 万円以上)となる場合は、監理技術者を配置しなければならない。また、公共性のある建設工事で、工事１件の請負金額が 2，500 万円以上(建築一式工事の場合は 5，000 万円以上)のものについては、元請下請に関係なく工事ごとに専任の主任技術者又は監理技術者を配置しなければならない。この監理技術者の要件を緩和することが期待される。

ここ数年の工事費上昇などにより、技術者の配置を求める対象工事は実質的に拡大しており、このような要件を緩和することで対象工事が少なくなり、技術者の効率的配置により建設企業の生産性に寄与できると考えらえる。なおこの点については、「建設産業活性化会議」でも議論されており、その他にも官公需適格組合の監理技術者・主任技術者について、組合員の企業からの在籍出向を認める改善案も提示されており、積極的な制度改革による建設業の生産性向上を期待したい。

９－２．金融機関との連携強化

(1) 経営支援の強化

建設企業が、市場構造の変化に合わせて解体や維持管理、新規分野への進出を進める上では、金融機関による経営支援の強化も期待される。新しい分野への進出はリスクを伴うことから、財務的な側面を中心に金融機関が客観的な見地から助言することにより、リスクを抑制することが期待される。

(2) 新しい公民連携における支援

西尾市の公共施設再配置プロジェクトの例ように、地域金融機関と地域企業による事業が今後増加する可能性がある。こうした案件においては当然のことながら、地域金融機関の果たす役割が大きい。このような方向を踏まえて、地域金融機関のプロジェクトファイナンスの機能強化や案件形成の機能強化が期待される。

資 料 編

１．地域建設産業のあり方検討委員会委員

大橋　弘　　東京大学大学院経済学研究科教授（座長）

芦野　英明　　福島県土木部建設産業室長

髙木　明義　　一般社団法人福島県建設業協会理事(兼)相談役

伊藤　淳　　一般社団法人全国建設業協会専務理事

秋山　寿徳　　株式会社日刊建設通信新聞社執行役員編集総局編集局長

坂川　博志　　株式会社日刊建設工業新聞社取締役編集・ﾒﾃﾞｨｱ出版担当

青木　智　　株式会社東邦銀行融資部長

森田　悦三　　一般財団法人建設業技術者センター常任参与

鈴木　敦　　一般財団法人建設業情報管理センター専務理事

（オブザーバー）

西山　茂樹　　国土交通省土地・建設産業局建設業課建設業政策調整官

２．福島県地域区分

【福島県地域区分図】

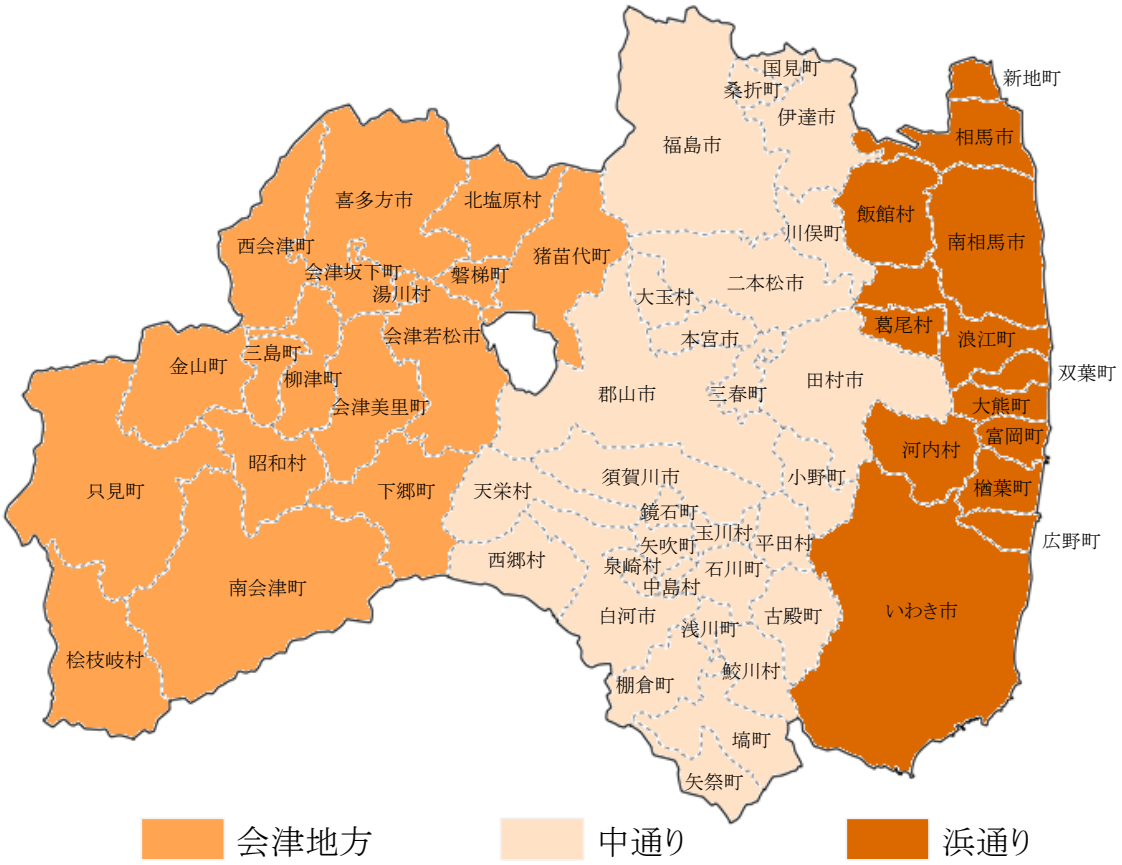

３．第１回検討委員会資料

「 福 島 県 の 地 域 経 済 の 状 況 」

～東日本大震災ならびに原子力災害からの歩みを巡る福島県経済の動向～

第１章　東日本大震災ならびに原子力災害による被害概況と復旧・復興動向

【視座】

2011 年 3 月に発生した東日本大震災ならびに東京電力福島第一原子力発電所の事故から 4 年 5ヵ月余りが経過しました。本章では、震災ならびに原子力災害が福島県に与えた影響と、そこから復旧・復興に地道に向き合う福島県の姿を概観いたします。

【サマリー】

・東日本大震災による福島県内の被害の範囲は、「地震」・「津波」・「放射能」・「風評」と 4 重に亘り、災害史上未曾有のスケールであり、岩手県や宮城県とは被害の性格が異なります。

・大震災と原子力災害からの復旧・復興に向けて、公共インフラの復旧や放射能によって汚染された住宅や公共施設、道路、一部山林などの除染が積極的に進められ、建設業界にとってはかつてない復興特需が生じています。

・福島県では、今なお 11 万人を越える人々が福島県内外への避難を余儀なくされており、帰還に向けた 1 日も早い生活環境の整備に加え、経済環境の整備が待たれる状況にあります。

・経済環境の整備については、出口が見えない「風評被害」の克服による農林水産業や観光産業の復興・再生、原発停止により失われた産業のリカバリーが喫緊の課題となっています。

・建設業では、復興特需終了後の公共工事を始めとした需要確保が大きな焦点となります。

＜ 目　次 ＞

1. 東日本大震災の被災概況

（1）地震・津波による被害状況　　（2）地域別家屋被災状況

2. 原子力災害に伴う避難状況等

（1）避難指示区域区分　　（2）避難者数の推移　　（3）福島県の人口推移

3. 福島県内の空間放射線量の推移

（1）マップによる比較　　（2）市町村除染地域における除染実施状況

4. 公共インフラ等の復旧と整備

・復旧工事の進捗状況

5. 風評被害と向き合う県内産業

（1）福島県の農業産出額等の推移　　（2）主要農産物の価格推移

（3）福島県産農林水産物のモニタリング状況　　（4）福島県の観光動向

6. 産業振興ならびに産業創出に向けて

（1）立地補助金による企業立地支援　　（2）再生可能エネルギーの推進

出典）（株）東邦銀行提供資料

第 2 章　福島県の産業経済動向

【視座】

東日本大震災発生以降、福島県経済は復旧・復興に向けた多額の事業費投入や東京電力からの賠償金支払いなどにより生じた復興特需等を背景として、消費・投資面を中心に着実に回復の歩みを辿っています。本章では、各経済指標を基にその動向を確認します。

【サマリー】

・福島県経済は、リーマンショックからの回復途上期に東日本大震災に見舞われ、GDPベースではピークからほぼ 2 割減少しました（8 兆円　→　6.4 兆円）。

・その後の経済活動は、復興特需を原動力に建設業を中心として“V字回復”の過程にあり、全国の勢いを上回るテンポで推移していると見られています。

・復興動向を分野別に見ると、「消費・投資動向」では、公共投資・住宅投資・大型小売店販売額・乗用車販売などが、総じて好調に推移しています。

・「生産活動」では、震災後の生産ダウンや工場の県外移転、世界的な景気の低迷などを要因として、長らく低調に推移していましたが、足元ではやや改善の動きが見られます。

・また、企業倒産や雇用情勢も復興特需に支えられ、好調に推移しています。

・県内建設業は、未曾有の復興特需により経営環境が一過的・一時的に改善しています。

＜ 目　次 ＞

1. 福島県経済の概況
（1）景気動向指数　（2）日銀短観
（3）GDP（福島県内総生産）推移　（4）福島県の人口推移
2. 経済指標からみた福島県の震災からの復興状況
（1）消費投資動向　（2）生産動向　（3）金融動向
（4）企業倒産　（5）雇用情勢　（6）観光入込状況
3. 福島県内の建設業動向
（1）建設工事出来高の動向　（2）公共工事請負金額の動向
（3）福島県内の建設業者に関する動向

出典）（株）東邦銀行提供資料

Ⅰ．東日本大震災の被災概況

（資料出典：福島県「ふくしま復興のあゆみ第11版」）

1．地震・津波による被害状況

(1) 死者　～　3,713人（震災関連死：1,885人）
(2) 行方不明者　～　3人（224人は死者に計上）
(3) 建物全壊　～　20,607棟
(4) 建物全焼　～　77棟
(5) 被害総額
　①公共土木施設　～　約3,162億円
　②農林水産施設　～　約2,453億円
　③文教施設　～　約379億円
　④公共施設施設　～　約5,994億円

2．地域別家屋被災状況（全半壊数）

①浜　通　り　51,140棟（12,907棟）
②中　通　り　41,676棟（5,164棟）
③会津地方　186棟（24棟）

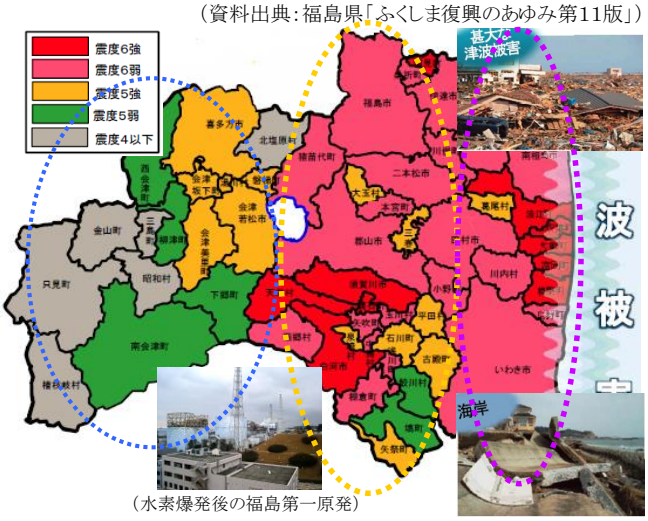

（水素爆発後の福島第一原発）

Ⅱ．原子力災害に伴う避難状況等

（資料出典：福島県「ふくしま復興のあゆみ第11版」）

1．避難指示区域区分

ピーク避難者数（12年5月）164,865人
直近避難者数（15年3月）116,284人

帰還困難区域	放射線量が非常に高いレベルにあることから、バリケードなど物理的な防護措置を実施し、避難を求めている区域。
居住制限区域	将来的に住民の方が帰還し、コミュニティを再建することを目指して、除染を計画的に実施するとともに、早期の復旧が不可欠な基盤施設の復旧を目指す区域。
避難指示解除準備区域	復旧・復興のための支援策を迅速に実施し、住民の方が帰還できるための環境整備を目指す区域。

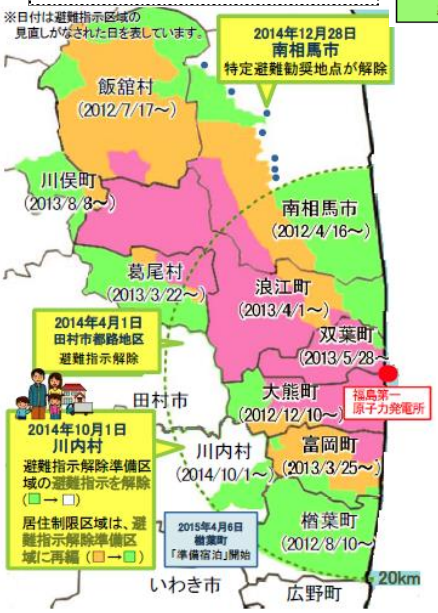

2．避難者数の推移

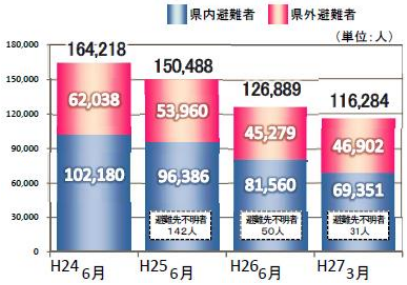

【参考】子どもの避難者（18歳未満避難者）の状況

（単位：人）

			平成24年 10月1日現在 (A)	平成25年 10月1日現在 (B)	平成26年 10月1日現在 (C)	増減数 (C)-(A)
18歳未満避難者数			30,968	27,617	24,873	▲ 6,095
避難先別	県内	避難元市町村内	3,307	3,226	2,813	▲ 1,561
		避難元市町村外	10,691	10,242	9,624	
	県外		16,970	14,149	12,436	▲ 4,534

3．福島県の人口推移

	世帯数（単位：世帯）	人口（単位：人）	年齢別人口				
			年少人口 0～14歳	生産年齢人口 15～64歳	老年人口 65歳以上	老年人口 75歳以上	年齢不明
平成23年3月1日	721,535	2,024,401	274,322	1,235,833	502,160	275,465	12,086
平成27年3月1日	729,978	1,932,392	239,517	1,141,051	539,738	285,088	12,086
増　減	8,443	▲ 92,009	▲ 34,805	▲ 94,782	37,578	9,623	0

出典）（株）東邦銀行提供資料

Ⅲ. 福島県内の空間放射線量の推移

	2011.4	2013.3	2015.3
福島市	2.74	0.46	0.23
いわき市	0.66	0.09	0.07
会津若松市	0.24	0.07	0.06

1. マップによる比較

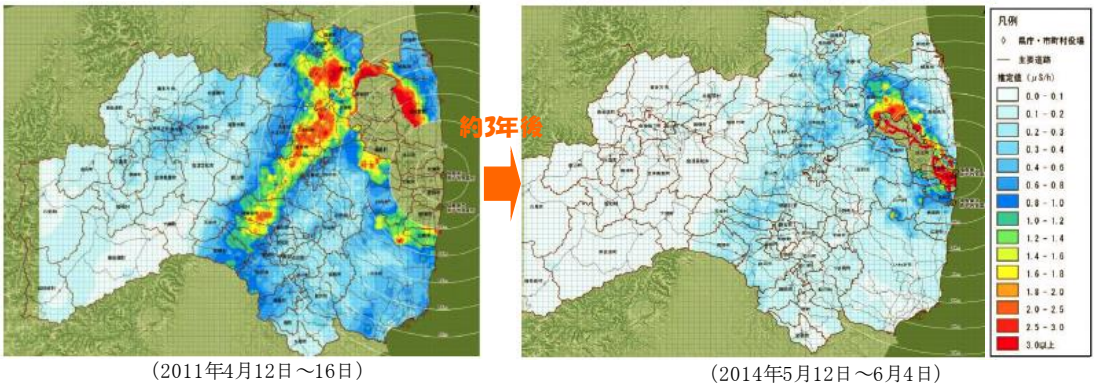

（2011年4月12日～16日）　　（2014年5月12日～6月4日）

2. 市町村除染地域における除染実施状況

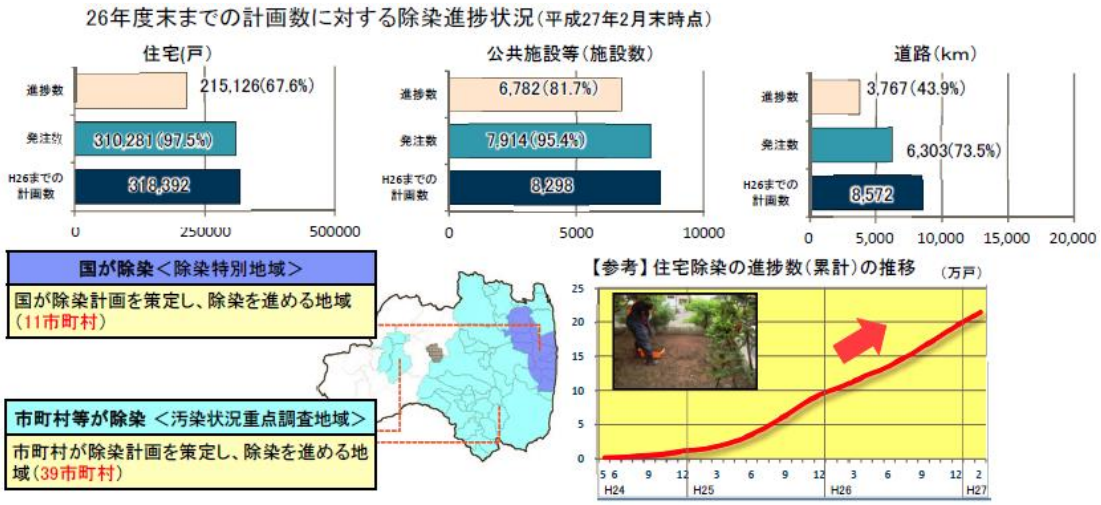

国が除染＜除染特別地域＞
国が除染計画を策定し、除染を進める地域
（11市町村）

市町村等が除染 ＜汚染状況重点調査地域＞
市町村が除染計画を策定し、除染を進める地域（39市町村）

Ⅳ. 公共インフラ等の復旧と整備

◆被災した公共土木施設の90%で復旧工事に着手しており、全体の68%が完了しています。
◆今後も津波被災地を中心に、復旧工事の早期完了と道路インフラ等の充実強化を図り、安全安心の確保に努めていきます。

◆工事箇所別進捗状況と地域別進捗状況　（平成27年2月28日現在）

公共土木施設等災害復旧工事箇所	査定決定数（箇所数）	着工件数	着工率（%）	完了件数	完了率（%）
計	2,107	1,903	90%	1,435	68%
河川・砂防	273	257	94%	212	78%
海岸	156	129	83%	26	17%
道路・橋梁	771	738	96%	659	85%
港湾	332	302	91%	253	76%
漁港	478	380	79%	188	39%
下水	3	3	100%	3	100%
公園・都市施設	5	5	100%	5	100%
公営住宅	89	89	100%	89	100%

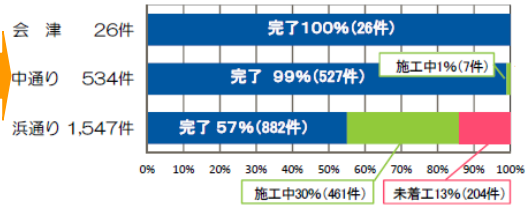

出典）（株）東邦銀行提供資料

Ⅴ. 風評被害と向き合う県内産業

1. 福島県の農業産出額等の推移

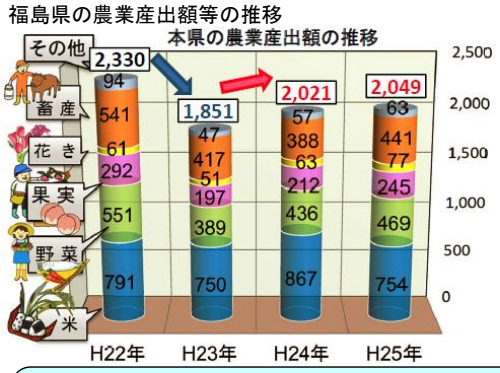

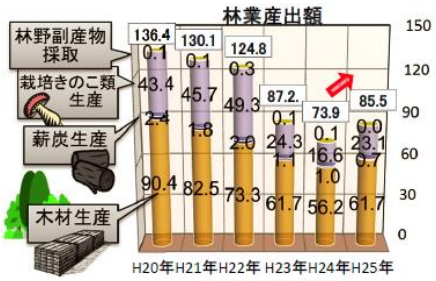

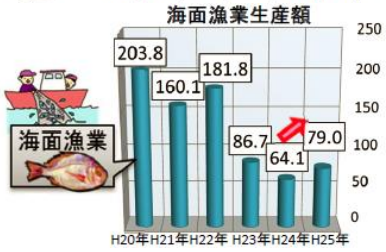

【農林水産物の生産回復状況】～H22 VS H25～
・農業産出額 ～ **87.9%**
・林業産出額 ～ **68.5%**

2. 主要農産物の価格推移

福島県を代表する農産物「もも：収穫量全国第2位、肉用牛：飼養頭数全国第10位、アスパラガス：収穫量全国第5位（いずれもH22）」の価格推移

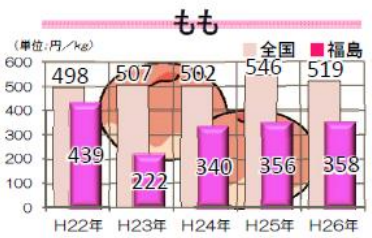

（22年VS26年 **81.5%**）

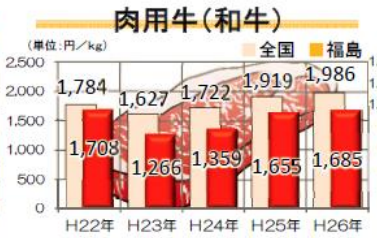

（22年VS26年 **98.7%**）

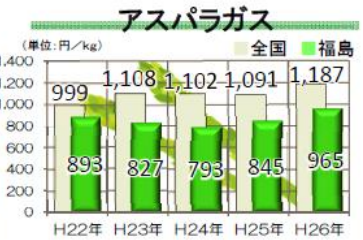

（22年VS26年 **108.1%**）

3. 福島県産農林水産物のモニタリング状況（2014年4月1日～2015年3月31日）

◆基準値を超える放射性物質を含む食品を流通させないため、検査体制を強化し、安全を確認しています。

全量全袋検査

種別	検査数	基準値超過数	超過数割合
玄米	約1,098万件	0件	0.00%
野菜・果実	5,850件	0件	0.00%
畜産物	4,867件	0件	0.00%
山菜・キノコ	1,564件	25件	1.60%
水産物	9,688件	75件	0.77%

基準値超過なし

4. 福島県の観光動向（宿泊者数・入込数・教育旅行者数の推移）

◆観光客中心の宿泊施設における実宿泊者数（人泊）推移
（平成22年同月と比較）

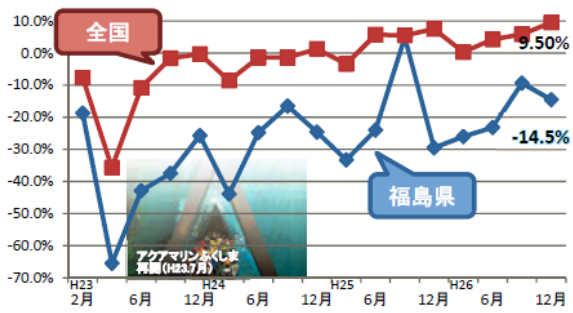

◆観光客入込数と教育旅行の状況

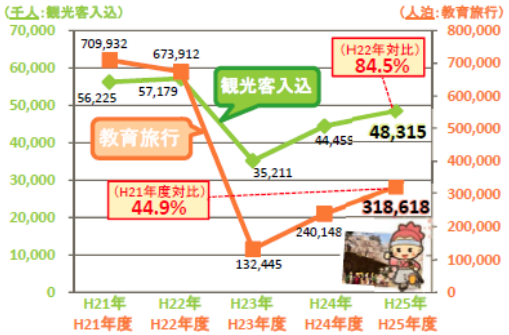

出典）（株）東邦銀行提供資料

Ⅵ. 産業振興ならびに産業創出に向けて

1. 立地補助金による企業立地支援

◆ふくしま産業復興企業立地補助金 約1,969億円（7次指定日現在）

県内に工場等を新設又は増設する企業を支援し、生産規模の拡大と雇用を創出します。

平成27年3月現在 433社を指定 → 4,987人の雇用創出見込み

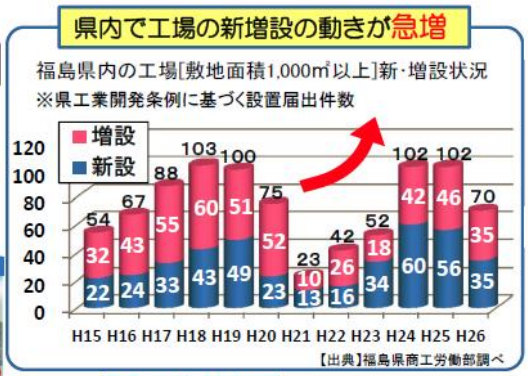



2. 再生可能エネルギー産業の推進

(1) 産業集積に向けた取組み事例



独立行政法人産業技術総合研究所が、再生可能エネルギーの研究開発拠点を整備。

場所	郡山市(郡山西部第二工業団地)
完成	平成26年4月1日開所

◆技術開発や製品開発等の支援を通じて再エネ分野への企業参入を促進



浮体式洋上風力発電システムの安全性、信頼性、経済性を検証。研究開発等の拠点を形成し、風力発電関連産業の集積を目指す。

場所	広野・楢葉沖
完成	平成25年11月11日より運転開始

◆洋上風力発電の基地を目指し、その基盤となる発電施設として設置。



出力	65，000キロワット
完成	稼働中

(2) 恵まれた資源を生かして県内に立地する再生可能エネルギー発電設備群
(2015年月現在、福島県の太陽光発電設備の認定件数は全国トップをほこっている)



出力	5，700キロワット
完成	稼働中



出力	65，980キロワット
完成	稼働中



出力	1，191キロワット
完成	稼働中



出力	18，400キロワット
完成	稼働中

出典）（株）東邦銀行提供資料

第2章　福島県の産業経済動向

Ⅰ．福島県経済の概況

1．景気動向指数（27年4月）　※国については5月分



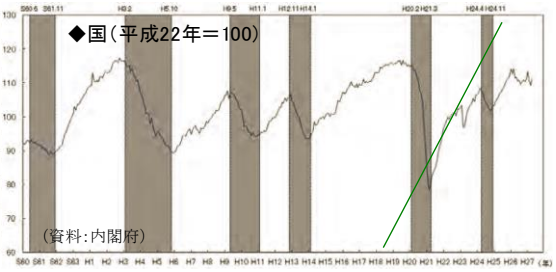

※東日本大震災発生時、県内景気は大きく落ち込んだが、その後は特需効果により、全国を上回る水準で推移している。

2．日銀短観（2015年7月）　～日銀福島支店公表～

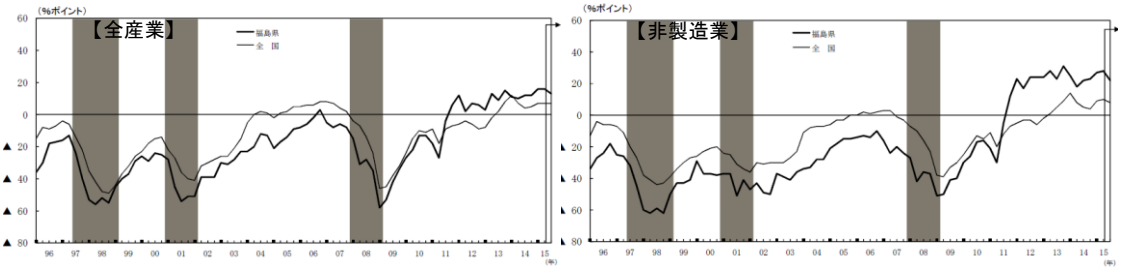

※2011年第3四半期以降、県内企業の景況感は、建設業を中心とした復興特需を背景に、全国平均を上回り推移している。

3．GDP（福島県内総生産）推移

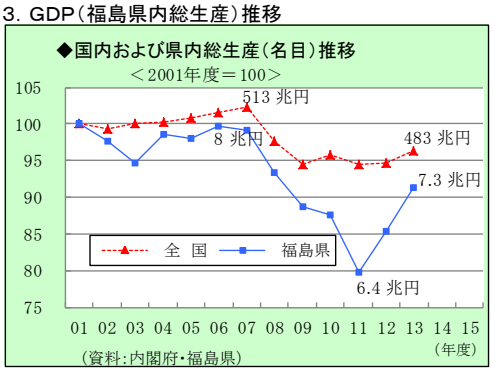

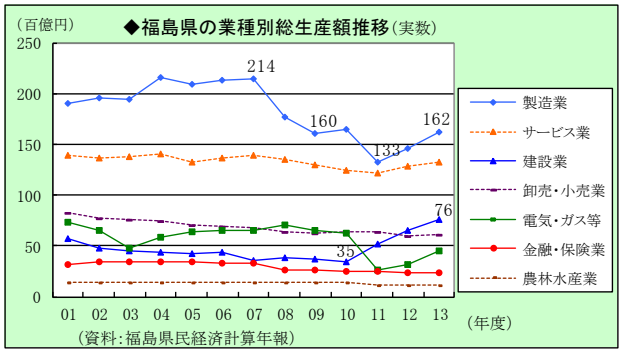

※震災・原発事故により大きく落ち込んだが、復興特需等により建設業を軸としてＶ字回復の軌道にある。

4．福島県の人口推移

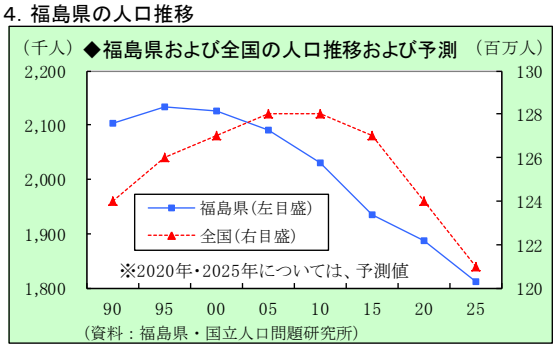

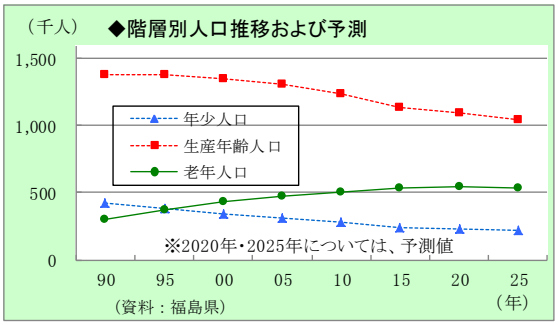

※福島県は全国より10年早く人口減少社会に突入し、原発事故等により今後さらに減少テンポが加速することが懸念される。

出典）（株）東邦銀行提供資料

Ⅱ．経済指標からみた福島県の震災からの復興動向

1．消費・投資動向

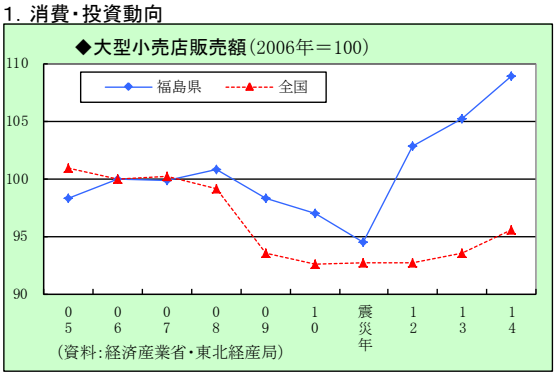

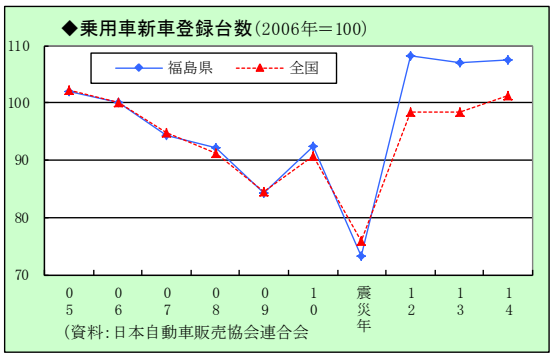

※賠償金等を背景に避難者を中心とした特需により、日用品・買回り品・乗用車などの販売が好調に推移している。

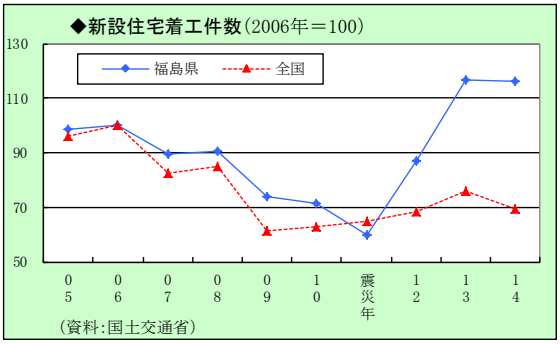

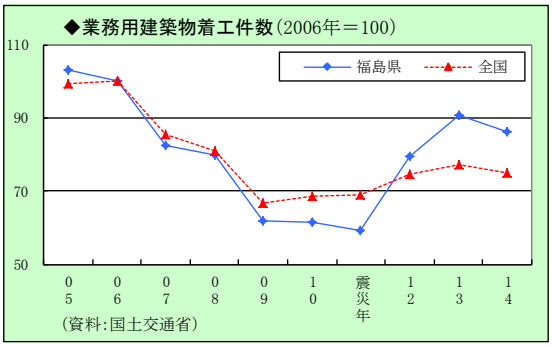

※復興住宅の建設や企業立地・建物復旧工事などの進行により、官庁・民間とも活発な投資が続いている。

2．生産動向

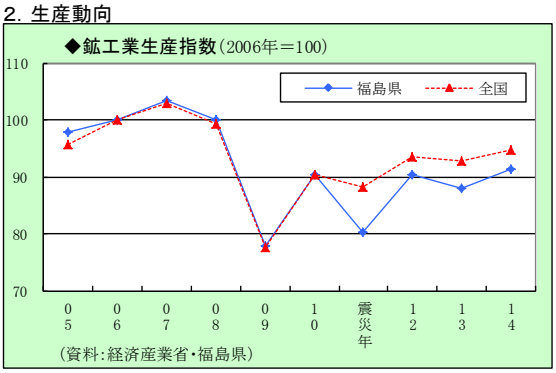

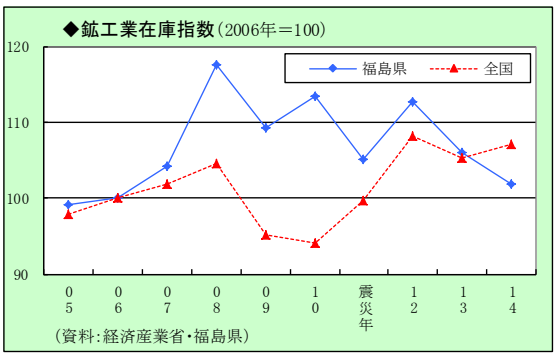

※震災や原発事故による生産ダウンに加え、工場の県外移転なども重なり生産活動は低調に推移している。

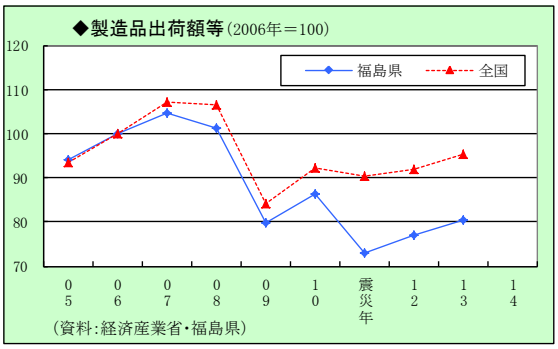

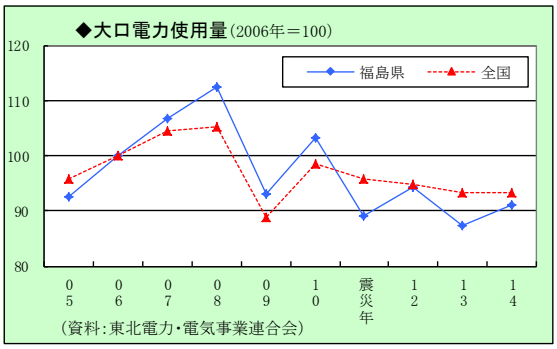

※震災以降の世界的な景気の低迷も、県内の生産活動の回復の遅れに繋がっていると見られる。

出典）（株）東邦銀行提供資料

3. 金融動向

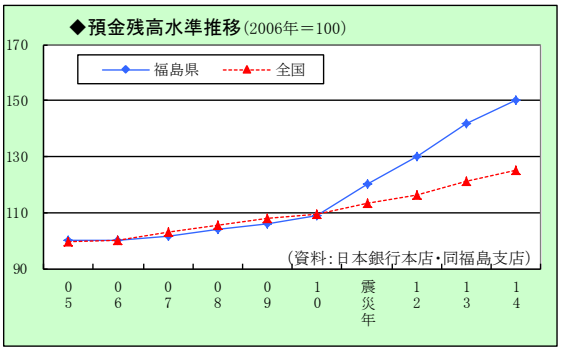

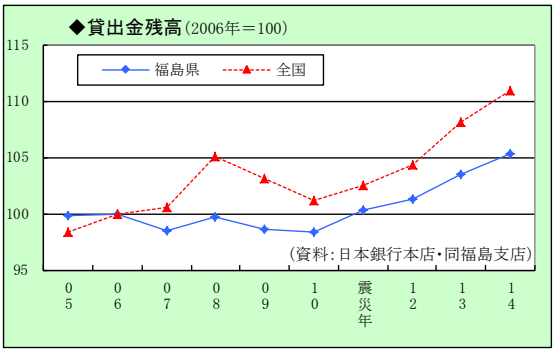

※賠償金の歩留まりや大災害後特有の貯蓄性向の高まりから、預金残高は大幅な伸びを示す一方、貸出金は復興関連補助金や公的金融の拡充により、貸出需要は伸び悩み全国の水準を下回り推移している。

4. 企業倒産

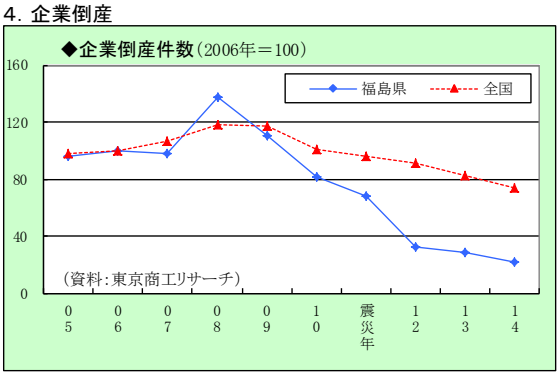

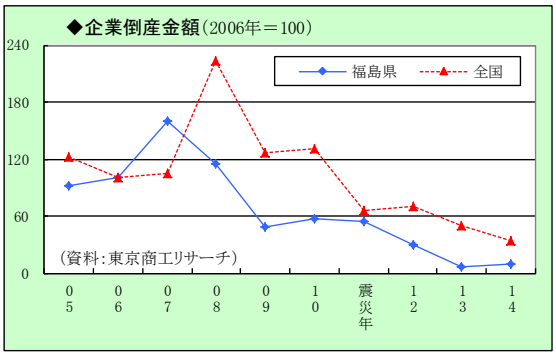

※セーフティネットの拡充により、倒産件数・金額ともかつてない低い水準で推移しているが、これからが要注意である。

5. 雇用情勢

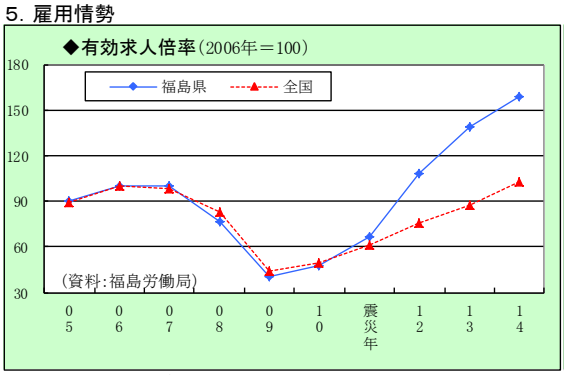

※建設業や医療・介護を中心に雇用情勢は好調に推移。

6. 観光入込状況

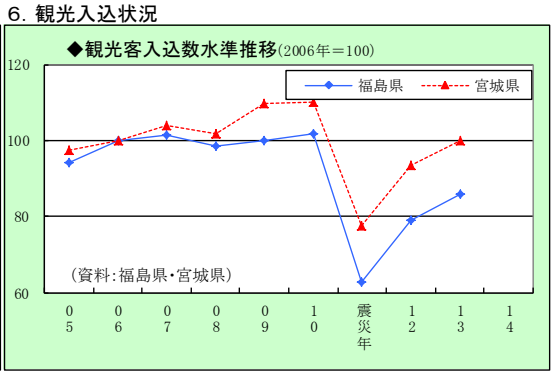

※観光入込は、風評被害により回復とは程遠い状況にある。

出典)（株)東邦銀行提供資料

Ⅲ. 福島県内の建設業動向

1. 建設工事出来高の動向

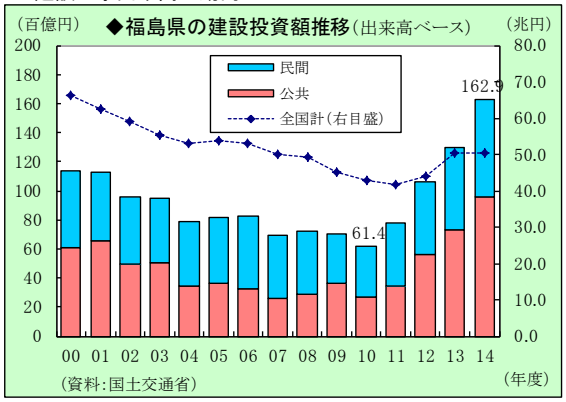

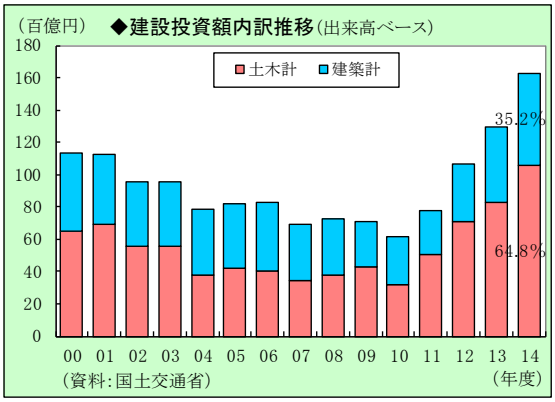

※除染事業や復興住宅の建設を中心に、官民とも建設投資は好調に推移している。

2. 公共工事請負金額の動向

（1）公共工事請負金額推移

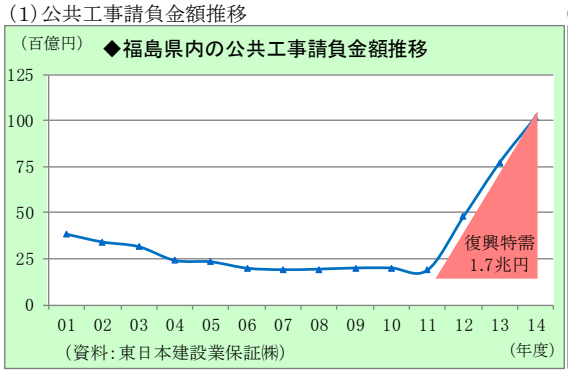

（2）公共工事請負金額水準比較

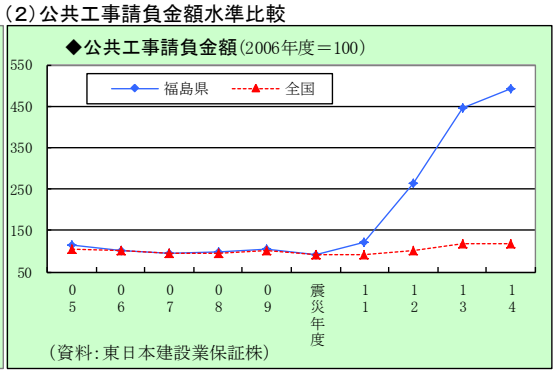

※公共工事は、震災による復旧工事や除染事業により未曾有の復興特需が生じ、全国水準を大幅に上回り推移している。

（3）公共工事請負金額の発注者別動向

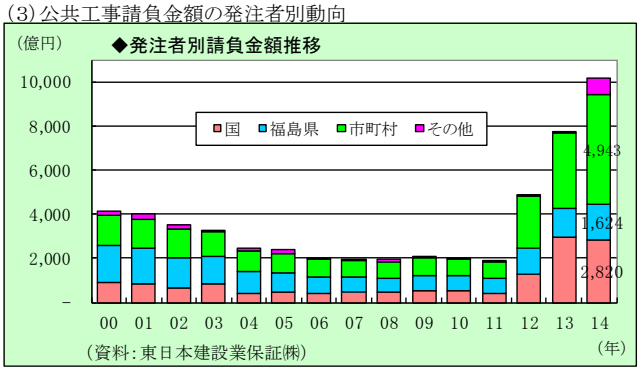

（4）福島県内の除染関連工事動向

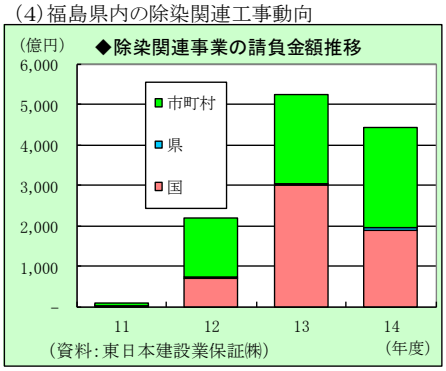

※震災以降の復興特需は、除染事業に絡む国ならびに市町村からの受注の大きさが牽引していることが見て取れる。

3. 福島県内の建設業者に関する動向

◆福島県の建設業許可業者数および倒産件数推移（年度）　（単位：件）

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
許可業者数	9,394	9,398	9,078	9,071	8,682	8,884	9,017
倒産件数	64	43	28	18	5	10	4
休廃業・解散	212	163	176	171	149	94	130

（資料：福島県・㈱帝国データバンク）

※建設投資出来高に比し、許可業者数は大きな変動は見られない。

出典）（株）東邦銀行提供資料

４．地域建設産業のあり方検討委員会（福島県）現地視察記録について

４－１．現地視察日時

平成 27 年 10 月 13（火）～14 日(水)

４－２．参加者

【検討委員会委員】

大橋　弘	東京大学大学院経済学研究科教授（座長）
芦野　英明	福島県土木部建設産業室長
髙木　明義	一般社団法人福島県建設業協会理事(兼)相談役
伊藤　淳	一般社団法人全国建設業協会専務理事
秋山　寿徳	株式会社日刊建設通信新聞社　執行役員編集局長
青木　智	株式会社東邦銀行融資部長
森田　悦三	一般財団法人建設業技術者センター常任参与
鈴木　敦	一般財団法人建設業情報管理センター専務理事

【事務局】

佐藤　雅保	一般財団法人建設業情報管理センター　企画業務部　部長
熱田　義雄	一般財団法人建設業情報管理センター　企画業務部　次長
大塚　淳	プライスウォーターハウスクーパース株式会社
増田　直哉	プライスウォーターハウスクーパース株式会社

４－３．「協同組合いしかわの風」との意見交換

（１）日時

平成 27 年 10 月 13（火）

（２）開催場所

福島県郡山市

（３）参加者

【協同組合いしかわの風】

鈴木　廣	協同組合いしかわの風　理事長（鈴五建設工業（株））
芳賀　和行	協同組合いしかわの風　専務理事（(株)創誠）
佐川　道男	協同組合いしかわの風　筆頭理事（(株)佐川建設）

【福島県】

木村　善孝	福島県　土木部　建設産業室　主幹
玉川　善徳	福島県　石川土木事務所　所長

（４）意見交換会の概要

- 地域のインフラを守っていくために、官民協力しながら共同受注方式を進めている。
- 発注者側の業務を一部代行する、アウトソーシング方式も取り入れられている。
- 今年度が開始年度であり、前に進めることが現状の命題である。
- 将来的には、請負工事も受注できるように体制を整えていきたいと考えている。
- 行政側としても、請負工事に参画できるような制度整備、または緩和について考えて頂きたい。
- 現在の受注範囲は、福島県からの業務であるが、今後は市町村業務も視野に入れ、面的に業務が出来ると良いと考えている。
- 担い手確保の観点からも、経営を安定化させ魅力あるものにしていきたい。
- 経営安定化に関連して、契約期間を複数年にして欲しい。
- 組合形式のメリットとして、8 社の意見として発注者とも協議ができ、今までにない提案も出来るようになってきている点がある。
- 今後の工事工種としては、橋梁補修が増えていくことが見込まれるが、そのための技術力やノウハウを習得していく必要がある。

【意見交換の状況①】



【意見交換の状況②】



（５）意見交換における資料

地域建設産業あり方検討委員会（福島県）ヒアリング資料

――協同組合いしかわの風の概要―――

組　　合　　名　協同組合いしかわの風
福島県石川郡石川町大字双里字本宮 53 番地 4
代　表　理　事　鈴木　廣
設　　立　（登記）　平成 27 年 2 月 11 日
組　　合　　数　8 社（166 名）
出　　資　　金　　万円（現在）
現在の契約金額　約 1 億 9,900 万円（H27 年度）

●組合の設立背景（なぜ共同受注体制が必要なのか）

近年、公共事業の減少と入札制度の改革によって全会員の実態は、平成 10 年度/総会員数 13 社・総完成工事高 101．32 億円・総従業員数 407 人であったものが、平成 23 年度/総会員数 8 社･総完成工事高 33.87 億円･総従業員数 166 人まで落ち込んでしまいました。このような状況により、各社の経営が悪化し、その対策として人員整理や建設機械の削減等を実行し、業態が疲弊してきております。

また、緊急性の高い維持補修・除雪・凍結防止剤散布・災害出動等の地域住民の安全安心を確保するための維持管理業務に対するサービスや防災活動の低下が進んでいるところであり、現状のまま進行して行くと、更に各社の経営の低迷が進み、維持管理業務に取り組めなくなるのではないかと危惧を抱いているところであります。

そこで、このような状況を打開すべく、事業協同組合を設立し、維持管理業務の年間契約や一括契約・大型工事の共同受注等により会員各社の経営基盤の安定化を図り、若手後継者や若手技術者・若手作業従事者等に夢と希望を与え続ける事による後継者づくりと雇用の確保を維持し、石川地方を思いやり、石川地方の安全・安心を護り・石川地方に新しい風を吹かせる事を目的に協同組合いしかわの風を設立しました。

●体制について

現在、協同組合いしかわの風は、8 企業により構成されております。また、組合員の資格としては、主に下記となります。

○本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

・建設業を行う事業者であって、建設業法に基づく国土交通大臣又は福島県知事の許可を有する事業者であること。

・組合の地区内に事業場を有すること。

●受注時の業務配分について

平成 27 年度については、平成 26 年度に準じて配分するものとする。ただし、「凍結抑制剤機械散布業務」について、従来は 2 社（員外 1 社）で行っていたものを組合員全社（8 社）で取り組むものとする。そして平成 28 年度からは、平成 27 年度の結果を踏まえて見直しを図ることとする。

●事業内容（現在受注しているもの）

別紙 1　プロポーザル募集要項

●協同組合設立の効果

「設立趣意書」（設立の目的）に沿って鋭意取り組んでいるところであって、目的達成する事によって、まさに記載されている効果を出していきたい。

●今後の課題

①地域住民の「顧客」化の推進。

②主任技術者並びに業務担当者の提案力のアップ。

③維持管理業務の高品質化（体制強化・スピード・地域住民からの評価アップ等)。

④請負工事の受注。

●その他

別紙 2（一社）福島県建設業協会情報誌「福建」フラッシュ・インタビュー

（2015 年 9 月号）参照

協同組合いしかわの風　設立趣意書

１．設立の目的

このたび事業協同組合を組織化する我々8 企業は、一般社団法人福島県建設業協会石川支部の会員として県町村工事を中心に受注し、石川地方の経済と就労の場を支えている業界の中心的な建設業関連の企業であります。

近年、公共事業の減少と入札制度の改革によって全会員の実態は、平成 10 年度/総会員数 13 社・総完成工事高 101．32 億円・総従業員数 407 人であったものが、平成 23 年度/総会員数 8 社・総完成工事高 33．87 億円・総従業員数 166 人まで落ち込んでしまいました。

この事によって、会員各社の経営が悪化し、その対策として人員整理や建設機械の削減等を実行し、業態が疲弊してきております。

また、緊急性の高い維持補修・除雪・凍結防止剤散布・災害出動等の地域住民の安全安心を確保するための維持管理業務に対するサービスや防災活動の低下が進んでいるところであります。現状のまま進行して行くと、更に会員各社の経営の低迷が進み、維持管理業務に取り組めなくなるのではないかと危惧を抱いているところであります。

この様な厳しい状況を打開すべく、事業協同組合を設立し、維持管理業務の年間契約や一括契約・大型工事の共同受注等により会員各社の経営基盤の安定化を図り、若手後継者や若手技術者・若手作業従事者等に夢と希望を与え続ける事による後継者づくりと雇用の確保を維持し、石川地方を思いやり、石川地方の安全・安心を護り・石川地方に新しい風を吹かせる事を目的に協同組合いしかわの風を設立し、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業に取り組むものであります。

２．組織及び事業の概要

(1) 名　称　　協同組合いしかわの風

(2) 地　区　　石川郡の区域とする。

(3) 事務所の所在地　石川郡石川町大字双里字本宮５３番地４

(4) 組合員たる資格

① 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

(ｲ) 建設業を行う事業者であって、建設業法に基づく国土交通大臣又は福島県知事の許可を有する事業者であること。

(ﾛ) 組合の地区内に事業場を有すること。

② ①の規定に係らず、次の各号の一に該当する場合は、組合員となるこ

とができない。

(ｲ) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(ﾛ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(ﾊ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団等の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(ﾆ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(5) 出資１口の金額及び出資の払い込みの方法

① 出資一口の金額　　１００，０００円

組合員は、５口以上を持たなければならない。

② 出資の払い込み方法　一時に金額を払い込まなければならない。

(6) 事業計画の概要

① 本組合は、第１条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(ｲ) 組合員の行う維持管理業務等の共同受注

(ﾛ) 組合員に事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

(ﾊ) 組合員の福利厚生に関する事業

(ﾆ) 前各号の事業に附帯する事業

(ﾎ) ①(ﾊ)の規定により慶弔見舞金を給付する場合の給付金額は１０万円を超えてはならないものとする。

(7) 賦課金の賦課徴収方法

① 賦課金の額　徴収しない

② 賦課徴収方法　徴収しない

(8) 役員の定数及び任期

① 役員の定数　　理　事　６人又は７人

監　事　１人

② 役員の任期　　理　事　　２年又は任期中の第２回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第２回目の通常総会が２年を過ぎて開催される場合には、その総会の終結時まで任期を伸長する。

監　事　　２年又は任期中の第２回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第２回目の通常総会が２年を過ぎて開催される場合には、その総会の終結時まで任期を伸長する。

平成２７年　　月　　日

協同組合いしかわの風

設立発起人　　石川郡浅川町大字浅川字背戸谷地 158 番地の 10
鈴五建設工業　株式会社
代表取締役　　鈴 木　　廣

設立発起人　　石川郡石川町大字双里字櫻町 20 番地
株式会社　福産建設
代表取締役　　吉 田　一 治

設立発起人　　石川郡石川町字長久保 284 番地
株式会社　創誠
代表取締役　　芳 賀　和 行

設立発起人　　石川郡玉川村大字川辺字宮ノ前 254 番地
株式会社　熊田建設
代表取締役　　熊 田　藤 喜

設立発起人　　石川郡古殿町大字松川字古内 43 番地
株式会社　小浜組
代表取締役　　小 浜　春 男

設立発起人　　石川郡石川町字当町 11 番地
水谷工業　株式会社
代表取締役　　近 藤　健一郎

設立発起人　　石川郡古殿町大字松川字薄木 56 番地
株式会社　佐川建設
代表取締役　　佐 川　道 男

設立発起人　　石川郡石川町字屋敷入 63 番地
株式会社　志賀建設
代表取締役　　志 賀　由 和

別紙１　　石川土木事務所　道路等維持管理業務委託

公募型プロポーザル募集要領〈平成 27 年度版〉

１目　的

この要領は、地域の安全安心を守るため、地域に密着した維持管理業務を実施できる体制を確保することを目的に、石川土木事務所道路等維持管理業務委託において、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により業務委託者を募集・決定する際の手続きについて必要な事項を定める。

２委託業務の概要

（１）業務名

石川土木事務所　道路等維持管理業務委託

（２）業務内容

石川土木事務所道路等維持管理業務（以下「本業務」という。）は、石川土木事務所管内（石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町（矢吹町の阿武隈川の一部区間を含む））の次に揚げる道路、河川等の維持管理業務とする。

（あぶくま高原道路管理事務所が管理する主要地方道矢吹小野線等の区域を除く。）

【複数単価契約】

①道路維持補修業務	29 路線	L＝245.3　㎞
②舗装維持修繕業務	29 路線	L＝245.3　㎞
③河川維持管理業務	17 河川	L＝174.8　㎞
④砂防施設維持管理業務		N＝　54　箇所
⑤地すべり施設維持管理業務		N＝　 4　箇所
⑥急傾斜施設維持管理業務		N＝　45　箇所
⑦一般除雪業務	29 路線	L＝245.3　㎞
⑧凍結抑制剤人力散布業務	29 路線	L＝245.3　㎞
⑨凍結抑制剤機械散布業務	7 路線	L＝ 46.9　㎞

【総価契約】

①道路除草業務	A＝80.200　㎡
②路面清掃業務	L＝118.0　㎞
③河川除草伐木業務	A＝124.900　㎡

（３）履行期限

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日限り

別紙２

❖ インタビュー ❖　　フラッシュ（第28回）

インタビュー「フラッシュ」は、今、話題であったり、注目される人物や物事などに焦点を当てインタビューし、掲載するコーナーです。
今回は、２月に協同組合いしかわの風の初代理事長に就いた鈴木廣氏に、協同組合設立の経緯や今後の課題についてお話を聞きました。



協同組合いしかわの風理事長　鈴木　　廣 氏

プロフィール　（すずき・ひろし）
昭和23年８月19日生まれ、67歳。日本大学工学部を卒業し、昭和48年に鈴五建設㈱（のちの鈴五建設工業㈱）に入社、平成５年４月に社長就任。平成24年度に県建設業協会石川支部長代行を経て、25年度から同支部長に就任。現在２期目。27年２月10日、協同組合いしかわの風の設立総会で理事長に就いた。

■いしかわの風設立の経緯は

公共事業の減少と入札制度改革に伴い、県建設業協会石川支部管内では10年度と23年度の比較で、会員数が４社減、総完工高が約３分の１、総従業員数も６割減の166人となるなど疲弊が進み、このままでは緊急性の高い維持補修・除雪・凍結防止剤散布・災害出動等の地域住民の安全安心を確保するための維持管理に関わるサービスや防災活動などに取り組めなくなるという危機感を抱いていました。このような厳しい状況を打開するため、維持管理業務の年間契約や一括契約、大型工事の共同受注等を推進する受け皿として、県建設業協会石川支部加盟の８企業により事業協同組合を設立しました。

共同受注の推進により、会員各社の経営基盤の安定化を図り、若手の後継者や技術者・作業従事者等に建設業の将来への夢と希望を与え続けることで、後継者づくりと雇用の確保を維持し、石川地方を思いやり、安全・安心を守り、新しい風を吹かせることを目指したいと考えています。

■事業の方針について

現在、管内29路線245.3kmの道路維持管理や一般除雪、17河川174.8kmの河川維持管理等を受託しています。これまでは個々に請負っていたものが、これからは８社の協力体制になります。従来と同じでは意味がありません。これまでは人的、量的に１社では難しかった事態も、フォローし合うことで高品質で早い対応を顧客に提供できることになります。

「顧客」というのも、これからは新たな視点が必要となるからです。これまで公共工事を主とする建設業者の客は県や市町村など発注者でしたが、本来は納税者の代行を自治体が行っているのであって、地域住民が本来の「顧客」です。ともすると不在だった「地域住民の視点」をこれからの中心とするなど顧客の立場・視点で周囲を見ることで、不合理など新たな気付きが生まれ、これを土木事務所に提案することで、きめ細かい維持管理や新たな仕事につなげたいと考えています。

■今後の課題について

８社共同で１つの組織を運営していくからには、統一した考え方が必要になります。今年度は26年度に準じて維持等作業を進めていきますが、実務担当者会議ですり合わせを行っていきます。事業はスタートしたばかりです。やがて円滑になる中で提案力も高まっていくことと思います。

また、採算性にこだわっていきたいと考えています。先行事例である宮下方式は、除雪が中心で大きなボリュームがありましたが、石川地方はそうではありません。そこで、石川土木事務所の業務の一部をアウトソーシングし、その経費を人件費として盛り込む、全国初の言わば「石川方式」を新たに作り上げました。採算性などのデータを積み上げ、方向性を探りながら微調整を重ね、フィードバックすることで、後に続く郡山や犀川などの維持管理事業につなげていく試金石となります。後に続く支部のためにも「成功が前提」という強い気持ちで事業を進めていきたいと思います。

出典）協同組合いしかわの風提供資料

４－４．「宮下地区建設業協同組合」との意見交換

（１）日時

平成 27 年 10 月 14（水）

（２）開催場所

会津若松市

（３）参加者

【宮下地区建設業協同組合】

目黒　通浩	宮下地区建設業協同組合　副理事長
鈴木　昭一	宮下地区建設業協同組合　専務理事
金子　保彦	宮下地区建設業協同組合　理事
滝沢　康成	宮下地区建設業協同組合　監事

【福島県】

木村　善孝	福島県　土木部　建設産業室　主幹
吉田　伸明	福島県　宮下土木事務所　所長

（４）意見交換会の概要

- 当初 12 社でスタートし、倒産や協会脱退により 8 社まで減少した。現在は協会加入社以外にも参画してもらい、12 社で組合運営を行っている。
- 除雪については、市町村業務も含めて受注できると面的に作業ができるため良いと考えている。しかし、現状として市町村業務は受注していない。
- 町村の除雪業務については、地元の農家の方を雇用して除雪体制を構築しているが、将来的には組合活用も視野に入れている首長もいる。
- 組合加入により、廃業を考えていた会社も存続できたとの声もあった。
- 組合のメリットとして、組合員同士の助け合いである。しかし、緊張感が薄れてくるなどのデメリットとなることもある。
- 入札に関してはプロポーザルで実施しているが、結果的に随意契約となっている。透明性及び公平性を確保するため住民アンケートを実施しており、アンケート結果では、地元企業がやることの安心感など高評価であった。
- 人材確保については、他業種と比較し低賃金かつ将来の不安もあることから、自分の子供には継がせたくないとの意見を多く聞いている。
- 若手担い手確保については、子供たちに対する PR にも力を入れていくべきと考えている。

・ 受注拡大により経営を安定化させなければ、人材確保は困難だと考えている。
・ 除雪オペレータの 7 割以上が 50 歳以上であり、行政としても新規採用や人材育成に対する支援など考えて行く必要があると考えている。

【意見交換の状況①】



【意見交換の状況②】



（５）意見交換における資料

宮下地区建設業協同組合概要

名　　称

宮下地区建設業協同組合
福島県大沼郡三島町大字川井字宮ノ上 2344 番地の２

目　　的

本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のための必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

共同受注事業

１．　土木工事、とび土工工事、舗装工事
２．　道路維持補修業務、除雪業務

沿　　革

１．組合の概要
（１）設立（登記）年月日
昭和５４年３月１７日
（２）組合の事業
イ．組合が必要とする諸資材、機械器具等の共同購買及び斡旋
ロ．組合員に対する事業資金の貸付及び組合員のためにするその借入れ
ハ．組合員が必要とする諸資材、機械器具等のリース斡旋
ニ．組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
ホ、組合員のためにする建設工事の共同請負及び共同施工に関する研究
ヘ．組合員の行う土木工事、とび・土工・コンクリート工事、舗装工事及び道路維持管理業務等の共同受注
ト．組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
チ、組合員の福利厚生に関する事業
リ．前各号の事業に附帯する事業

（３）共同受注しようとする工事の種類

一般土木工事業、舗装工事業、道路維持管理業務

（４）組合の地区

①福島県大沼郡三島町、金山町、昭和村、河沼郡柳津町の地区とする。

（５）組合員の資格及び組合員数（理事の数）

イ．組合員資格

（イ）建設業を行うものであって、建設業法に基づく国土交通大臣又は福島県知事の許可を有する者

（ロ）組合の地区内に事業場を有する者

ロ．組合員数　１０人

ハ．理 事 数　　４人

（６）設立後現在に至るまでの組合の組織の変遷

昭和５３年１２月５日 創立総会

当初は、組合員のための、短期資金の融資、及び資材の共同購入を目的にスタートする。

代 表 理 事　目黒　和夫　就任

事務所設置　福島県大沼郡三島町大字名入字上赤谷２４０８番地の１

組 合 員 数　１１人　理事数　５人

出資総口数　５５口　出資総額５５０万円

昭和５４年３月１７日　宮下地区綜合建設工業協同組合　設立

昭和６２年６月　５日　定款第２条　名称変更

宮下地区綜合建設工業協同組合を宮下地区建設業協同組合とする。

平成１５年４月２８日　代表理事　佐久間源一郎　就任

平成２１年２月　４日　中小企業等協同組合法が改正となり、本組合の定款を全面変更

平成２１年２月　６日　共同受注事業の開始により定款変更（事業の変更、公告方法の変更）組合員５名の新規加入により、出資口数４８３口、出資総額4,８３０万円となる。

平成２１年３月　３日　建設業許可取得

福島県知事許可（般－２０）第３００１４号

平成２１年４月　１日　福島県中山間地域道路等維持補修業務委託を宮下地区建設業協同組合で受注、契約する。

平成２５年４月　１日　福島県中山間地域道路等維持補修業務委託を 25 年度、26 年度 2 年契約で受注、契約する。

出　資　金

平成 26 年 3 月 31 日現在　４,１４０千円

役　　員

代表理事　佐久間　源一郎　佐久間建設工業(株)　代表取締役
副理事長　目　黒　通　浩　滝谷建設工業(株)代表取締役
専務理事　鈴　木　昭　一　宮下地区建設業協同組合
理　　事　金　子　保　彦　金子建設(株)代表取締役
監　　事　滝　沢　康　成　山十建設(株)代表取締役

許　可　等

建設業許可　福島県知事許可（般－２６）３００１４号

経済産業省東北経済産業局
官公需適格組合証明書　２０１３０８２７東北第５号

主たる官公庁各付等級

東北地方整備局	一般土木維持修繕	D
北陸地方整備局	一般土木維持修繕	D
福島県	一般土木工事	D
	舗装工事	C

組合の特色

宮下地区は、会津地方の南西部に位置し、奥会津といわれる中山間地域であり、観光資源は豊富にあり各市町村でもいろいろな取り組みをしていますが、人口減少、高齢化など過疎化が特に進んでいる状況にあります。

当組合は、宮下土木事務所管内３町１村の建設会社 10 社を組合員として、組合員の短期資金融資、資材等の共同購入を目的として設立し、平成２１年度からは、建設業許可を取得し、福島県会津若松建設事務所発注の道路維持、除雪等の維持補修業務を受託して運営している事業協同組合です。

建設業は、地域の主要産業として、地域の経済や雇用を支えていますが、公共事業に依存しており、建設投資の減少、入札制度の変化等に伴い、建設会社の経営環境が悪化、建設企業数の減少、従業員数の激減などから、個々の会社では対応ができなくなる、という懸念から、道路の地形や、生活状況を熟知し、地域の安全・安心を守るうえで必要な能力を有した組合員が一体となって対応できる、ということから、共同受注の方式になりました。

受託した業務の配分は、共同受注委員会で配分して業務を実施する仕組みになっております。また組合員の繁忙状況をみながら事務局で協力できる組合員へ依頼し、安定的に継続した業務実施が行える体制をとっております。

具体的には、「福島県中山間地域道路等維持補修業務委託」を受け福島県宮下土木事務所の指示により、迅速な補修、応急処置及び復旧・冬期間の除雪作業を実施しており、国道・県道等の崩落土や倒木撤去、災害発生時の人・車両誘導、予告看板の設置、応急対策、異常降雪時の緊急出動、また、パトロールなどを通し、災害及び事故発生の未然防止対策などを実施しております。

年間を通した受託が、組合員の雇用力の強化、経営力維持の一助になり、災害発生時の緊急対応能力を確保できるとともに、各組合の受注状況等によって生じやすい業務実施余力の差を組合員間が相互に補うことができます。

また、個々の組合員が対応できない場合でも、ほかの組合員が代替えしますので、迅速な補修業務等に対応ができ、住民サービスの向上に繋がっていくのが特色です。

組 合 員 名 簿

組合員名	代表者名
金　子　建　設 (株)	代表取締役　金　子　保　彦
栗 城 馬 場 工 業 (株)	代表取締役　栗　城　源　司
佐 久 間 建 設 工 業 (株)	代表取締役　佐久間　源一郎
大 和 建 設 工 業 (株)	代表取締役　長谷川　恒　雄
滝 谷 建 設 工 業 (株)	代表取締役　目　黒　通　浩
山　十　建　設 (株)	代表取締役　滝　沢　康　成
(有)　西　村　土　建	代表取締役　猪　股　　勝
大 成 建 設 工 業 (株)	代表取締役　鶴　見　一　郎
羽 賀 建 設 工 業 (株)	代表取締役　羽　賀　政　雄
栗　城　建　設 (有)	代表取締役　栗　城　重　政

地域建設産業あり方検討委員会（福島県）ヒアリング資料

中山間地域道路等維持補修業務委託
―――地域に根差した「共同受注」の概要―――

組　　合　　名　　宮下地区建設業協同組合
福島県大沼郡三島町大字川井字宮ノ上 2344-2
代　表　理　事　　佐久間　源一郎
設　　立　（登記）　昭和 54 年 3 月 17 日
組　　合　　数　　10 社（250 名）
出　　資　　金　　4,140 万円（現在）
直近年度の受託高　　9 億 8,700 万円（H26 年度）



現在、建設業と地域の新たな関わり方が模索されている中、地域に根差した建設業の役割を果たすための受け皿として、我々が取り組んでいる共同受注についてご説明させていただきます。

●共同受注の背景（なぜ共同受注体制が必要なのか）

地形や気候条件、河川の流れや山の深さなど、地域にはそこに住まう者にしか知りえない土地の個性があります。かねてより地域を守り、地域の暮らしや社会基盤を維持してきた背景には、風土を熟知し災害があった時にはすぐに動くことができる、地元の熟練技術者の迅速な対応力と地域建設業者の存在がありました。

我々が暮らす福島県会津地方の南西部、奥会津と言われる宮下地区は、建設業が主要産業として、長年地域経済と雇用を支えてきました。

しかし、社会基盤が成熟し、社会変革に伴う公共投資の大幅な減少や地域外の業者の新

たな参入が進む中、入札制度の変化に伴う最低制限価格ぎりぎりの低入札の横行は、会社そのものの経営を非常に苦しいものにし、機械や人員の整理、さらには倒産や廃業に至る建設業者が多いのが現状でした。

従来地域と共に歩み、生活の安全と安心を支えてきたサービスが十分に行えないことは、災害対応空白地帯が生じかねない状況を孕んでいます。そしてこの問題は、他の中山間地域や過疎高齢化の地域が同様に抱えている大きな共通問題でもあります。

雄大な山々と、深い森に囲まれた我々の住む宮下地区は、柳津町・三島町・金山町・昭和村の三町一村からなり、総面積は770.21km²、少ない平地に人口約10,000人の人々が暮らしています。

福島県は県土の 82%が過疎中間地域に指定されておりますが、その中でも当宮下地区は特に過疎高齢化が進んだ地域です。(金山町の過疎高齢化率が市町村単位で全国2位、昭和村が全国5位。県下では過疎高齢化率の1位から3位を宮下地区の町村が占める。H24ﾃﾞｰﾀ)

また、冬季の年間降雪量が 6m～10m となるこの地域は、国内でも有数の豪雪地帯です。地域の山々に降り積もった大量の雪解け水が流れ込む只見川は、豊かな風景を生み出すとともに、その川の水量の多さから、電源開発地域として古くから水力発電に大きく貢献してきました。自然豊かな土地に生きることは、同時に自然災害と隣り合わせて生きることでもあります。

平成23年7月末に奥会津地域を襲った豪雨災害において、只見川流域は多数の橋や民家が流される等の甚大な被害をもたらした。また、豪雪地帯特有の一夜にして1mを超える降雪が我々の地域のライフラインを断つような不測の事態は、たとえ備えがあったとしてもすぐに対応できるものではありません。

古里の暮らしを支え、電力開発地域としてダム建設が行われてきた宮下地区の建設業は、地域の雇用を支えながら、長い間地域経済を牽引してきました。

平成10年には、組合に加入していた建設業者は12社でしたが、8年後の平成18年には7社まで減少し、地域と共に歩みつづけてきた建設業を生業とする会社も経営を存続させることが難しくなってきました。

組合員の年間総受注高も最盛期の七分の一に落ち込み、大多数が地域から雇用された従業員の数も建設業界の経営氷河期真只中の近年、8年間で980人から216人へと大幅に減少しました。業界を生き抜く上でリストラや仕事の総量が減少してしまっている現状では新たに若者を雇うことができませんので、企業内の新陳代謝が促されず組合員の個々の対応能力はますます低下し、従業員の不足と高年齢化が安定的な維持管理業務を困難なものとしています。

特に、冬期間の除雪業務における熟練除雪オペレータの確保や災害時におけるインフラ補修は、山々に囲まれた我々の暮らしにとって非常に重要であり、サービスが供給されずライフラインが断たれるようなことがあれば、それは地域に住まう人の生命に直結する危

険を孕んでいます。

　このような状況下、上部団体である福島県建設業協同組合では学識経験者を招き、組合事業活性化特別委員会を立ち上げ＜新事業プラン策定の提言書＞をまとめ、その中に疲弊した建設会社が力を合わせて相互に補完しあいながら、地域の安全を守るための多面的なサービス供給体制を確立した共同受注が生まれました。

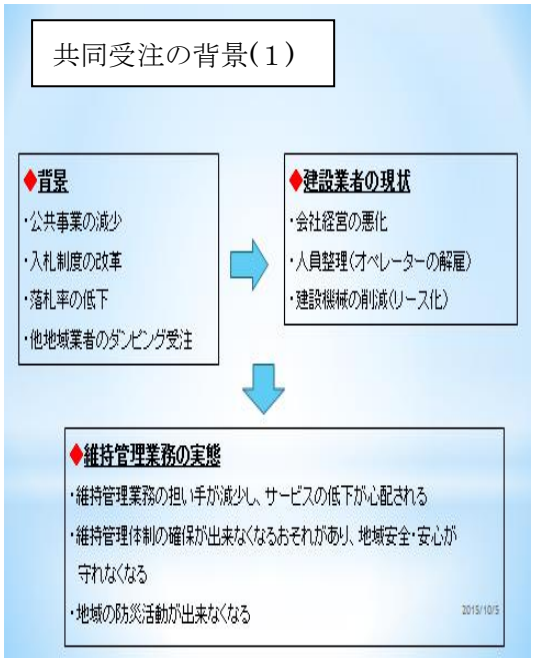

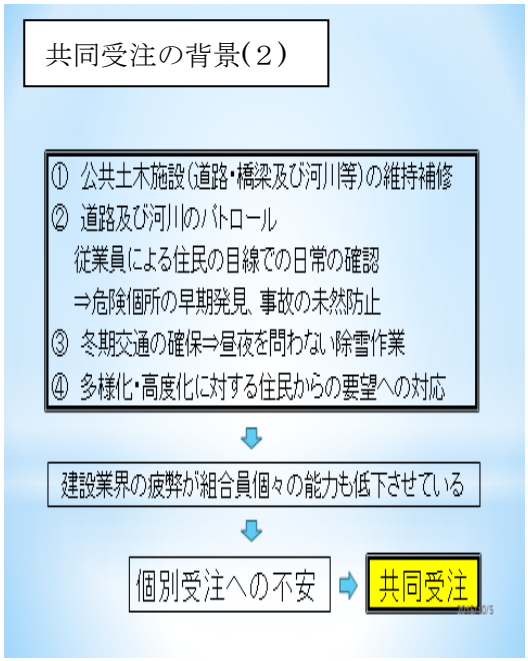

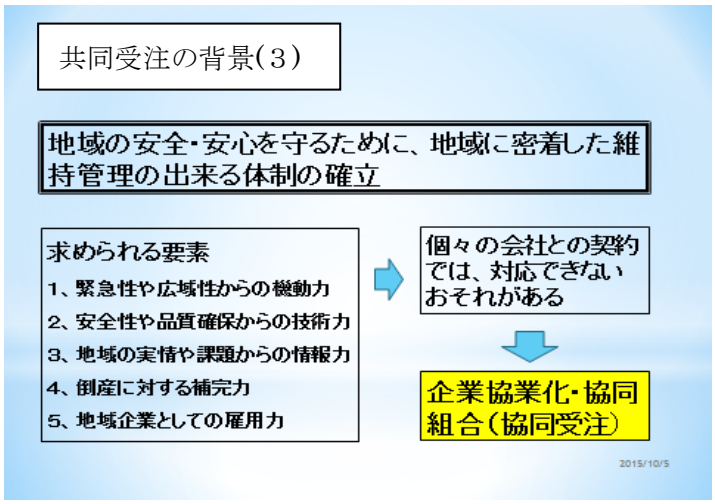

参考資料

◆組合員数の推移



参考資料

◆組合員の受注高の推移(官内)



参考資料

中山間地域道路等維持補修業務の実績

（平成21年度～平成26年度の6年間）　災害・豪雪対応にて受託高増

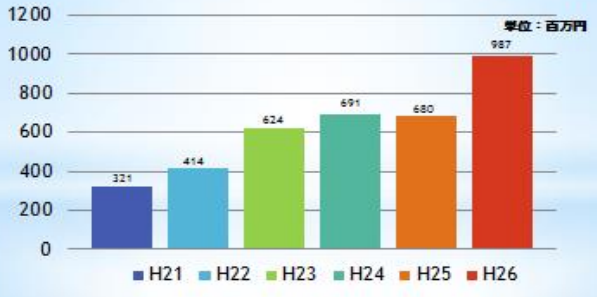

●事業内容

共同受注は、地方公共団体の地域建設産業の再生に向けた取り組みの中で、平成 21 年 4 月より新たな発注方式として、福島県より中山間地域道路等維持補修業務委託モデル事業として当宮下地区において実施されており、今年で 7 年目を迎えております。

業務内容は、宮下地区管内の冬季における交通の確保のための除雪作業をはじめ、道路や河川維持補修業務を複数単価契約方式とし、道路除草・植栽管理・路面清掃・スノーポール設置撤去・防雪柵設置撤去等の業務を総価契約で結ぶ二つの方式を採用しております。それぞれの業務期間は平成 24 年度まで一年間、平成 25 年度からは二ヶ年の複数年度とし発注方式は透明性・公共性を確保するため、公募型のプロポーザル方式が採用されております。

提案課題や評価項目には地域との密着した維持管理業務がしっかりと実践できる体制を確保するとともに、複数の技術者の常駐や緊急時の対応が可能な作業の登録の内容が含まれております。

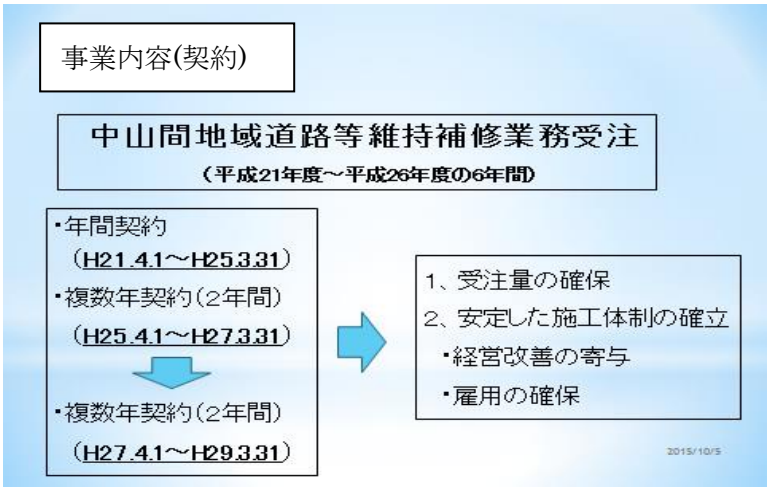



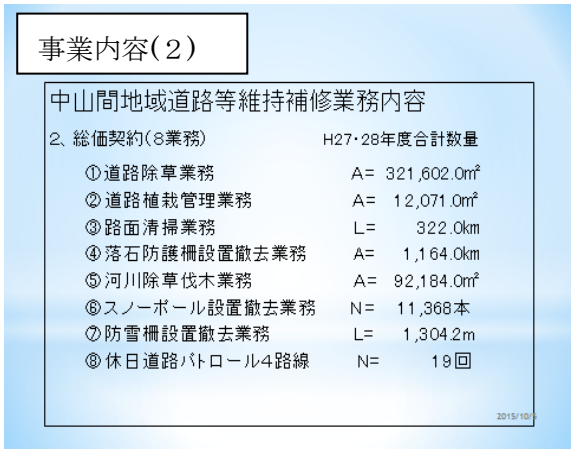

●受注体制

当初、宮下地区の建設業協同組合員数は 7 社でしたが、地域の暮らしの安全の質を地域の建設業が総ぐるみの連携によって向上させるために、地域の安全を守ることに意欲ある会社の参入を受け入れ、組合員数 12 社の総意の基でスタート致しました。（現在の体制は 10 社が加盟）

尚、受託した業務は共同受注委員会で配分を決定し、組合から組合員に業務割当書を発行し実施する仕組みですが、組合員の繁忙状況を勘案しながら業務の配分を指示し、より早く確実なサービスが住民に届くよう体制づくりを目指しております。

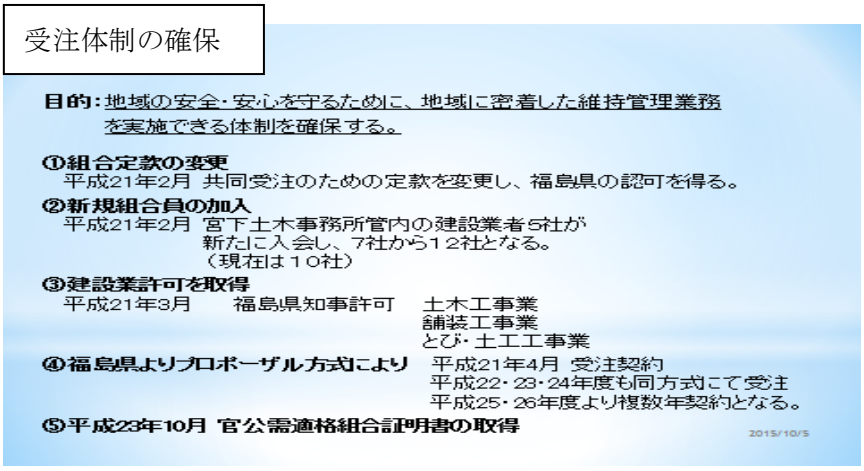

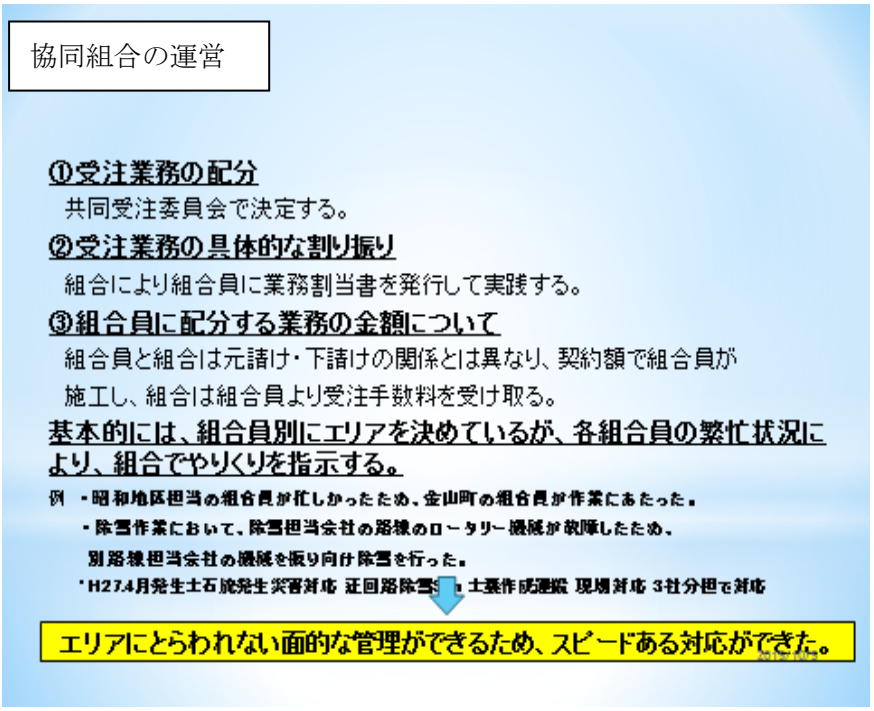

●事業の効果

一つの業者の除雪機械等が故障した際や、区間における担当会社が倒産した場合でも、他の組合員がサービスを面的に補完しながら継続して提供できるような体制を図るとともに、個々の会社との契約では対応できない緊急を要する現場での機動力や、広域をカバーできる対応の柔軟性も事業効果の特色としてあげられます。

また、地域の実情や課題を地域の建設業者間でシェアすることで、より生活者の目線に立ったサービスの提供を可能にし、品質基準の統一によって安全性や技術力の向上を図る面においても効果的です。そして、契約方式を年間契約にすることで、雇用や施工の予定が立てやすく、共同受注により雇用の安定化を図ることで地域経済に貢献する役目も担っております。発注者側においても、複数の契約を一本化することによって、契約事務や監督業務の省力化、通達や地域住民からのクレーム内容等、スピーディな情報の共有化などのメリットがあります。

この事業の実績によって平成 23 年 10 月に東北経済産業局長より官公需適格組合の認定を受けております。

なお、国土交通省は平成 23 年 6 月に建設産業の再生と発展のための方策 2011 の中で、持続可能で活力のある国土地域づくりの方策の一つとして、地域社会維持型 JV 方式の導入を挙げていますが、その先駆的事例としてこの宮下スキームがモデルの一つになっていると伺っております。

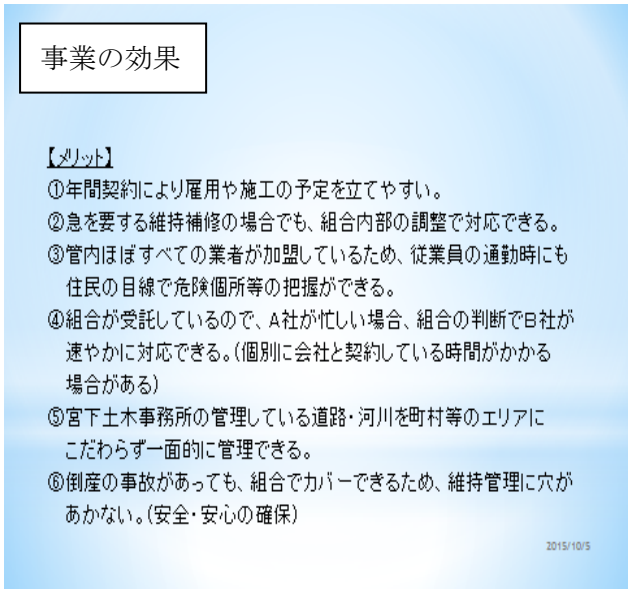

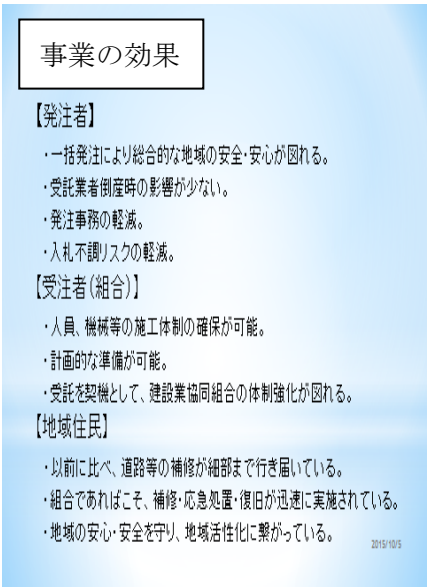

●今後の課題

今後発注される仕事量が継続的に持続されるかどうか先読みができない状況下においては、規模拡大のために投資することが難しいのが現状です。

地域の将来を考えますと官民一体となって、待遇改善に努め、魅力ある業界となって若い人材の確保に取り組むことが急務となっております。

この共同受注のモデルは、安定した受注が期待される半面、各企業の売上高に占める割合が低いことや仕事の割り振りの面で各業者間の利害が絡む点も多く、課題は残っております。

過疎・高齢化がますます進む中で人員の確保も重要な課題です。除雪オペレータについては、道路狭幅の除雪で高度な運転技術と経験が必要なため、誰でも出来るものではないことから、今後のオペレータ不足の問題となっております。

地域内の建設企業は、共同受を契機に地域保全の限界への危機感を共有し、公共構築物・道路除雪を全体管理できる体制になっています。今後は、それをいかに維持していくかがポイントとなります。そのためには、受注量の増加、オペレータの育成・確保が必要であります。

時代にあった建設業の地域の新たな関わり方が期待される中、住民のニーズはますます多様化される一方です。今後は受注の安定化を図るために行政と調整を図りながら、共同受注方式の普及と地域防災に貢献していきたいと考えております。

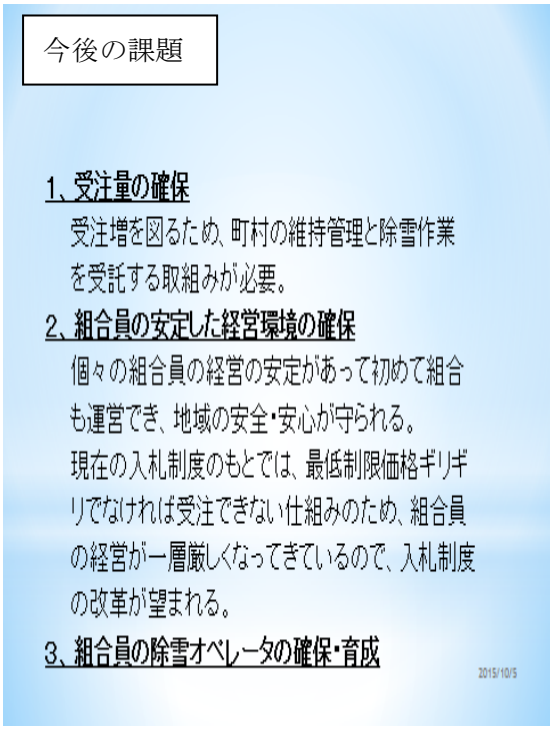

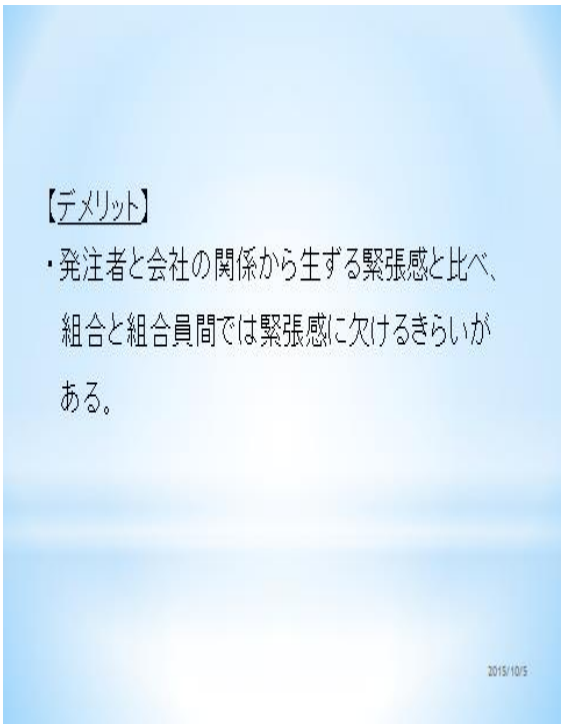

出典）宮下地区建設業協同組合提供資料

４－５．「Change！どぼく実行委員会（會津✿美 Lady）」との意見交換

（１）日時

平成 27 年 10 月 14（水）

（２）開催場所

会津若松市

（３）参加者

【Change!どぼく実行委員会（會津✿美 Lady）】

小野　太成	Change!どぼく実行委員会　委員長（東北土木（株）代表取締役）
堀井　祐次	Change!どぼく実行委員会　副委員長（堀井建設（株）専務取締役）
引地　彩	會津✿美 Lady
馬場　由布子	會津✿美 Lady
瀬戸　葵	會津✿美 Lady
木村　絵梨子	會津✿美 Lady
松浦　ヒサ子	會津✿美 Lady
田崎　歩	會津✿美 Lady

【福島県】

木村　善孝	福島県　土木部　建設産業室　主幹
斎藤　雅敏	福島県　会津若松建設事務所　企画調査課　課長
緑川　正樹	福島県　会津若松建設事務所　企画調査課　主査

（４）意見交換会の概要

- 建設業への入職のきっかけは、親族等の影響や小学生時代に観たテレビで街並に感銘を受け志した。
- 建設業は男性社会であるが、職場の男性同僚とのコミュニケーションにより、楽しく働けている。
- 季節関係なく外で働くことや、工期が迫れば休日も関係なく働くこともあり、きついと感じたこともあった。
- 結婚後仕事を続けるためには、周囲のサポートや理解が非常に大切である。しかし、子供がいれば仕事を続けていくことは困難だと考えている。
- 出産後に職場復帰している建設業女性従事者は非常に少ないと思う。
- 家庭と仕事を両立するためには、1 人当たりの業務量削減や余裕のある工期設定など改善が必要であると考えている。

・ 残業も多く、休日出勤も多いため、好きでなければ続けていけないと思う。
・ 高校や大学などの同期で建設に関する学科を卒業しても、入職している女性技術者は常に少ない。

【意見交換の状況】



５．人材確保の取組事例

【事例①】

組織名

Associated General Contractors of America

・ アメリカの最大･最古の建設業団体。アメリカ全土に 100 を超える支部組織がある。1918 年設立

・ 会員数は約 36,000 社（ゼネコン 8,000 社、専門工事業者 14,000 社、その他建設資材業者等 14,000 社）

取組概要

ネガティブなイメージである建設業のイメージアップ及び建設業の理解向上を目的とし、プログラムを提供している。なお、費用負担は AGC 加盟業者が負担し、学校や児童の費用負担はなし。

①「BUILD UP！」

・ 内容は図表 1 に示すとおり。

・ 対象を 5 学年としており、1998 年に開始された。

・ AGC が推進する Construction Futures 運動の第一段階であり、教育と地域活動の組み合わせを通じて、建設産業のイメージを向上させることを目的に設計されたプログラムである。

・ このプログラムは、ツールキットを使用して進められる。ツールキットは黄色の頑丈なプラスチック製工具箱で、プログラム実施に必要な資料・ブックレット・ビデオ・自宅で行う課題等が収められている。現在までに 9,200 個のツールキットを配布した。

②「ON SITE！」

・ 内容は図表 2 に示すとおり。

・ 対象を 6 ～ 8 学年としており、2000 年に開始された。

・ 実存の建設物での建設方法等の事例や、生徒に自分で橋や道路やビルやコミュニティを作るような活動が含まれている。

・ また、生徒は学校の授業で学んだ社会、科学、数学、国語の知識を関連付けて、このプログラムを実施する。

・ BUILD UP! よりも、建設業における職業が強調されている。

・ BUILD UP! と同様に、On Site! ツールキットを使用する。現在までに 1, 200 個のツールキットを配布した。

その他

・ ツールキット 1 セット（200 ドル）と高価である。

・ アメリカの National Education Standard に則しており、国語・算数・科学などの授業と関連付けしてプログラムを実施できる。

図表１　「BUILD UP！」の内容

課名	目的	時間
① Look Around	建物を特徴ごとに比較・分類する。地域の建物に対して慣れ親しませる。ビルドアップ！ポスターに慣れ親しませる。	2
② Built-In Basics	居住可能な建物のシステムを観察、分類する。水が建物内のパイプをどのように流れているのかを理解する。	1
③ Shape Up!	四角形、三角形、円の３つの幾何学形状について、どれが最も重さを支えられるか調べる。	2
④ Building the Gap	さまざまな橋の種類について知り、川や道路を渡る橋をデザインする。	2
⑤ Build it!	特定の材料を使って建物を計画し造る。	2
⑥ Balancing Act	建設に係わる環境問題を調べる。	1
⑦ Safety Zone	建設工事現場に結びついている危険に対する意識を持たせる。	2
⑧ Career Connections	建設産業に関連するさまざまな就業機会があることを児童に気付かせる。	2

図表２「ON SITE！」の内容

課名	目的	時間
① 建造物の世界	有名なビル、橋やその他の構造物について話し合った後、ビデオ「最も驚くべき構造物」を見る。見終わったら、構造物のさまざまな目的、設計と建設に伴う複雑さ、時間や近代化がどのように建設の方法を変化させたかについて議論する。最後の活動として、れんがやその他の重い建設資材を運ぶ大昔の方法がどんなものだったかを生徒に想像させる。	2
② フィールド・サーベイ	教師は生徒に４種類の建造物を提示する。生徒はグループでそれぞれの地域の建設物を観察する。（注意：工事中の現場でなく、完成した構造物のみを観察する。代替の課題は雑誌や新聞から写真や画像を切り抜く。）生徒は最終課題を造るためにグループで共同作業する。	2
③ 現代の道路	今日の日常生活で道路をどのように利用しているか議論した後、コンクリートや精巧な道路の発明を含む、古代ローマの現代への貢献について学ぶ。生徒は古代の方法と現代の道路建設の方法を比較対照し、自分たちで道路（模型）を作る。	2

④　道路や川を越える	生徒に橋の機能について議論させる。橋の５つのタイプについて学ぶ。それぞれのタイプの橋についての簡単な実演の後、グループでトラス橋の模型を作る。	2
⑤　形状と機能	生徒は、ドームや塔のようなさまざまな構造のタイプについて概観を得る。さまざまな種類の紙で実験をして、構造、デザイン、強度の間の相関関係を学ぶ。そして地域における構造物の調査やジオデシックドームの調査によって、構造における形（ジオメトリ）の役割を考える。	2
⑥　壁が立ち上がる	生徒に新しい構造物の建設に伴う段階（手順）について仮説を立てさせる。そしてさまざまな種類の構造物を立てる際の複雑さを比較対照する。生徒は空間、資材、コストの間の相関関係を学ぶため、特定のプロジェクトに必要な資材の合計を実際に計算する。最後に生徒は建設プロセスの各段階に関与する労働者のさまざまな役割について議論する。	3
⑦　自分の世界を作る	建設におけるさまざまな職種について概観した後、それぞれの職種がどのような技術や能力を必要とするかを議論する。生徒は自分の興味や能力を考慮した案内広告を書く。そして建設の将来について議論する。	1
⑧　建設業の役割	生徒を自治体、ハイウェイ、建設会社、ビルディングの４グループの役割に分け、建設業と地域においてそれぞれが果たしている役割について議論する。	2
⑨　展望	生徒は①から⑧まで学んだことを見直す。そして「理想の地域」を定義し、その地域を作るための建設産業の役割について議論する。建造物がどのように理想的なのかを説明する理論的根拠を含め、地域の「デザインプラン」を作るためにグループで作業する。	4

【事例②】

	活動主体	内容	対象者
学生向けコンテスト	NAHB（National Association of Home Builders）	・　50～75 チーム（1,000 人）の学生が、住宅建設工事のマネジメントを競う大会を開催し、建設会社の役員が審査する。	高校生

【事例③】

	活動主体	内容	対象者
学生向けコンテスト	AEM(Association of Equipment Manufacture)	・ 1 チーム 5～7 名の高校生が建設工事に関係する課題（交通インフラ、水インフラ問題等）の解決策を競う。なお全米 9 地区での予選後、全国大会を開催する。	高校生

【事例④】

組織名

National Association of Women In Construction

・ アメリカの建設業における女性就業者の地位向上・確立のための支援活動を行う非営利組織。1955 年設立。
・ 個人および企業が組織会員である。187 の支部組織を持つ。会員数 4,689。
・ 建設業についての教育にも注力しており、NAWIC Education Foundation という組織を有している。

取組概要

一般の人々に対する建設業界への興味・理解の促進を目的とし、NAWIC のメンバーが学校やガールズスカウトにプログラムを宣伝して、学校で活用してもらっている。なお、費用負担は、NAWIC が負担している。

①「Block Kids Program 」

・ 内容は図表 3 に示すとおり。
・ 小学１～６年生を対象としており、1989 年に開始された。
・ このプログラムは、参加者がブロック等を使用して作製した建造物の出来栄え等を競うコンテストである。参加者は思いのままの建造物を作成することができる。
・ 審査は、NAWIC メンバー、他の組織のメンバー、メディア等によって、既定の審査項目、インタビューで実施される。
・ コンテストは、Local 大会、地方大会（Regional ）、全国大会（National）がある。Local 大会での優秀作品が地方大会に、地方大会での優秀作品が全国大会へ進出し、全国１位、２位、３位を決める。

②「Building Design Program 」

・ 内容は図表 4 に示すとおり。
・ ６～９学年を対象としたプログラムで、1997 年に開始された。
・ このプログラムは、ある前提に基づき、家の設計・立地・モデル製作・積算・建設業の職業について学習する。
・ ２～５名のグループを組んで実施される。これにより、建設業はチームワークが重要

であること学ぶことができる。 ・ 学校の授業で学んだ数学・科学・コミュニケーションの知識を活かし、このプログラムで実際に使用することによって、さらに高めることができる。 ・ このプログラムの各段階で、生徒は活動の報告書を記すことになっている。これは、建設業では一般的な「業務日誌」の作成に通じる。
その他
・ 児童・生徒に対して教えるのは、基本的に学校の教師である。 ・ NAWIC のスタッフは、プログラム実施上のアシスタント的な立場である。 ・ Building Design Program は、学校の授業の中でできるようになっており、国語・算数・科学等の授業と関連付けてプログラムを実施できる。

図表 3 「Block Kids Program 」の審査及びインタビュー項目

審査項目
1. 独創性／創造性 2. 細部へのこだわり 3. 提供材料の使用 4. 口頭での発表 5. 熱意 6. 参加理由 7. ボーナスポイント
インタビュー項目
1. あなたのプロジェクト（造ったもの）は何ですか？ 2. これを造ろうと決めたとき、何を考えましたか？ 3. だれがこれを使用しますか？（これを使用して何をしますか？） 4. もう一度、作り直すとしたら、同じように造りますか？それとも変更したい部分がありますか？ 5. 違った型の建造物があることを知っていますか？ 6. 大きくなったら何になりたいですか？ 7. どうしてコンテストに参加しましたか？

図表 4 「Building Design Program 」の内容

前提条件
・ ある若いファミリーが、土地を購入し、そこに自分の家を建てようとしている。 ・ 建てようとする家には、家族３人のための、食堂・リビング・寝室・浴室が必要である。

・　リビングはできるだけ広い方がよいが、家全体で 1,000 平方 ft を超えてはいけない。 ・　予算は 25, 000 ドルで、これ以下で家を建てなければならない。 ・　購入した土地は都市圏（Urban area）にあり、周辺には小さな川が流れ、木々が多い。	
課名	目的
①　説明	・　以降の活動について、その目標・目的を説明する。 ・　生徒を、２～５名のグループに分ける。 ・　建設産業の概略について、ビデオを見せたり、話を聞かせたりする。
②　間取図（平面図）の作成	・　間取図（平面図）を大まかに描かせる。 ・　できるだけ多くのアイデア出させる。
③　間取図（平面図）作成の続き	・　最初に、屋根の種類と特徴を説明する。 ・　壁面と床面の高さを描かせる。（模型を作成するときの壁を想像させるために） ・　水道設備、収納、コンセント、暖炉等の設備の位置を決めさせる。
④　建築場所	・　家を建てる場所について考えさせる。
⑤　積算	・　材料の価格表を使用して、積算させ、材料積算書を完成させる。
⑥　模型作成	・　間取図を基に、モデルを製作させる。 ・　何故、その型の屋根にしたのかを説明させる。
⑦　模型作成	・　前課の続き
⑧　職業	・　建設（建築）に関連する様々な職業のビデオを見せる。（あるいは、建築会社・エンジニアリング会社を見学させる。ビデオに関係する職業人を呼んで、話をさせてもよい） ・　建設の職業について討議させ、見つけた５つの職業についてレポートを書かせる。
⑨　報告	・　以上の各レッスンで、生徒達が考えついたアイデア、答えを、最後に報告することを説明する。 ・　なぜ、その答えを選んだのか報告させる。
⑩　完成	・　評価に必要な成果・作品を提出させる。

【事例⑤】

組織名

Construction Industry Training Board（イギリス）

・ 建設業の入職者の訓練、入職促進、資格の付与等を一連して行い、建設業の人材育成を促進する半官半民の機関。
・ 約 61,000 社が CITB に加盟している。
・ CITB の活動の主要なテーマの一つに、建設業のイメージアップが挙げられている。

取組概要

建設産業のイメージ改善と建設技能に対する理解促進を目的としている。なお、イギリスでは、14 歳くらいになると自分が将来どんな職業に就くかを考え始める。従って、その前の段階で建設業界の正しい知識・情報を与えることが必要と考えている。

①キャンペーン

・ このキャンペーンは、不特定多数の若者及び大人を対象にしている。
・ キャンペーンは、ポスター（イメージ画）の作成とメディア（雑誌・新聞・ネット）の活用が中心である。
・ 児童向けに建設業界で働く若者の冊子を刊行、建設業における職業の説明冊子の作成をした。これらの資料は、学校の職業カウンセラーの使用にも耐える。

②「Construction Award Scheme」

・ ５～１４歳を対象としており、1990 年に開始された。
・ このプログラムは、学校の授業で学んだ数学・科学等の知識を使用した、建設に関連する実践的な活動が多い。また、National Curriculum Program（ナショナル・カリキュラム）に準拠しており、これに定める教科に関連した知識・技能を伸ばすことができる。
・ このプログラムでは、課題の単位を「ユニット」とし、それぞれがナショナル・カリキュラムの教科のテーマを導入あるいは補完できるように、教師が選択しやすく、生徒の年齢・活動時間に応じたそれぞれ別個の活動として設計されている。また、ナショナル・カリキュラムに関連付けられているので、教師が自分の教育計画を進める手助けにもなる。
・ 「賞（Award）」が設けられており、所定の数のユニットを履修することにより、金・銀・銅の賞が生徒に与えられる。
・ 2002 年には 6, 283 校、児童・生徒数約 135, 000 人がこのプログラムを体験した。

その他

・ CITB の各支部からその地域の全ての学校に対してキャンペーングッズを送付している。
・ Construction Award Scheme については、教師向けの説明会を開催し、興味のある教師

を通じて、学校で活用してもらう
・ CITB のスタッフや加盟業者は、プログラム実施上のアシスタント的な立場である
・ Construction Award Scheme の実施にかかる費用は、ＣＩＴＢが負担する。必要な資料・教材についてもＣＩＴＢが提供する。

【事例⑥】

組織名
ドイツ建設業中央会（中小企業を中心とした建設業団体）
取組概要
・ web サイトでの日常的な情報発信や２ヶ月毎に発行される広報誌「Direct」（比較的業界向け）を通じた情報発信 ・ 「建設を仕事に」というタイトルのＨＰ、「THE FUTURE'S IN YOUR HANDS」という見出しで始まる動画やインターネットゲームを通じ、を通じ、主にマイスターになり得る学生に向けて建設業への入職を促進。

【事例⑦】

組織名
ドイツ建設業中央連合会（大手企業を中心とした建設業団体）
取組概要
・ web サイトでの日常的な情報発信や３ヶ月毎に発行される広報誌「Bauindustrie/aktuell」（比較的一般向け）を通じた情報発信。 ・ 教育、ＰＰＰ、環境といったジャンル毎にパンフレットを作成。 ・ 「建設エンジニアになる」というタイトルのＨＰや「建設エンジニア」というパンフレットを通じ、主にギムナジウム（主に大学への進学を希望する学生が進学する学校）の生徒に向けて建設業への入職を促進。

【事例⑧】

	活動主体	内容	対象者
漫画による PR 強化	（一社）島根県建設業協会	・ 子供向けマンガ「夢まち探検隊」、幼児向け絵本「きかいは力もち」の制作	小学生

【事例⑨】

	活動主体	内容	対象者
ウェブサイトによる PR 強化	(株)コマツ	・ 子供向けＨＰ 「ケンケンキッキ」	小学生

【事例⑩】

	活動主体	内容	対象者
ラジオによる PR 強化	東北建設業協議会青年会連絡協議会	・ 番組「みんなで選ぼう！ とうほく 2000 」 誇りある建造物のＰＲ	大人

【事例⑪】

	活動主体	内容	対象者
テレビによる PR 強化	テレビ東京	・ 子供番組「のりものスタジオ（ボブとはたらくブーブーズ） 」	小学生

【事例⑫】

	活動主体	内容	対象者
現場見学による PR 強化	（公）土木学会等	・ 夏休みに「親子で学べる“道づくり”」ツアーを企画。（有料によるツアー）	小学生 4 年生以上

【事例⑬】

	活動主体	内容	対象者
体験により建設業の理解促進	（一社）岩手県建設業協	・ 職人技術体験（鉄筋、木造大工）、測量体験 ・ 学校で高所作業車、バックホウ、タイヤローラーの体験試乗	中学生

【事例⑭】

	活動主体	内容	対象者
体験により建設業の理解促進	（一社）秋田県建設業協会	・ イベント「ランドアート」での建設機械の体験試乗	小学生 中学生

【事例⑮】

	活動主体	内容	対象者
体験により建設業の理解促進	KCJ GROUP（株）（キッザニア東京）	・ 90 種類以上の本格的な設備や道具を使って、こども達は大人のようにいろいろな仕事やサービスを体験することができる。	小学生 中学生

【事例⑯】

	活動主体	内容	対象者
体験により建設業の理解促進	（株）コマツ	・ コマツ中伊豆テクノセンターでのバックホウ等の体験試乗な仕事やサービスを体験することができる。	小学生

【事例⑰】

	活動主体	内容	対象者
未経験者を対象とした育成センターの設置	（一社）兵庫県建設業協会	・ 建設系学科出身ではない若手に対して座学及び現場実習を行う「豊岡市建設技術者養成センター」を開設した。	失業中かアルバイトなどの非正規雇用の方

【事例⑱】

	活動主体	内容	対象者
新人教育	広島県を中心とする中小専門工事会社 24 社	・ 専門工事会社 24 社により共同で、職業訓練法人「広島建設アカデミー」を設置し、新人教育を実施。 ・ 工業高校への「出前授業」によりミスマッチを防ぐ取組を実施。	新入社員 高校生

【事例⑲】

	活動主体	内容	対象者
新人教育	東海 4 県の建設業協議会	・ 若年者の定着に向けた、新入社員、若手社員を対象とした研修の実施、高校生向け研修会等を実施。	新入社員 高校生

【事例⑳】

	活動主体	内容	対象者
若手教育体制の強化	山口県工務店（社員 41 名）	・ 「若手社員の 5 年間の育成方針」の設定や外部研修を活用したスキルアップ。	新入社員高校生

【事例㉑】

	活動主体	内容	対象者
若手教育体制の強化	福島県・（一社）福島県建設業協会	・ 県内若手技術者の教育訓練支援を実施。	若手

【事例㉒】

	活動主体	内容	対象者
合同説明会	福島県・（一社）福島県建設業協会	・ 県内建設企業による合同就職説明会の実施。	高校生・大学生等

【事例㉓】

	活動主体	内容	対象者
処遇改善アドバイザリー	福島県・（一社）福島県建設業協会	・ 社会保険労務士等の専門家が建設業者からの個別相談に応じる事業	企業

出典）各建設業協会 HP、国土交通省資料、建設経済研究所経済レポート No.64

「地域建設産業のあり方検討委員会（福島県）」報告書

平成 28 年 3 月発行

【編著　発行】

一般財団法人　建設業情報管理センター

〒104－0045　東京都中央区築地 2 丁目 11 番 24 号（第 29 興和ビル 7 階）

TEL　03（5565）6191

FAX　03（5565）6240

URL　http://www.ciic.or.jp/

一般財団法人　建設業技術者センター

〒102－0084　東京都千代田区二番町 3 番地（麹町スクエア 4 階）

TEL　03（3514）1256

FAX　03（3556）0340

URL　http://www.cezaidan.or.jp/

本書の全部又は一部を無断で複写複製（コピー）することは、
著作権法で定める例外を除き、禁じられています。